

文教厚生常任委員会次第

令和4年2月21日（月）午後1時
於 大会議室

1 開 会

2 議 事（こども局関係）

(1) 付託された議案の審査

議案（1件）

議案第12号 令和3年度明石市一般会計補正予算（第10号）

※ 資料参照 …………… 上坂 児童福祉課長

(2) その他

3 閉 会

以 上

議案第12号関連資料

子育て世帯への臨時特別給付金給付事業について

1 目的・趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育て世帯を支援する観点から、全国一律の支援として、高校生までの子どもがいる世帯に対し児童1人当たり10万円相当の給付を行うこととされましたが、所得制限があることにより、児童を養育している方の所得が一定以上ある場合、給付の対象外となっております。

このたび、国の補正予算の成立に伴い、地方創生臨時交付金を財源として所得制限により給付の対象外となる世帯に給付金を支給することが可能とされたことを踏まえ、市独自の取り扱いとして所得制限を撤廃し、すべての児童に給付金を支給しようとするものです。

2 事業の概要

(1) 所得制限の撤廃

所得制限により、給付の支給対象外となる世帯（配偶者及び児童2人を扶養親族等にしている場合、主として児童を養育している方の年収が960万円以上の世帯）に給付金を支給する。

(2) 対象件数

世帯数	児童数
約3,000世帯	約4,000人

(3) 補正予算額

項目	補正予算額
給付金	400,000千円
事務費	1,400千円

※ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用

3 実施スケジュール（予定）

日程	内容
令和4年2月	<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページ等で広報 対象者へ支給案内を送付 申請受付開始
3月	<ul style="list-style-type: none"> 給付金の支給開始（3月上旬） 申請が必要となる、児童が高校生以上の世帯等については、申請受付後に速やかに支給します。

文教厚生常任委員会次第

令和4年3月10日（木）午前10時
於 大会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 感染対策局、こども局関係

① 付託された議案の審査

議案（7件）

議案第13号 令和3年度明石市一般会計補正予算（第11号）〔分割付託分〕

…………… 上田 あかし保健所副所長

…………… 鈴木 こども育成室長

※ 資料参照 …………… 酒本 保健予防課長

議案第7号 明石市立学校条例の一部を改正する条例制定のこと

※ 資料参照 …………… 岩倉 企画担当課長

議案第8号 明石市こども総合支援条例の一部を改正する条例制定のこと

※ 資料参照 …………… 柗 相談支援担当課長

議案第9号 明石市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例制定のこと

※ 資料参照 …………… 新家 明石こどもセンター総務課長

議案第27号 令和4年度明石市一般会計予算〔分割付託分〕

…………… 上田 あかし保健所副所長

…………… 鈴木 こども育成室長

議案第37号 令和4年度明石市病院事業債管理特別会計予算

…………… 河谷 感染対策局次長（医療連携担当）
兼医療連携担当課長

議案第38号 令和4年度明石市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

…………… 上坂 児童福祉課長

② 報告事項（7件）

ア 一般財団法人あかしこども財団の公益財団法人への移行について

※ 資料参照 …………… 田川 子育て支援課長

イ 幼児教育・保育施設における使用済み紙おむつの保護者持ち帰りの廃止について

※ 資料参照 …………… 岡部 利用担当課長

ウ 待機児童対策等の取り組みについて

※ 資料参照 …………… 勝見 待機児童対策担当課長

エ 明石市新型コロナワクチン接種事業の実施状況について

※ 資料参照 …………… 丸山 感染対策局次長

オ 新型コロナウイルス感染症の対応について

※ 資料参照 …………… 深見 感染症対策担当課長

カ あかし健康プラン21（第3次）の策定について

※ 資料参照 …………… 高橋 健康推進課長

キ ひきこもり地域支援センターの設置など相談支援体制の充実について

※ 資料参照 …………… 安富 相談支援担当課長

③ その他

……………（理事者入れ替え）……………

(2) 福祉局、教育委員会関係

① 付託された議案・請願の審査

ア 議案（6件）

議案第13号 令和3年度明石市一般会計補正予算（第11号）〔分割付託分〕

…………… 岸川 福祉政策室長

…………… 田辺 教育委員会事務局次長（管理担当）

議案第18号 令和3年度明石市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

…………… 高林 介護保険担当課長

議案第2号 明石市認知症あんしんまちづくり条例制定のこと

※ 資料参照 …………… 牛津 高齢者・障害者相談支援担当課長

議案第 6 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定のこと

※ 資料参照 …………… 金井 学校教育課長

議案第 27 号 令和 4 年度明石市一般会計予算〔分割付託分〕

…………… 岸川 福祉政策室長

…………… 田辺 教育委員会事務局次長（管理担当）

※ 資料参照 …………… 中田 福祉局次長（福祉科準備担当）

議案第 34 号 令和 4 年度明石市介護保険事業特別会計予算

…………… 高林 介護保険担当課長

イ 請願（1 件）

〔新 規〕

4. 2. 21 号 第 2 号	「沖縄戦戦没者の遺骨等が点在されないように遺骨収集を更に迅速に行うことを求める意見書」を国に提出するよう求める請願	千住 啓介 竹内 きよ子 楠本 美紀 家根 敦子 谷坂 祐太 宮出 晶三 雲谷 聡子	明石市西明石町 1 丁目 出口 幹郎 他 1 名
---------------------	---	--	-----------------------------

② 報告事項（6 件）

ア 明石市第 4 次地域福祉計画について

※ 資料参照 …………… 長谷川 地域福祉担当課長

イ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業実施スケジュール等について

※ 資料参照 …………… 中川 生活支援室課長

ウ 「第 3 期 あかし教育プラン」の策定について

※ 資料参照 …………… 田辺 教育委員会事務局次長（管理担当）
兼総務課長

エ 個々の特性に応じた特別支援教育の充実について

※ 資料参照 …………… 金井 学校教育課長

オ 市立中学校における「明石市標準服」の導入について

※ 資料参照 …………… 小和 児童生徒支援課長

カ 2022年度（令和4年度）組織改正案について

※ 資料参照 …………… 岸川 福祉政策室長

③ その他

3 あいさつ

- (1) 正副委員長
- (2) 市理事者

4 閉 会

以 上

議案第13号 関連資料

令和3年度明石市一般会計補正予算（第11号）について

新型コロナウイルス感染症については、これまでより感染力の強い、新たな変異株であるオミクロン株の流行が急速に広がり、1月には第6波に突入しました。

本市においては、第5波に引き続き、疫学調査や自宅療養者の健康管理等の保健所業務について、全庁的な応援体制だけでなく民間の派遣会社を通じて看護師を確保すること等で対応しており、また、急激な感染拡大に伴う行政検査数や入院患者数の増加が見込まれていることから、これらの感染拡大防止対策にかかる所要の経費を用意する必要があるため、補正予算として計上するものです。

1. 補正内容

(1)委託料

①要求額 440,000千円 ※うち国補助 287,350千円

②積算方法 今年度の不足見込額 (A-B) × 2 (※)

※第5波までの月別陽性者数について、令和3年8月の1,001人が最多であったが、令和4年1月の陽性者数見込み(1/28時点)が約2,000人であるため、2倍で見込む。

項目	内 訳		執行見込額計	現計予算額	補正要求額	
			A	B	≒ (A-B) × 2	
PCR検査関係	行政検査委託料 保健所以外で実施するPCR検査にかかる委託料					
		4～10月執行済額	11～3月執行見込額			
	医療機関	140,676千円	154,000千円 [社保：20,781千円×5月≒104,000千円 国保：4,260千円×5月≒30,000千円 後期：2,335千円×5月≒20,000千円]	353,917千円	187,007千円	333,000千円
	民間検査会社	17,741千円	41,500千円 (≒8,290千円×5月)			
	合計	158,417千円	195,500千円			
	高齢者施設新規入所者等検査委託料 1,258千円(4～11月執行済) + 1,000千円(≒194千円×4月)		2,258千円	17,000千円	▲14,700千円	
人材確保関係	保健師・看護師派遣委託料 陽性患者や濃厚接触者の健康観察・相談対応等を行う保健師や看護師(6～16人/日)の派遣にかかる委託料 91,159千円(4～11月執行済) + 86,000千円(≒21,410千円×4月)		177,159千円	115,000千円	120,000千円	
	検体採取医師派遣委託料 新型コロナウイルス感染症疑い患者の検体採取に関する医師派遣業務にかかる委託料 217千円(4～11月執行済) + 1,000千円(≒130千円×4月)		1,217千円	400千円	1,700千円	
計			534,551千円	319,407千円	440,000千円	

(2)扶助費

①要求額 60,000 千円 ※うち国補助 45,000 千円

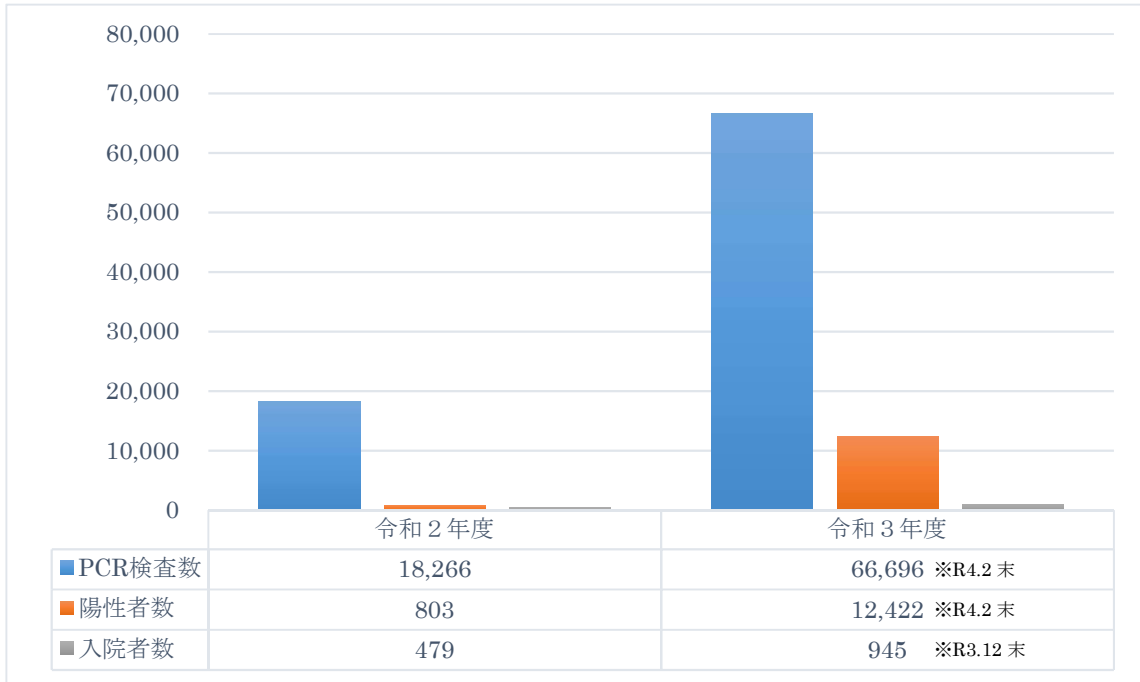
②積算方法 今年度の不足見込額 (A-B) × 2 (※)

※第5波までの月別陽性者数について、令和3年8月の1,001人が最多であったが、令和4年1月の陽性者数見込み(1/28時点)が約2,000人であるため、2倍で見込む。

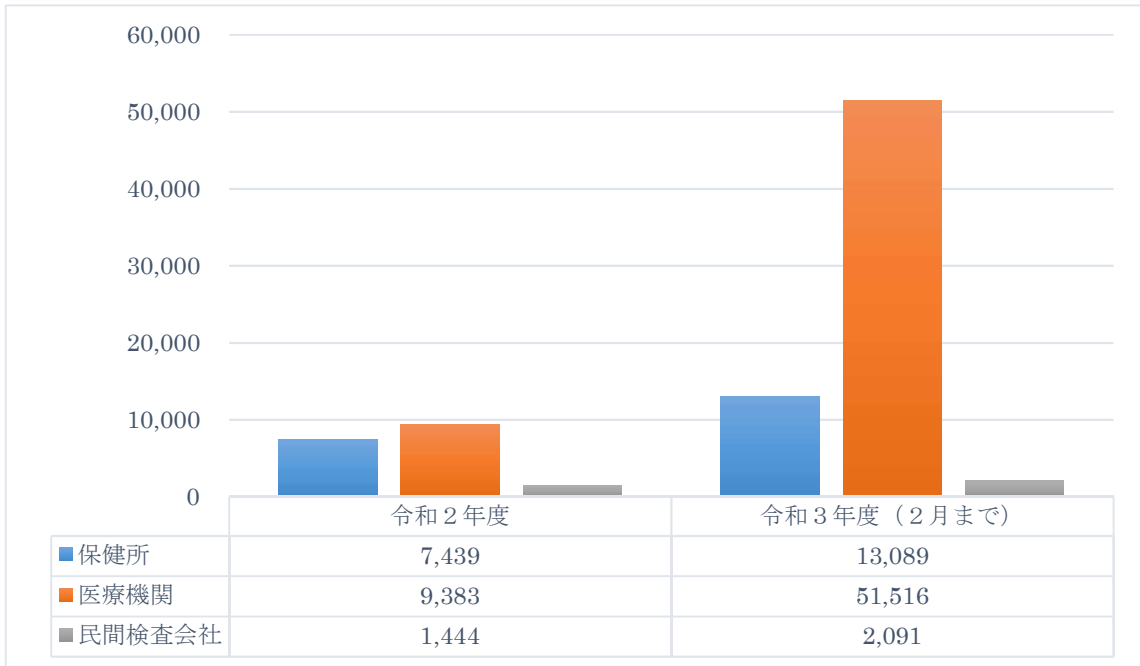
項目	内 訳	執行見込額計	現計予算額	補正要求額
		A	B	≒ (A-B) × 2
入院費用関係	入院費用公費負担			
	本市からの勧告に基づき指定医療機関に入院した陽性者の入院費用のうち、保険診療を除く自己負担分を公費負担する。 81,426 千円 (4~11 月執行済) + 115,800 千円 (12~3 月見込) [社保 : 19,673 千円 × 4 月 ≒ 78,700 千円 国保 : 5,811 千円 × 4 月 ≒ 24,000 千円 後期 : 3,264 千円 × 4 月 ≒ 13,100 千円	197,226 千円	169,000 千円	60,000 千円
計		197,226 千円	169,000 千円	60,000 千円

1. 年度別比較

①PCR 検査数・陽性者数・入院者数（件）

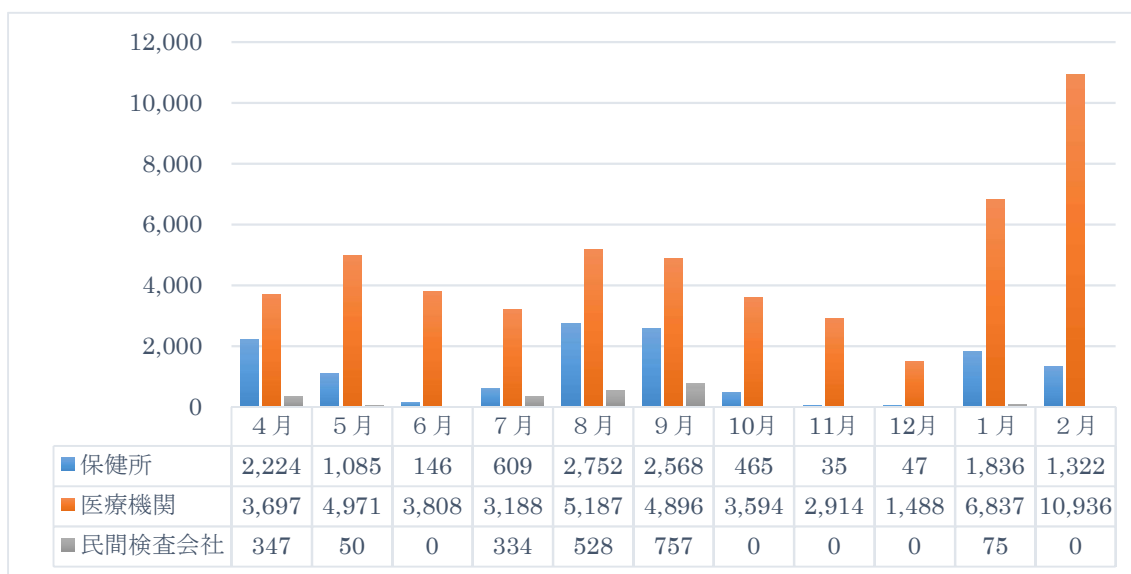


②実施機関別 PCR 検査数（件）



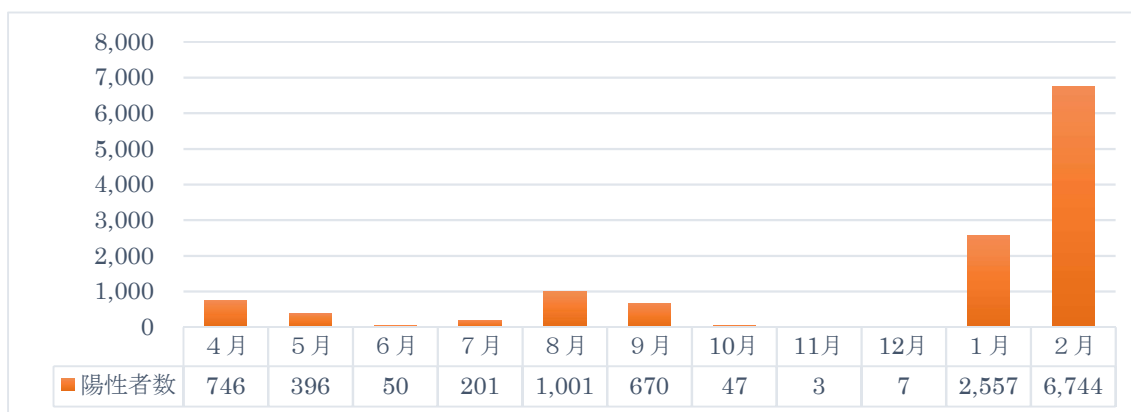
2. 令和3年度月別比較

①実施機関別 PCR 検査数 (件)

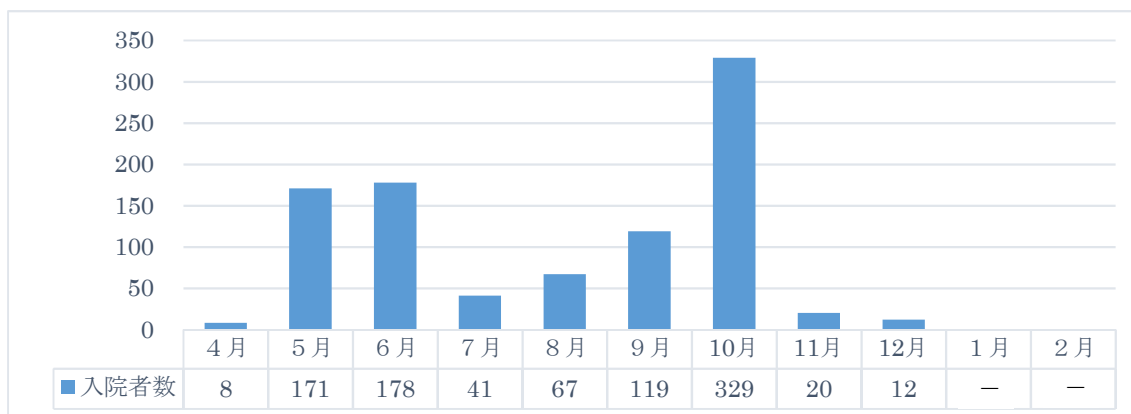


※医療機関1・2月分は暫定値

②陽性者数 (件)



③入院者数 (件)



文教厚生常任委員会資料
2022年(令和4年)3月10日
こども局こども育成室

議案第7号関連資料 明石市立学校条例の一部改正について

1 改正の目的

市立幼稚園のモデル園（大久保南幼稚園、二見北幼稚園）を幼稚園型認定こども園として認定することに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 改正する条例

明石市立学校条例

幼稚園型認定こども園は、引き続き学校教育法上の学校であることから、学校条例の改正を行います。

(2) 改正の内容

市立幼稚園のモデル園を幼稚園型認定こども園として認定することに伴い、保育の必要な事由の認定(2号認定)を受けた児童にかかる延長保育料を新たに規定します。(第4条・第6条・別表第7関係)

なお、幼児教育・保育の無償化の対象となるため、実質保護者負担はありません。

内容	保育料の額
保育短時間認定に係る園児が延長保育を利用する際の延長保育料	月額4,000円を限度として規則で定める額

3 施行期日

令和4年4月1日

議案第8号関連資料

明石市こども総合支援条例の一部改正について

1 改正の目的

ヤングケアラー及び一時保護、施設入所等の措置を受けたこどもへの支援について定めるため、条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) ヤングケアラー（家事、家族の世話、介護等に関し過度な負担を対価なく強いられているこども）への支援について規定【新設】

（家事、家族の世話、介護等を行うこどもへの支援）

第18条 市は、家事、家族の世話、介護等を対価なく行うこどもが過度な負担を強いられることのないよう、これらのこどもが健やかに成長するための環境を整備するために必要な施策を講ずるものとする。

(2) 一時保護又は施設入所等の措置を受けたこどもへの支援について規定【新設】

（一時保護又は里親等委託若しくは施設入所措置を受けたこどもへの支援）

第19条 市は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の規定により一時保護が行われたこども又は同法第27条第1項第3号若しくは同条第2項の規定により里親等に委託され、若しくは施設に入所したこどもの有する意見表明権をはじめとする権利を保障し、その権利が不当に制限されることのないよう、必要な施策を講ずるものとする。

3 検討の経過

令和3年10月 明石市社会福祉審議会社会的養護部会 意見聴取

11月 明石市社会福祉審議会・こどもの権利擁護部会 意見聴取

令和3年12月～ パブリックコメント

令和4年2月 明石市社会福祉審議会 意見聴取

4 審議会意見・パブリックコメントの実施結果

(1) 審議会意見

社会福祉 審議会	・第19条（新設）の表題について、対象となるこどもを明記した方がよい。 ・意見表明権をはじめとする権利については、「保障する」という表現が望ましい。
社会的 養護部会	・ヤングケアラーに対する支援については、相談できる体制づくりに加え、アウトリーチによる体制が望まれる。
こどもの権利 擁護部会	・こどもの権利擁護に関しては、こどもの小さな声を拾っていく意義ある取組なので、普遍的な権利擁護制度として条例化して継続する必要があると考える。

(2) パブリックコメントの実施結果

① 実施期間 令和3年12月15日（水）～令和4年1月14日（金）

② 意見件数及び内容 意見はありませんでした。

5 施行期日 公布の日

議案第9号関連資料

明石市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1 改正の目的

民法の一部改正（平成30年6月20日法律第59号）により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことに伴い、児童福祉法の親権に係る規定が改正されたため、規定の整備を図ることについて、条例の一部を改正しようとするものです。

2 条例の趣旨

本条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164条）第45条第1項の規定に基づき、児童福祉施設（児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設のうち、同項に規定する幼保連携型認定こども園以外のものをいう。）の設備及び運営に関する基準を定めるものです。

<対象となる児童福祉施設>

助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター

3 改正の概要

○ 懲戒に係る権限の濫用禁止（第12条）の一部改正

児童福祉法において、「児童」とは「満18歳に満たない者」と規定されています（児童福祉法第4条）。

本条例第12条の「児童等」とは、児童福祉法第6条の2第1項に規定される「児童又は児童以外の満20歳に満たない者」を表しますが、民法改正により「児童以外の満20歳に満たない者」は成人となり、本条例の引用条文である児童福祉法第33条の7において、「児童等」を「児童」に改める改正が行われます。

これに伴い、本条例についても同様の改正を行うものです。

4 施行期日

令和4年4月1日（民法改正法の施行年月日）

一般財団法人あかしこども財団の公益財団法人への移行について

1 公益財団法人への移行の目的

あかしこども財団については、一般財団法人として設立し、地域のすべてのこどもの健やかな育ちを地域みんなで応援する社会を実現するために、市民や各種団体、事業者、関係機関等と連携しつつ、地域におけるこども支援活動等を推進してきました。

設立から3年が経過した現在、今後の社会経済情勢の変化や将来的なあり方等を考えると、事業規模の拡大とそれに伴う組織基盤の構築や、持続性のある効率的かつ安定的な事業経営が求められるところです。

そのような中、SDGsの理念を踏まえ、市民、事業者、各種団体、市とのパートナーシップのもと、民間からの寄附・助成等の社会資源の創出や活用により、更なる発展をめざすとともに、あかしこども財団の対外的な信頼性を高め、こども支援活動の推進を図ることを目的として、公益財団法人へ移行します。

2 公益財団法人の実施事業

- (1) 地域におけるこども支援活動への市民等の参加を促すとともに、その資質の向上を図ることに係る事業
- (2) 地域におけるこども支援活動を行うものへの支援に関する事業
- (3) 地域におけるこども支援活動を行うもの同士の連携協力の促進に関する事業
- (4) 放課後等におけるこどもの健全な育成に関する事業
- (5) こどもの最善の利益を最優先する支援を行うための専門的知識及び実践的支援技術の習得に資する事業
- (6) 児童相談所児童福祉司スーパーバイザーを育成する立場にある指導的職員へのブロック研修事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

3 その他

あかしこども財団の理事会及び評議員会の決議を経て、令和4年2月に内閣府へ公益認定申請書を提出しています。

内閣府の認定を受けた後、新法人へ移行します。

幼児教育・保育施設における使用済み紙おむつの保護者持ち帰りの廃止について

保育施設等における使用済み紙おむつの処理方法について、保護者の持ち帰りが衛生面で問題になっており、また、保護者や現場で働く保育士等の負担にもなっているところですが、そのため、市立保育所等においては、令和2年度から自園処理に変更したところですが、市立幼稚園においては保護者の持ち帰りとしており、また、市内の民間保育施設については、施設によって対応が異なっているところです。

つきましては、下記のとおり、市内保育施設等の使用済み紙おむつの保護者の持ち帰りを廃止するとともに、おむつ処理に係る保護者の実費負担をなくすことで、保護者や保育士等の負担軽減を図ります。

記

1 市内の民間保育施設（87施設）の使用済み紙おむつの処理状況（令和3年9月現在）

- | | |
|-----------------------|-------------|
| ・ 保護者の持ち帰り | 15施設（17.2%） |
| ・ 自園処理（保護者負担なし 施設が負担） | 58施設（66.7%） |
| ・ 自園処理（保護者負担あり） | 14施設（16.1%） |

2 実施内容

(1) 使用済み紙おむつの保護者持ち帰りの廃止

保護者や保育士等の負担軽減や衛生面への配慮から、市立幼稚園及び民間保育施設における使用済み紙おむつの保護者持ち帰りを廃止し、施設が自園処理を行います。

(2) 自園処理する民間保育施設への助成

自園処理をする施設について、0、1、2歳の児童1名につき、公立保育所で締結している委託契約を参考に基準額（児童1名につき、年額1,500円）を算出し、市が補助を行うことで、おむつ処理に係る保護者の実費負担をなくし、保護者の負担軽減を図ります。

3 実施時期

2022年4月（予定）

4 予算措置

11,750千円

待機児童対策等の取り組みについて

本市では、平成28年度から待機児童解消に向けた緊急対策を行い、5年間で約5,300人の受入枠増を図ってきましたが、保育所利用希望者の大幅な増加により、令和3年4月1日現在で149人の待機児童が発生しています。今年度の施設整備により、約600人の受入枠を確保できる見込みですが、令和4年4月の待機児童数は、昨年度に比べ減少するものの、1歳～3歳児に一定数発生する見込みです。

このような状況を踏まえ、令和4年度は300人の受入枠の拡充計画を立て施設整備を行うとともに、市立幼稚園の活用を図ることで、待機児童対策に取り組めます。

【参考：就学前児童数と認可保育所等の申込児童数等の推移(2018～)】(単位：人)

	2018.4	2019.4	2020.4	2021.4	2022.4	2023.4
就学前児童数(A)	16,745	17,049	17,233	17,071	17,138	17,034
受入枠	5,863	7,085	7,488	8,564	9,165	9,465
申込児童数(B)	7,149	7,729	8,265	8,451	9,059	9,345
保育所等申込率(B/A)	42.7%	45.3%	48.0%	49.5%	52.9%	54.9%

※受入枠は、子育て安心プランの利用定員数から、幼稚園預かり保育事業の枠を除いた数値。

1 受入枠の拡充【令和4年度予算額 1,605,436千円】

保育所等の整備計画及び過去5年間の実績は以下のとおりです。

計 画	①保育所等の新設、増築3か所	186人
	②小規模保育事業所の設置6か所	114人

受入枠拡充 状況	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	+786人	+952人	+1,929人	+423人	+1,205人	+613人

**6年間で受入枠5,908人拡充
2016年(平成28年)4月1日から約2.3倍**

【参考：今年度の施設整備状況】

NO	内容	施設数	合計
1	保育所※	4	207
2	認定こども園	2	183
3	小規模保育事業所	4	72
4	市立幼稚園の幼稚園型認定こども園移行	2	60
5	企業主導型保育事業	3	79
6	幼稚園3歳児保育拡充	2	12
	受入枠合計	17	613

※小規模保育事業所から保育所に移行した園1園、増員した園1園含む。

なお、現在待機児童となっている児童を、緊急臨時的に受け入れているあかし保育ルーム西新町園について、令和4年4月の待機児童の状況を踏まえ令和5年4月以降の事業継続の必要性を検討します。

2 保育士確保と質の向上【令和4年度予算額 396,392千円】

保育士の確保、定着、専門性向上に向けた施策を引き続き実施することで、子どもにとって良好な保育環境を整えるために必要不可欠である保育士の量の確保及び質の向上に取り組みます。

具体的には、これまで実施してきた、市内私立保育所等に勤務する保育士に対する経済的支援や私立保育所等に対する処遇改善事業、保育士総合サポートセンターを活用した就業支援事業などの保育士確保策を引き続き実施するとともに、就職フェア（福祉職と同時に実施予定）や研修などについては新型コロナウイルス対策を十分に講じたうえで実施します。

また、保育所の職場環境向上に取り組む法人に対する支援も引き続き実施します。

明石市新型コロナワクチン接種事業の実施状況について

新型コロナウイルスの感染拡大防止及び重症化予防を図るため、ワクチンの接種を進めており、現在の実施状況を報告いたします。

1 接種概要

	1・2回目	3回目
(1) 対象	5歳以上の市民 ・5～11歳：2022年3月5日接種開始	2回目接種を受けた18歳以上の市民
(2) 接種間隔	ファイザー、ファイザー(5～11歳用)の場合 ・1回目接種から3週間後に、 2回目接種	2回目接種から6か月以上経過
(3) 会場・ ワクチン	① 12歳以上 ・個別接種(明石医療センター) ・集団接種(あかし市民広場、 あかし保健所) →いずれもファイザー ② 5～11歳 ・個別接種(23医療機関) →ファイザー(5～11歳用)	○個別接種(約120医療機関) →ファイザー、武田/モデルナ ○集団接種(あかし市民広場、あかし保健所) →武田/モデルナ ○市民病院(障害などにより他の会場で 接種が難しい人及び付添者) ・対象：同病院で1・2回目の接種を 受けた人(約510人) ・時期：2022年2/26(土)、2/27(日)、 3/5(土)、3/6(日)、3/27(日) →ファイザー ※医療従事者、高齢者施設等の入所者・ 従事者などは、各医療機関・施設等で 接種(2021年12月～2022年3月)
(4) 接種券	① 12歳以上(発送済み) ② 5～11歳 ・2022年2月25日発送済み ・4歳：5歳になる前月下旬に発送	2回目接種から ・6か月经過前に到着するよう、順次 対応
(5) 予約方法	① 12歳以上 ・専用予約システム、専用ダイヤル ② 5～11歳 ・各医療機関に電話等で直接予約	・専用予約システム、専用ダイヤル ・おまかせ予約(日時指定方式) 80歳以上の希望者 約7,500人に 実施済み(2022年2～3月の土日、 集団接種会場)
(6) 接種期限	2022年9月末	
(7) 市独自の 財政支援	個別接種について、土曜日を休日並みの接種単価に引き上げ ・診療時間内2,070円・診療時間外2,800円→いずれも4,200円へ	

2 接種状況（3/7時点）

(1) 年代別

年代	対象者数(人)	1回目		2回目		3回目	
		接種者数(人)	接種率	接種者数(人)	接種率	接種者数(人)	接種率
65歳以上	79,534	75,258	94.6%	74,981	94.3%	50,342	63.3%
60～64歳	16,111	15,064	93.5%	15,036	93.3%	2,420	15.0%
50～59歳	40,677	37,582	92.4%	37,454	92.1%	4,048	10.0%
40～49歳	44,485	37,144	83.5%	36,955	83.1%	3,639	8.2%
30～39歳	37,265	30,385	81.5%	30,117	80.8%	2,780	7.5%
20～29歳	30,637	23,897	78.0%	23,655	77.2%	1,997	6.5%
12～19歳	21,780	15,301	70.3%	14,853	68.2%	43	0.2%
不明（死亡等）	—	1,610	—	1,430	—	30	—
12歳以上	270,489	236,241	87.3%	234,481	86.7%	65,299	—
全人口	304,382	236,241	77.6%	234,481	77.0%	65,299	21.5%
18歳以上	254,154	224,017	88.1%	222,748	87.6%	65,299	25.7%

※対象者数は、2021.1/1時点（住基人口からの推計）

接種者数は、ワクチン接種記録システム（VRS）の登録実績に基づく数値

(2) 会場別

会場	1回目	2回目	3回目
明石市会場（個別接種、集団接種）	190,737人 (80.7%)	189,186人 (80.7%)	57,876人 (88.6%)
明石市以外（市外医療機関、国県の大規模接種、職域接種）	45,504人 (19.3%)	45,295人 (19.3%)	7,423人 (11.4%)

※医療従事者、高齢者施設等の入所者・従事者などの各医療機関・施設等での接種を含む。

新型コロナウイルス感染症の対応について

新型コロナウイルス感染症のオミクロン株の市中感染が、県内で令和3年12月末に初めて確認されて以降、感染が急拡大し第6波に突入しました。

オミクロン株は非常に感染力が強いため、本市におきましても、2月10日に1日に400人を超える陽性者が確認されるとともに、保育園、学校、医療機関、福祉施設等においてもクラスターが多数発生しました。

また、国はオミクロン株の特性を踏まえ、濃厚接触者の待機期間や、陽性者の退院基準・療養解除基準等について度々変更したこともあり、その度に保健所は対応を迫られ、現場が混乱した時期もありました。

第6波の感染状況及びあかし保健所の対応について報告いたします。

1 明石市の新型コロナウイルス感染症発生状況

資料1

2 医療提供体制等

市内のコロナ入院病床としまして、5医療機関51床を確保しました。また後方支援病院として、13の医療機関において、コロナ病床入院中の患者で、国の退院基準を満たしているものの、継続して治療が必要となった方の転院を受けていただいています。転院の調整は、入院病院、後方支援病院、明石市医師会及びあかし保健所間のメーリングリストにて、速やかに実施できる体制をとっています。

しかしながら、1月末から2月中旬の感染ピーク時には、高齢者施設でクラスターが相次いで発生した影響で、入院が必要な高齢者が増加し、病床がひっ迫しました。一旦、状態悪化時に入院加療後、医師の判断により施設に戻って療養いただくなどして、病床を確保するよう努めました。

3 自宅療養者への対応

患者急増に伴い、県の方針（※）で、軽症・無症状の方は、自宅療養をお願いしましたが、多い日で、2,000人を超える方が自宅療養された時期もありました。

高齢の方、基礎疾患がある方、呼吸器症状や発熱などの症状が継続する方には、国の健康管理システムを用いて、スマートフォンや自動で架かる電話にて体調を確認したり、保健所が必要時パルスオキシメーターを貸し出し、看護師または保健師が電話や訪問にて健康観察を行なっています。

また、状態悪化時に入院先がすぐに確保できない場合もあり、その間、往診可能な医療機関にご協力いただき、自宅や施設にて、解熱剤等の投与、点滴による補液、酸素濃縮器の設置等の処置をしていただきました。肺炎等の精密検査が必要な方の診察

や検査ができる医療機関も確保してきました。

※症状に応じた適切な療養の実施に向けての県の方針

- ① 中等症（概ねⅡ程度）以上の者は入院
- ② 中等症（概ねⅠ程度）患者は宿泊療養施設での療養
- ③ 軽症・無症状者は自宅での療養

4 あかし保健所の対応について

(1) 職員体制の強化

保健所内での職員の応援はもとより、緊急の人事異動をはじめ、本庁から保健師、事務職員の応援、消防局からの職員派遣、民間派遣人材の活用、県立大学からの看護教員の応援を受けるなど、最大で100人を超える体制で対応してきました。

(2) 業務の重点化・効率化

患者急増で、保健所業務がひっ迫したため、入院等の治療が必要な方に速やかに対応するため、1月中旬から県の通知に基づき、高齢の方、基礎疾患のある方や、診断した医療機関よりハイリスクであると連絡を受けた方の疫学調査を優先的に実施しました。具体的には、医療機関からの情報を踏まえ、若年層を中心に、基礎疾患、重症化リスクのない方については、ショートメールを活用し、明石市ホームページで療養中の注意点や療養解除について案内するとともに、患者自らWEB上で疫学調査の間診票を入力できるようにすることで、対応の迅速化、業務の効率化に努めてきました。

その結果、陽性者へのファーストタッチについて、概ね、発生届受理日もしくはその翌日に行ない、早期の健康観察や早期治療の介入が必要な方に、医療機関と連絡を密にしながら迅速に対応しているところです。

(3) 相談体制の充実

感染拡大に伴いコロナ相談ダイヤルへの相談件数も急増してきたため、職員を増員し、電話回線を4から6回線に増設し、携帯電話も使用するなど、1件でも多く相談がとれるよう努めています。

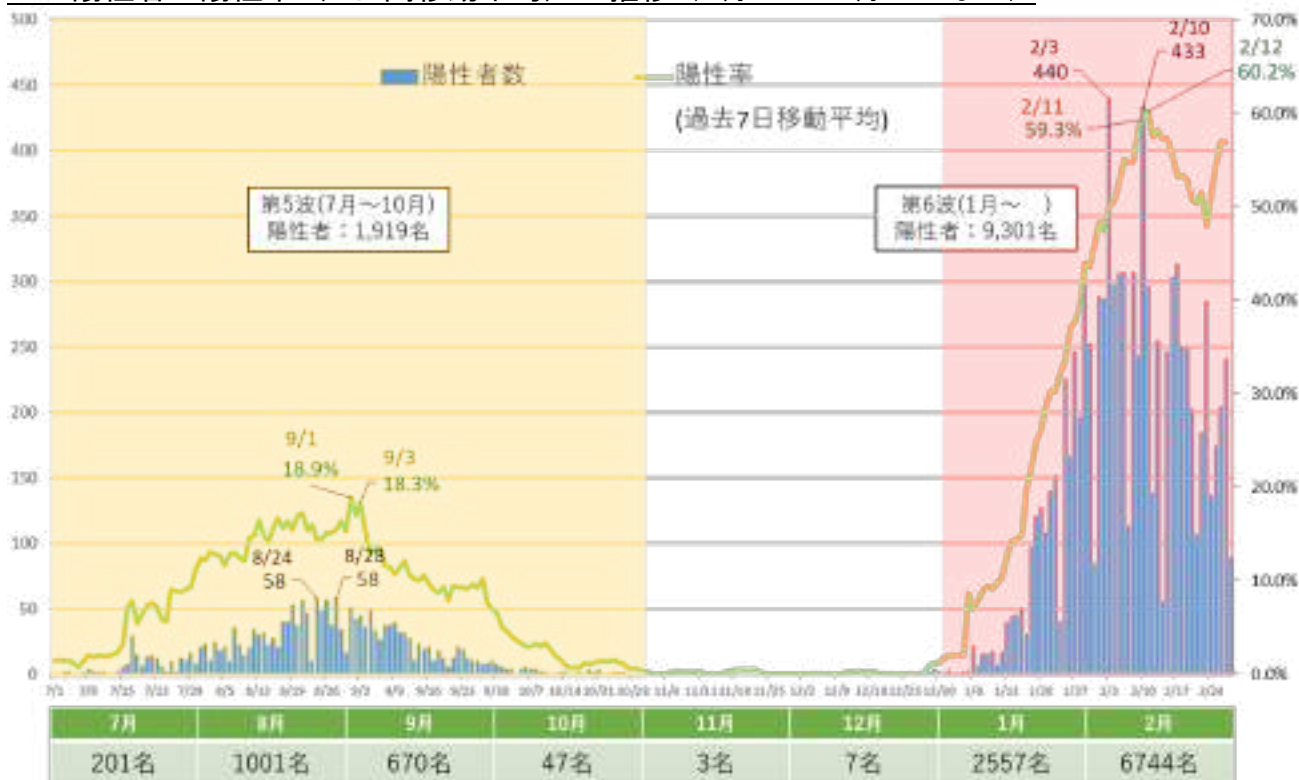
明石市の新型コロナウイルス感染症発生状況

1 検査数・陽性者の状況 (2月28日発表時点) ※以降公表日ベース

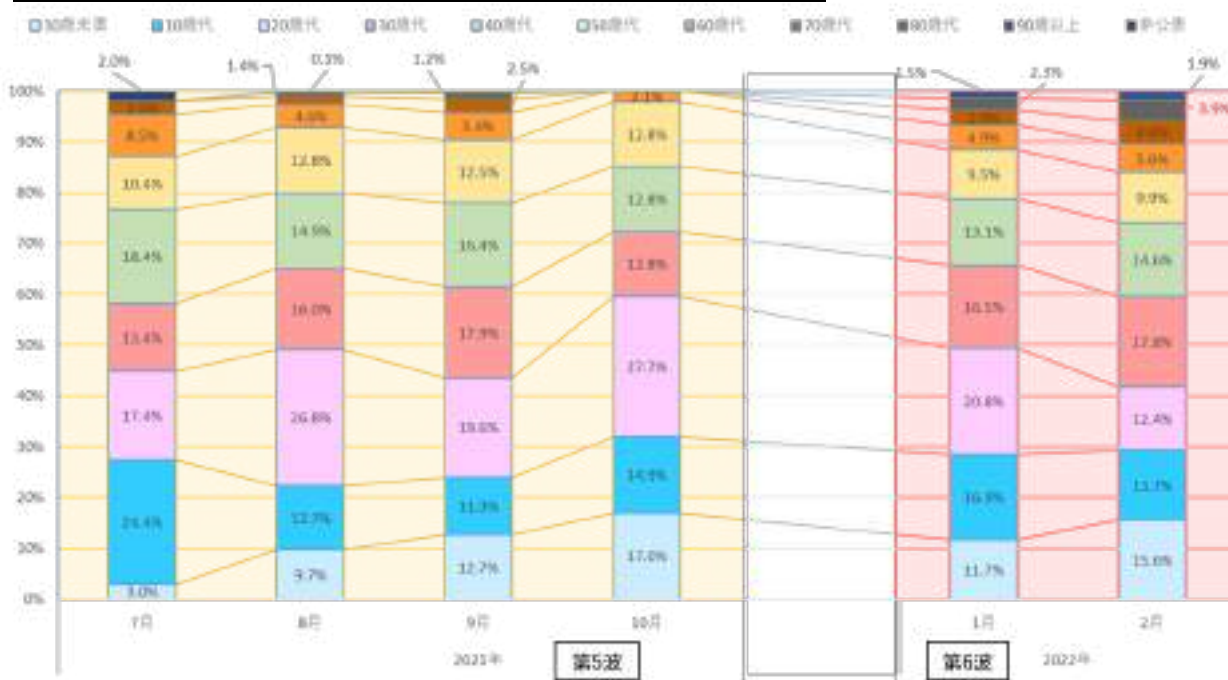
検査数 (累計)	陽性者 (累計)	入院中	入院調整中	宿泊療養中	自宅療養 調整中	自宅療養中	退院・退所 (累計)	死亡 (累計)
74,858	13,226	98	0	21	0	1,307	11,718	87

※退院・退所人数には、療養期間経過者及び他市対応依頼済みの患者を含む。

2 陽性者・陽性率 (7日間移動平均) の推移 (7月1日~2月28日まで)



3 陽性者の年代別構成の推移 (7月1日~2月28日まで)



4 小児（15歳以下）感染の状況（7月1日～2月28日）

第5波						第6波	
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
32	149	118	9	0	0	492	1,651
308				0		2,143	

5 死亡者数の推移（7月1日～2月28日）

月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
死亡者	0	2	4	0	0	0	1	23
	6 (致死率 0.31%)				0		24 (同 0.26%)	
うち 65歳以上	0	0	3	0	0	0	1	22
	4 (致死率 4.82%)				0		23 (同 2.10%)	

6 クラスターの発生状況（7月1日～2月28日）

■ 第5波（種別）

No	種別	件数
1	学校・園	5件
2	福祉（高齢者・障害）関連施設	1件
3	行政施設	1件
4	スクール・ジム	1件
5	医療機関	1件
合計		9件

■ 第6波：1月以降（種別）

No	種別	件数
1	学校・園	40件
2	福祉（高齢者・障害）関連施設	14件
3	児童福祉施設	1件
4	医療機関	4件
5	行政施設	1件
合計		60件

7 その他（兵庫県の入院病床数・宿泊療養室数） ※2月28日時点／県 HP 参照

区分	確保病床等	患者数	使用率
入院	1,499	1,014	67.6%
（うち重症対応）	142	43	30.2%
宿泊	2,411	355	14.7%

あかし健康プラン21（第3次）の策定について

令和3年12月の文教厚生常任委員会で報告しました「あかし健康プラン21（第3次）素案」について、パブリックコメントを実施し計画を取りまとめましたので、別添のとおり報告いたします。

1 あかし健康プラン21（第3次）の概要

(1) 計画の期間

2022年度（令和4年度）から2030年度（令和12年度）の9年間

(2) 基本理念

『みんなの力であかしの健康をつくりだそう』

～未来を変える 健康づくりの My ルーティン～

(3) 重点的な取組

○生活習慣病の発症予防及び重症化予防

○次世代を中心とした食育の推進

○要介護への移行を防ぐ早期からのフレイル対策

※7つの分野における取組と、それを横断するライフステージごとの取組について、具体的に提案しています。

2 パブリックコメントについて

(1) 実施期間

2021年（令和3年）12月15日（水）から2022年（令和4年）1月17日（月）

(2) 結果

① 件数：1人1件

② 内容：現計画の評価に関する資料を後半にまとめ、計画の内容を先に記載するほうがわかりやすいのではないかと。

3 主な変更点

(1) 市民が健康づくりの取組に活用しやすいよう、具体的な取組内容を前半に記載し、現計画の評価に関するアンケート結果を資料編として計画の後段に集約しました。

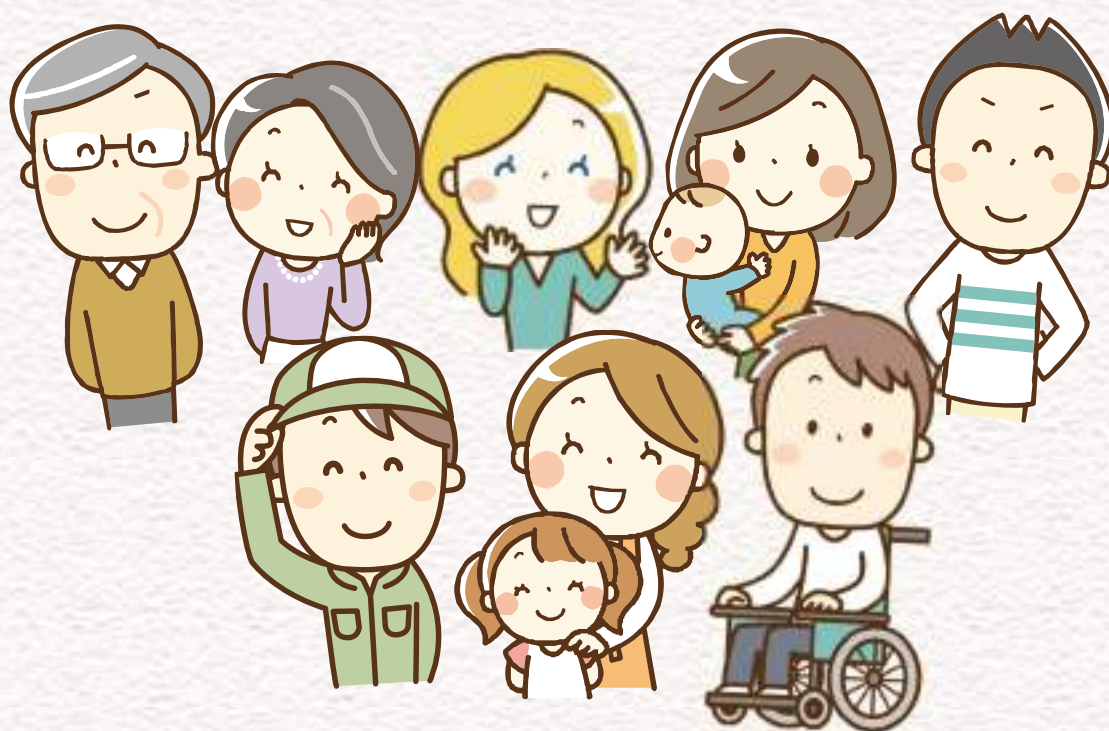
(2) 「第5章 計画の推進」、「資料編」を新たに追加しました。

4 市民への周知等について

市ホームページへの掲載や広報あかし等で周知を行います。

また、本計画の概要版を作成し、地域における健康教室でも周知に努めるとともに、健康づくりを実践していただくための教材としても活用していきます。

あかし健康プラン21 (第3次)



みんなの力であかしの健康をつくりだそう

～未来を変える 健康づくりの My ルーティン～

令和4年3月
明石市



目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	4
第2章 明石市における健康の状況	5
1 統計からみた市民の状況	5
2 前計画の最終評価	11
第3章 あかし健康プラン21（第3次）の目指す姿	12
1 基本理念と目標	12
2 基本方針	14
3 新たな健康づくりの戦略	15
4 分野別・ライフステージ別の取組	16
5 計画の概要	17
6 数値目標	18
第4章 市民・地域・行政による健康づくり	19
1 全世代共通の健康づくり	19
（1）健康診査と健康管理	19
（2）身体活動・運動	21
（3）歯の健康	23
（4）たばこ	25
（5）アルコール	27
（6）こころの健康	29
（7）栄養・食育推進	31
2 ライフステージに特化した健康づくり	35
（1）次世代の健康づくり	35
（2）青年期・壮年期の健康づくり	38
（3）高齢期の健康づくり	40

第5章 計画の推進 **43**

- 1 計画の推進体制 43
- 2 計画の進行管理 43

資料編 **44**

- 1 明石市健康と生きがいアンケート調査の結果 44
- 2 用語集 67
- 3 関連指標 76
- 4 健康づくりに関する行政・関係団体の取組一覧 83
- 5 明石焼体操（ご当地体操） 102
- 6 策定経過 103

1 計画の趣旨

本市は、「こどもを核としたまちづくり」・「すべての人にやさしいまちづくり」を掲げ、国に先駆けた市民に寄り添う施策を展開してきた結果、人口増加を起点とする好循環が生まれ、他の自治体では例をみない成長を遂げてきました。さらに、より市民に身近な自治体を目指して平成30年度には中核市へ移行し、市民の命と健康を守る拠点として「あかし保健所」を設置するなど、健康づくりの取組の強化を図ってきました。

また、平成23年（2011年）3月に策定した「あかし健康プラン21（第2次）」においては、「みんなで取りくむ健康づくり ～元気なまち あかし～」を基本理念に掲げ、市民を主体とした健康づくりの取組を推進してきました。特に、地域において健康づくりを推進する市民ボランティア（あかし健康ソムリエ）の育成や地域特性に応じた健康づくりを展開することで、校区まちづくり組織において健康づくり部門が設置されるなど、自助・共助・公助の取組が体系化され、市民の健康づくりが一層加速されました。さらに、平成29年3月には食育基本方針（第2次）をとりまとめ、「食文化の継承」、「食環境への配慮」、「望ましい食習慣の確立」を柱に、明石の恵まれた海産物や温暖な気候に育まれた農産物も活かして、食育を推進してきました。

近年、社会環境の変化により、健康に対する価値観が多様化するとともに、生活習慣の変化による悪性新生物（がん）、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病を中心とした疾病の予防が求められています。加えて、高齢化の急速な進展による認知症や寝たきりの要介護者の増加が予測されるなど、今後の市民の生活に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

こうしたなか、「健康寿命の延伸」を主な目的として、国では平成25年度に『健康日本21（第2次）』がスタートし、また、令和元年5月には「健康寿命延伸プラン」がまとめられました。健康寿命延伸プランは、①健康無関心層も含めた予防・健康づくりの推進、②地域・保険者間の格差の解消に向けた取組を推進するものです。また、令和3年度の『第4次食育推進基本計画』において、食育を国民運動として推進することとなりました。

令和元年には、海外で確認された新型コロナウイルス感染症が日本でも急速に広がり、感染者が爆発的に増加したことを受けて、これまでの働き方や生活様式などが見直されるなど私たちを取り巻く環境が大きく変化しました。そして、それをきっかけ

に、こころの不調や高齢者のフレイル（虚弱）の進行など、健康への影響が深刻化しています。

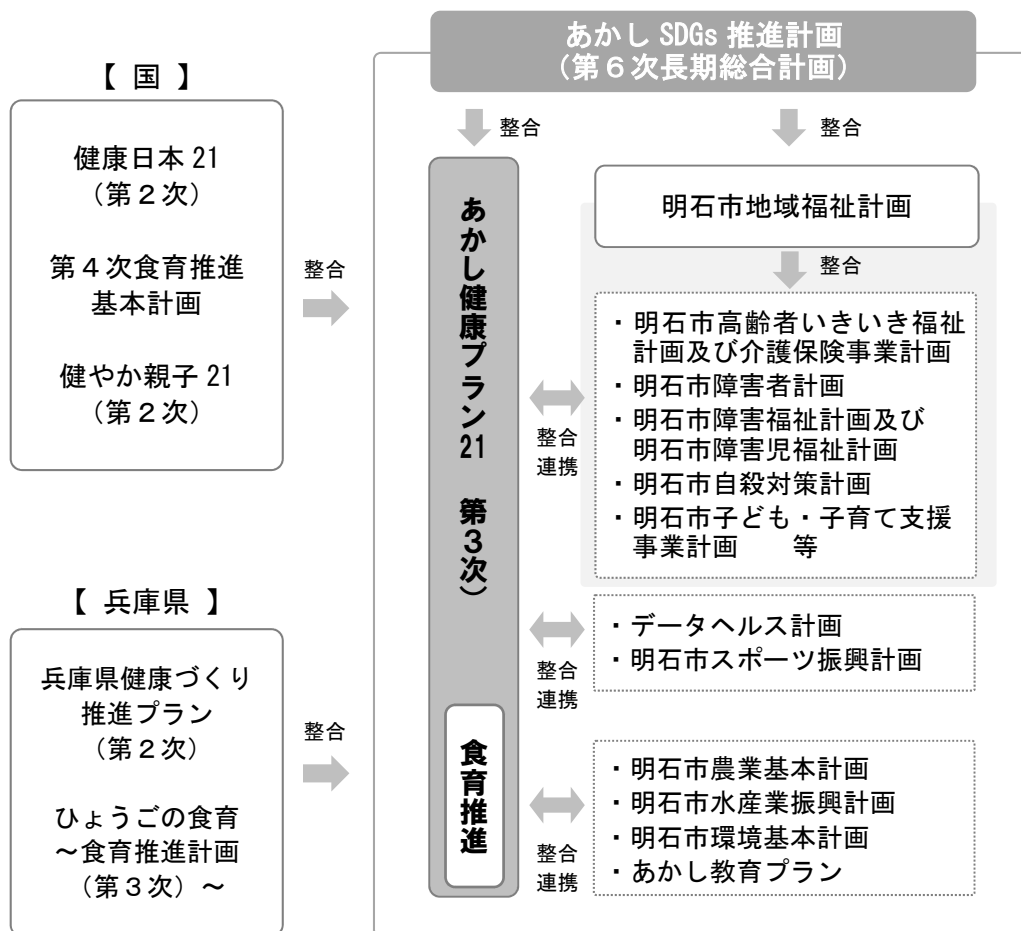
このような社会情勢の変化やこれまでの取組の成果や課題を踏まえ、全ての世代の人たちが住み慣れた明石で、いつまでも安心して健やかに過ごせるよう、市民と行政が一体となって健康づくりに取り組む「あかし健康プラン21（第3次）」を策定します。

2 計画の位置づけ

（1）法的な位置づけ

本計画は、健康増進法第8条第2項に基づく「市町村健康増進計画」、及び食育基本法第18条に基づく「市町村食育推進計画」であるとともに、国の健康づくり運動「健康日本21（第2次）」にも即した計画です。

また、本市の最上位計画である「あかしSDGs推進計画（第6次長期総合計画）」を推進する個別計画の一つとしても位置付けており、その他各種個別計画との連携を通じて、市民の健康増進につながる効率的・効果的な事業の展開を図っていきます。








(2) SDGsの理念との整合

本市では、SDGsの理念を踏まえた「あかしSDGs推進計画(第6次長期総合計画)」において、2030年のあるべき姿として「SDGs未来安心都市・明石」の実現を掲げ、持続可能で誰一人取り残さないまちづくりに向けて取り組んでいます。

本計画においても、SDGsの17のゴールのうち、「2 飢餓をゼロに」・「3 すべての人に健康と福祉を」・「4 質の高い教育をみんなに」・「12 つくる責任 つかう責任」・「17 パートナースhipで目標を達成しよう」の5つを念頭に、市民・地域・行政がともに協力し、全ての市民の健康づくりを進め、目標の達成を目指します。

「あかし健康プラン21(第3次)」に関連する主なSDGsの目標

	目標	内容
	2 飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
	3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
	4 質の高い教育をみんなに	すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。
	12 つくる責任 つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する。
	17 パートナースhipで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

出典：外務省「持続可能な開発のための2030アジェンダ」

コラム

SDGsとは、Sustainable Development Goalsの略で「持続可能な開発目標」と訳され、2015年の国連サミットで採択された2030年までの世界共通の目標です。

17の目標・169のターゲットがあり、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指しています。

明石市は2020年7月に「SDGs未来都市」に選定され、SDGsの目標達成に向け、取組を進めています。



3 計画の期間

本計画は、令和4年度から令和12年度までの9年間^{※1}です。中間年である令和7年度（2025年度）に見直しを行います。

計画の期間

令和 2年度 (2020年度)	令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)	令和 6年度 (2024年度)	令和 7年度 (2025年度)	令和 8年度 (2026年度)	令和 9年度 (2027年度)	令和 10年度 (2028年度)	令和 11年度 (2029年度)	令和 12年度 (2030年度)
		あかし健康プラン21（第3次）								
あかし健康プラン21（第2次）	1年延長 ^{※2}									
明石市食育基本方針（第2次）	1年延長 ^{※2}									
					中間評価					最終評価

※1 あかしSDGs推進計画（第6次長期総合計画）」の計画期間に合わせています。

※2 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、市の最上位計画である第5次長期総合計画（2011～2020年度）の計画期間が1年延長されたことに伴い、前計画も1年延長しています。



明石市における健康の状況

1 統計からみた市民の状況

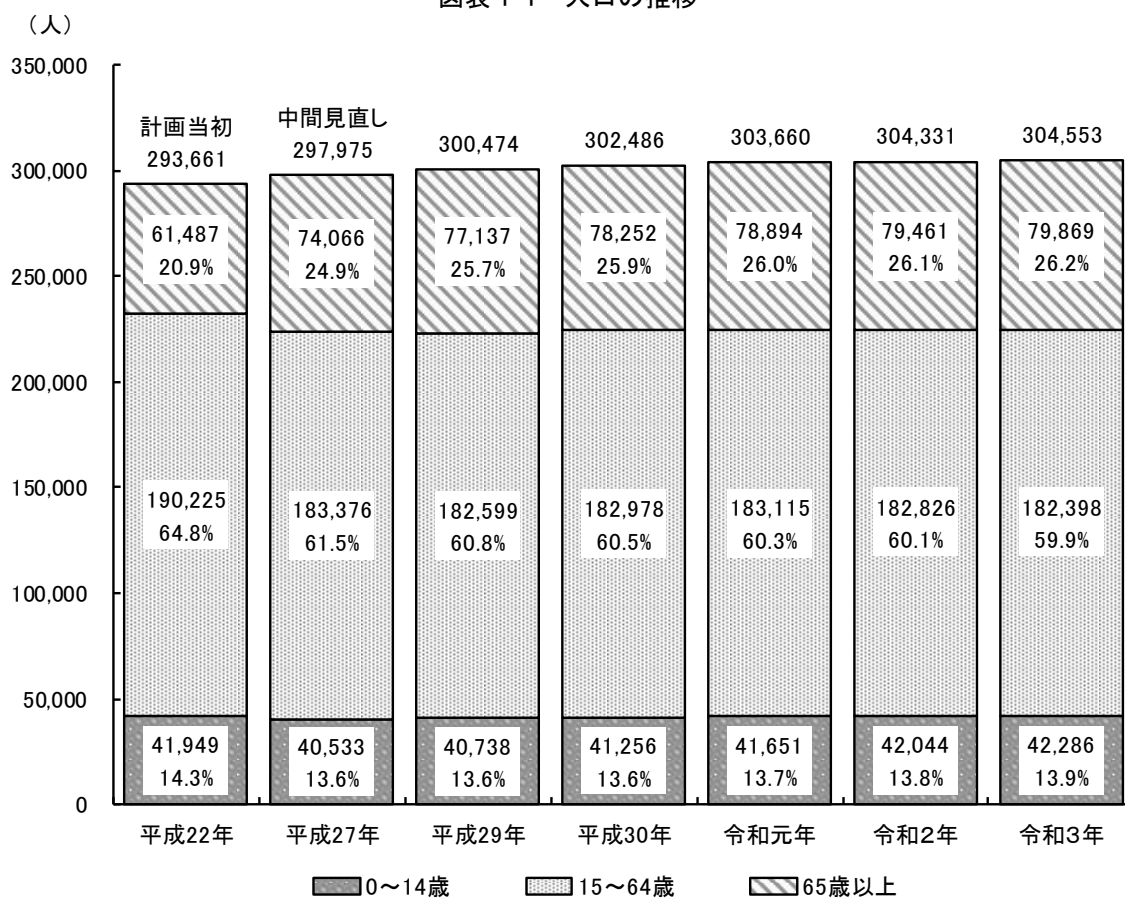
(1) 人口動態

① 人口の推移

本市の人口は、年々増加傾向となっています。人口の内訳をみると、65歳以上人口は本計画を開始した平成22年から比較すると増加が続いており、近年は0～14歳人口も増加しているものの、15～64歳人口については減少傾向にあります。

また、人口に占める年齢3区分の割合については、高齢者人口が占める割合が年々増加するなど、人口内訳と同様の傾向が見られます。

図表 1-1 人口の推移



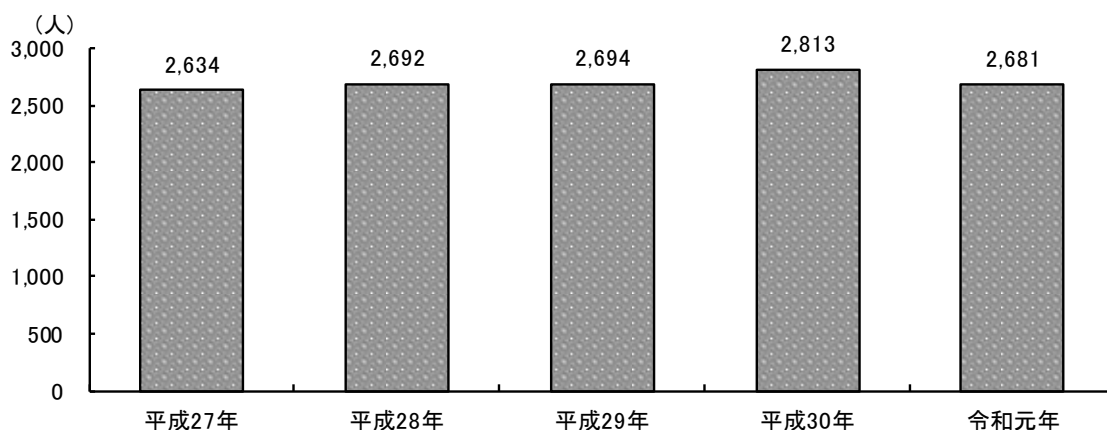
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

② 出生の状況

本市の出生数をみると、平成30年までは増加していましたが、令和元年は2,681人と減少しています。

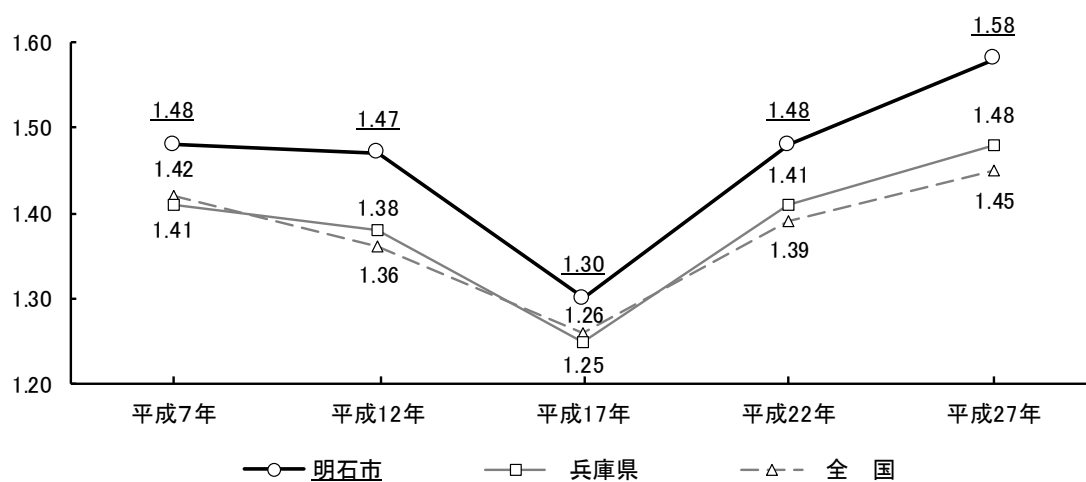
合計特殊出生率は、兵庫県、国と比較すると高い水準で推移しています。また、近年は増加傾向にあり、平成27年には1.58となっています。

図表 1-2 出生数の推移



資料：保健統計年報（兵庫県）

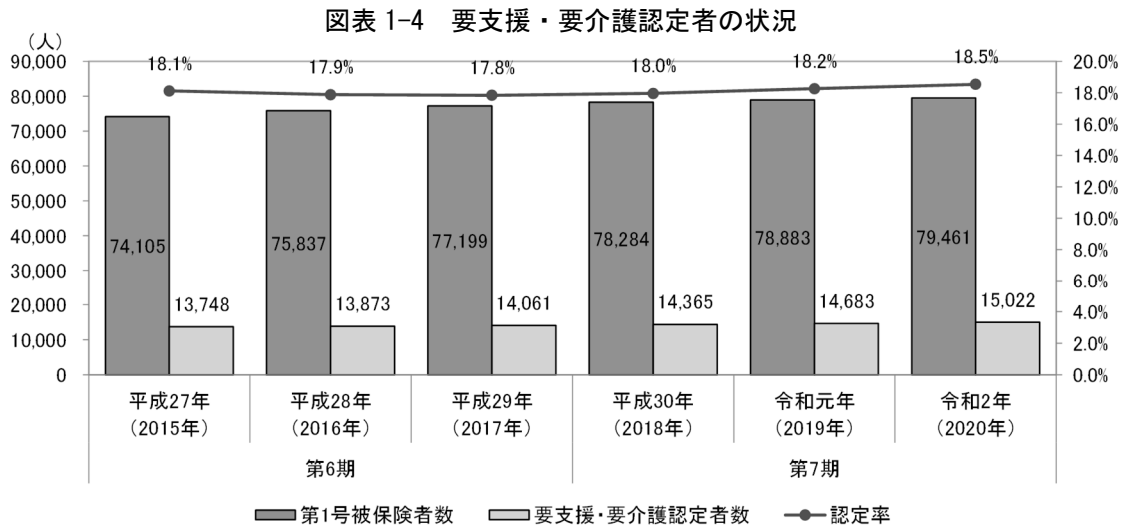
図表 1-3 合計特殊出生率の推移



資料：令和元年保健統計年報（兵庫県）

(2) 要支援・要介護認定者の状況

本市の要支援・要介護認定者数は年々増加しており、令和2年で15,022人となっています。また、認定率も平成30年以降上昇しており、令和2年で18.5%となっています。



資料：第8期高齢者いきいき福祉計画及び介護保険事業計画

(3) 主要死因別死亡数等の状況

① 主要死因別死亡数と死亡率

本市の主要死因別死亡数と死亡率*の第1位は悪性新生物(がん)となっており、次いで、心疾患、脳血管疾患となっています。その中で、脳血管疾患の死亡率は兵庫県を上回っています。

図表 1-5 主要死因別死亡数と死亡率

順位	傷病名	明石市		兵庫県	
		死亡数 (人)	死亡率	死亡数 (人)	死亡率
1	悪性新生物 (がん)	869	286.2	16,494	307.2
2	心疾患	404	133.0	8,677	161.6
3	脳血管疾患	275	90.6	4,193	78.1
4	老衰	226	74.4	4,738	88.2
5	肺炎	190	62.6	3,699	68.9

資料：令和元年保健統計年報 (兵庫県)

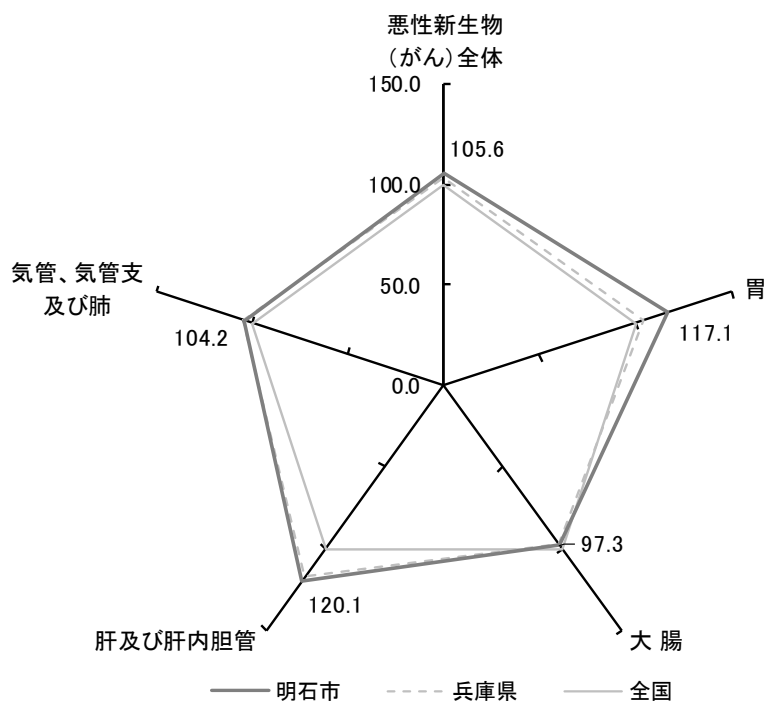
*死亡率：この表の死亡率は粗死亡率であり、人口10万人当たりの死亡数である。年齢調整をしていないため、若年者が多いと低くなる傾向がある。



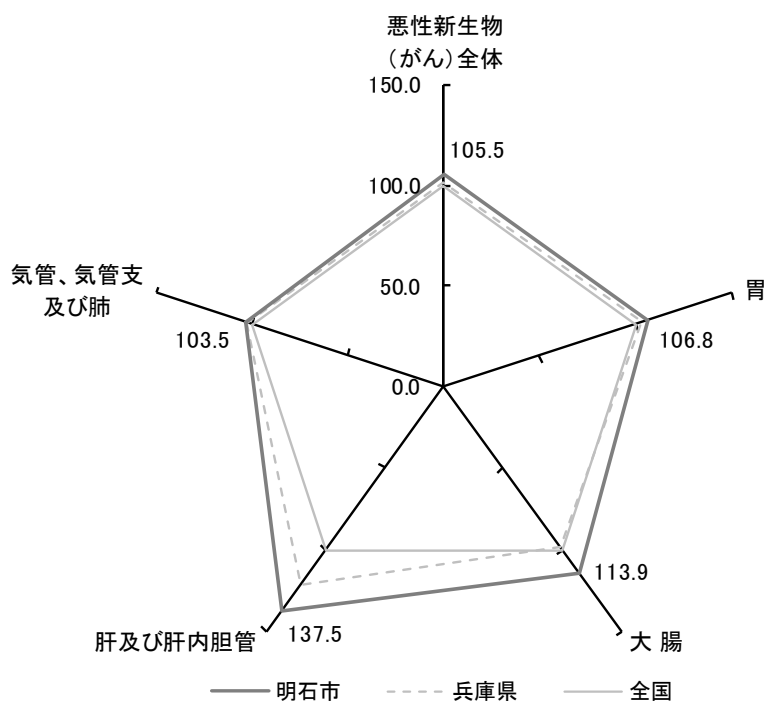
② 悪性新生物（がん）の標準化死亡比

本市の悪性新生物（がん）の標準化死亡比は、男性は兵庫県・国と比べ胃が高く、国に比べ肝及び肝内胆管が高くなっています。女性は兵庫県・国と比べ肝及び肝内胆管、大腸が高くなっています。

図表 1-6 悪性新生物（がん）の標準化死亡比（男性）



図表 1-7 悪性新生物（がん）の標準化死亡比（女性）



資料：人口動態保健所・市区町村別統計（平成 25 年～平成 29 年）

(4) 生活習慣病等の受診状況

生活習慣病等の受診状況をみると、高血圧症、糖尿病、脂質異常症が上位を占めています。また、高血圧症、糖尿病については、兵庫県、国に比べ高くなっています。

図表 1-8 被保険者千人当たりのレセプト件数（生活習慣病外来）

単位：件

順位	疾患名	明石市	兵庫県	国
1	筋・骨格	84.167	72.459	66.980
2	高血圧症	76.023	73.922	70.383
3	糖尿病	53.328	50.766	47.511
4	脂質異常症	48.795	49.435	44.279
5	精神	37.571	33.425	34.693
6	悪性新生物（がん）	24.412	23.209	20.901
7	狭心症	4.786	4.762	4.801
8	脳梗塞	4.206	3.570	3.513
9	脂肪肝	1.392	1.232	1.122
10	高尿酸血症	1.272	1.394	1.505
11	動脈硬化症	0.508	0.662	0.614
12	心筋梗塞	0.307	0.349	0.293
13	脳出血	0.257	0.203	0.203

資料：国保データベース（令和2年度）



(5) 健康寿命

健康寿命は、寝たきりや認知症により介護が必要な状態ではない「生活が自立している期間の平均」のことを指しています。男性が80.87年、女性が86.23年と平成27年に比べていずれも健康寿命は伸びています。

図表 1-9 健康寿命の比較

		平均寿命①		健康寿命②		差 (①-②)	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性
明石市	令和元年 (a)	81.32年 ^{※1}	87.24年 ^{※1}	80.87年	86.23年	0.45年	1.01年
	平成27年 (b)	80.7年	87.0年	79.6年	83.8年	1.1年	3.2年
	伸び ((a) - (b))	0.62年	0.24年	1.27年	2.43年	▲0.65年	▲2.19年
兵庫県 県健康増進課 調べ ^{※2}	平成30年 (c)	81.7年	87.8年	80.3年	84.6年	1.4年	3.2年
	平成27年 (d)	81.1年	87.2年	79.6年	84.0年	1.5年	3.2年
	伸び ((c) - (d))	0.6年	0.6年	0.7年	0.6年	▲0.1年	0.0年

※1 平均寿命については、平成27年は生命表、令和元年は「健康寿命の算定プログラム 2010～2019年（厚生労働科学研究）」を用い、平成30年～令和2年の3か年の人口動態統計により算出。

※2 兵庫県健康増進課調べ

コラム

健康寿命に関する主な指標（厚生労働科学研究による）は、3種類あります。

- ①日常生活に制限のない期間の平均
- ②自分が健康であると自覚している期間の平均
- ③日常生活動作が自立している期間の平均

明石市では、③「日常生活動作が自立している期間の平均（要介護2～5の認定者を「不健康」、それ以外の人を「健康」として算出したもの）」を用いています。

2 前計画の最終評価

評価：◎…目標達成 ○…目標は達成していないものの改善 ×…目標未達成

	分野	項目・指標	平成 22年度 当初値	平成 27年度 目標値	平成 27年度 中間値	令和2年度 目標値	令和2年度 現状値	評価	
重点テーマ 生活習慣病予防	(1)健康診査と 健康管理	健康寿命※1の延伸 (中間評価時に設定)			男性 79.6年 (差:1.1年) 女性 83.8年 (差:3.2年)	平均寿命 ※2との差 を縮小	男性 80.9年 (差:0.45年) 女性 86.2年 (差:1.01年)	◎	
		地域のつながりの強化 (中間評価時に設定)			22.7%	65%	17.7%	×	
		1年間に健康診査 (健康診断)を受けた 人の割合(20歳以上)	53.0%	66%以上	55.2%	66%以上	68.8%	◎	
		がん 検診受診率	大腸がん	11.2%	25%以上	19.2%※3	25%以上	11.1%	×
			肺がん(胸部検診)	12.8%	25%以上	20.4%※3	25%以上	8.0%	×
			胃がんリスク	5.6%	20%以上	11.0%※3	20%以上	2.5%	×
			乳がん	13.2%	25%以上	19.4%※3	25%以上	6.3%	×
	子宮がん	12.7%	30%以上	19.8%※3	30%以上	6.1%	×		
		健康づくりの日を知って いる人の割合	—	50%以上	25.2%	50%以上	35.2%	○	
	(2)栄養・食生活	朝食を欠食している人 の割合(20歳代)	男 27.9% 女 13.0%	男 23%以下 女 10%以下	男 15.8% 女 13.1%	10%以下	男 18.9% 女 17.0%	×	
(3)身体活動・ 運動	1回30分以上の運動を、 週2回以上実施し、1年 以上継続している人の 割合※4	—	60%以上	39.9%	60%以上	37.5%	×		
(4)歯の健康	3歳児でむし歯のある 子どもの割合	17.2%	15%以下	13.4%※5	13%以下	9.8%	◎		
(5)たばこ	たばこを吸っていない 人の割合	男 66.9% 女 89.8%	男 72.5%以上 女 94.3%以上	男 75.2% 女 89.5%	95%以上	男 78.1% 女 89.6%	○		
	COPDの認知度の 向上(中間評価時に設定)			40.1%	80%	43.4%	○		
(6)アルコール	節度ある適度な飲酒 を知っている人の割合	男 45.0% 女 34.3%	100%	男 72.8% 女 64.7%	100%	44.3%	×		
基本テーマ その他の健康づくり	(7)こころの健康	自分なりのストレス 解消法がある人の割合	—	50%以上	88.7%	90%以上	83.6%	×	
	(8)介護予防	地域活動に参加して いる人の割合	60歳以上 男 40.2% 女 48.7%	60歳以上 男 50%以上 女 60%以上	60歳以上 男 33.5% 女 42.9%	65歳以上 80%以上	65歳以上 男 27.3% 女 31.3%	×	
					65歳以上 男 35.5% 女 44.8%				
(9)親と子の 健康 (母子保健)	育児についての相談相手 がいる人の割合	94.7%	100%	92.9%	100%	100%	◎		

※1：健康寿命とは、「日常生活動作が自立している期間の平均」のことをいいます。なお、令和2年度現状値については令和元年の数値を掲載しています。

※2：平均寿命とは、「0歳の人があと平均何年生きられるか」を示した数値のことをいいます。明石市では、令和元年実績値として、男性81.32年、女性87.24年となっています（「健康寿命の算定プログラム 2010～2019年（厚生労働科学研究）」より算出）。

※3：平成26年度明石市がん検診受診率

※4：平成27年度目標値としては「週1回以上運動やスポーツをする人の割合」と設定していましたが、国の計画の動向から上記のとおり指標項目を変更し、設定しました。

※5：平成26年度3歳児歯科健康診査実施報告

あかし健康プラン 21（第3次）の 目指す姿

1 基本理念と目標

（1）基本理念

子どもから高齢者までの全ての市民が、自分に合った健康づくりに取り組み、楽しみながら健康づくり活動を続けることが、健康寿命の延伸につながります。

育った環境、社会情勢、経済状況などにより、健康に対する考え方は様々ですが「健康で長生きしたい」「生きがいを持って生活したい」という願いは共通しています。

本計画では、基本理念を「みんなの力であかしの健康をつくりだそう～未来を変える 健康づくりのMy ルーティン～」と設定し、個人の健康づくりへの意識向上とあわせて、誰もが自然に健康になれるよう社会環境を整備することで、まち全体の健康水準の向上を目指します。

【 基 本 理 念 】

「みんなの力であかしの健康をつくりだそう」
～未来を変える 健康づくりのMy ルーティン～

* 「健康づくりのMy ルーティン」とは、自身のライフスタイルに合わせ、健康づくりを意識した行動を習慣的に取り入れることを指す、明石市独自のことばです。

(2) 目標

「あかし健康プラン21（第3次）」は、これまでの生活習慣病予防への取組を維持しつつ、本市の健康課題の現状から、以下の目標を設定しました。

① 健康寿命の延伸

市民一人ひとりが健康で満足といえる生活の質を保ち、より長く元気に活躍し続けるためには、要介護に至る主な原因である生活習慣病の発症予防・重症化予防に加え、高齢期におけるフレイル予防が重要です。

日々の健康管理や食生活の改善、運動など、市民が自ら健康づくりに取り組むための環境整備や、健康行動を継続・定着させるための後押しなど、健康づくりに関する施策を総合的に推進し、健康寿命の延伸を図ります。

また、民間団体・関係機関・事業者・行政が、それぞれの役割を果たし、相互に協力しながら健康づくりの輪を広げていきます。

② 健康格差の縮小

近年、健康への意識、経済状況、情報にアクセスできる環境の差により、個々の健康格差が広がりつつあります。全ての市民の健康状態を底上げするためには、そのような人たちを地域や行政が支え、社会全体で健康づくりに取り組む必要があります。

とりわけ、子どもは取り巻く生活環境や周囲の健康に対する関心度により、将来の健康格差に大きな影響を及ぼすため、次世代期から健康な心身を育む体験の積み重ねや環境づくりが重要です。また、高齢者世代においては、健康への無関心はフレイルの発症を加速させる大きな要因となります。これらを踏まえ、誰もが意識しなくても健康に良い行動が自然にとれるまちづくりに取り組み、健康格差の縮小を図っていきます。



2 基本方針

(1) 性・年齢・障害の有無に関わらず、共に取り組む健康づくりの推進

性・年齢・障害の有無など身体や心の状況により、健康づくりへのアプローチや取組方法は様々です。それぞれが無理なく自分に合った健康づくりを見つけることが大切です。一人で取り組むことが難しい場合でも、周りの家族や友人、地域の人々がお互いに配慮や工夫を凝らし、一緒になって支え合うことで、全ての人々が健康的な生活を送ることができます。

健康づくりボランティアや地域で活動する団体と行政とのパートナーシップを推進し、誰一人取り残すことなく、誰もが楽しく健康づくりを実践できる仕組みを構築します。

(2) 市民が互いに高め合い、誰もが自然に健康になれるまちづくり

全ての市民の健康づくりを進めていくためには、健康への関心が低く、健康行動がとられていない人々（健康無関心層）へのアプローチが重要です。

誰もが手に入れやすい健康情報の発信や身近な地域での健康教室の開催を通して、健康に関心を持つきっかけづくりや、地域や事業所による健康に関する取組を推進することで、まち全体の健康づくりに取り組む意識や雰囲気醸成を図り、周りの人とのつながりの中で互いに高め合う環境づくりを進めます。

これらの働きかけによって、全ての市民に「自分の健康は自分でつくるもの」という考えが根付き、生活の中で意識することなく健康に良い行動を選択し、自然に健康になれるまちを目指します。



3 新たな健康づくりの戦略

(1) 生活習慣病の発症予防・重症化予防とフレイル対策

日々の生活における、食生活の乱れや、運動不足、睡眠不足、喫煙、過度の飲酒といった不適切な生活習慣の積み重ねは、高血圧、糖尿病などの生活習慣病を引き起こします。その状態に気づかず放置すると、要介護の要因となる心疾患や脳血管疾患などの重大な疾病につながります。また、これらの疾病は悪性新生物（がん）と並び、本市の死因の上位を占めています。

本計画では、適切な食生活や運動、日頃の健康管理によって生活習慣の改善に取り組む「一次予防」を重点とした対策を推進します。また、状態に応じて早期の医療受診を促すほか、未治療や治療を中断している人への働きかけを通して、重症化や重大な合併症の併発を防ぎ、適切な治療につなげる「二次予防」の取組も進めていきます。さらに、高齢期においては、いきいきと自分らしい生活が送れるよう、低栄養予防、オーラルフレイル予防等のフレイル対策に力をいれて取り組むなど、全てのライフステージにおいてあらゆる機会を捉え、健康施策の展開を図っていきます。

(2) 次世代における食育の推進

子どもの頃の社会環境や生活習慣は、将来の健康状態に大きな影響を及ぼします。

生涯にわたり健全な生活を送る基礎を築くため、とりわけ、望ましい食習慣の形成が必要な次世代期を中心に、学校園や地域、家庭等様々な場面における食育を推進します。

子ども一人ひとりが主体となり、多様な食に関する経験を通して自らの食に対する関心を深め、丈夫な身体や活力の源となる栄養バランスのとれた食事を軸とした正しい生活リズムなど、より健康的な行動を選択できる力を身に付けられるよう取組を進めます。また、食材や食に携わる全ての人へ感謝する心を育み、健康で豊かな次世代期の成長につなげていきます。



4 分野別・ライフステージ別の取組

本計画では、健康づくりに関する市民や地域、行政の取組について提案しています。また、生活スタイルや心身の状況など年代の特性を踏まえ、一人ひとりに合った健康づくりに取り組めるよう、ライフステージごとの視点でもまとめています。

なお、分野別の取組については、重点目標を掲げるとともに、数値目標や指標を設定し、計画を評価していくものとします。

ライフステージの区分

ライフステージ	対象年代
次世代期*	0～19 歳
青壮年期	20～64 歳
高齢期	65 歳以上

※次世代期には、妊娠・出産・子育て期の保護者を含みます。



基本理念

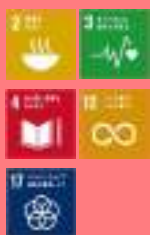
みんなの力であかしの健康をつくりだそう
 ~未来を変える 健康づくりの My ルーティン~

目標

- ① 健康寿命の延伸
- ② 健康格差の縮小

基本方針

- 性・年齢・障害の有無にかかわらず共に取り組む健康づくりの推進
- 市民が互いに高め合い、誰もが自然に健康になれるまちづくり



健康づくり戦略

【健康増進】

生活習慣病発症・重症化予防とフレイル対策

【食育推進】

次世代における食育の推進

分野 / 取組目標

次世代期

青壮年期

高齢期

健全な生活習慣づくり

生活習慣病予防・改善

フレイル予防



健康診査・健康管理

日頃からのセルフチェックと年 1 回の健診で身体の状態を知ろう



身体活動・運動

生活の中でこまめに体を動かし、自分に合った運動を始めよう・続けよう



歯の健康

すべての年代でダブルケア（セルフケアとプロケア）を取り入れよう



たばこ

たばこの健康被害を理解し、受動喫煙を防止しよう



アルコール

生活習慣病のリスクを高める飲酒量を知り、過度な飲酒をなくそう



こころの健康

ストレスの対処法を見つけ、こころを安定させる居場所をつくろう



栄養・食育推進



食を通じた健康づくり

朝ごはんを生活リズムを整え、家族や友人と食を楽しもう



食環境づくり

食品ロスを減らし、環境にやさしい食生活を送ろう



明石の食文化の継承

地産地消に取り組み、食に関わる人へ感謝しよう

6 数値目標

分野	項目・指標	令和2年度 現状値	令和12年度 目標値
健康寿命 ^{※1} の 延伸	平均寿命と健康寿命の差	男 0.45年 ^{※2} 女 1.01年 ^{※2}	男 0.45年より縮小 女 1.01年より縮小
(1)健康診査と 健康管理	1年間に健康診査（健康 診断）を受けた人の割合	68.8%	80%以上
	がん検診受診率	29.5%	50%以上
	健康づくりの習慣 （My ルーティン） ^{※3} がある人の割合	—	100%
(2)身体活動・ 運動	1回30分以上の運動を、週 2回以上実施し、1年以上 継続している人の割合	男(20-64歳) 35.2% 女(20-64歳) 23.2% 男(65歳以上) 57.7% 女(65歳以上) 45.6%	男(20-64歳) 36%以上 女(20-64歳) 33%以上 男(65歳以上) 58%以上 女(65歳以上) 48%以上
(3)歯の健康	80歳（75～84歳）で20本 以上歯がある人の割合	45.2%	60%以上
	1年間に歯科健診を受けた 人の割合	57.8%	65%以上
(4)たばこ	たばこを吸っていない人の 割合	男 78.1% 女 89.6%	95%以上
	受動喫煙の機会があった人 の割合（家庭）	11.0%	3%以下
(5)アルコール	生活習慣病のリスクを高 める量を飲酒している人 の割合	男 16.8% 女 2.1%	男 13.0%以下 女 1.0%以下
(6)こころの健康	自分なりのストレス解消法 がある人の割合	83.6%	90%以上
(7)栄養・ 食育推進	朝食を欠食している人の 割合 ^{※4}	20歳代 29.8%	20歳代 10%以下
	野菜料理を1日5皿以上 （350g以上）食べている人 の割合	5.1%	30%以上

※1：健康寿命とは、健康寿命の算定プログラムにおける「日常生活動作が自立している期間の平均」のことをいいます。なお、令和2年度現状値については令和元年の値を掲載しています。

※2：令和元年の平均寿命（①）と健康寿命（②）の差は、男性①81.32-②80.87=0.45年、女性①87.24-②86.23=1.01年です。

※3：「健康づくりのMy ルーティン」とは、自身のライフスタイルに合わせ、健康づくりを意識した行動を習慣的に取り入れることを指す明石市独自のことであります。

※4：朝食を欠食している人とは、「ほとんど食べていない」と「週2～3日食べている」の合計のことをいいます（第4次食育推進計画に準ずる）。

※5：（1）～（7）各分野における令和2年度現状値は、「健康と生きがいアンケート調査（令和3年2月実施）」の結果を基に算出しています。

1 全世代共通の健康づくり

(1) 健康診査と健康管理

生活習慣病や悪性新生物（がん）の疾病を予防するために、病気に関する正しい知識を持ち、日頃の健康状態を把握する等の自己管理に取り組む必要があります。病気の早期発見・早期治療につなげるため、積極的に健診（検診）を受診するよう働きかけていきます。

それぞれが自分に合った健康づくりに取り組む「健康づくりのMy ルーティン」を市民に広め、健康無関心層も自然に健康づくりの行動がとれる環境づくりを目指します。

みんなで目指す重点目標

- ・日頃からのセルフチェックと年1回の健診で身体の状態を知ろう
- ・自分にあった健康づくりの方法を見つけ、生活の中に習慣（ルーティン）として取り入れよう

数値目標

項目・指標	令和2年度 現状値	令和12年度 目標値
1年間に健康診査（健康診断）を受けた人の割合	68.8%	80%以上
がん検診受診率*	29.5%	50%以上
健康づくり習慣（My ルーティン）がある人の割合	—	100%

※ 健康と生きがいアンケート調査による受診率を掲載

現状と課題

- ・がん検診受診率は国と比較すると低く、また、がんによる死亡率が高いことから、早期発見・早期治療につなげるため、がん検診の受診勧奨や啓発を行う必要があります。

- ・生活の慌ただしさ等により、健診受診率が低い子育て世代や働き盛り世代に向けて、健診を受けやすい環境づくりを進め、青壮年期から生活習慣病の発症予防に取り組む必要があります。

目標実現に向けた取組

市民・地域の取組

世代共通	<ul style="list-style-type: none"> ○生活の中で気軽に取り組める健康づくりのMy ルーティンを増やしましょう（例：階段を使う、日々の血圧や体重を記録する）。 ○規則正しい生活を送り、生活リズムを整えましょう。 ○家族や友人と、健康について話す機会を作りましょう。 ○コミュニティ・センターなどを活用し、地域での健康づくり活動に参加しましょう。 ○健診の受診や健康づくりに取り組む時は、家族や友人、地域の人を誘い合って行いましょう。 ○自治会、町内会の掲示板や回覧板を活用して、健康づくりに関する情報を共有しましょう。
次世代期	<ul style="list-style-type: none"> ○いろいろな健康づくりの方法を学習しましょう。 ○早寝早起きの規則正しい生活リズムを身に付けましょう。 ○スマートフォンやパソコン、タブレットなど情報端末との付き合い方を学び、生活リズムの乱れなど、身体に負担がかからないように努めましょう。
青壮年期	<ul style="list-style-type: none"> ○日頃の健康チェック・計測で体の状態を把握しましょう。 ○年に1回、健診(特定健診)を受診しましょう。 ○定期的ながん検診を受診しましょう。 ○健診(検診)結果を確認し、必要時精密検査を受けましょう。
高齢期	<ul style="list-style-type: none"> ○体の状態に合わせて、無理のない健康づくりに取り組みましょう。 ○年に1回、健診を受診しましょう。

行政の取組

- 健康づくりボランティアや地域の団体等と協働し、より身近な立場から健診(検診)の必要性についての啓発を行います。
- 健診(検診)の受診方法についての周知と受診勧奨を図ります。
- 地域での健康教室やICTの活用により、身近な健康づくりに関する情報発信を行います。
- 明石市の健康データをふまえた健康教育の企画・実施を行い、誰もが自然に健康になれる仕組みづくりを推進します。
- 健康無関心層を含め、健診の継続受診や、健康づくり活動の継続を後押しする仕掛けづくりを推進します。



(2) 身体活動・運動

適度な運動や身体活動は、体力の維持向上に加え、生活習慣病予防やメンタルヘルスの向上、生活の質の改善、寝たきりやフレイル予防につながります。生涯を通じ、健康でいきいきと過ごすために、運動や生活の中での身体活動量を増やすことを意識し、ライフステージに応じて自分にあった活動が継続できる取組を進めます。

みんなで目指す重点目標

生活の中でこまめに体を動かし、自分に合った運動を始めよう・続けよう

数値目標

項目・指標	令和2年度 現状値	令和12年度 目標値
1回30分以上の運動を、週2回以上実施し、1年以上継続している人の割合	男(20-64歳) 35.2%	男(20-64歳) 36% 以上
	女(20-64歳) 23.2%	女(20-64歳) 33% 以上
	男(65歳以上) 57.7%	男(65歳以上) 58% 以上
	女(65歳以上) 45.6%	女(65歳以上) 48% 以上

現状と課題

- 20歳から64歳の青壮年期を中心に、1日の歩数を意識するなど、生活の中で身体活動量を増やす取組を推進する必要があります。
- 特に、若い女性は男性に比べて運動実施率（継続率）が低く、運動習慣のない人では生活習慣病やフレイルなど将来の体への影響が懸念されます。



目標実現に向けた取組

市民・地域の取組

世代共通	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の健康状態や生活スタイルに応じた運動・身体活動を行いましょう。 ○座位時間を減らしましょう。 ○運動を通じて人とのつながりを持ち、運動を習慣（ルーティン）にしましょう。 ○積極的に外出や地域活動へ参加しましょう。
次世代期	<ul style="list-style-type: none"> ○家族や友人と一緒に、体を使った遊びを楽しみましょう。 ○外遊びや体を動かす様々な活動に継続して取り組みましょう。 ○運動やスポーツ活動など体を動かす余暇活動に親しみましょう。 ○スマートフォンやタブレット、ゲーム機、パソコンの利用時間を減らし、こまめに体を動かしましょう。
青壮年期	<ul style="list-style-type: none"> ○一日の歩数を意識して生活しましょう。 ○今よりも歩行時間や歩数を増やしましょう。 ○座位時間を減らし、意識して身体活動を行いましょう。 ○運動習慣のない人は自分にあった運動を始めましょう。 ○運動習慣を身に付け、ストレス発散や、生活習慣病予防に役立てましょう。 ○アプリや動画などを活用し、楽しみながら、自分の健康状態に応じた運動をしましょう。
高齢期	<ul style="list-style-type: none"> ○無理をせず、自分の健康状態に合わせて体を動かしましょう。 ○買い物、散歩など積極的に外出しましょう。 ○人とつながり、仲間と楽しく運動しましょう。

行政の取組

- 女性や親子が身体活動・運動に取り組むきっかけづくりを行います。
- 働き盛り世代や運動習慣のない人に向けた、手軽に取り組める身体活動の周知や運動を継続させる取組を推進します。
- 仕事、家事、子育て、スポーツ、体を動かす遊び、余暇活動、移動などの生活活動全てが身体活動であることの周知を行います。
- 健康づくりボランティアの活動支援を行います。
- 歩行を意識し、自然と歩きたくなるような環境の整備と啓発に取り組みます。
- 運動を始めるきっかけとなる運動施設や公園についての情報発信を行います。
- 庁内関係部署と連携し、運動・身体活動の推進に努めます。

(3) 歯の健康

歯と口の健康は、豊かな食生活や会話を楽しむなど、質の高い生活を送るために欠かせない大切なものです。毎日の歯みがき習慣に加え、定期的な歯科健診により、歯を失う原因となるむし歯や歯周病を予防し、口腔機能の維持・向上を図ることが重要です。乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた、歯や口腔ケアに関する正しい知識の普及と実践に取り組みます。

みんなで目指す重点目標

- ・すべての年代でダブルケア（セルフケアとプロケア※）を取り入れよう
- ・自分に合った口腔ケアを身に付け、生涯を通じて自分の歯で食べよう

※プロケア：歯科医院等で受ける健診や指導、歯石除去やフッ素塗布などの予防処置

数値目標

項目・指標	令和2年度 現状値	令和12年度 目標値
80歳（75～84歳）で20本以上歯がある人の割合	45.2%	60%以上
1年間に歯科健診を受けた人の割合	57.8%	65%以上

現状と課題

- ・定期的に歯科健診を受診している人の割合が減少しており、日々のセルフケアとあわせてプロケアの活用が大切です。
- ・80歳で20本以上歯がある人の割合が低く、ライフステージに応じた歯の健康に関する知識を普及していく必要があります。
- ・学齢期では年齢が上がるにつれ、むし歯有病者率が上昇しているため、将来の自己管理に向けた基礎を作る必要があります。

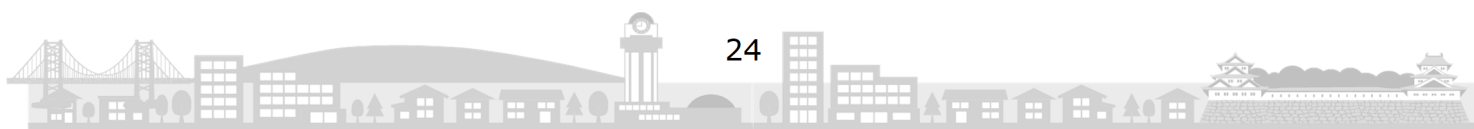
目標実現に向けた取組

市民・地域の取組

世代共通	○かかりつけ歯科医を持ち、定期的にプロケアを受けましょう。 ○歯間部清掃用具を用いた適切な口腔ケアを習慣にしましょう。
次世代期	○妊娠中に歯と口の健康について正しい知識を身に付けましょう。 ○乳幼児期から口腔ケアの習慣を確立しましょう。 ○かかりつけ歯科医を持ち、むし歯予防のプロケアを受けましょう。 ○むし歯は早めに治療をしましょう。 ○間食回数を決め、よく噛んで食べる習慣を身に付けましょう。
青壮年期	○歯周病は全身の健康と深い関係があることを理解して早期に予防しましょう。 ○生活習慣病予防のためによく噛んで食べる習慣を身に付けましょう。
高齢期	○お口の体操を含む口腔ケアを行い、お口の機能の衰え（オーラルフレイル）を予防し、食事を楽しみましょう。 ○必要な歯の治療及び義歯を作製し、しっかり噛める状態を維持しましょう。

行政の取組

- お口の健康のため、ダブルケア（セルフケアとプロケア）の重要性について啓発します。
- 歯間部清掃用具の活用など適切なセルフケアの方法を周知します。
- 学校と連携し、正しい口腔ケアや食生活の基礎を身に付ける取組を進めます。
- 歯周病と全身の健康の深い関わりについて普及啓発し、早期の歯周病予防を推進します。
- 乳幼児期から青壮年期、高齢期とライフステージに応じた歯と口の正しい健康情報を発信し、8020運動を推進します。



(4) たばこ

たばこは、悪性新生物（肺がん、食道がんなど）・心疾患・脳血管疾患・呼吸器疾患などの発症に大きな影響を与えます。特に、妊婦の喫煙は流産や低体重児の出産などの危険因子となります。また、受動喫煙によって、周囲の人々の健康にも悪影響を及ぼします。

健康被害を防ぐため、たばこや受動喫煙についての正しい知識を広め、禁煙支援の強化や受動喫煙防止対策を推進します。

みんなで目指す重点目標

たばこの健康被害を理解し、受動喫煙を防止しよう

数値目標

項目・指標	令和2年度 現状値	令和12年度 目標値
たばこを吸っていない人の割合	男 78.1% 女 89.6%	95%以上
受動喫煙の機会があった人の割合 (家庭)	11.0%	3%以下

現状と課題

- ・禁煙を希望する人が十分な支援を受けられる環境を整備する必要があります。
- ・身近な場所（家庭・職場など）で受動喫煙の機会が多く生じており、特に子どもや妊婦への影響が懸念されています。全ての世代に向けて、たばこや受動喫煙が及ぼす健康被害についての正しい知識を周知することが必要です。



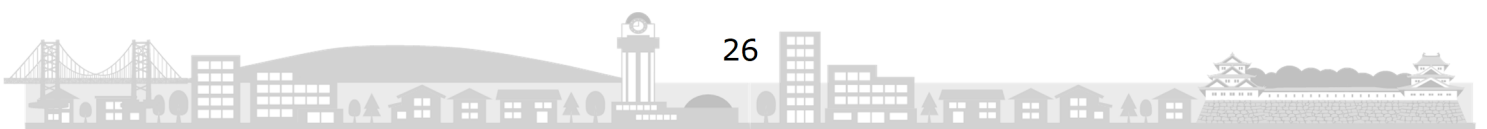
目標実現に向けた取組

市民・地域の取組

世代共通	○たばこや受動喫煙が体に与える影響を知りましょう。 ○20歳未満の人が喫煙しない環境をつくりましょう。 ○喫煙が禁止されている区域での喫煙は控え、子どもや妊婦の前でたばこを吸わないようにしましょう。
次世代期	○妊娠中の喫煙はやめましょう。 ○子どもはたばこの害を知り、大人になっても吸わないようにしましょう。 ○喫煙可能とされる飲食店を避け、受動喫煙の機会をなくしましょう。
青壮年期	○禁煙相談や禁煙外来を利用しましょう。 ○家庭や職場などにおいて受動喫煙の防止に取り組みましょう。
高齢期	○禁煙相談や禁煙外来を利用しましょう。 ○家庭などにおいて受動喫煙の防止に取り組みましょう。

行政の取組

- たばこの健康被害に関する周知・啓発に努めます。
- 学生（小学校～大学）へ向け、たばこの害や受動喫煙に関する啓発を強化します。
- 禁煙相談や禁煙外来の紹介など禁煙支援の取組を強化します。
- 特に妊婦や子どものいる家庭における禁煙の啓発を行います。
- 健康づくりボランティア団体と協力し、幼児の保護者へ受動喫煙の防止についての啓発を行います。
- 学校への喫煙防止に関する啓発物品の貸し出しなど、広く啓発活動の支援を行います。
- 学校園や通学路、職場や家庭における受動喫煙の防止の啓発及び、公共の場における喫煙マナーの周知徹底を図ります。
- 喫煙専用室の設置並びに運用時における相談指導を行います。



(5) アルコール

過度の飲酒は肝臓の機能低下・高血圧・脳血管疾患・悪性新生物（がん）など多くの疾患の原因となります。特に、短時間の多量飲酒による急性アルコール中毒は、死亡の原因となることがあります。また、不適切な飲酒の習慣は、家庭や周囲に大きな影響を与え、社会への適応力が低下するなど社会問題（アルコール関連問題）に発展する恐れがあります。

これらを予防するため、アルコールが身体に与える影響についての正しい知識や、相談窓口を周知していきます。

みんなで目指す重点目標

生活習慣病のリスクを高める飲酒量を知り、過度な飲酒をなくそう

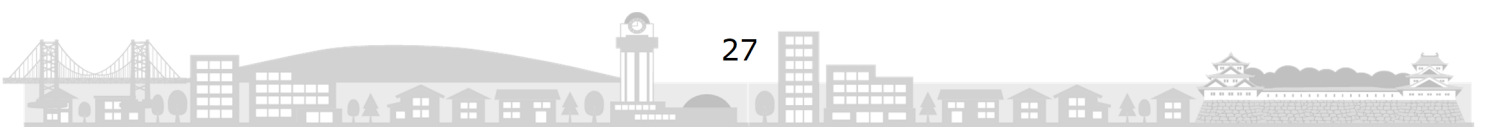
数値目標

項目・指標	令和2年度 現状値	令和12年度 目標値
生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人 [*] の割合	男 16.8% 女 2.1%	男 13.0%以下 女 1.0%以下

^{*}飲酒の頻度と1日当たりの飲酒量から算出（国民健康・栄養調査に準拠）

現状と課題

- ・男性は生活習慣病のリスクを高める飲酒量を超えている人や多量飲酒をする人の割合が高くなっています。また、割合は少ないものの、女性においても多量飲酒をする人が増加しています。
- ・アルコールが健康に及ぼす影響や性別や年齢、体格に応じた純アルコール摂取量の上限の目安について周知を行う必要があります。
- ・こころの健康づくりと連携し、アルコール関連問題に発展させない対策が必要です。
- ・アルコール関連問題が深刻化する前に、早期に相談できるような体制の構築が必要です。



目標実現に向けた取組

市民・地域の取組

世代共通	○飲酒が健康に与える影響を知りましょう。 ○20歳未満の人に飲酒をさせないようにしましょう。
次世代期	○妊婦は飲酒しないようにしましょう。 ○20歳未満の飲酒はやめましょう。 ○アルコールが体に与える影響について、家庭や学校などにおいて周囲の大人から子どもに正しく伝えましょう。
青壮年期	○自分自身の飲酒習慣を見直し、週に2日は飲酒しない日をつくりましょう。 ○アルコールが体に与える影響についての知識を身に付けましょう。 ○飲酒以外のストレス解消法を見つけましょう。 ○飲酒時には純アルコール量を確認しましょう。 ○アルコールについて悩んでいるときは相談しましょう。
高齢期	○自分自身の飲酒習慣を見直し、週に2日は飲酒しない日をつくりましょう。 ○加齢により身体機能が低下するため、飲酒量を減らしましょう。 ○アルコールが体に与える影響についての知識を身に付けましょう。 ○飲酒時には純アルコール量を確認しましょう。 ○アルコールについて悩んでいるときは相談しましょう。

行政の取組

- 生活習慣病のリスクを高める飲酒量やアルコールによる健康被害に関する啓発を行います。
- 20歳未満の人や妊婦が飲酒しない環境づくりに取り組みます。
- アルコール問題を抱える本人、家族への相談支援を充実させていきます。
- アルコール関連問題についての啓発を行います。
- 断酒会等、関係機関との連携により相談体制の充実を図ります。

(参考) 生活習慣病のリスクを高める飲酒量等の目安について

		日本酒	ビール	純アルコール量
生活習慣病のリスクを高める飲酒量	男性	2合	500ml × 2本	40g 以上
	女性	1合	500ml × 1本	20g 以上
純アルコール摂取量の上限の目安	男性	1合	500ml × 1本	20g
	女性	0.5合	250ml	10g
多量飲酒		3合	500ml × 3本	60g 以上

(6) こころの健康

こころの健康はいきいきと自分らしく生活するためには欠かせないものです。しかし、近年、環境の変化や人間関係などさまざまなストレスから、こころの健康を損なう人が増えているため、自身のストレス解消法を見つけることや、気軽に相談することが大切です。

地域で身近に相談できる体制を整え、こころの健康を保つための取組を推進していきます。

みんなで目指す重点目標

ストレスの対処法を見つけ、こころを安定させる居場所をつくろう

数値目標

項目・指標	令和2年度 現状値	令和12年度 目標値
自分なりのストレス解消法がある人の割合	83.6%	90%以上

現状と課題

- ストレスを感じる人の割合が増加しており、自分なりのストレス解消法を見つけ対処できるよう、メンタルヘルスに関する啓発を推進していく必要があります。
- ストレスを感じる人は十分な睡眠による休養がとれていない傾向があります。良質な睡眠を確保する方法を学ぶことが必要です。
- 自殺率は減少傾向にありますが、兵庫県や国と比較すると高い傾向です。身近な相談役となるゲートキーパー*を養成し、適切に相談支援につなげられる仕組みが必要です。

*ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応をとる（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）ことができる人を指す。



目標実現に向けた取組

市民・地域の取組

世代共通	<ul style="list-style-type: none"> ○自分なりのストレス解消法を見つけましょう。 ○職場などでストレスやうつ病に関する正しい知識について理解を深めましょう。 ○地域で交流の機会をつくりましょう。 ○家庭や地域、学校、職場において、お互いがゲートキーパーになりましょう。
次世代期	<ul style="list-style-type: none"> ○十分な睡眠をとり、規則正しい生活習慣を身に付けましょう。 ○悩みを抱え込まず、困ったときは身近な大人に早めに相談しましょう。
青壮年期	<ul style="list-style-type: none"> ○十分な睡眠を心がけ、規則正しい生活を送りましょう。 ○1人で悩みを抱え込まないようにしましょう。 ○悩みを聞いてもらえる仲間を作りましょう。 ○うつ病などのこころの病気に関する正しい知識をもち、必要時は専門機関に相談しましょう。
高齢期	<ul style="list-style-type: none"> ○質の良い睡眠を心がけましょう。 ○悩みを聞いてもらえる仲間を作りましょう。 ○うつ病などのこころの病気に関する正しい知識をもち、必要時は専門機関に相談しましょう。

行政の取組

- メンタルヘルスに関する知識の普及啓発に取り組みます。
- 睡眠に関する知識の普及啓発に取り組みます。
- 気軽に相談できる場所の周知及び拡充に取り組みます。
- こころの不調を訴える人や家族等への相談体制の充実を図ります。
- ゲートキーパー養成研修の実施と活動支援を行います。
- 明石市自殺対策計画の推進に取り組みます。

(7) 栄養・食育推進

① 食を通じた健康づくり

食育の基本は、子どものうちからの規則正しい食習慣や栄養バランスに配慮した食生活を実践することです。全ての世代において食への関心を高め、健全な食生活についての知識を増やし、実践する力を育みます。

みんなで目指す重点目標

- ・朝ごはんでは生活リズムを整え、家族や友人と食を楽しもう
- ・食事の栄養バランスに配慮し、主食・主菜・副菜をそろえよう

数値目標

項目・指標	令和2年度 現状値	令和12年度 目標値
朝食を欠食している人の割合	20歳代 29.8%	20歳代 10%以下
野菜料理を1日5皿以上(350g以上)食べている人の割合	5.1%	30%以上

※朝食を欠食している人とは、「ほとんど食べていない」と「週2～3日食べている」の合計のことをいいます（第4次食育推進計画に準ずる）。

現状と課題

- ・特に20歳代の朝食欠食率が高く、朝食の重要性や子どもたちからの望ましい食習慣について啓発していく必要があります。
- ・毎日の食事に主食・主菜・副菜を揃えている人は5割に満たず、若い世代（20～30歳代）では3割未満と特に低くなっています。
- ・野菜を350g以上摂れている人の割合が5.1%と非常に少なく、全ての世代において野菜摂取量を増やす取組が必要です。



目標実現に向けた取組

市民・地域の取組

世代共通	<ul style="list-style-type: none"> ○朝ごはんを毎日食べましょう。 ○主食、主菜、副菜の3つを揃えて食べましょう。 ○自炊のほか、スーパーやコンビニのお総菜等も活用して、バランスに配慮したメニューを選びましょう。 ○毎回の食事に野菜を意識して取り入れましょう。 ○家族や友人、地域の人と楽しく食事をしましょう。 ○地域とのつながりを通して食を楽しみましょう。
次世代期	<ul style="list-style-type: none"> ○早寝、早起き、朝ごはんの習慣を身に付けましょう。 ○日本型食生活の良さを知りましょう。 ○色々な食材を積極的に食べましょう。 ○食事づくりのお手伝いや体験をしましょう。
青壮年期	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の身体の状態を知り、自分に合った食事をとりましょう。 ○ライフスタイルに合った方法で、食事のバランスを整えましょう。
高齢期	<ul style="list-style-type: none"> ○1日3回、バランスの取れた食事をとりましょう。 ○自分に必要な食事の量を知りましょう。 ○自分に必要な栄養素（主にたんぱく質・カルシウム）を意識し、筋肉や骨を丈夫に保ちましょう。

行政の取組

- 食育ボランティア（明石いずみ会等）と協働して、保育所や幼稚園における食育に取り組みます。
- 次世代期やその保護者へ望ましい食習慣や日本型食生活の啓発を行います。
- 企業等と連携し、1日に野菜350g以上摂取を目指す取組を推進します。
- 食事づくりを体験する機会を提供します。
- 自分の適量（食事バランスや適正体重、減塩）について啓発します。
- スーパーやコンビニのお総菜等も活用して、バランスに配慮した食事選択について知識の浸透を図ります。
- 共食の大切さを啓発するとともに、共食の機会を増やす取組を進めます。
- 高齢者のフレイル（低栄養・骨粗しょう症）の予防に取り組みます。

② 食環境づくり

自然環境や生命の循環による食生活の成り立ちを理解し、限りある資源を大切に、環境にやさしい生活を実践する力を育みます。さらに、食の安全性や栄養素に関する情報を正しく判断し、選択する力を伸ばす取組を進めます。

みんなで目指す重点目標

- ・ 食品ロスを減らし、環境にやさしい食生活を送ろう
- ・ 食品の安全性や栄養素に関する情報を活用しよう

目標実現に向けた取組

市民・地域等の取組

世代共通	<ul style="list-style-type: none">○食品表示や食の安全性に関して正しい知識を持ち、適切な食の選択ができるようにしましょう。○マイバッグ持参等の環境に配慮した行動に心がけましょう。○関係団体は、食の安全に関する情報を住民へ積極的に周知し、知識の普及を図りましょう。
次世代期	<ul style="list-style-type: none">○食べ残しを減らしましょう。○食品ロスについて知りましょう。
青壮年期・高年齢期	<ul style="list-style-type: none">○食べ残し、食品の廃棄の減少及び再利用に心がけましょう。○環境に配慮した食生活を送りましょう。

行政の取組

- エコクッキングを推進します。
- 食品ロスの削減や再利用等の取組を推進します。
- 市民に食品表示の見方を学ぶ機会及び情報を提供します。
- 食の安全・安心に関する知識を広げます。

③ 明石の食文化の継承

明石市の食文化を継承していくには、様々な世代や地域の人と触れ合い、食に関わる人たちや食の恵みに感謝することが大切です。

地元でとれた食材をその地域で消費する地産地消に取り組み、安全・安心で新鮮な食材を通して豊かな恵みへの感謝や理解を促すとともに、生産者や地域の活性化を図ります。

みんなで目指す重点目標

- ・地産地消に取り組み、食に関わる人へ感謝しよう
- ・家庭の味や郷土料理、季節の行事食を次世代へ伝えよう

目標実現に向けた取組

市民・地域等の取組

世代共通	<ul style="list-style-type: none">○地元の農産物・海産物を積極的に消費しましょう。○地域の特産物を取り入れた献立を考えましょう。○農業・漁業の体験に積極的に参加しましょう。
次世代期	<ul style="list-style-type: none">○食物を育てる環境や、それを取り巻く自然と触れ合いましょう。○命を育む農水産業の大切さを知りましょう。○家庭菜園やイベントなどで農業や漁業を体験しましょう。○地域の特産物や郷土料理、行事食に親しみましょう。
青壮年期 ・高齢期	<ul style="list-style-type: none">○地域の特産物や郷土料理、行事食に関する知識を身に付け、日々の食生活にとり入れましょう。○家庭の味、行事食を次世代へ伝えましょう。

行政の取組

- 学校給食で県産品を使用するなど地産地消を推進します。
- 学校や地域での食に関する体験活動（農業体験・漁業体験）を推進します。
- 市の特産物や郷土料理についての情報発信を行います。



2 ライフステージに特化した健康づくり

(1) 次世代の健康づくり

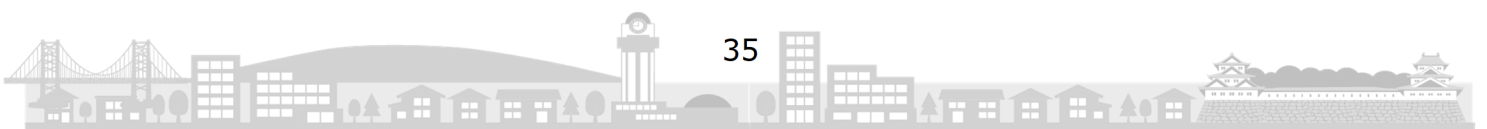
幼少期の生活習慣は生涯を通じた健康づくりの基盤となります。規則正しい生活習慣を送り、周囲の大人と一緒にさまざまな体験を通して正しい知識を習得することは、自分のからだところを守る力を身に付けることにつながります。そのため、妊娠期を含む乳幼児期・学齢期において、健全な生活習慣づくりを通し、健やかな育ちを支えることが必要です。

みんなで目指す重点目標

- ・「早寝・早起き・朝ごはん」で規則正しい生活習慣を身に付けよう
- ・子どもたちの健やかな成長を見守り、安心して子育てができるよう、人とのつながりを大切にしよう
- ・みんなで生活習慣病を予防するための正しい知識を伝え、子どもが健やかに成長発達できる環境をつくろう

現状と課題

- ・子育てをとりまく環境は、育児に参加する父親の増加や子育て相談ができる場所の拡充、子育て情報へのアクセスがしやすくなっていることなど、様々な場面において改善がみられています。
- ・核家族化や共働きの増加などのライフスタイルの変化とともに、高齢出産や低出生体重児の増加などにより育児不安を抱くリスクが高くなります。さらに、地域のつながりの希薄化により育児環境が孤立しがちになることが懸念されており、妊娠期から出産・子育て期への切れ目ない支援が必要です。
- ・学齢期において、スマートフォンなどの長時間利用や運動不足、肥満の増加や朝食の欠食といった課題があり、将来的に生活習慣病を発症する恐れがあります。
- ・妊婦中に喫煙している母親の割合は低下していますが、流産や低出生体重児の出産などの危険因子になるため、禁煙に向けた啓発や支援が必要です。
- ・妊婦及び20歳未満の人に対し、家庭や通学路等身近な場所で受動喫煙による健康被害を生じさせないよう、周囲への意識啓発やマナーの呼びかけが必要です。
- ・妊娠期の飲酒による胎児への影響について周知し、飲酒しないよう啓発する必要があります。



目標実現に向けた取組



市民・地域の取組



健康診査と健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ○妊婦健診、乳幼児健診を受けましょう。 ○毎日の体調を確認する習慣（ルーティン）を持ちましょう。 ○情報端末の長時間利用による生活リズムの乱れを防ぎましょう。
身体活動・運動	<ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児期には、楽しく体遊びをしてスキンシップを図りましょう。 ○体を使った遊びを家族や友人と一緒にしましょう。 ○外遊びや体を動かす様々な活動に継続して取り組みましょう。 ○運動やスポーツ活動など体を動かす余暇活動に親しみましょう。 ○スマートフォンやタブレット、ゲーム機、パソコンの利用時間を減らし、こまめに体を動かしましょう。
歯の健康	<ul style="list-style-type: none"> ○妊娠期は妊婦歯科健診を受けましょう。 ○間食回数を決め、よく噛んで食べる習慣を身に付けましょう。 ○かかりつけ歯科医でプロケアを受け、むし歯予防に取り組みましょう。
たばこ	<ul style="list-style-type: none"> ○妊娠中の喫煙はやめましょう。 ○子どもはたばこの害を知り、大人になっても吸わないようにしましょう。 ○喫煙可能とされる飲食店を避け、受動喫煙の機会をなくしましょう。
アルコール	<ul style="list-style-type: none"> ○妊婦は飲酒しないようにしましょう。 ○20歳未満の飲酒はやめましょう。 ○アルコールが体に与える影響について、家庭や学校などにおいて周囲の大人から子どもに正しく伝えましょう。
こころの健康	<ul style="list-style-type: none"> ○十分な睡眠をとり、規則正しい生活習慣を身に付けましょう。 ○悩みを抱え込まず、困ったときは身近な大人に早めに相談しましょう。
栄養・食育推進	<ul style="list-style-type: none"> ○早寝、早起き、朝ごはんの習慣を身に付けましょう。 ○食べ残しを減らしましょう。 ○食物を育てる環境や、それを取り巻く自然と触れ合いましょう。 ○地域の特産物や郷土料理、行事食に親しみましょう。
子育て	<ul style="list-style-type: none"> ○1人で頑張らず、周囲の人(家族・友人・近隣)や相談機関に気軽に相談しましょう。 ○家族や地域全体で子育てしましょう。



行政の取組

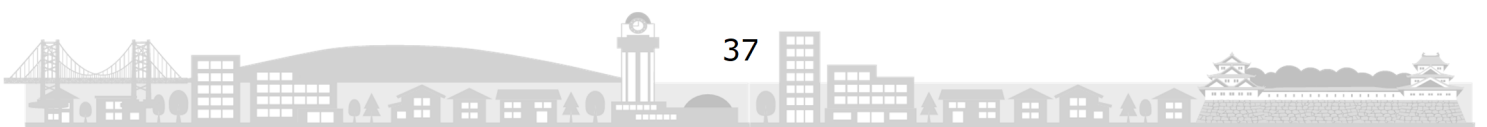
- 妊娠期から気軽に相談できる環境づくりに取り組みます。
- 妊娠、出産、子育てについての正しい情報を提供します。
- 乳幼児健診やその後の支援体制の充実を図ります。
- 親子がともに身体活動・運動に取り組むきっかけづくりを行います。
- スポーツや体を動かす遊びを中心に、毎日の生活の中で楽しく取り組める身体づくりの大切さを周知します。
- 毎日の歯磨き習慣を定着させる取組を進めます。
- 中学生、高校生を中心に歯科保健におけるダブルケア（セルフケア・プロケア）の必要性を周知啓発します。
- 妊婦や子どもにたばこの害や受動喫煙に関する正しい知識の浸透を図ります。
- 通学路や家庭など、妊婦や子どもの身近な場における喫煙マナーを周知徹底し、受動喫煙を生じさせない環境づくりに取り組みます。
- 20歳未満の人や妊婦が飲酒しない環境づくりに取り組みます。
- 食育（食の健康づくり・食文化の継承・食環境づくり）の取組を推進します。
- お米を中心とした日本型食生活など、望ましい食習慣の定着を図ります。
- コミュニティ（子育てサークル・保育所・学校園・こども食堂など）を活用した食育の啓発を行います。

コ ラ ム

子どもの頃からの生活習慣が、高血圧や糖尿病などの生活習慣病に大きく関係しています。

「朝食を毎日食べる」、「日々、バランスのよい食事をする」ことにより、肥満や糖尿病を防ぐことができます。また、「体を動かす」ことで筋・骨格の成長を促し、良い姿勢を保ち、持久力・体力をつけることができます。さらに、社会性を身に付け、めげない心の形成や学習面の向上、寝つきがよくなるなども期待できます。

長時間のスマートフォンやゲームの使用による、夜更かしや生活リズムの乱れから、睡眠不足や体調不良を起こすことが考えられます。そのため、親子で使用時間や使用場所について話し合い、年齢に合わせてルールを決めておくことが大切になります。家族で健全な使い方を身に付けていきましょう。



(2) 青年期・壮年期の健康づくり

青・壮年期は、就職や家庭を持つなど、ライフスタイルがめまぐるしく変化する時期です。また、壮年期では、喫煙・飲酒が習慣化しやすい傾向や、ストレスにさらされる環境が多くみられます。特に女性では、更年期による体調の変化にも付き合っていくこととなります。この時期の健康診査やがん検診は、病気の早期発見・早期治療にとっても重要です。しかし、年齢が若いほど健診（検診）の受診率が低く、多忙な生活の中で自身の健康に無関心になりがちです。

高齢期に向けて、健康を維持できるように自身の生活習慣を振り返り、壮年期の死亡（早死）を予防し、要介護状態とならないよう取り組む必要があります。

体調管理を始めとした生活習慣病予防に関する重点的な取組に加え、ストレスの対処法についての周知やこころが疲れたときの相談体制の充実を図ります。

みんなで目指す重点目標

- ・実践できる健康づくりのMy ルーティンを見つけ、生活習慣病を予防しよう
- ・自身の心や体に目を向け、心身の健康を維持しよう

現状と課題

- ・健診（特定健診等）を受けている人は徐々に増加していますが、がん検診の受診率は低下していることから、定期的な健診・がん検診の受診を促し、病気の早期発見・早期治療につなげる必要があります。
- ・血圧や体重の測定など、普段から自分の体の変化を把握する習慣づくりが必要です。
- ・喫煙や過度の飲酒習慣（毎日・多量）は、生活習慣病の発症リスクを増大させるため、禁煙や飲酒量・頻度のコントロールなどの生活習慣の見直しが必要です。
- ・壮年期はストレスを感じている人が多く、運動や趣味の活動など自分に合ったストレス解消法を見つけ、実践することでこころの健康を保つことが重要です。
- ・運動不足や野菜不足等の栄養の偏りなどから生活習慣病のリスクが高まる時期であるため、健康に関心の低い人も自然に健康づくりに取り組める環境の整備が必要です。



目標実現に向けた取組



市民・地域の取組

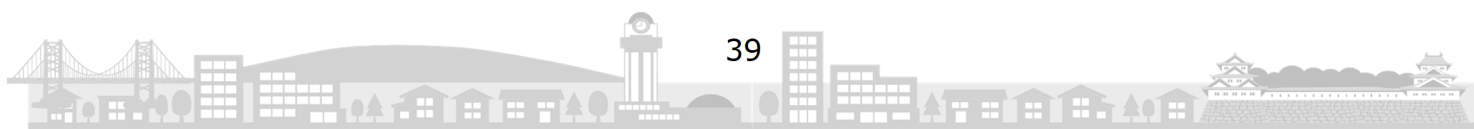


健康診査と健康管理	<ul style="list-style-type: none">○健康的な生活習慣を身に付け、早めに受診や相談をするようにしましょう。○血圧や体重の測定など、毎日の体調を確認する習慣を持ちましょう。○適正体重を維持できるよう、自分に合った運動や食事の質・量・時間の見直しに取り組みましょう。
身体活動・運動	<ul style="list-style-type: none">○日常生活の中に運動や身体活動を上手に取り入れましょう。○アプリや動画などを活用し、楽しみながら、自分の健康状態に応じた運動をしましょう。
歯の健康	<ul style="list-style-type: none">○歯周病は全身の健康と深い関係があることを理解して早期に予防しましょう。
たばこ	<ul style="list-style-type: none">○禁煙相談や禁煙外来を利用しましょう。○家庭や職場などにおいて受動喫煙の防止に取り組みましょう。
アルコール	<ul style="list-style-type: none">○アルコールが体に与える影響についての知識を身に付けましょう。○飲酒以外のストレス解消法を見つけましょう。
こころの健康	<ul style="list-style-type: none">○自分に合ったストレス対処法を身に付け、一人で悩まず誰かに相談しましょう。○十分な睡眠を心がけ、休養する時間を積極的に作りましょう。
栄養・食育推進	<ul style="list-style-type: none">○自分の身体の状態を知り、自分に合った食事をとりましょう。○ライフスタイルに合った方法で、食事のバランスを整えましょう。



行政の取組

- 生活習慣病予防についての知識を普及します。
- 健診の必要性について周知し、各種健康診査・がん検診の受診勧奨を行います。
- ICTを活用し、手軽に取り組める健康づくり方法を周知します。
- 企業や学校などと健康づくりの課題を共有し、対策を検討します。
- 気軽に相談できる環境づくりと、相談体制の充実を図ります。



(3) 高齢期の健康づくり

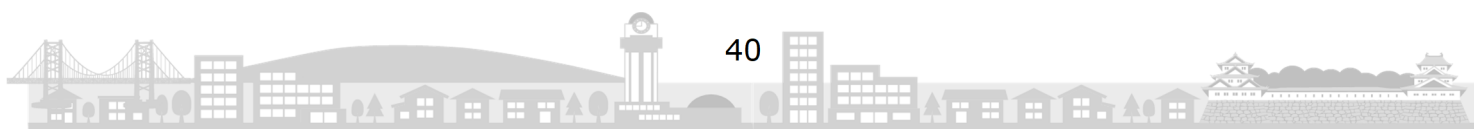
健康寿命をさらに延伸するため、高齢期における心身機能の特性を理解し、自分の状態に合った健康づくりに取り組むことが大切です。要介護状態を防ぐ、あるいは要介護状態になっても生活機能を維持・向上するためには、生活習慣病の発症・重症化を予防し、フレイル予防、認知症予防に取り組む必要があります。就労やボランティア等の社会参加を含めた地域との関わりを大切にしつつ、いきいきと自分らしく生活することを目指します。

みんなで目指す重点目標

- ・フレイル予防と介護予防のための正しい知識を持ち、心身の状態に合った取組を実践しよう
- ・社会や地域とのかかわりを保ち、生きがいと役割をもって自分らしい生活を送ろう

現状と課題

- ・後期高齢者の増加に伴い、フレイル状態（加齢に伴う衰え全般を指す）となる高齢者の増加が見込まれます。生活習慣病の発症・重症化予防とともに、身体機能・認知機能の低下などのフレイル状態を防ぐ働きかけが不可欠です。
- ・要介護状態の主な要因となる骨折を防ぐため、筋力の維持や骨粗しょう症の予防が重要です。
- ・何らかの地域活動に参加し、就労も含めた社会参加の機会を増やし、生きがいや役割を持って生活できるように働きかける必要があります（社会的フレイルの予防）。



目標実現に向けた取組



市民・地域の取組



健康診査と健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ○自身の体の変化に気を配りましょう。 ○体の状態に合わせて、健康づくりに取り組みましょう。 ○年に1回、健診を受診しましょう。
身体活動・運動	<ul style="list-style-type: none"> ○無理をせず、自分の健康状態に合わせて体を動かしましょう。 ○買い物、散歩など積極的に外出しましょう。 ○仲間と楽しく運動しましょう。
歯の健康	<ul style="list-style-type: none"> ○口腔ケアを行い、お口の機能を維持して食事を楽しみましょう（オーラルフレイル予防）。 ○必要な歯の治療及び義歯を作製し、しっかり噛める状態を維持しましょう。
たばこ	<ul style="list-style-type: none"> ○禁煙相談や禁煙外来を利用しましょう。 ○家庭などにおいて受動喫煙の防止に取り組みましょう。
アルコール	<ul style="list-style-type: none"> ○週に2日は飲酒しない日をつくり、飲酒量も減らしましょう。 ○アルコールが体に与える影響についての知識を身に付けましょう。 ○アルコールについて悩んでいるときは相談しましょう。
こころの健康	<ul style="list-style-type: none"> ○質の良い睡眠を心がけましょう。 ○悩みを聞いてもらえる仲間、身近に相談できる場をつくりましょう。 ○うつ病などのこころの病気に関する正しい知識をもち、必要な時は専門機関に相談しましょう。
栄養・食育推進	<ul style="list-style-type: none"> ○1日3回、バランスの取れた食事をとりましょう。 ○自分に必要な食事の量を知りましょう。 ○自分に必要な栄養素（主にたんぱく質・カルシウム）を意識し、筋肉や骨を丈夫に保ちましょう。
社会参加 (就労含む)	<ul style="list-style-type: none"> ○自分のため、誰かのためにできることを実践してみましょう。 ○「こうなりたい」「やってみたい」という活動ができる場所を見つけましょう。





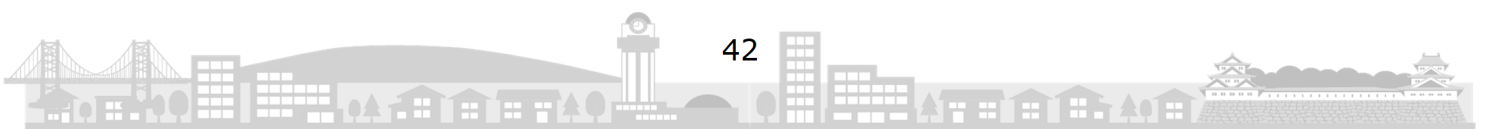
行政の取組

- 栄養、口腔、運動、社会参加など、多様な側面からフレイル予防の取組を推進します。
- 地域の特性に合わせたフレイル予防や介護予防に関する介護予防教室を開催し、正しい知識の普及を行います。
- 骨折予防の重要性や方法について啓発をします。
- 多様な地域活動に関する情報の集約とその周知を進めます。
- 誰もが参加できる通いの場の立ち上げと活動継続の支援を行います。
- ICTを利用した情報提供や教室開催による参加者の拡大を図ります。
- 認知症に関する正しい知識の普及と地域で支える仕組みづくりを推進します。

コ ラ ム

8020運動とは、自分の歯が20本あれば何でも噛んで食べられるというデータから80歳で20本の歯を残そうという運動です。これは高齢期の課題ではなく、乳幼児期からライフステージに合わせて健康なお口を作ることが求められています。歯質が脆弱な幼児期、学童期はむし歯予防対策を中心に、歯周病のリスクが大きくなる成人期は歯周病対策を重点的に取り組む必要があります。歯周病は、成人期の歯の喪失原因の1位であり、糖尿病などの全身疾患にも関係します。また、激しい痛みがなく進行し、歯のぐらつきで初めて気づくこともあるため、日頃のセルフケアとプロケアが必要です。

8020運動は80歳がゴールではありません。しっかり噛むことは脳に刺激を与えることから、認知症予防とも関係するというデータもあります。高齢期は口腔機能を維持し、低栄養や誤嚥性肺炎を予防することで健康寿命の延伸を目指しましょう。



1 計画の推進体制

本計画の推進には、市民をはじめ地域・行政・関係機関が一体となって、人とのつながりを通して健康づくりの取組を進めることが重要です。

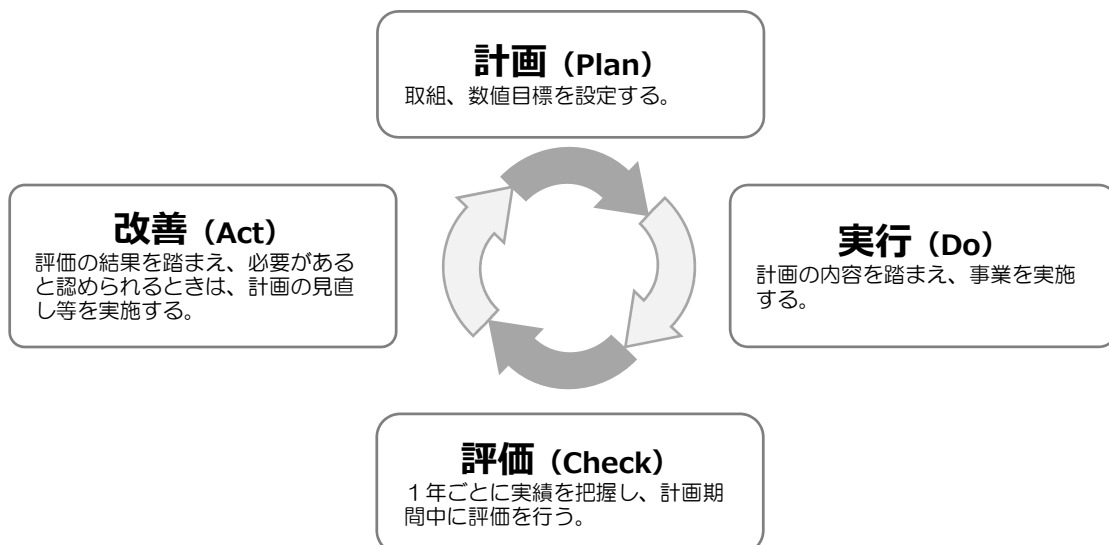
第2次計画の最終評価を踏まえ、成果のあった取組については、市民に根付くよう引き続き推進し、目標が未達成となった項目については、これまでの取組をより効果的な施策となるよう改善します。

新たな目標達成に向けて、それぞれの役割を明確にし、相互に連携する推進体制の強化に努めるとともに、オールあかして市民主体の総合的な健康づくり施策を展開していきます。

2 計画の進行管理

本計画をより実効性あるものとして推進していくためには、計画の進捗^{ちよく}状況を把握し、計画的に取組を進めていくことが重要です。そのため、PDCAサイクルに沿って目標の達成状況を定期的に点検・評価し、継続的に改善を図ります。

分野ごとに数値目標を設定し、それらを令和12年度に達成できるよう、随時、取組内容を点検・評価を行うとともに、令和7年度において、健康と生きがいアンケート調査による中間評価を実施し、必要に応じて見直しを行います。



資料編

1 明石市健康と生きがいアンケート調査の結果

本アンケート（令和3年2月実施）は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、一部の回答結果で影響を受けている可能性があります。

（1）健康診査と健康管理

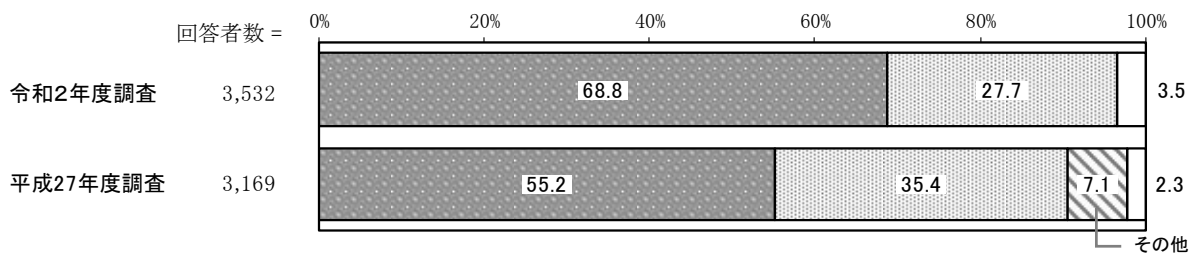
① この1年間の健診の受診状況

1年間に健康診査を受けた人の割合は20歳以上で68.8%となっており、目標値の66%以上を達成しました。

また、ライフステージ別で見ると、40～64歳で「受けた」の割合が高く、約8割となっています。40～64歳をピークに、その後は年代が高くなるにつれて「受けた」の割合が低くなり、75歳以上では約6割まで減っています。

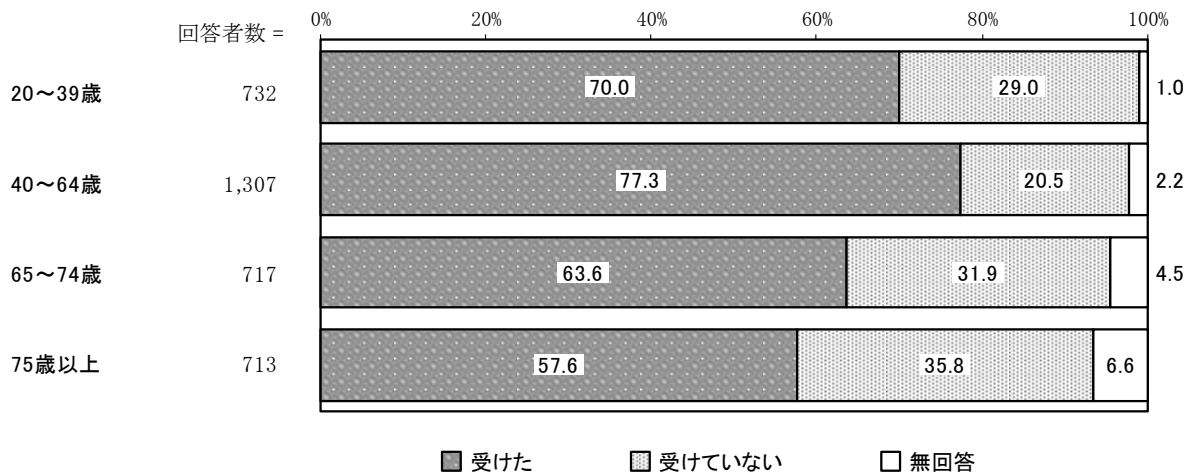
図表 2-1 この1年間の健診の受診状況

【経年比較】



※平成27年度の「受けていない」は「かかりつけ医あるいは病院でみてもらっているので受けていない」「体調はよくないが、受けていない」「健康と思うので受けていない」の合計です。また、「受けた」は、100%から「受けていない」「その他」「無回答」の割合を引いて算出しています。

【ライフステージ別】

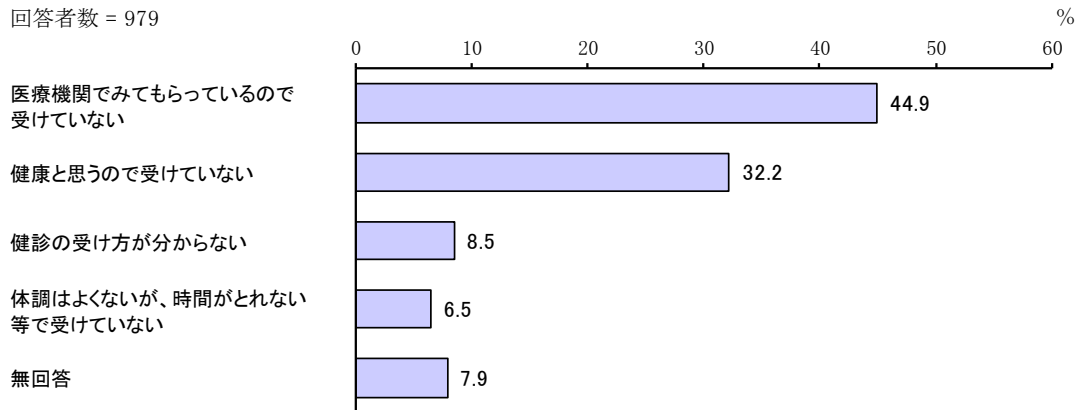


資料：健康と生きがいアンケート調査（令和3年2月実施）

② 健診を受診していない理由

健診を受診していない理由は、「医療機関でみてもらっているので受けていない」の割合が44.9%と最も高く、次いで「健康と思うので受けていない」の割合が32.2%となっています。

図表 2-2 健診を受診していない理由



資料：健康と生きがいアンケート調査（令和3年2月実施）

③ 特定健康診査の受診状況

健康と生きがいアンケート調査結果では健診を受けた人の割合は増加していますが、明石市国民健康保険加入者が対象の特定健康診査の受診率では近年減少しており、令和元年度は25.6%で、兵庫県内の市町国保合計の受診率34.1%を下回っています。

有所見者の状況を見ると、HbA1cとLDLコレステロールの値が50%以上を占めています。

図表 2-3 特定健診受診率

単位：%

	H27	H28	H29	H30	R1
明石市	26.6	28.0	28.0	26.1	25.6
市町国保合計（兵庫県）	34.6	34.8	35.4	35.1	34.1

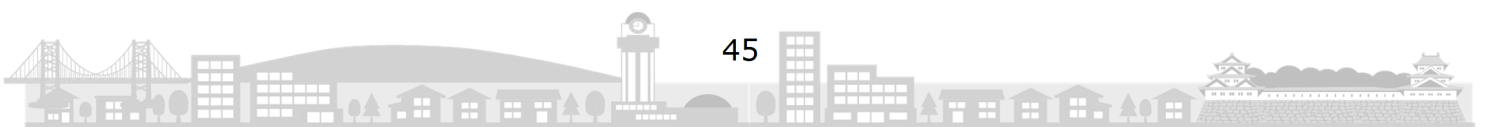
資料：特定健診・保健指導受診率等推移（平成27年度～令和元年度）

図表 2-4 特定健診受診者における有所見の主な内訳

単位：%

	空腹時 血糖	HbA1c	尿酸	LDL コレステロール	血清 クレアチニン
明石市	26.8	60.9	7.5	54.6	1.3
市町国保合計（兵庫県）	27.4	62.1	7.1	55.3	1.1
全国	23.9	57.2	6.6	53.5	1.1

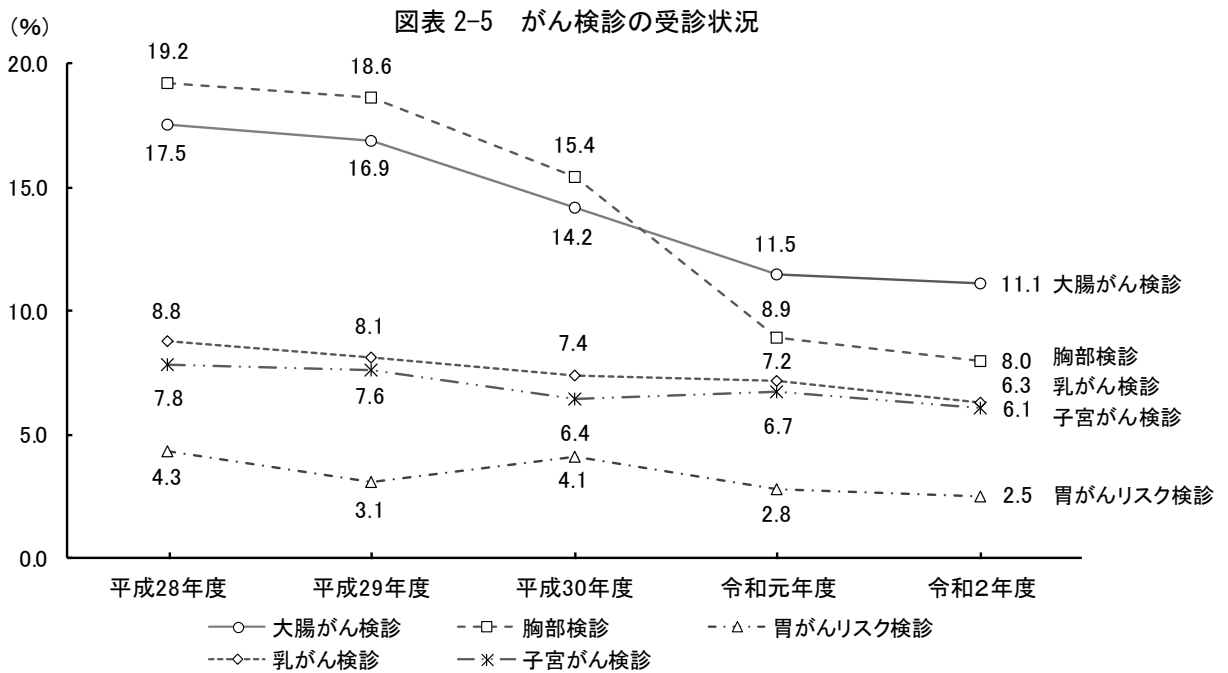
資料：国保データベース（令和元年度）



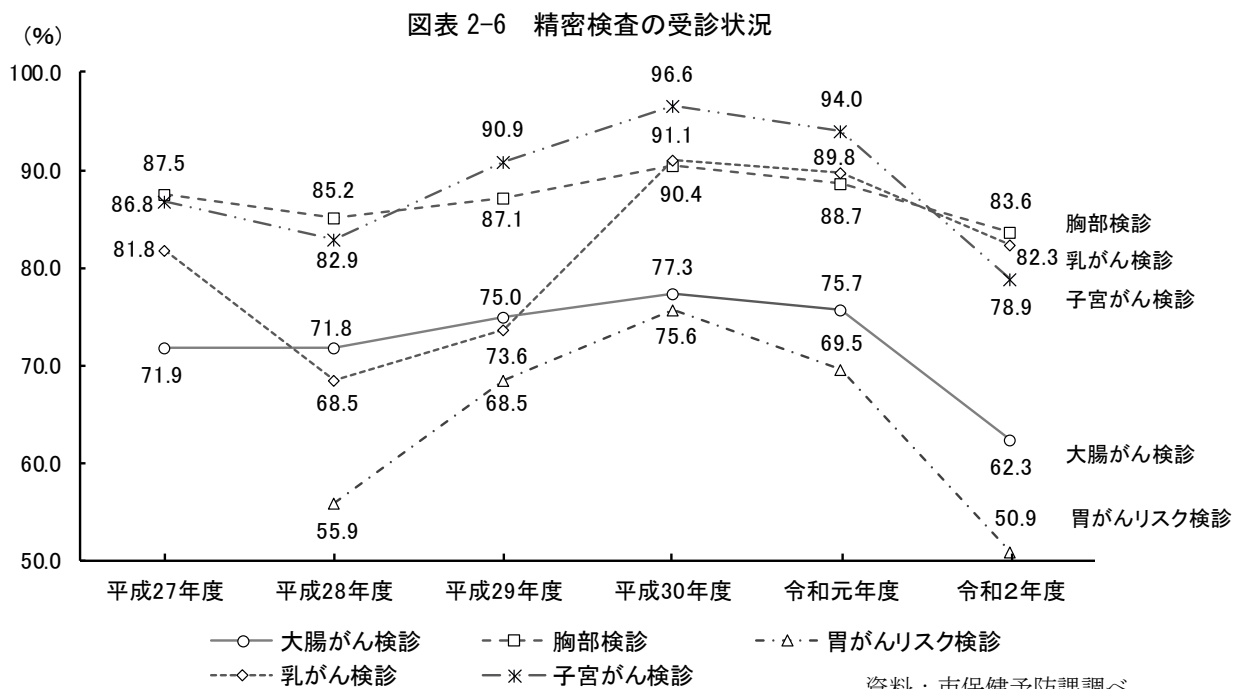
④ がん検診受診状況（明石市が実施するがん検診）

がん検診受診率は大腸がん検診11.1%、胸部検診（肺がん検診）8.0%、胃がんリスク検診2.5%、乳がん検診6.3%（2年間の受診率：13.4%）、子宮がん検診6.1%（2年間の受診率：12.8%）となっており、目標値の大腸がん25%以上、肺がん25%以上、胃がんリスク20%以上、乳がん25%以上、子宮がん30%以上はいずれも未達成です。

精密検査の受診率を平成27年度と比較すると、全ての検診において上昇しています。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により低下しています。



資料：市保健予防課調べ



資料：市保健予防課調べ

(2) 身体活動・運動

① 運動習慣の状況

1回30分以上の運動を週2回以上実施し、1年以上継続している人の割合は37.5%であり、目標値の60%以上は未達成です。

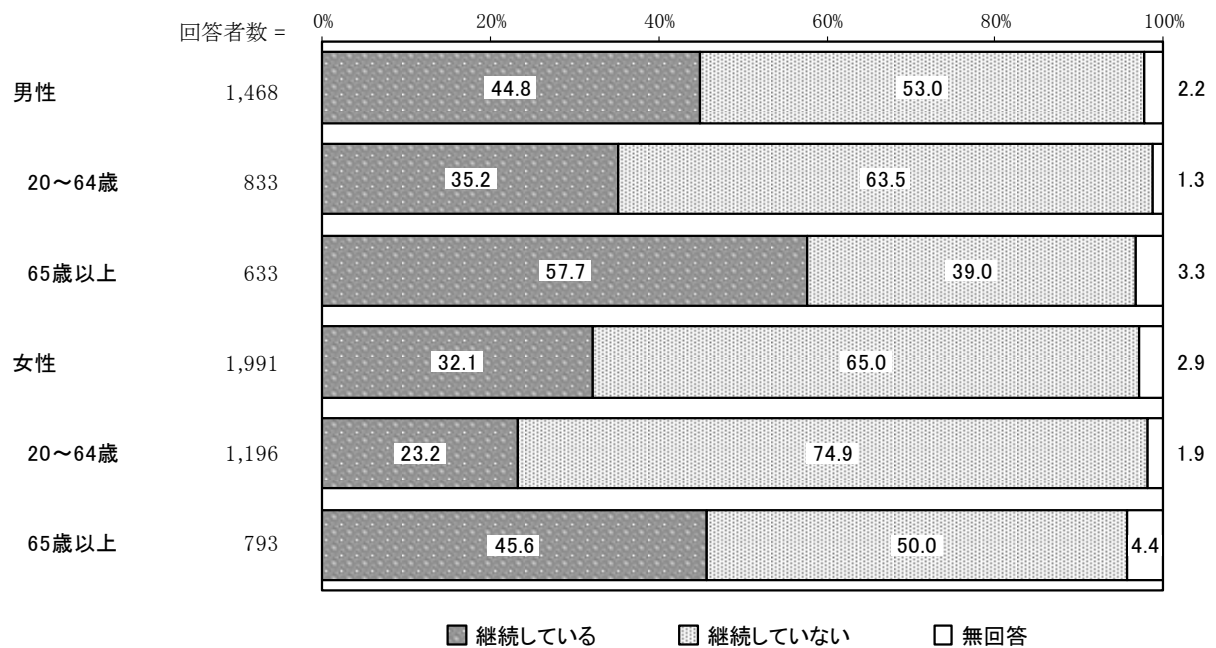
運動習慣のある人の割合は、平成27年と比べて大きな変化は見られません。

性・年齢別でみると、男性の20～64歳は35.2%（国：23.5%）、65歳以上は、57.7%（国：41.9%）となっています。また、女性は20～64歳が23.2%（国：16.9%）、65歳以上が45.6%（国：33.9%）となっており、全ての区分で国の数値より上回るものの、20～64歳女性の運動継続率が他の世代に比べて特に低くなっています。

運動を継続している人のうち、ウォーキングを実施していると回答した人が68.0%と最も多くなっています。

図表 2-7 運動習慣の状況

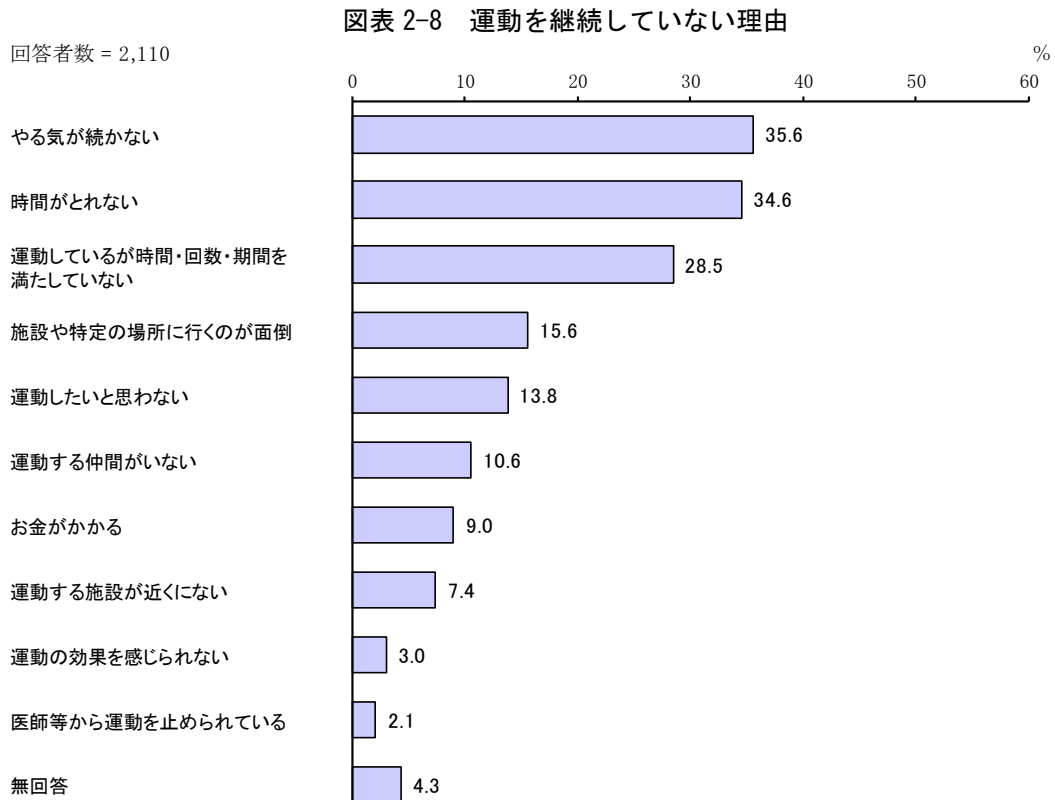
【性・年代別】



資料：健康と生きがいアンケート調査（令和3年2月実施）

② 運動を継続していない理由（複数回答可）

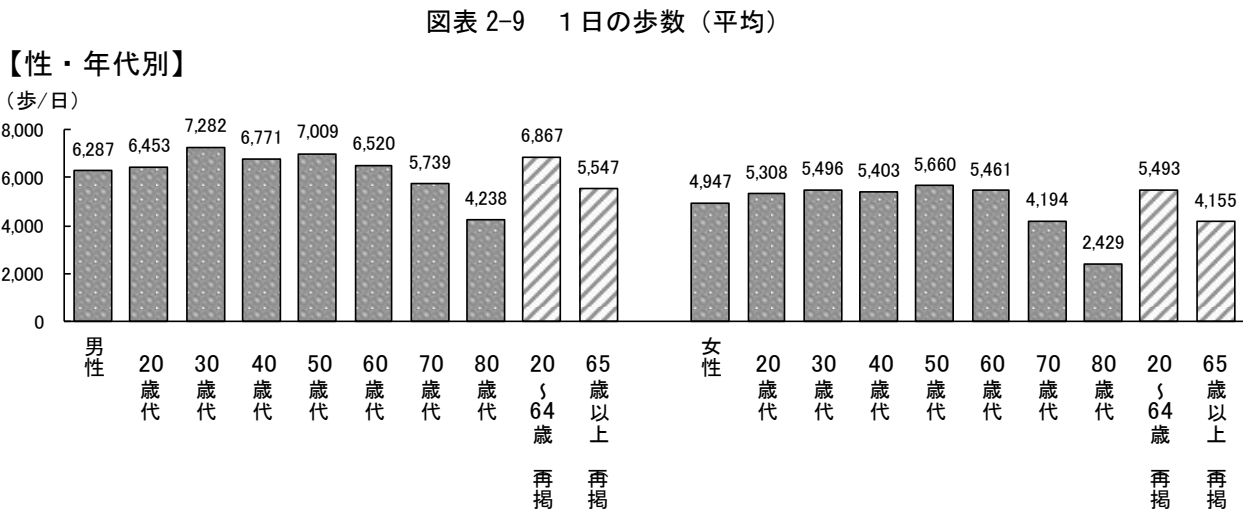
運動を継続していない理由については、「やる気が続かない」の割合が35.6%と最も高く、次いで「時間がとれない」の割合が34.6%、「運動しているが時間・回数・期間を満たしていない」の割合が28.5%となっています。



資料：健康と生きがいアンケート調査（令和3年2月実施）

③ 1日の歩数（平均）

1日の歩数を性・年代別で見ると、他に比べ、男性の30歳代で「7,282歩」と最も高くなっています。ただし、約半数が1日の歩数を把握していないと回答しています。



資料：健康と生きがいアンケート調査（令和3年2月実施）

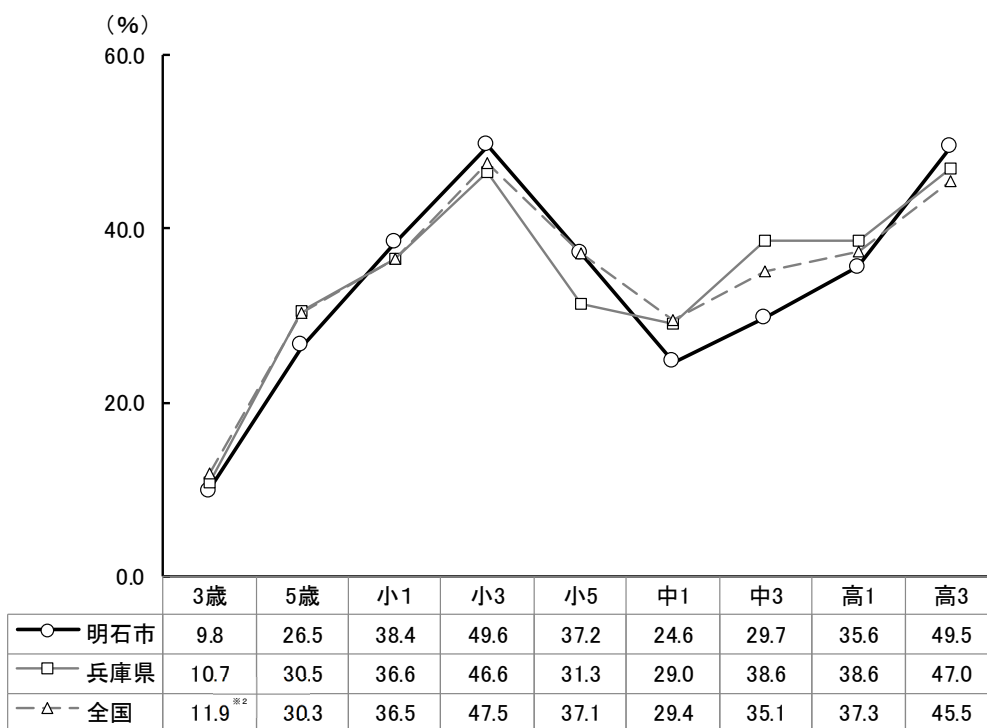
(3) 歯の健康

① むし歯有病者率

3歳児でむし歯のある子どもの割合は9.8%となっており、目標値の13%以下を達成しました。

学童期においては、小学3年をピークにむし歯有病者率^{※1}が上昇し、永久歯に生え変わる中学1年（12歳）頃に低くなります。しかし、その後再び、上昇に転じます。令和2年度の中学1年のむし歯有病者率は兵庫県より低いですが、高校3年の時点では兵庫県・国と比べ高くなっています。

図表 2-10 年齢別むし歯有病者率（令和2年度）



※1 むし歯有病者：むし歯（治療した歯を含む）を1本以上有する者

※2 全国の3歳児のみ令和元年度の数値

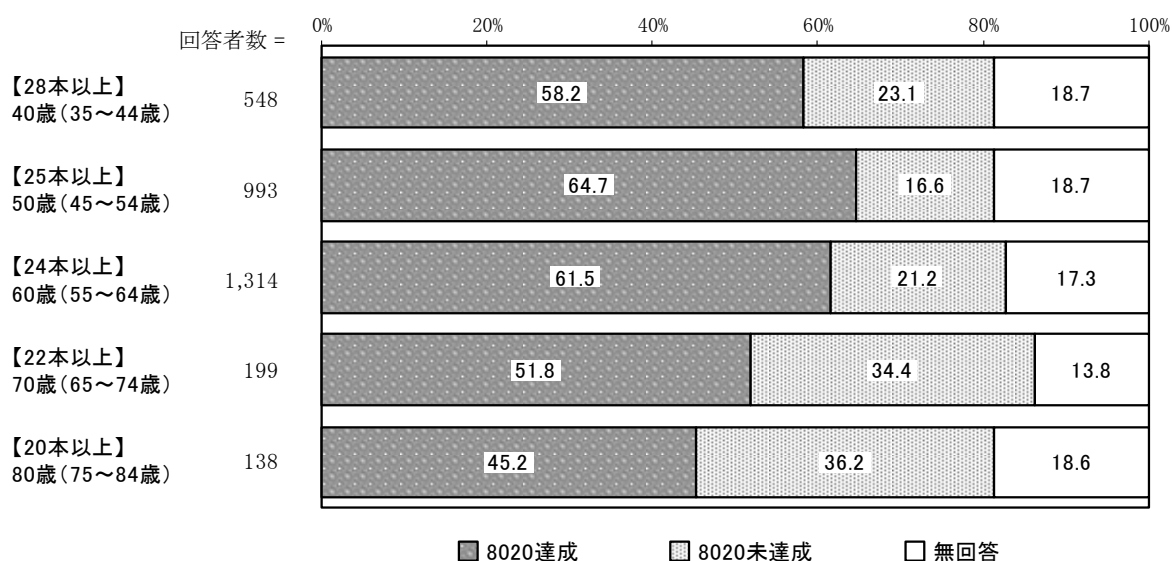
資料：市健康推進課調べ

② 8020 運動の達成状況

国は平成元年より、80歳になっても20本以上自分の歯を保つことを目標とする「8020運動」を推進しています。また、それを達成するための目標を60歳で24本以上と設定しています。

本市は、60歳で24本以上の歯がある人は61.5%となっていますが、80歳（75～84歳）で20本以上歯がある人は45.2%と半数を下回っています。

図表 2-11 8020 運動の達成状況

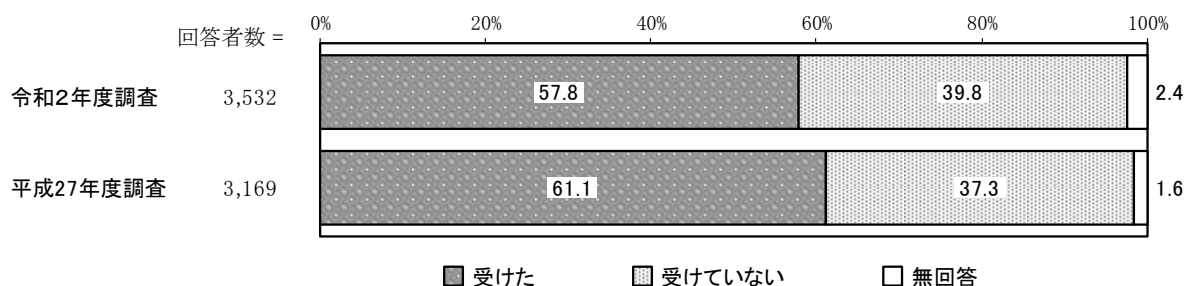


資料：健康と生きがいアンケート調査（令和3年2月実施）

③ 歯科健診の受診状況

定期的に歯科健診を受ける人（この1年間の歯科健診を受けた人）については、「受けた」の割合が57.8%、「受けていない」の割合が39.8%となっています。平成27年度調査と比較すると「受けた」の割合は減少しています。

図表 2-12 歯科健診の受診状況



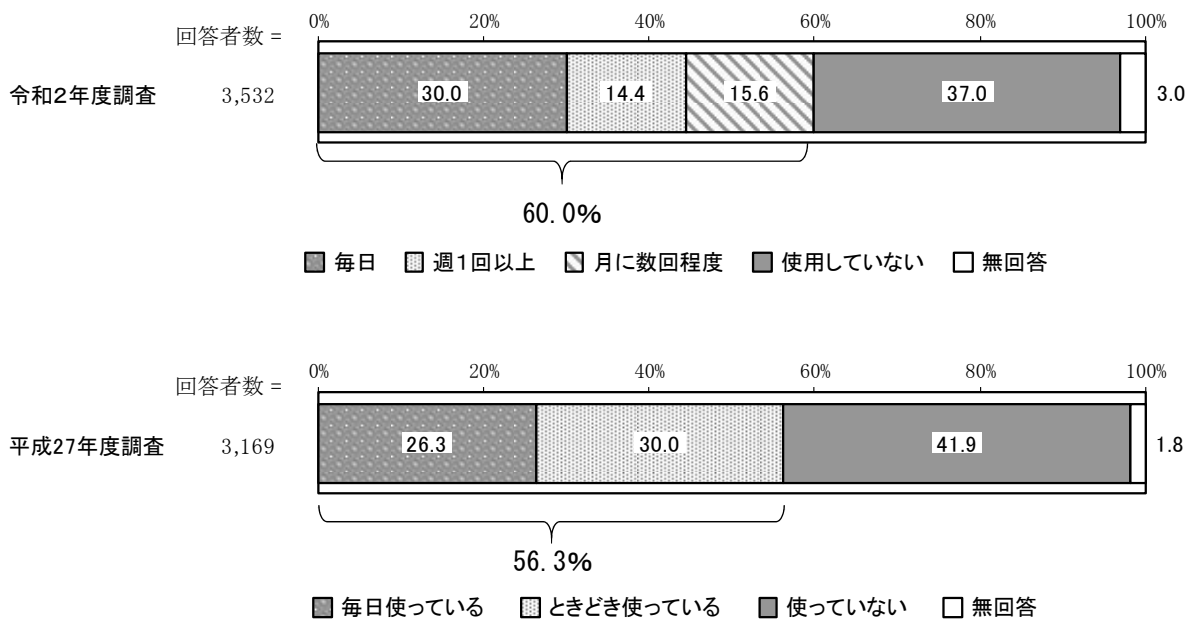
※平成27年度の「受けた」の数値は「歯科の治療中に受けた」と回答した人を含みます。

資料：健康と生きがいアンケート調査（令和3年2月実施）

④ 歯間部清掃用具の使用状況

歯間部清掃用具を使用する人の割合は60.0%となっており、平成27年度調査の56.3%から増加しています。

図表 2-13 歯間部清掃用具の使用状況



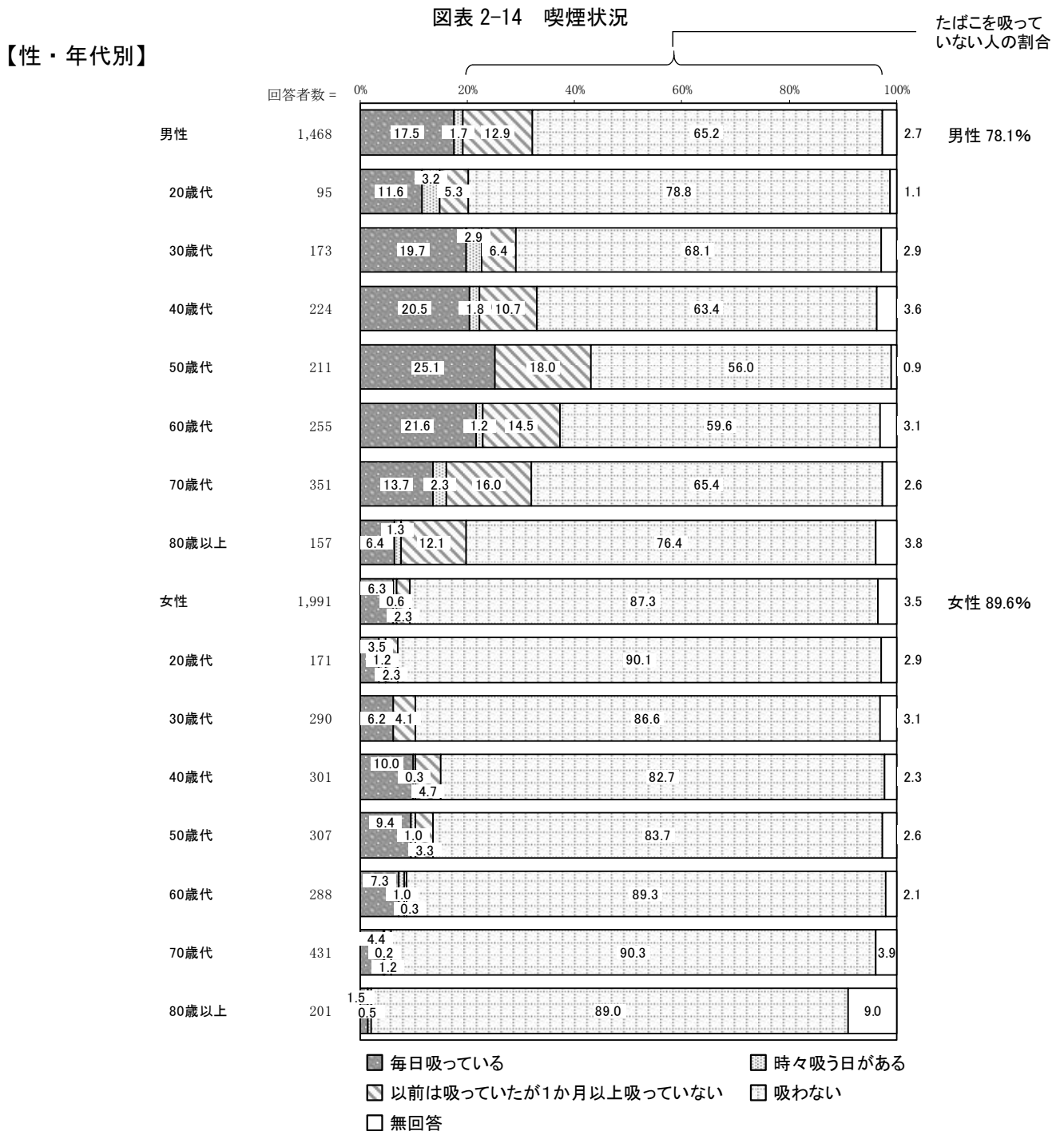
資料：健康と生きがいアンケート調査（令和3年2月実施）

(4) たばこ

① 喫煙状況

たばこを吸っていない人の割合は、全体で84.6%であり、目標値である95%以上は未達成です。また、性別で見ると、男性78.1%、女性89.6%であり、平成27年度と比べて男女ともに上昇しています。

たばこを毎日吸っている人の割合は、性・年代別で見ると、男性では50歳代が25.1%、女性では40歳代が10.0%と高くなっています。



② COPD※の認知度

COPDの認知度は、43.5%となっており、目標値の80%は未達成です。

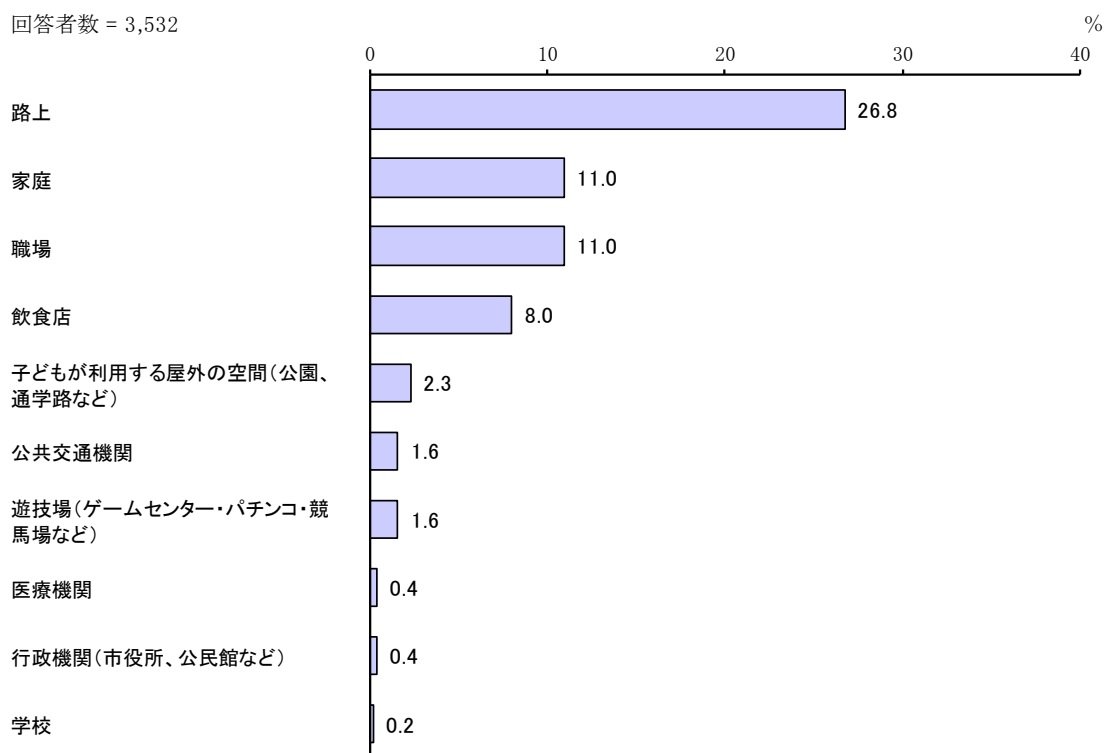
※COPD（慢性閉そく性肺疾患）：喫煙などが原因で、気管支や肺に慢性の炎症が起こり、息切れ、たん、咳などの症状が見られ、呼吸がうまくできなくなる病気です。

③ 受動喫煙※の状況（複数回答可）

この1か月に受動喫煙の機会があったと回答した人は45.7%となっています。主な場所として、「路上」の割合が26.8%、「家庭」、「職場」の割合が11.0%となっています。性別で見ると、女性は家庭で、男性は職場や飲食店などで受動喫煙の機会が多くなっています。

※受動喫煙：自分以外の人が吸っているたばこ（加熱式たばこを含む）の煙を吸いこむことです。

図表 2-15 受動喫煙の状況



資料：健康と生きがいアンケート調査（令和3年2月実施）

(5) アルコール

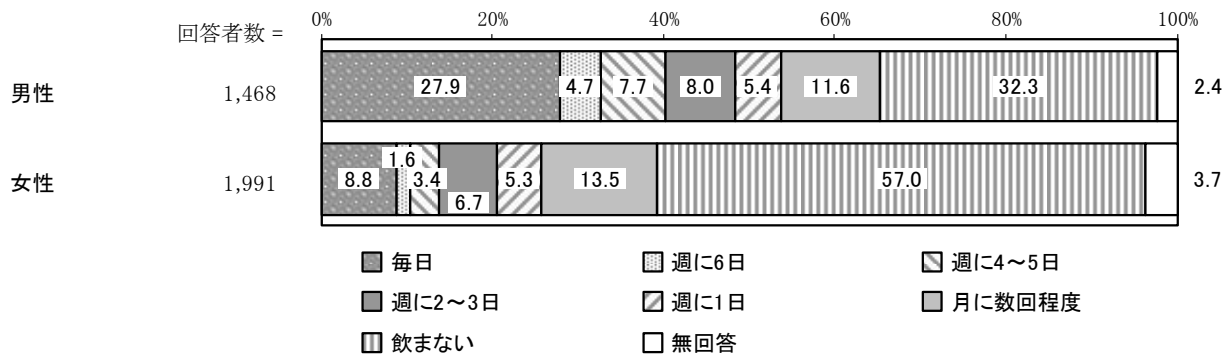
① 節度ある適度な飲酒量の認知度

節度ある適度な飲酒量を知っている人の割合は全体で44.3%となっており、目標値の100%は未達成です。

② 飲酒の頻度

飲酒の頻度を性別で見ると、毎日飲酒している人の割合は、男性27.9%、女性8.8%となっており、女性に比べ、男性で約3倍となっています。また、兵庫県(男性30.1%、女性8.5%)と比べ、男性は低くなっているものの、女性は兵庫県を上回っています。

図表 2-16 飲酒の頻度

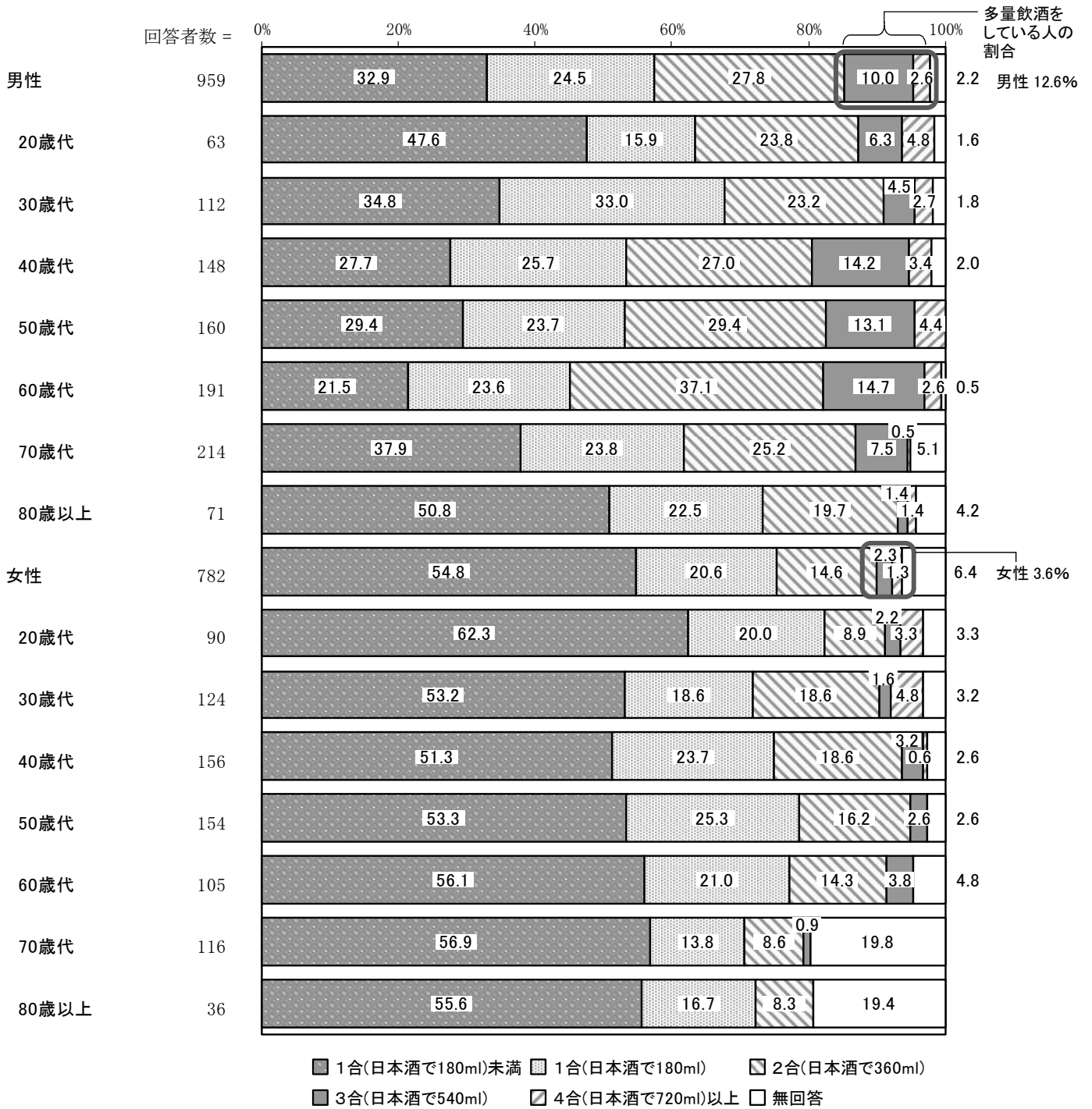


資料：健康と生きがいアンケート調査（令和3年2月実施）

③ 飲酒量の傾向

飲酒をしている人のうち、飲酒量を性・年代別で見ると、男性では、20歳代で「1合（日本酒で180ml）未満」の割合が高くなっていますが、30歳代から60歳代で「1合（日本酒で180ml）以上」の割合が高く、年代が上がると飲酒量が増えています。また、女性では、年代による飲酒量に大きな差はありません。

図表 2-17 飲酒量の傾向



資料：健康と生きがいアンケート調査（令和3年2月実施）

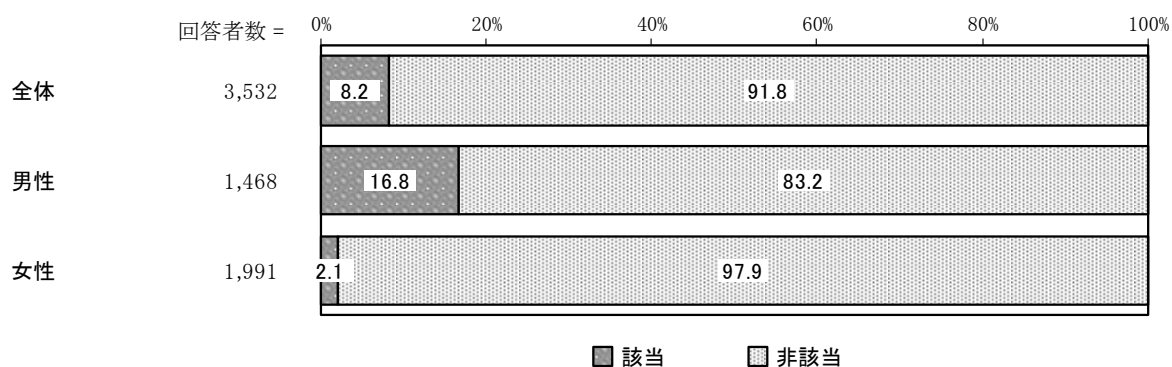
④ 妊娠期における飲酒

妊娠中に飲酒をしている人の割合は0.6%となっており、兵庫県(0.7%)や国(0.8%)と同様の傾向となっています。

⑤ 生活習慣病のリスクを高める飲酒の状況

生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人^{*}の割合は、男性16.8%、女性2.1%となっており、国(男性14.9%、女性9.1%)と比べて男性の割合が高くなっています。

図表 2-18 生活習慣病のリスクを高める飲酒の状況



^{*}生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合(グラフの該当者)は、国民健康・栄養調査に準じて、飲酒の頻度と1日あたりの飲酒量から算出。

資料：健康と生きがいアンケート調査(令和3年2月実施)

⑥ 多量飲酒の状況

多量飲酒をしている人(男女とも3合以上)の割合は、男性12.6%、女性3.6%と兵庫県(男性5.3%、女性2.6%)、国(男性12.5%、女性5.1%)に比べ、一部を除いておおむね高くなっています。特に男性の40歳代から60歳代で多量飲酒をしている人が多くなっています(図表2-17参照)。

また、平成22年度(男性15.6%、女性1.6%)と比較すると、男性の割合は減少するも、女性の割合は2.25倍に上昇しています。

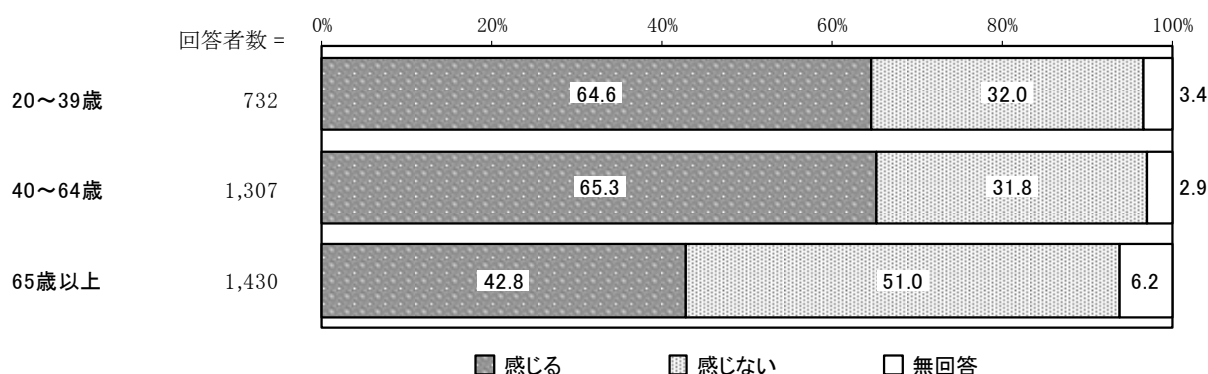
(6) こころの健康

① ストレスの有無

毎日ストレスを感じている人の割合は全体で55.7%となっており、平成27年度の53.4%より増加しています。ライフステージ別でみると、20～39歳、40～64歳の働き盛り世代にストレスを感じている人が多くなっています。

図表 2-19 ストレスの有無

【ライフステージ別】



資料：健康と生きがいアンケート調査（令和3年2月実施）

② ストレス解消法について（複数回答可）

自分なりのストレス解消法がある人の割合は83.6%であり、目標値の90%以上は未達成です。

ストレス解消法を性別でみると、男性では「趣味・娯楽」「運動」「飲食」「友達や家族との会話」「買い物」、女性では「友達や家族との会話」「買い物」「趣味・娯楽」「飲食」「運動」の順に割合が高くなっています。

図表 2-20 ストレス解消法について

単位：%

区分	有効回答数 (件)	趣味・娯楽	友達や家族との会話	買い物	運動	飲食	旅行	地域活動やボランティア	その他	特にない	無回答
男性	1,468	55.7	28.4	19.2	31.1	29.3	14.3	2.8	5.4	14.7	3.4
女性	1,991	45.1	53.7	46.7	20.1	38.8	19.8	3.5	5.5	10.3	4.5

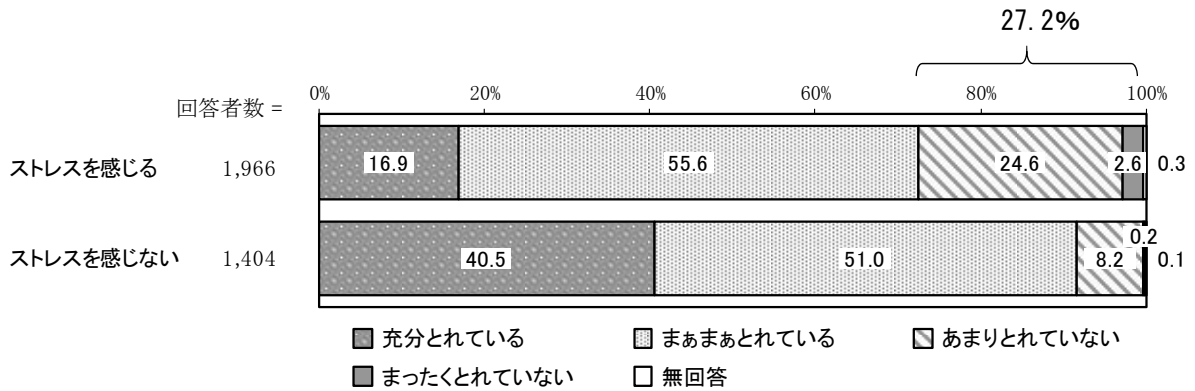
資料：健康と生きがいアンケート調査（令和3年2月実施）

③ 睡眠の状況

睡眠で休養が十分とれていない人の割合は、全体で18.7%となっています。

また、ストレスを感じる人のうち、睡眠で十分な休養がとれていない人の割合は27.2%となっています。

図表 2-21 ストレスの有無別睡眠の状況

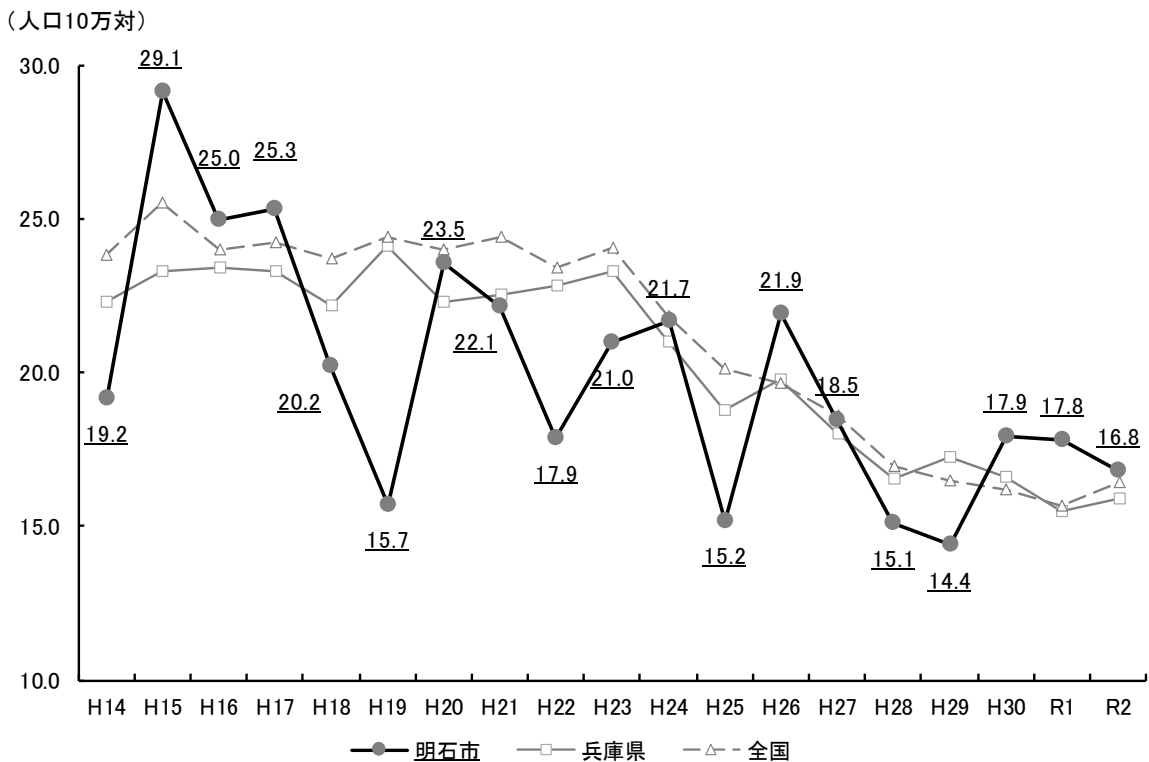


資料：健康と生きがいアンケート調査（令和3年2月実施）

④ 自殺死亡率の推移

自殺死亡率の推移をみると16.8%と減少傾向にあります。兵庫県の自殺死亡率は15.9%と、全国（16.4%）に比べ低くなっています。

図表 2-22 自殺死亡率の推移



資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

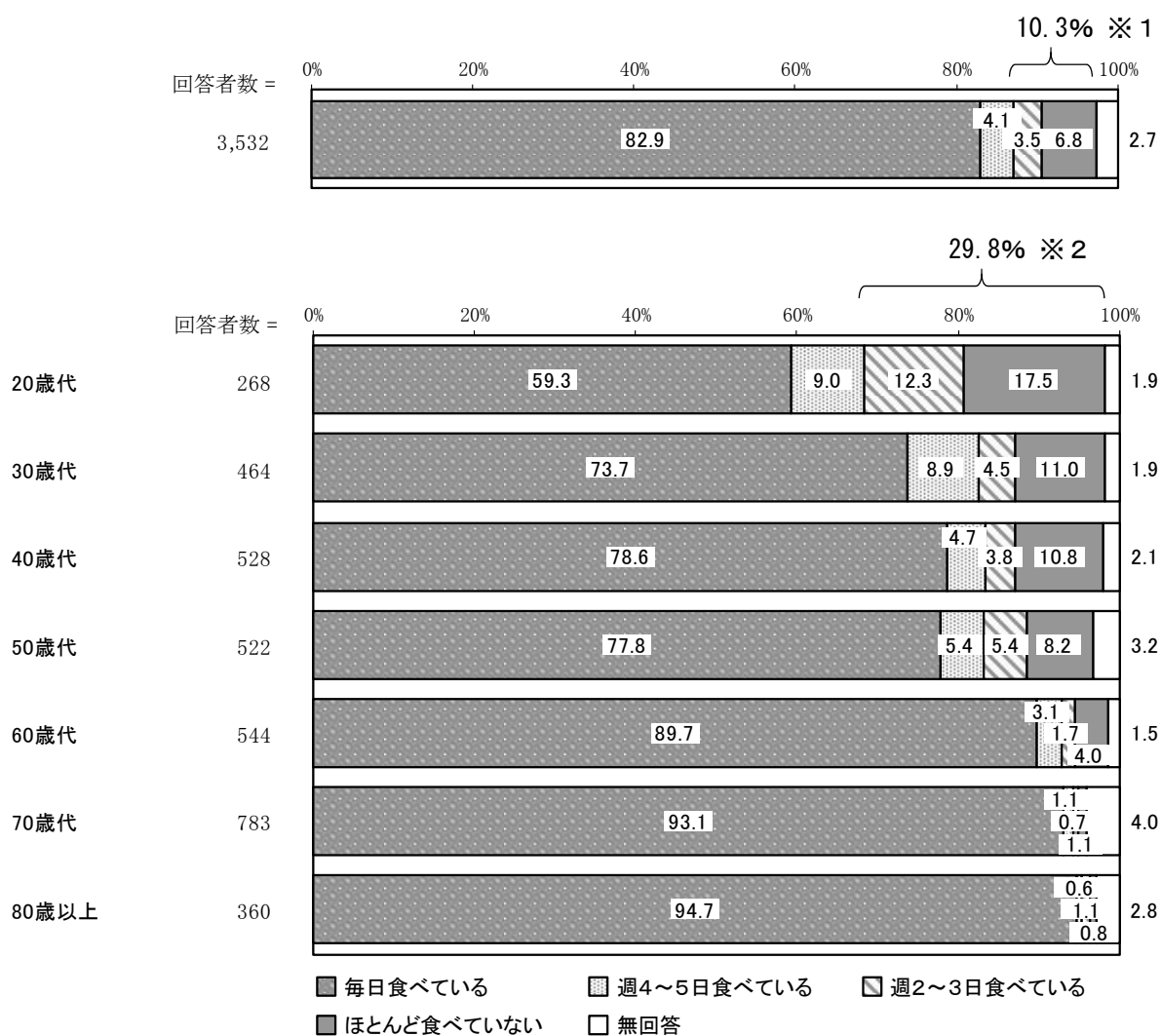
(7) 栄養・食生活

① 朝食の摂取状況

朝食を欠食している人(ほとんど食べていない)の割合は全体で6.8%となっていますが、20歳代の欠食率は17.5%(男性18.9%、女性17.0%)と最も高く、目標値の10%以下は未達成です。

国の朝食欠食率に関する調査では、「ほとんど食べていない」人に加え、「週2～3回食べている」人も欠食とみなすため、同様に考えると明石市全体の欠食率は10.3%^{*1}(国:12.3%)となり、そのうち20歳代の欠食率は29.8%^{*2}と、国(27.1%)と比べて高くなっています。

図表 2-23 朝食の摂取状況

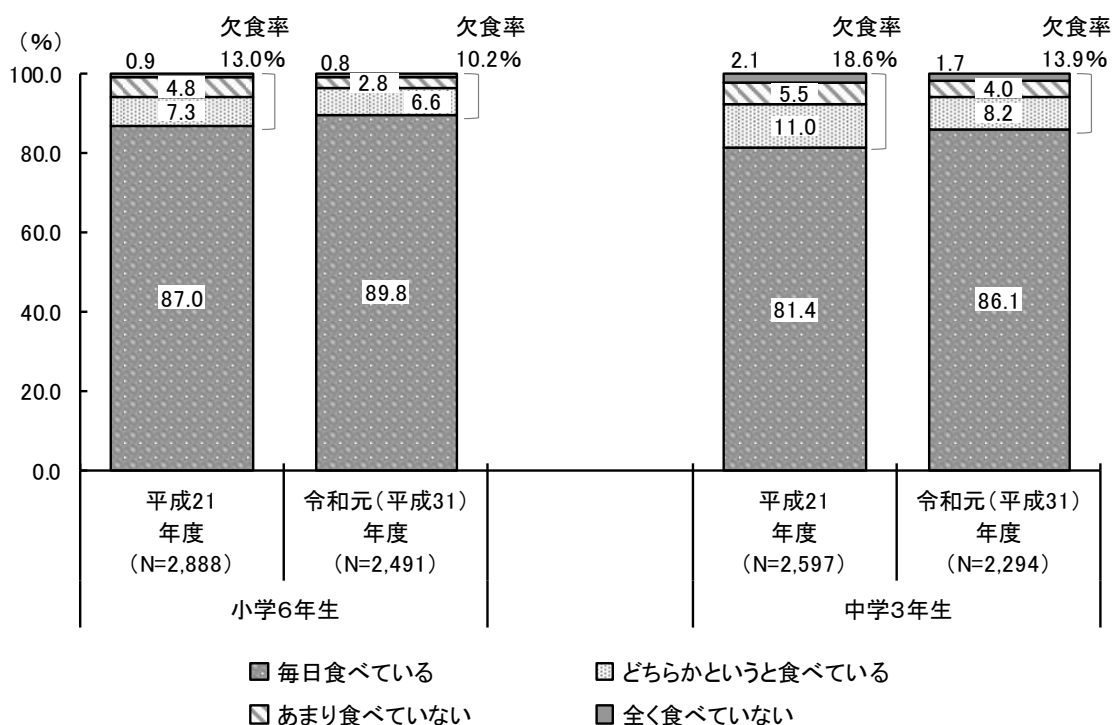


資料：健康と生きがいアンケート調査（令和3年2月実施）

小学6年生の朝食を欠食している人の割合は令和元年度が10.2%となっており、平成21年度（13.0%）に比べ改善しています。

また、中学3年生における朝食を欠食している人の割合においても、令和元年度では13.9%であり、平成21年度（18.6%）と比べて改善しています。

図表 2-24 朝食の摂取状況（明石市）小学6年生・中学3年生

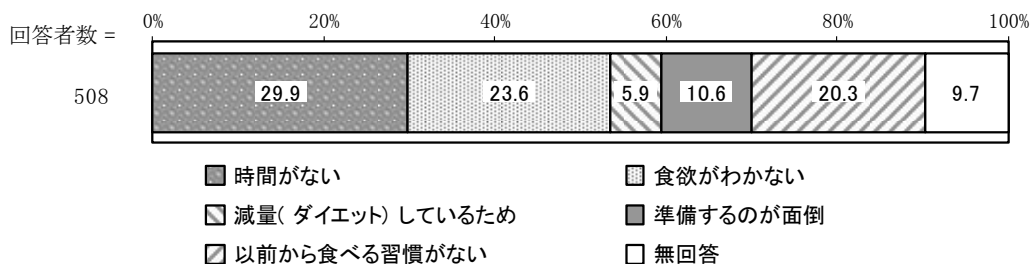


資料：全国学力・学習状況調査

② 朝食を食べない理由

朝食を食べない理由については、「時間がない」の割合が29.9%と最も高く、次いで「食欲がわからない」の割合が23.6%、「以前から食べる習慣がない」の割合が20.3%となっています。

図表 2-25 朝食を食べない理由



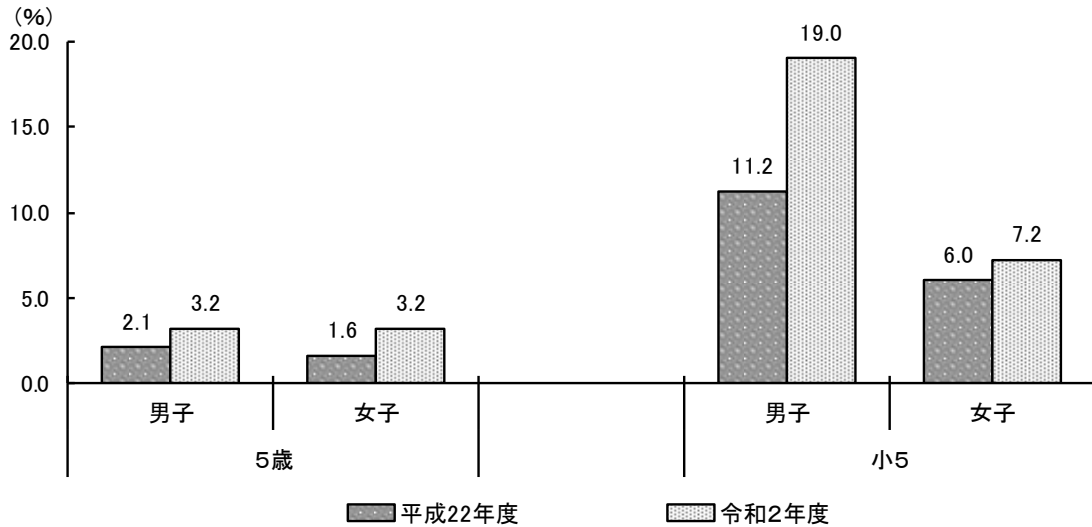
資料：健康と生きがいアンケート調査（令和3年2月実施）

③ 5歳児及び小学5年生の肥満の状況

5歳児の肥満^{※1}の割合は、平成22年度に比べ上昇していますが、兵庫県（3.4%）・国（3.7%）の値より下回っています。

また、小学5年生の肥満の割合では、平成22年度に比べ上昇しており、特に男子においては19.0%と兵庫県（11.1%）・国（14.2%）を上回っています。

図表 2-26 5歳児及び小学5年生の肥満割合



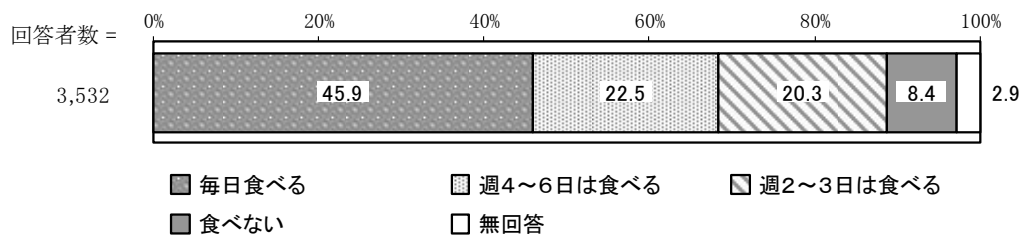
※1 肥満：日比式判定法で標準体重より肥満度が+20%以上のことです。

資料：明石市児童身体状況調査

④ 主食・主菜・副菜の摂取状況

主食・主菜・副菜（1日に2食以上）の摂取状況については、「毎日食べる」の割合が全体で45.9%と最も高く、次いで「週4～6日は食べる」の割合が22.5%、「週2～3日は食べる」の割合が20.3%となっています。しかしながら、若い世代（20～30歳代）では、「毎日食べている」の割合が29.5%と低く、「食べない」の割合が14.9%となっています。

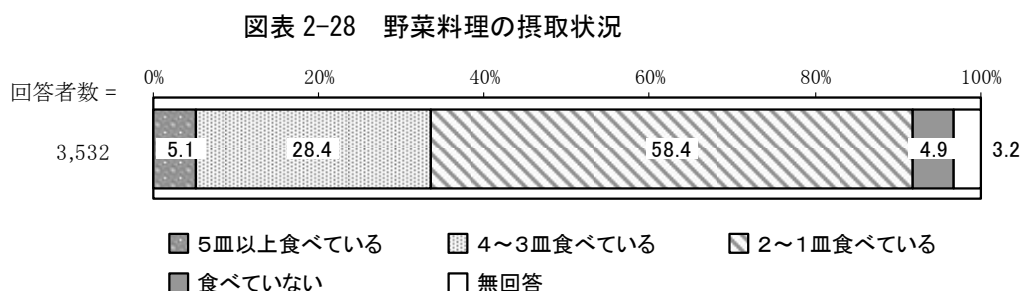
図表 2-27 主食・主菜・副菜の摂取状況



資料：健康と生きがいアンケート調査（令和3年2月実施）

⑤ 野菜料理の摂取状況

野菜料理を1日に小鉢5皿以上(約350g相当)食べている人は、5.1%(男性4.6%、女性5.7%)となっており、国の調査の男性30.1%、女性26.5%と比較し、大幅に下回っています。



資料：健康と生きがいアンケート調査（令和3年2月実施）

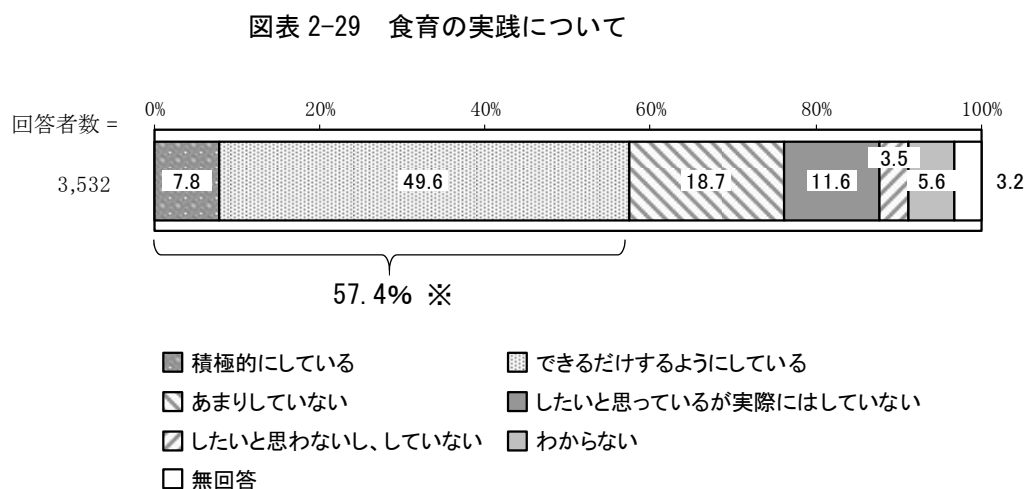
⑥ 食育の状況（食育基本方針）

<食を通じた健康づくり>

1日1食は家族や友人と楽しく食事をとっている人は82.4%であり、目標値の95%以上は未達成です。

食育に関心がある人の割合は、平成27年度が70.6%、令和2年度は72.2%とやや改善したものの目標値の90%以上は未達成です。

食育の実践については、平成27年度調査の58.4%から令和2年度は57.4%※とほぼ横ばいで、目標値の70%以上は未達成です。



資料：健康と生きがいアンケート調査（令和3年2月実施）

<食文化の継承>

小・中学校における食に関する指導のうち、体験活動（栽培活動等）を実施した学校の割合は、42.9%となっており、目標値の60%は未達成です（「食に関する指導」実施状況調査より算出）。

<食環境づくり>

家庭における燃やせるごみの1人当たり排出量は平成28年の493gから令和2年の480gと減少しています（「みんなでつくる循環型のまち・あかしプラン」より）。



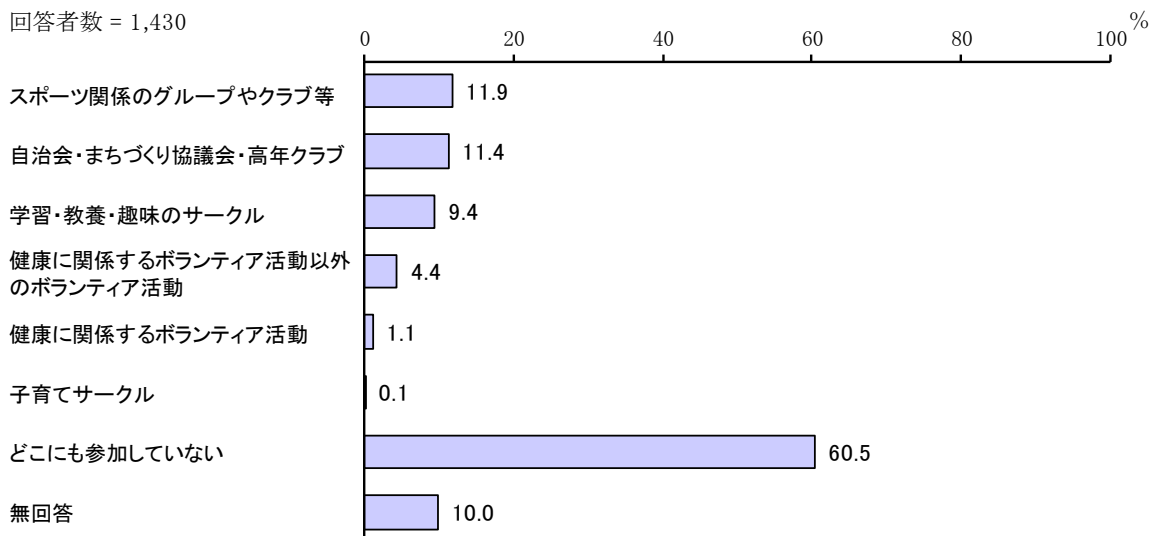
(8) 介護予防

① 地域活動の参加状況（複数回答可）

何らかの地域活動に参加している65歳以上の人の割合は、全体で29.5%（男性27.3%、女性31.3%）となっており、目標値の80%以上は未達成です。

図表 2-30 地域活動の参加状況

【65歳以上のみ】



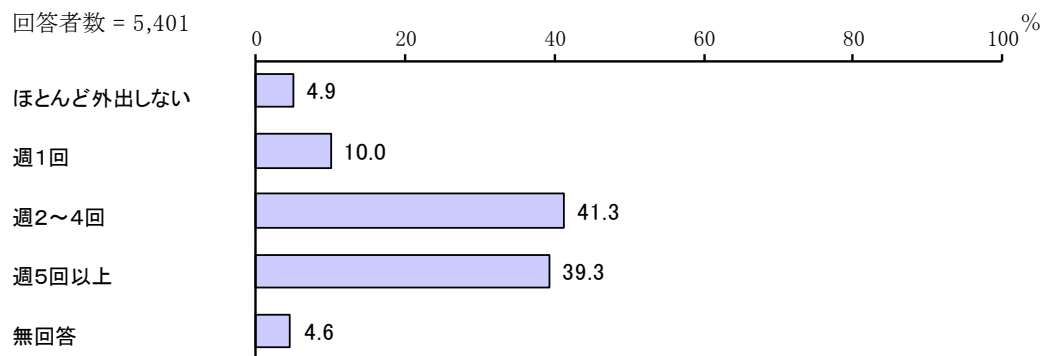
資料：健康と生きがいアンケート調査（令和3年2月実施）

② 外出の状況

65歳以上における外出の頻度は、週2～4回が41.3%、週5回以上が39.3%となっています。

外出しなくなった理由として「足腰などの痛み」「外での楽しみがない」が上位を占めています。

図表 2-31 外出の状況



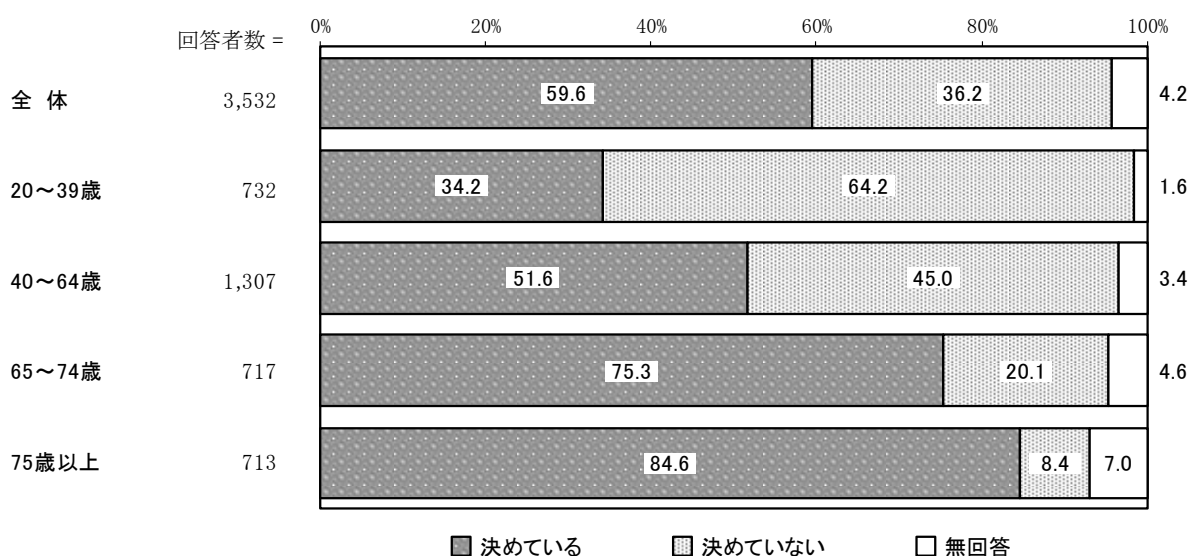
資料：令和元年 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

③ かかりつけ医の有無

かかりつけ医を「決めている」の割合が59.6%、「決めていない」の割合が36.2%となっています。

20～39歳では、6割以上の人がかかりつけ医を決めていないものの、ライフステージが高くなるにつれ「決めている」の割合が高くなり、75歳以上で8割半ばとなっています。

図表 2-32 かかりつけ医の有無

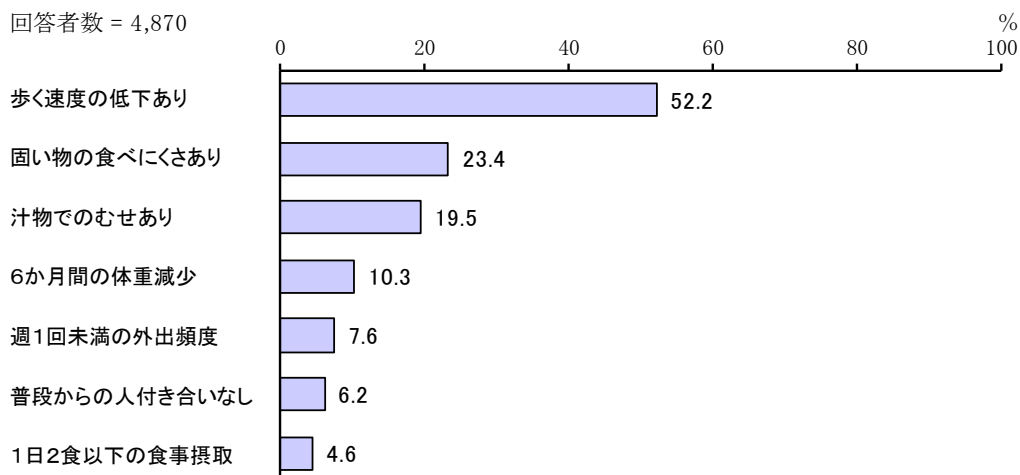


資料：健康と生きがいアンケート調査（令和3年2月実施）

④ フレイルの状況（複数回答可）

75歳以上の後期高齢者を対象とした高齢者の質問票では、歩く速度の低下ありの割合が52.2%、固い物の食べにくさありの割合が23.4%となっています。

図表 2-33 フレイルの状況



資料：市健康推進課調べ（後期高齢者の質問票）

(9) 親と子の健康

① 育児に関する相談相手の有無

育児についての相談相手がいる人の割合は100%となっており、目標値の100%を達成しています。

(3歳6か月児健診対象児の保護者へのアンケート調査 回答者数=191人)

② 妊娠・出産・子育て等の状況

35歳以上の妊娠届出率が平成22年度に比べ高くなっています。

育児参加する父親の割合は、平成22年度に比べ大幅に増加しています。

図表 2-34 妊娠・出産・子育て等の状況

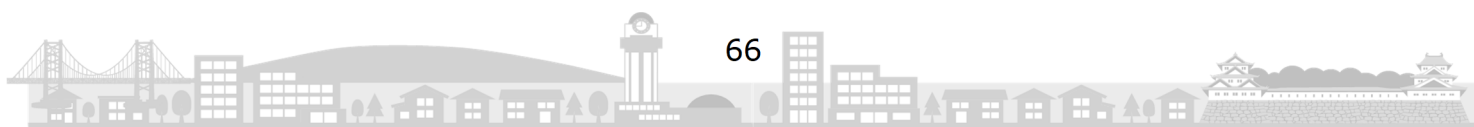
項目		平成 22 年度	令和元年度 (平成 30 年度)
1	35歳以上の妊娠届出率	21.6%	23.0%
2	周産期死亡率(出生千対)	4.0	3.4
3	低出生体重児	8.7%	9.7%
4	新生児死亡率(出生千対)	1.8	1.5
5	乳児死亡率(出生千対)	3.7	2.2
6	かかりつけ医をもつ親の割合	94.7%	91.8%
7	妊婦中に喫煙している母親の割合	6.0%	2.6%
8	乳幼児健診(歯科健診を含む)		
	4か月児健診	96.1%	94.3% (98.1%)
	10か月児健診	94.8%	96.7% (96.3%)
	1歳6か月児健診	97.1%	92.7% (97.3%)
	3歳6か月児健診	95.1%	93.0% (97.9%)
9	育児参加をする父親 ^{※1}	65.9%	93.0%

※1 平成22年度は「子育ての協力者が“父親”」と回答した人の割合

※2 健やか親子アンケート調査結果に基づき、No.6,7,9の令和元年度の実績値は無回答を除いて集計

※3 各種乳幼児健診の令和元年度の数値については、新型コロナウイルス感染症の影響により健診の中止等あり、受診率が下がっているため、平成30年度の数値を参考値として掲載。

資料：市こども健康課調べ



2 用語集

【あ行】

あかし SDGs 推進計画（長期総合計画）

地方自治体が策定する行政計画の基本となる計画のこと。まちづくりの長期的な展望や総合的な行政運営の指針が示されている。

あかし健康ソムリエ会

健康づくりを推進する市民ボランティア団体であり、市民目線で正しい健康情報の提供を行うなど、市民主体の健康づくりを推進している。

明石市の「食育&健康づくりボランティア養成講座」を修了した人が、健診受診率向上の啓発や各地域に出向いての健康教室、受動喫煙の啓発などの活動を行っている。

明石いずみ会

食生活改善活動を中心とした健康づくり全般について、市内各所で減塩や野菜摂取の勧奨、骨粗しょう症予防等の啓発活動や調理実習などのボランティア活動を展開している団体。明石市の「食育&健康づくりボランティア養成講座」を修了した人は明石いずみ会リーダーの資格を取得できる。

アルコール関連問題

アルコール依存症や多量飲酒、20歳未満の飲酒、妊婦による飲酒といった不適切な飲酒の影響による心身の健康障害と、それに関連して生じる様々な問題。

エコクッキング

エコクッキングは、エコロジーとクッキングを合わせた造語で、「環境に配慮して、買い物、調理、片付けをすること」であり、暮らしに欠かせない身近な「食」を通して、現代の我々の暮らし方を見直し、地球環境問題の解決に寄与する取組のこと。

オーラルフレイル

加齢とともに口のまわりの筋肉が衰えたり、唾液の量が減少したりすることで、滑舌の低下、わずかなむせ、食べこぼし、口の乾燥が起きるなど、口の機能が低下することをいう。

【か行】

通いの場

介護予防に資する活動として、年齢や心身の状況によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる、住民が主体的に運営するグループや場のことをいう。

がん検診受診率

がん検診の受診率については、健康と生きがいアンケート調査結果より算出したものと、自治体が実施するがん検診（検診費用の助成券を使用して受けるがん検診）の受診率と2つの数値がある。

また、乳がん及び子宮頸がんについては、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」の改正に伴い、平成17年度から受診率の算出方法を変更しており、2年間での受診状況をもとに受診率を算出している。

受診率＝（前年度の受診者数＋当該年度の受診者数－2年連続の受診者数）／（当該年度の対象者数）×100

喫煙専用室

飲食店や商業施設等（第2種施設等）の屋内の一部に設置されるたばこの煙を十分に浄化し室外に排気するための設備を整えた喫煙所のこと。20歳未満の人と妊婦は入室禁止となっている。入口には喫煙専用室の標識の掲示が法律で義務付けられている。

急性アルコール中毒

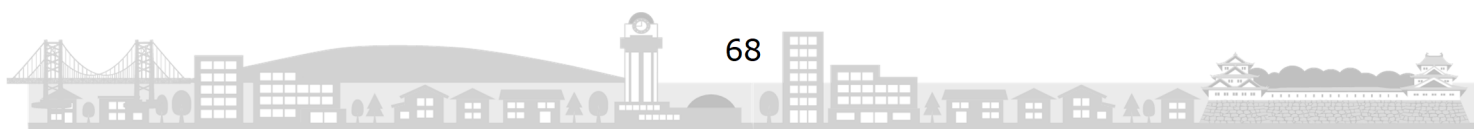
アルコールを一度に多く摂取し過ぎることで、血中のアルコール濃度が一気に高くなり、意識障害や血圧低下、嘔吐などを起こす中毒症状のこと。

共食

一人で食事をする事（孤食）に対して、誰かと一緒に食事をする事。

健康日本 21

健康増進法に基づき策定された「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」のこと。



健康格差

「地域や社会経済状況の違いによる集団・個人における健康状態の差」と定義される。健康格差を是正するためには、選択肢をうまく設計・配置することによって、人の背中を押すように、人々に適切な選択をさせることやその手法（ナッジ）が有効とされている。

健康寿命

平均寿命から寝たきりや認知症など介護や病氣療養が必要な期間を除いた、日常生活が制限されることなく過ごせる期間のこと。単に平均寿命を延ばすだけでなく、自立して生活できる期間を延ばすことが、生活の質（QOL：Quality of Life）の向上に重要である。

健康無関心層

一般に、健康診断や保健指導、その他の保健活動への参加あるいは行動変容を起こしにくい人たちのこと。ただし、その定義や属性については十分検討されていない。

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応をとること（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）ができる人を指す。

口腔機能

噛む（咀嚼）、飲み込む（嚥下）、話す（発声）、唾液の分泌、味覚などのお口の機能をいう。

口腔ケア

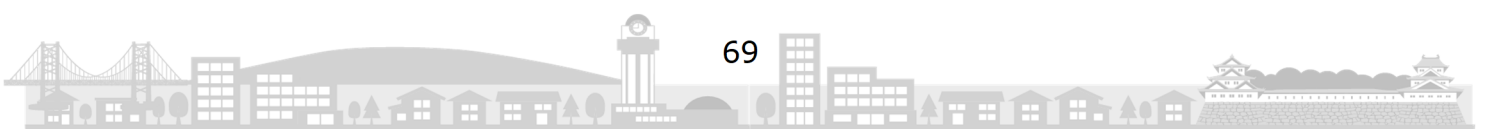
歯みがきなどで口の中をきれいに保つだけでなく、健康保持や口腔機能向上のためのお口の体操や嚥下のトレーニングなどを含んだ幅広い内容のこと。

合計特殊出生率

15～49歳の女性が1年間に出産した子どもの数を基にして、一人の女性が生涯に生むと予測される子どもの数の平均数を算出したもの。

高齢者いきいき福祉計画及び介護保険事業計画

老人福祉法と介護保険法に基づき策定する計画で、高齢者に関わる施策を始め、生きがいづくりや支え合いの地域づくりなど関連施策の方向性と介護保険事業に係る保険事業の円滑な実施の確保・方策について定めたもの。



【さ行】

座位時間

座っている時間。

死因別死亡率

人口10万人あたり何人死亡したかを死因別で表した数値で、年間の死因別死亡数（人）／10月1日時点の人口×100,000で計算できる。

歯間部清掃用具

歯ブラシでは磨けない歯と歯の間の清掃に用いる清掃用具。デンタルフロス、糸つきようじ、歯間ブラシなどがある。

自助・共助・公助

自助は「自分のことを自分でする」、共助は「地域や身近にいる人どうしが助け合うこと」、公助は「国や地方公共団体が行う救助・援助・支援」のこと。

自殺死亡率

人口10万人当たりの自殺者数のこと。

自殺対策計画

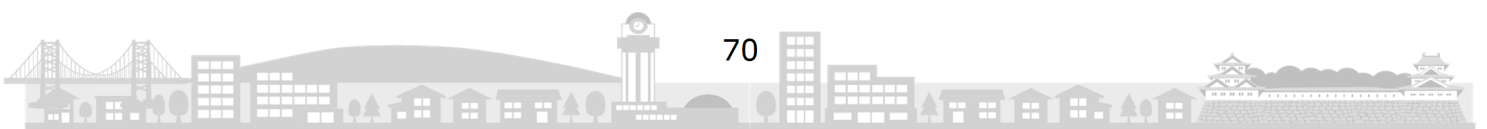
自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱を踏まえ、明石市における自殺対策を総合的に推進するために、平成31年3月に策定された。「誰も自殺に追い込まれることのないやさしいまち」の実現に向け、自殺ゼロを目指す。

周産期死亡率（出生千対）

年間1,000人の出生に対する周産期死亡（妊娠満22週以後の死産と生後7日未満の早期新生児死亡を合わせたもの）の比率。

受動喫煙

自分以外の人が吸っているたばこ（加熱式たばこを含む）の煙を吸いこむことを指す。改正健康増進法の施行及び兵庫県の条例の改正に伴い、受動喫煙防止対策が強化されている。



純アルコール摂取量

純アルコールとはエタノールのことです。1 ml=0.8gにあたり、アルコールの摂取量の目安となる。

アルコール飲料に含まれる純アルコール量は、飲酒量 (ml) ×アルコール度数 (%) / 100 × 0.8で計算できる。

障害者計画

障害者基本法に基づき策定する計画で、明石市における障害者施策を総合的に推進するための基本指針となるもの。

障害福祉計画及び障害児福祉計画

障害者総合支援法や児童福祉法に基づき策定する計画で、明石市における障害福祉サービスや障害児支援の供給量を数値目標で定めるもの。

食育

食育基本法（平成17年法律第63号）において、生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎と位置づけ、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てることとされている。

食品表示

消費者が食品を購入するとき、食品の内容を正しく理解し、選択したり、適正に使用したりする上での重要な情報源。

食品ロス

まだ食べられるのに廃棄される食品のこと。食品ロスの削減を総合的に推進することを目的として、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が令和元年10月1日に施行された。事業活動を伴って発生する食品ロスを「事業系食品ロス」、各家庭から発生する食品ロスを「家庭系食品ロス」という。

身体活動

仕事、家事、子育て、スポーツ、体を動かす遊び、余暇活動、移動などの生活活動のすべてを指す。

新生児死亡率（出生千対）

年間1,000人の出生に対する新生児（生後1カ月未満の児）の死亡の比率。



セルフチェック

日々の血圧測定や体重測定など、自身の健康について、どのような状態か自己にて確認を行うこと。

【た行】

多量飲酒

純アルコール量1日平均60g以上（ビール中びん3本以上、もしくは日本酒3合以上）の飲酒のこと。

断酒会

お酒に悩む人たちによる自助グループのこと。飲酒に関する体験談を語り合い、思いを共有することで、断酒の決意を継続するための場所。

地域福祉計画

社会福祉法に基づき策定する計画で、明石市における地域福祉の方向性や具体的取組を示すもの。

平成30年4月の社会福祉法の一部改正により、地域における高齢者、障害者、児童等の各分野の福祉における共通的な事項を記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけられた。

地産地消

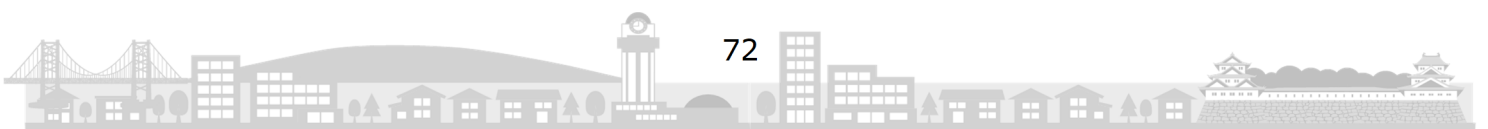
国内の地域で生産された農林水産物を、その生産された地域内において消費する取組のことを通じて、消費者と生産者が互いの距離を縮めようとする取組のこと。

低出生体重児

2,500g未満の体重で生まれてきた乳幼児のこと。

特定健康診査（特定健診）

40歳～74歳を対象とし、糖尿病や高血圧、脂質異常症等の生活習慣病を予防する目的で実施する健康診査のことで、明石市では「健康まもりタイ健診」と呼称している。加入している医療保険者（自営業の人は市区町村、会社等へ勤めている人（被扶養者を含む）は勤め先）で受診する。



【な行】

ナッジ理論

Nudge（注意や合図のために肘で人を軽く突く）という意味で、「人の行動は不合理だ」という前提の基に人間の行動を心理学、経済学の側面から研究する「行動経済学」を、実社会で役に立てる一つの方向性として示したものの。肘で軽く突くように、人々にそれとなく望ましい行動を選択するように促すこと。

日本型食生活

ごはんを主食とし、野菜、大豆、魚、海藻を中心とした主菜・副菜に加え、適度に牛乳・乳製品や果物が加わった、バランスのとれた食事のこと。

乳児死亡率（出生千対）

年間1,000人の出生に対する乳児（生後1年未満の児）の死亡の比率。

脳血管疾患

脳血管疾患には、脳卒中以外にも高血圧性脳症・脳血管性認知症などを含む脳の血管のトラブル全般が含まれている。高齢になればなるほど発症率が高く、死につながるものが多くなっている。

【は行】

標準化死亡比

標準化死亡比（SMR）とは、年齢構成の違いの影響を除いて、死亡率を全国と比較したものである。全国平均を100とし、100を越えれば全国より死亡率が高く、小さければ低いと判断される。

フレイル

加齢に伴い心身の機能が低下した「虚弱」を意味する言葉。身体的要因（筋力の低下、口腔機能の衰え、低栄養など）、精神・心理的要因、社会的要因などが重なって生じ、筋肉量や心身の活力の低下は高齢期に達する前から注意が必要。

プロフェッショナルケア（プロケア）

自分自身で行う歯みがきなどを「セルフケア」とするのに対比し、歯科医院で受ける健診や指導、フッ素塗布、歯石除去などを「プロフェッショナルケア（専門的なケア）」といい、略して「プロケア」という。

平均寿命

性別・年齢別の死亡率を割り出して、0歳児が何歳まで生きるかを予想した平均余命をいう。平均余命とは、ある年齢に達した人々がその後何年生きられるかを示した数値。

【ま行】

メンタルヘルス

精神面における健康のこと。また、こころの健康の回復・増進を図ること。

【や行】

要介護状態

入浴・排泄・食事などの日常生活における基本的な動作について、常時介護が必要と見込まれる状態のこと。

【ら行】

ライフステージ

人の一生の成長・成熟の度合いに応じた移り変わりのことで、「次世代期」「青壮年期」「高齢期」などに分けたそれぞれの段階をいう。

【英数単語】

AKP

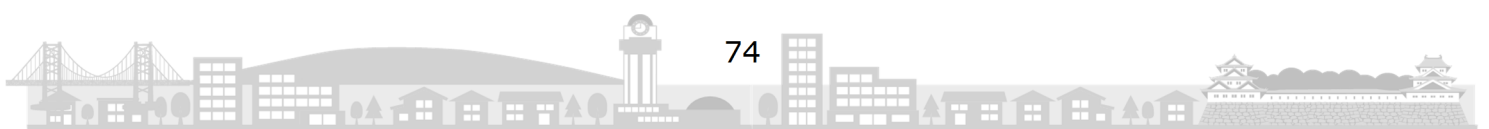
AKPは、明石市健診受診率向上プロジェクトの略称。市民が健康診断を活用し、自分に合った健康管理ができることを目指している。あかし健康ソムリエが主体となり、がん検診、特定健診の受診勧奨、乳がんの自己触診法の紹介、受動喫煙防止の啓発を市民目線で分かりやすく行っている。

COPD

たばこの煙などの有害物質が原因で肺が炎症を起こし、呼吸がしにくくなる病気。咳やたん、息切れなどの症状がでる。また、肺がんになる可能性が高くなる。COPDの進行を防ぐためには禁煙や早期発見・治療が必要。

ICT

情報通信技術（Information and Communication Technology）のこと



SDGs

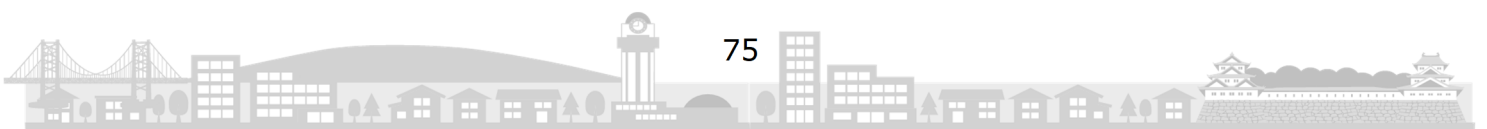
Sustainable Developmental Goals（持続可能な開発目標）の略で、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標のこと。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されている。

SP21

SP21とは、ソムリエプロジェクト21の略称であり、市民が自身の健康状態を把握し、正しく効果的に健康づくりを実践することを目指している。市民の身近な場所であるコミュニティ・センターを活用し、健康チェックや体操、健康づくりのきっかけとなる情報を提供する健康教室。あかし健康ソムリエ会が実施主体となり、市内4か所で月1回開催している。

8020（はちまるにいまる）運動

平成元年（1989年）に厚生省（当時）と日本歯科医師会が20本以上の自分の歯があればおいしく食べられるというデータを基に、「80歳になっても20本以上の歯を保とう」と提唱した。また、60歳で24本以上の歯を保とうという目標もある。



3 関連指標

項目・指標		明石市 (策定時の値)	兵庫県	国	データソース
健康寿命の延伸	男性	0.45年	1.4年	—	(市)健康寿命の算定プログラム2010～2019(厚生労働科学研究)を用い、平成30年～令和2年の3か年人口動態統計及び要介護認定者数により算出。 (県)県健康増進課調べ
		令和元年	平成30年	—	
	女性	1.01年	3.2年	—	
		令和元年	平成30年	—	
(1) 健康診査と健康管理					
健康づくりの習慣(Myルーティン)がある人の割合【20歳以上】		—	48.1% 平成28年	—	(県)兵庫県健康づくり実態調査
1年間に健診を受けた人の割合(健康と生きがいアンケート調査)【20歳以上】		68.8% 令和2年度	67.1% 平成28年	69.6% 令和元年	(市)健康と生きがいアンケート調査 (県)兵庫県健康づくり実態調査 (国)国民生活基礎調査
がん検診の受診率【20歳以上】 ※大腸がん、肺がん、胃がん、乳がんは、40歳以上	全体	29.5% 令和2年度	—	—	(市)健康と生きがいアンケート調査
	大腸がん	—	37.9% 令和元年	41.2% 令和元年	(県)(国)国民生活基礎調査
	肺がん	—	39.8% 令和元年	45.8% 令和元年	
	胃がん	—	33.0% 令和元年	39.0% 令和元年	
	乳がん(2年受診率)	—	32.1% 令和元年	37.4% 令和元年	
	子宮がん(2年受診率)	—	30.9% 令和元年	35.8% 令和元年	
	大腸がん	11.1% 令和2年度	14.7% 令和2年度	—	
肺がん(胸部検診)	8.0% 令和2年度	10.9% 令和2年度	—		
胃がんリスク	2.5% 令和2年度	7.0% 令和2年度	—		
乳がん(2年受診率)	13.4% 令和2年度	16.8% 令和2年度	—		
子宮がん(2年受診率)	12.8% 令和2年度	14.9% 令和2年度	—		

項目・指標		明石市 (策定時の値)	兵庫県	国	データソース
特定健診受診率(国民健康保険加入者)		23.5% 令和2年度	30.9% 令和2年度	38.0% 令和元年度	(市)特定健診・保健指導等実績(法定報告) (県)市町国保特定健診受診率一覧(法定報告) (国)市町村国保特定健康診査・特定保健指導実施状況報告書
適正体重を維持している人の割合 20代女性…やせ(BMI<18.5)の割合 成人…肥満(BMI≥25)の割合	20代女性(やせ)	23.4% 令和2年度	21.7% 平成28年	20.7% 令和元年	(市)健康と生きがいアンケート調査 (県)ひょうご食生活実態調査 (国)国民健康・栄養調査
	成人男性(肥満)【20歳以上】	24.8% 令和2年度	26.1% 平成28年	33.0% 令和元年	
	成人女性(肥満)【20歳以上】	14.6% 令和2年度	16.4% 平成28年	22.3% 令和元年	
(2) 身体活動・運動					
1回30分以上の運動を週2回以上実施し、1年以上継続している人の割合【20歳以上】		37.5% 令和2年度	32.9% 平成28年	28.7% 令和元年	(市)健康と生きがいアンケート調査 (県)兵庫県健康づくり実態調査 (国)国民健康・栄養調査
1回30分以上の運動を週2回以上実施し、1年以上継続している人の割合【20歳以上】	男性 20-64歳	35.2% 令和2年度	【全体】 32.9% 平成28年	23.5% 令和元年	(市)健康と生きがいアンケート調査 (県)兵庫県健康づくり実態調査 (国)国民健康・栄養調査
	男性 65歳以上	57.7% 令和2年度		41.9% 令和元年	
	女性 20-64歳	23.2% 令和2年度		16.9% 令和元年	
	女性 65歳以上	45.6% 令和2年度		33.9% 令和元年	
1日の歩数	男性 20-64歳	6,867歩 令和2年度	【男性】 7,782歩 平成28年	7,864歩 令和元年	(市)健康と生きがいアンケート調査 (県)兵庫県健康づくり実施計画より引用 (国)国民健康・栄養調査
	男性 65歳以上	5,547歩 令和2年度		5,396歩 令和元年	
	女性 20-64歳	5,493歩 令和2年度	【女性】 6,813歩 平成28年	6,685歩 令和元年	
	女性 65歳以上	4,155歩 令和2年度		4,656歩 令和元年	
(3) 歯の健康					
定期的な歯科健診の受診者(過去1年間に健診を受けた人)の割合【20歳以上】		57.8% 令和2年度	44.3% 令和元年	—	(市)健康と生きがいアンケート調査 (県)歯周病検診等結果調査
80歳(75~84歳)で20本以上歯がある人の割合		45.2% 令和2年度	—	51.2% 平成28年	(市)健康と生きがいアンケート調査 (国)歯科疾患実態調査

項目・指標		明石市 (策定時の値)	兵庫県	国	データソース
定期的にフッ化物塗布を受けている者の割合(3歳児)		61.7% 令和2年度	—	—	(市)市健康推進課調べ
3歳児のむし歯有病者率		9.8% 令和2年	10.7% 令和2年	—	(市)市こども健康課調べ (県)県健康増進課調べ
高校3年生でむし歯のある人の割合		49.5% 令和2年	47.0% 令和2年	45.5% 令和2年度	(市)市健康推進課調べ (県)(国)学校保健統計調査
40歳で進行した歯周病がある人の割合		56.8% 令和2年度	44.0% 令和元年	—	(市)市保健予防課調べ (県)歯周病検診等結果調査
歯間部清掃用具を使用する人の割合	20歳以上	60.0% 令和2年度	58.5% 令和元年	—	(市)健康と生きがいアンケート調査 (県)歯周病検診等結果調査
(4) たばこ					
たばこを吸っていない人の割合	男性	78.1% 令和2年度	73.6% 平成28年	73.0% 令和元年	(市)健康と生きがいアンケート調査 (県)兵庫県健康づくり実態調査 (国)国民健康・栄養調査を基に算出
	女性	89.6% 令和2年度	90.3% 平成28年	92.4% 令和元年	
1か月以内に受動喫煙の機会があった人の割合【20歳以上】	家庭	11.0% 令和2年度	16.0% 平成28年	15.2% 令和元年	(市)健康と生きがいアンケート調査 (県)兵庫県健康づくり実態調査 (国)国民健康・栄養調査を基に算出
	職場	11.0% 令和2年度	24.8% 平成28年	21.4% 令和元年	
	飲食店	8.0% 令和2年度	42.0% 平成28年	22.3% 令和元年	
ニコチン依存症の治療を受けている人の人数(月平均)		25.1人 令和元年度	469.58人 令和元年度	—	(市)(県)第6回NDBオープンデータを基に算出。
(5) アルコール					
生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合	男性	16.8% 令和2年度	14.5% 平成28年	14.9% 令和元年	(市)健康と生きがいアンケート調査 (県)兵庫県健康づくり実態調査 (国)国民健康・栄養調査
	女性	2.1% 令和2年度	10.3% 平成28年	9.1% 令和元年	
多量に飲酒する人の割合(平均して1日3合以上お酒を飲む人の割合)【20歳以上】	男性	12.6% 令和2年度	5.3% 平成28年	11.9% 平成30年	(市)健康と生きがいアンケート調査 (県)兵庫県健康づくり実態調査 (国)国民健康・栄養調査
	女性	3.6% 令和2年度	2.6% 平成28年	6.4% 平成30年	
週6日以上飲酒している人の割合		19.8% 令和2年度	23.1% 平成28年	23.7% 平成30年	(市)健康と生きがいアンケート調査 (県)兵庫県健康づくり実態調査 (国)国民健康・栄養調査 ※国・県は「週5~6日」及び「毎日」の人の割合

項目・指標	明石市 (策定時の値)	兵庫県	国	データソース	
(6) こころの健康					
自分なりのストレス解消法がある人の割合	83.6% 令和2年度	—	—	(市)健康と生きがいアンケート調査	
自殺死亡率	16.8% 令和2年	15.9% 令和2年	16.4% 令和2年	(市)(県)(国)地域における自殺の基礎資料(厚生労働省)住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査(総務省)	
ゲートキーパー養成者数	延1,407人 令和2年度末時点	—	—	(市)市相談支援課調べ	
十分に睡眠がとれていないと感じる人の割合	18.7% 令和2年度	—	21.7% 平成30年	(市)健康と生きがいアンケート調査 (国)国民健康・栄養調査	
(7) -① 栄養・食育推進(食を通じた健康づくり)					
朝食を欠食している人の割合(ほとんど食べていない人・週2~3日食べている人)【20歳代】	29.8% 令和2年度	24.3% 平成28年	27.1% 令和2年	(市)健康づくり市民アンケート (県)ひょうご食生活実態調査 (国)食育に関する意識調査	
野菜料理を1日5皿(350g)以上食べている人の割合【20歳以上】	5.1% 令和2年度	7.9% 平成28年	男性30.1% 女性26.5% 令和元年	(市)健康づくり市民アンケート (県)ひょうご食生活実態調査 (国)国民健康・栄養調査	
栄養バランスに配慮した食生活を実施する人の割合(ほぼ毎日1日に2食以上、主食・主菜・副菜の3つをそろえて食べている人の割合)	20歳以上	45.9% 令和2年度	36.4% 令和2年	(市)健康づくり市民アンケート (県)ひょうご食生活実態調査 (国)食育に関する意識調査	
	【再掲】 20~30歳代	29.5% 令和2年度			42.2% 平成28年
		27.4% 令和2年			
		令和2年			
共食の実施率【20歳以上】	65.1% 令和2年度	82.0% 平成28年	朝食49.7% 夕食67.7% 令和2年	(市)健康づくり市民アンケート (県)ひょうご食生活実態調査 (国)食育に関する意識調査	
食育への関心【20歳以上】	72.2% 令和2年度	—	83.2% 令和2年	(市)健康づくり市民アンケート (国)食育に関する意識調査	
地域における共食の場の参加者数	延べ6,714人 令和2年度	—	—	(市)あかしこども財団・高齢者総合支援室調べ	

項目・指標	明石市 (策定時の値)	兵庫県	国	データソース	
(7) - ② 栄養・食育推進(食環境づくり)					
家庭系燃やせるごみの1日1人当たり排出量	480 g 令和2年度	—	—	(市)市資源循環課調べ(一般廃棄物処理基本計画みんなで作る循環型のまちあかしプラン)	
(7) - ③ 栄養・食育推進(食文化の継承)					
食に関する指導において体験活動(栽培活動等)を実施した学校の割合	42.9% 令和2年度	—	—	(市)市学校教育課調べ「食に関する指導」実施状況調査	
(8) 次世代の健康づくり					
全出生中の低出生体重児(2,500g以下)の割合	9.7 令和元年	9.2 令和元年	9.4 平成29年	(市)(県)兵庫県保健統計(国)健やか親子21(第2次)指標及び目標の一覧より引用	
妊娠中の喫煙率	1.6% 令和2年	2.0% 令和2年度	2.0% 令和2年度	(市)(県)(国)健やか親子21(第2次)の指標に基づく母子保健に関する実施状況等調査集計結果	
妊娠中の飲酒率	0.6% 令和2年	0.7% 令和2年度	0.8% 令和2年度	(市)(県)(国)健やか親子21(第2次)の指標に基づく母子保健に関する実施状況等調査集計結果	
子どものかかりつけ医(小児科)を持つ親の割合	92.1% 平成30年度	87.9% 平成30年度	84.1% 平成30年度	(市)(県)(国)健やか21(第2次)の指標に基づく乳幼児健康診査中間評価報告項目の指標に基づき算出	
子どものかかりつけ歯科医を持つ親の割合	72.3% 平成30年度	50.9% 平成30年度	48.8% 平成30年度	(市)(県)(国)健やか21(第2次)の指標に基づく乳幼児健康診査中間評価報告項目の指標に基づき算出	
乳幼児健診受診率	4か月児健診	98.1% 平成30年度	—	95.4% 令和元年度	(市)市子ども健康課調べ(国)地域保健・健康増進報告(3~5か月児)
	10か月児健診	96.3% 平成30年度	—	85.7% 令和元年度	(市)市子ども健康課調べ(国)地域保健・健康増進報告(9~12か月)
	1歳6か月児健診	97.3% 平成30年度	—	95.7% 令和元年度	(市)市子ども健康課調べ(国)地域保健・健康増進報告
	3歳6か月児健診	97.9% 平成30年度	—	94.6% 令和元年度	(市)市子ども健康課調べ(国)地域保健・健康増進報告
育児に参加する父親の割合	93.0% 令和元年度	94.1% 令和2年度	94.3% 令和2年度	(市)(県)(国)健やか親子21(第2次)の指標に基づく乳幼児健康診査必須項目調査	

項目・指標		明石市 (策定時の値)	兵庫県	国	データソース
朝食欠食率	小学6年生	10.2% 令和元年	14.1% 令和元年	13.3% 令和元年	(市)(県)(国)全国学力・ 学習状況調査
	中学3年生	13.9% 令和元年	17.9% 令和元年	17.7% 令和元年	
適正体重を維持している人の割合 幼児・学童…肥満 (日比式で肥満度 ≥+20)の割合	5歳男児	3.20% 令和2年	3.43% 令和2年	3.65% 令和2年	(市)幼稚園・保育所(園)・ こども園における身体状 況調査 (県)(国)学校保健統計
	5歳女児	3.17% 令和2年	3.17% 令和2年	3.37% 令和2年	
	小学5年生男子	19.01% 令和2年	11.13% 令和2年	14.24% 令和2年	(市)小学校定期健診 (県)(国)学校保健統計
	小学5年生女子	7.16% 令和2年	9.58% 令和2年	9.47% 令和2年	
(9) 壮年期の健康づくり					
健康づくり習慣(Myルーティン)が ある人の割合【20~64歳】	—	45.0% 平成28年	—	(県)兵庫県健康づくり実態 調査(20代~60代)	
健康だと感じている人の割合(主観的 健康感)【20~64歳】	91.4% 令和2年度	86.3% 平成28年	89.1% 令和元年	(市)健康づくり市民アンケ ート (県)兵庫県健康づくり実態 調査(20代~60代) (国)国民生活基礎調査	
適正体重を維持している人の割合 (BMI:18.5~25未満)【20~64歳】	69.3% 令和2年度	69.5% 平成28年	65.2% 令和元年	(市)健康づくり市民アンケ ート (県)兵庫県健康づくり実態 調査(20代~60代) (国)国民健康・栄養調査	
糖尿病と診断を受けたことがある人の 割合【20~64歳】	3.5% 令和2年度	10.0% 平成28年	9.7% 令和元年	(市)健康づくり市民アンケ ート (県)兵庫県健康づくり実態 調査(20代~60代) (国)国民健康・栄養調査	
高脂血症(脂質異常症)と診断を受けた ことがある人の割合【20~64歳】	8.4% 令和2年度	—	12.5% 令和元年	(市)健康づくり市民アンケ ート (国)国民健康・栄養調査	

項目・指標	明石市 (策定時の値)	兵庫県	国	データソース	
(10) 高齢者の健康づくり					
何らかの地域活動に参加している高齢者の割合	65歳以上男性	27.3% 令和2年度	—	44.0% 令和2年	(市)健康づくり市民アンケート (国)(内閣府)高齢者の生活と意識に関する国際比較調査
	65歳以上女性	31.3% 令和2年度	—	36.2% 令和2年	
適正体重を維持している人の割合 高齢者…低栄養傾向・やせ(BMI≤20)の割合	男性 65歳以上	15.6% 令和2年度	18.2% 平成28年	12.4% 令和元年	(市)健康と生きがいアンケート調査 (県)ひょうご食生活実態調査 (国)国民健康・栄養調査
	女性 65歳以上	25.0% 令和2年度	24.7% 平成28年	20.7% 令和元年	
	男性 75歳以上	16.9% 令和2年度	25.5% 平成28年	14.2% 令和元年	
	女性 75歳以上	24.6% 令和2年度	27.6% 平成28年	23.0% 令和元年	
要介護認定率	18.5% 令和2年	18.6% 令和2年	20.0% 令和2年	(市)(県)(国)第8期高齢者いきいき福祉計画及び介護保険事業計画より引用	
健康だと感じている人の割合(主観的健康観)【65歳以上】	77.8% 令和2年度	—	—	(市)健康と生きがいアンケート調査	
フレイル予防に取り組んでいる人の割合【75歳以上】	54.6% 令和3年11月末	—	—	(市)市健康推進課調べ	
自主グループの数 (介護予防を目的に活動しているグループ数)	118か所 令和2年度	—	—	(市)市地域共生社会室調べ	

4 健康づくりに関する行政・関係団体の取組一覧

重点目標に基づき、健康づくりに関する行政及び関係団体の取組を整理しました。
(令和4年3月末時点)

(1) 全世代共通の健康づくり (分野別)

① 健康診査と健康管理

目標 日頃からのセルフチェックと年1回の健診で身体の状態を知ろう

事業名	事業概要	担当課・団体
健康手帳の交付	手帳に健康診断や指導結果の記録をして健康管理に役立ててもらうことを目的とし、40歳以上の市民のうち健康診査受診者や健康相談・教育などを受けた交付希望者に対して健康手帳を交付する(随時)。	健康推進課
訪問指導	保健指導が必要な者に対して家庭訪問を実施し、生活習慣病の改善等のための相談や関係機関へ連携を行う。	健康推進課
一般健康相談	生活習慣病予防や健康づくりの一環として、運動・栄養・休養など日常生活の改善や心身の健康について窓口相談や電話、地域からの要請等に応じた相談を実施する。	健康推進課
認知症早期支援事業	65歳以上の人及び若年性認知症の人を対象に、早期に医療機関を受診し、継続的な医療や介護、地域での支援につなげることを目的に、認知症診断にかかる診断費用の助成等を行う。	高齢者総合支援室 高年福祉担当
特定健康診査 特定保健指導事業	メタボリックシンドロームに着目した健康診査の啓発と実施、評価を行う。 健康診査の結果や日頃の生活習慣に合わせて、生活習慣病予防のための支援を行う。	保健予防課
がん検診等事業	大腸・乳・子宮がん・胸部・胃がんリスク検診、肝炎ウイルス検診を行う。	保健予防課
後期高齢者健康診査・ 歯科健診	生活習慣病の早期発見及び「高齢者の特性にあわせ、健康状態を把握し、介護予防につなげる」ことを目的とし、健康の保持増進に寄与する。	保健予防課
一般健康診査	医療保険に加入していない人に対し、健康診査を実施する。	保健予防課
特定健診未受診者対策 事業	特定健診未受診者に対し、受診勧奨通知の発送及び電話による受診勧奨を実施する。	国民健康保険課
明石市国民健康保険 人間ドック受診費用 助成事業	35～74歳の国民健康保険被保険者に対し、人間ドック受診費用の約7割を助成し、健康の保持増進を図る。	国民健康保険課

事業名	事業概要	担当課・団体
重複・多剤服薬者への服薬通知及び訪問指導事業	同一月に複数の医療機関から同一薬剤を処方されている国民健康保険被保険者等に対し、服薬情報の通知及び保健指導を行うことで重複・多剤服薬による健康被害を防止するとともに、薬剤費等にかかる医療費の適正化を図る。	国民健康保険課
各種啓発物や広報誌等による広報	あかし健康プラン21のポスターやのぼりの掲示を行う。各種啓発物(公園案内パンフレットやチラシ、看板、のぼり等)や広報誌に「毎月21日はあかし健康づくりの日」のロゴやあかし健康プラン21キャラクターの使用、広報誌の空きスペースに、健康づくりのポイント(運動や食生活等)の掲載を行う。	緑化公園課
SP21	生活習慣病予防を目的に、血圧・体重などのセルフチェックや生活に取り入れられる運動などを紹介・実践する健康教室	あかし健康ソムリエ会
AKP 活動	明石市健診受診率向上のために、健診制度の説明等の啓発活動を実施する。	あかし健康ソムリエ会
出前健診	コミュニティ・センターなど住民に身近な会場で健康診査を実施する。	校区まちづくり組織・自治会
ちよこつと体力測定会～あなたの体力年齢は何歳？～	体力向上や健康に対する意識を高めるため、まちかどで握力、上体起こしなどの体力測定を実施する。	明石市スポーツ推進委員会
体力測定会	文部科学省が行っている体力測定の種目を実施し、自身の体力を評価し、今後の体力向上の指標とする。	ふれあいプラザあかし西
オープン健康チェック	血圧・体組成・骨密度・血管年齢などを測定。気軽に健康チェックができる場として、健康の維持増進に役立てる。	ふれあいプラザあかし西
すくすく計測	乳幼児を対象に身長・体重を測定し、気軽に育児や発達の相談できる場とする。栄養面・発達面・生活面のアドバイスを行う。	ふれあいプラザあかし西

目標 自分にあった健康づくりの方法を見つけ、生活の中に習慣（ルーティン）として取り入れよう

事業名	事業概要	担当課・団体
スポーツ推進委員活動事業	市が委嘱した明石市スポーツ推進委員の活動(ニュースポーツの普及、スポーツの実技指導、助言など)を支援する。	文化・スポーツ室(スポーツ振興担当)
糖尿病性腎症重症化予防事業	特定健診受診者のうち、糖尿病の疑いがある者へ保健指導及び受療勧奨を行う。	保健予防課

事業名	事業概要	担当課・団体
SP21 イベント活動	あかし健康プラン21を啓発するためのイベントを開催する。	あかし健康ソムリエ会
あかし健康ソムリエ地域活動	地域のイベント等に出向いてあかし健康ソムリエのPR活動や健康づくり活動を実施する。	あかし健康ソムリエ会
21 世紀の健康づくりシリーズ	様々なテーマで市民の健康づくりに関する講演会を実施する。	明石市医師会
健康大学講座	県民が健康に関する知識と理解を深め、健康生活の維持・増進のための講座を実施する。	明石市医師会
スポーツ講習会	運動を安全に効果的に行うための講話や実技を行う。運動を中心に各専門分野の専門家を講師とし最新の健康情報を得る。	ふれあいプラザ あかし西
健康教室	健康の維持・増進に役立つ講話を行う。自宅でできる取組を具体的に実践する。	ふれあいプラザ あかし西
JOY クラブ	知的障害のある人を対象に有意義な休日の外出先となるよう、レクレーションを中心にした運動や創作を行う。	ふれあいプラザ あかし西
健康相談	個別に自分の健康について相談できる地域の身近な場として毎日開いている。体組成・血圧の測定を行い、指標とする。	ふれあいプラザ あかし西
スポーツ障害相談	筋肉や関節の痛みなど、スポーツ障害だけに限らず、専門知識を持ったスタッフが適切に対応策を伝える。	ふれあいプラザ あかし西
ふれあいウォーキング	健康の維持増進を目的に、生活の中にウォーキングを取り入れ効果が得られるよう、正しいウォーキング法を実践する。	ふれあいプラザ あかし西
健康レストラン	管理栄養士が作った食事を提供し、健康の維持増進に役立つ献立作りについての講話を行う。	ふれあいプラザ あかし西
ハートフルSONG♪	音楽療法士が歌唱や合奏を通して、音楽の特性を活かした健康づくりを行う。	ふれあいプラザ あかし西
ヘルシーラリー	施設窓口で個別にカードを配布し、来館時健康情報と共にスタンプを押す。個別のウォーキングや外出先として活用する。	ふれあいプラザ あかし西

② 身体活動・運動

目標 生活の中でこまめに体を動かし、自分に合った運動を始めよう・続けよう

事業名	事業概要	担当課・団体
ヴィッセル神戸親子サッカー教室	地元プロサッカーチームであるヴィッセル神戸のスクールコーチを招き、サッカーを通じてスポーツに親しむとともに、親子が一緒に運動する機会を提供する。	文化・スポーツ室 (スポーツ振興担当)
ジュニア自転車競技教室	兵庫県自転車競技連盟の協力を得て、小中学生に自転車競技の基本的技能を習得させ、生涯にわたって自転車競技に親しむきっかけづくりとする。	文化・スポーツ室 (スポーツ振興担当)
明石市スポーツ賞表彰	スポーツの競技力向上を図ることを目的に、本市スポーツ振興に功績顕著な方、権威ある大会で優秀な成績を収めた選手及び指導者を表彰する。	文化・スポーツ室 (スポーツ振興担当)
ニュースポーツ用具等貸出事業	市民のニーズに応じたニュースポーツ用具等を貸し出すことにより、市民が運動する機会を創出する。	文化・スポーツ室 (スポーツ振興担当)
ニュースポーツ教室 (ACE ボール等)	スポーツ推進委員会が市内におけるニュースポーツの重点種目として普及を進めているACEボール等の教室を開催する。年間8回程度。	文化・スポーツ室 (スポーツ振興担当)
市民 ACE ボール大会	スポーツ推進委員会が市内におけるニュースポーツの重点種目として普及を進めているACEボールの大会を開催する。	文化・スポーツ室 (スポーツ振興担当)
ふれあいサイクリング	毎年、明石公園自転車競技場において、知的障害者が競輪選手会メンバーと二人乗り自転車(タンデム車)等に乗って、健康づくりと交流を深めている。また、サイクリング以外にも輪投げやストラックアウトなどの体を動かすゲームを取り入れ、健康と運動に対する意識を高める支援を行う。	障害福祉課
高齢者ふれあいの里健康体操	高齢者ふれあいの里において、健康体操またはヨガを実施する。	高齢者総合支援室 高年福祉担当
スポーツ教室	[明石中央体育会館]26種目のスポーツ教室を実施する。 [明石海浜公園]6種目のスポーツ教室を実施する。 [魚住北公園]テニス教室を実施する。	緑化公園課
スポーツ開放	[明石中央体育会館]5種目のスポーツ開放を実施する。 [明石海浜公園]3種目のスポーツ開放を実施する。 [魚住北公園]グラウンドゴルフ開放を実施する。	緑化公園課

事業名	事業概要	担当課・団体
階段利用促進	明石中央体育会館の階段などに健康づくりバナーを貼り、気軽に取り組める運動を推進する。	緑化公園課
トレーニングルーム	明石中央体育会館において、初回講習後、自由に利用できるスペースを設置する。(月会員制度有・体組成測定器の設置)	緑化公園課
卓球コーナー	明石中央体育会館において、1時間1台300円で個人利用ができる卓球コーナーを設置する。	緑化公園課
スポーツフェスティバル	明石中央体育会館において、年1回利用者を対象に4競技7種目で大会を開催する。	緑化公園課
キッズスポーツフェスタ	明石海浜公園において、毎年3月にスポーツ教室参加の生徒対象に大会を開催する。	緑化公園課
テニス大会 (魚住北公園テニス教室生徒対象)	明石海浜公園において、毎年5月に魚住北公園テニス教室生徒対象に広い明石海浜公園で大会を実施する。	緑化公園課
水泳教室	明石海浜プールにおいて、7月に2回初心者や泳ぐのが苦手な小学1年生を対象に水泳教室を開催する。	緑化公園課
親子健康マラソン	明石海浜公園において、毎年11月に明石二見ライオンズクラブが主催する親子健康マラソンの支援を行う。	緑化公園課
小学生ニュースポーツ大会	小学生を対象とした、明石市考案のニュースポーツであるACEボールと、ショートテニスの2種目の大会	明石市スポーツ推進委員会
市民 ACE ボール大会	小学生から大人まで3部門に分けたACEボールの市民大会	明石市スポーツ推進委員会
年齢別健康づくり運動教室	小学生・壮年期・高齢者に分けて各年齢に応じた運動を行う。	ふれあいプラザあかし西
はっぴい体操教室	幅広い年齢層を対象に、運動を通して健康づくりを行うとともに利用者同士の交流を図る。	ふれあいプラザあかし西
ふれあい体操教室	知的・発達に遅れのある小学生以上の方を対象にトランポリンやバランスボールの運動や障害者スポーツを行う。	ふれあいプラザあかし西
障がい者交流運動会	障害のある人がスポーツを通じて健康と体力の増進を図り、参加者同士がふれあい、交流を深める「障がい者交流運動会」を実施する。 (令和2年度より、感染症対策のため各事業所単位で取り組める代替事業に変更中。)	福祉総務課

事業名	事業概要	担当課・団体
健康相談等事業 (健康相談、健康教室)	総合福祉センターの看護師が、利用者に対し血圧測定等を行い、健康相談に応じる。障害者、高齢者を対象に、健康に対する意識を高めるための健康教室(体操、太極拳等)を開催する。	福祉総務課
プール(集団運動指導、入水相談)	障害者、高齢者を対象に、運動機能の維持・向上を目的としたスイミング・水中ウォーキング等の指導を行う。看護師等がプール利用者の身体状況等を把握し、プールを効果的に利用するための入水相談を実施する。	福祉総務課

③ 歯の健康

目標 すべての年代でダブルケア(セルフケアとプロケア)を取り入れよう

事業名	事業概要	担当課・団体
障害者(児)歯科電話相談	障害者(児)の歯科にかかる電話相談を実施する。	保健総務課
あかしユニバーサル歯科診療所	一般の歯科診療所での治療が困難な方への歯科診療並びに休日の応急歯科診療を行う。また、診療体制の充実のもと、地域の一般歯科医との連携を強化し、本市の歯科口腔保健の推進に取り組む。	保健総務課
妊婦歯科健康診査	1回の妊娠につき500円で歯科健康診査が受けられる助成券を1枚発行する。	こども健康課
2歳児歯科健康診査	2歳児の口腔内健診と保健指導。希望する児にフッ化物塗布を行う。	こども健康課
各種歯科健診	1歳6か月児・3歳6か月児歯科健診、保育所・幼稚園・学校歯科健診、2歳児歯科健診、歯周病検診、妊婦歯科健診、後期高齢者歯科健診、事業所歯科健診	明石市歯科医師会
歯と口の健康週間事業	歯と口の健康週間の午前中に会員医療機関において無料で歯科相談を実施する。	明石市歯科医師会
歯科健康教育	各団体の依頼による講話を行う。	明石市歯科医師会
休日歯科診療 (あかしユニバーサル歯科診療所)	休日における歯科急病に対する応急処置を行う。	明石市歯科医師会
障害者歯科診療 (あかしユニバーサル歯科診療所)	一般の歯科診療所では治療が困難な障害等がある人に対する診療を行う。	明石市歯科医師会

事業名	事業概要	担当課・団体
障害者歯科衛生指導	障害者に対する歯科保健指導（電話相談）を行う。	明石市歯科医師会
障害者に対する歯科保健指導事業（訪問健診）	市内障害者施設における園生の健診と、園生・介護者・保護者に対する歯科保健指導を行う。	明石市歯科医師会
訪問歯科協力医システム	依頼のあった通院困難な方に対し、歯科医師、歯科衛生士が自宅や介護施設、病院等に訪問し、歯科診療や専門的口腔ケアを行う。	明石市歯科医師会
デイサービス無料歯科健診	無料歯科健診	明石市歯科医師会
口腔保健のつどい	口腔保健の普及啓発・ブラッシング指導・フッ化物歯面塗布・歯科健康相談・成人歯科健診・訪問介護のコーナー・口腔がん相談（主催）	明石市歯科医師会
	子どものフッ素塗布コーナー、成人歯科健診補助、歯科衛生士会コーナー（お口の健康度チェック）（協力）	兵庫県歯科衛生士会 東播磨支部
障害者施設作業所歯科健診	歯科健診補助	兵庫県歯科衛生士会 東播磨支部
1歳6か月児歯科健診、3歳6か月児歯科健診	1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査の歯科健康診査において、歯科衛生士によるブラッシング指導などを行う。	兵庫県歯科衛生士会 東播磨支部
歯科健診事業	あおぞら園及び、ゆりかご園に通園する園児の歯科健診及び口腔内衛生指導を行う。	発達支援課

目標 自分に合った口腔ケアを身に付け、生涯を通じて自分の歯で食べよう

事業名	事業概要	担当課・団体
歯周病検診	40、50、60、70歳の市民を対象に歯周病検査、歯科指導を行う。	保健予防課
歯科相談	市民が生涯を通じて自分の歯を保てるよう口腔衛生の知識や技術を習得できることを目的とした歯科衛生士による個別相談を行う。	健康推進課
介護予防における口腔機能向上の取組	会員、医療・介護関係者向け介護予防研修会の開催	明石市歯科医師会
	一般市民対象の健口教室の開催	明石市歯科医師会
障害者施設作業所歯科研修会	歯周病、むし歯について、口腔ケアの方法・手技について、舌機能・唾液・誤嚥性肺炎についての研修会	兵庫県歯科衛生士会 東播磨支部

事業名	事業概要	担当課・団体
自立支援型ケアマネジメント会議	個別事例の検討	兵庫県歯科衛生士会 東播磨支部
健康教育・出前講座	市民のグループを対象にあかし健康プラン21の啓発や歯科保健指導（講話、ブラッシング指導）を行う。	兵庫県歯科衛生士会 東播磨支部
歯科保健相談	市民や要介護者を対象に、口腔ケアや歯科疾患予防の個別相談を行う。	兵庫県歯科衛生士会 東播磨支部
よい歯の表彰	小学6年生を対象にむし歯のない児童を表彰し、口腔保健の大切さを啓発する。	学校教育課

④ たばこ

目標 たばこの健康被害を理解し、受動喫煙を防止しよう

事業名	事業概要	担当課・団体
禁煙相談	喫煙者やその家族を対象とした禁煙に取り組むための個別相談を行う。	健康推進課
受動喫煙防止意識の啓発	明石中央体育会館、明石海浜公園、魚住北公園において、受動喫煙防止に関する啓発チラシの配布・掲示、禁煙ステッカーの掲示を行う（令和2年4月1日より公園内全面禁煙）。	緑化公園課
受動喫煙防止の啓発活動	胸部検診、AKP、イベントでの受動喫煙防止の啓発活動を実施する。	あかし健康 ソムリエ会

⑤ アルコール

目標 生活習慣病のリスクを高める飲酒量を知り、過度な飲酒をなくそう

事業名	事業概要	担当課・団体
アルコールに関する相談	保健師・精神保健福祉士等が、アルコール関連問題を抱える市民に対して解決に向けての支援を行う。必要に応じ、当事者団体による個別相談を行う。	相談支援課
薬物乱用防止街頭啓発活動	市民講演会等のイベント開催時において来場者へ向けて、パネル展示や薬物展示、のぼり等を掲示し、薬物乱用防止を訴える。	明石市薬剤師会

⑥ こころの健康

目標 ストレスの対処法を見つけ、こころを安定させる居場所をつくろう

事業名	事業概要	担当課・団体
精神保健・自殺予防研修会	他機関の相談対応従事者に対し研修会を開催することで、精神疾患や自殺未遂者・希死念慮者等の支援を行う関係機関の相談機能の強化と連携体制の構築を図る。	相談支援課
精神保健家族教室	精神疾患者が住み慣れた地域で安心して住み続けるために、一番身近な存在である家族が疾患や薬について理解を深め、本人理解と家族力の向上を図る。	相談支援課
こころのケア相談	精神疾患やその家族、関係者からの相談に、保健師・精神保健福祉士等が応じ、電話や面接、訪問による支援を行う。	相談支援課
自殺対策計画の推進	平成30年度作成の「明石市自殺対策計画」に基づき、「誰も自殺に追い込まれることのないやさしいまち」の実現に向けて、全市的に自殺対策に取り組めるように推進する。	相談支援課
ゲートキーパー養成研修会	市民や市内の活動団体を対象に、心身の問題を抱える自殺の危険性が高い人に早期に気づき、話を聞き、つなぎ、見守るゲートキーパーの養成を行い、自殺予防活動に取り組む。	相談支援課
メンタルヘルスの普及啓発	こころの不調や精神疾患に関する正しい知識の普及を図るために、市民の参画と協働による啓発活動を行い、セルフケアと地域での支援体制の強化を図る。	相談支援課
ひきこもり専門相談	ひきこもりについて悩みを抱える当事者及び家族からの相談を受け付け、それぞれの世帯が抱える問題の解決に向けて支援する。	相談支援課
ひきこもりに関する出前講座	地域住民がひきこもりへの理解を深め、ひきこもりの当事者やその家族が安心して暮らせる地域づくりを行う。	相談支援課
ひきこもり居場所支援事業	市内に当事者が社会参加するための第一歩となる多様な役割をもつ居場所の開設を行う。	相談支援課
自殺予防（ゲートキーパー）事業	自殺対策を担う人材としてゲートキーパー薬剤師を養成、認定制度を設け、地域におけるゲートキーパーの役割を担い、自殺予防啓発の活動を行う。	明石市薬剤師会

⑦ 栄養・食育推進

ア 食を通じた健康づくり

目標 朝ごはんでは生活リズムを整え、家族や友人と食を楽しもう

事業名	事業概要	担当課・団体
食育チラシの配布	食育チラシを通じて、健全な食生活の確立などの食育の啓発を行う。	学校教育課
楽しい朝食作り啓発 (冊子編)	「食の強化書」の冊子を作り、配布する。	明石栄養士会
楽しい朝食作り啓発 (実習編)	朝食の調理実習（小・中学生対象）を行う。	明石栄養士会
食育部ひよっこ 食育エプロンシアター	保育所（園）・幼稚園における食育講話や人形劇を実施する。	明石いずみ会

目標 食事の栄養バランスに配慮し、主食・主菜・副菜をそろえよう

事業名	事業概要	担当課・団体
給食施設指導	給食施設に対し、栄養管理について適切な指導・助言を行うことにより、給食利用者の健康増進の維持向上を図る。	保健総務課
食育教室	学童とその保護者を対象に、講話や調理実習を通し、望ましい食習慣等の知識を得ることを目的とした健康教室を行う。	健康推進課
栄養相談	栄養士による生活習慣病の発症予防や重症化予防、アレルギーなどの病態に応じた食生活支援を行う個別相談を行う。	健康推進課
兵庫県いずみ会事業・ 日本食生活協会事業	各ライフステージに応じた食生活改善事業（調理実習及び講話）を実施する。	明石いずみ会
食生活改善講習会	朝食摂取、郷土食、野菜摂取、減塩についての情報提供を行う。	明石いずみ会
減塩食啓発活動	各地区の地区会活動において参加者に対する知識啓発（調理実習等）	明石いずみ会
食育活動地域連携	各地区の自治会や他団体と連携し、食育についての知識啓発を行う（調理実習及び講話）。	明石いずみ会
講演会	外部講師を招き、栄養士としてのスキルアップのための講演会を開催する。	明石栄養士会
栄養教室	成人を対象に調理実習を通して適切な食事について学び実践できるようにする。	ふれあいプラザ あかし西

事業名	事業概要	担当課・団体
男性料理教室	男性を対象とした生活習慣病予防のための料理教室。孤立しがちな男性の参加者同士が料理を通して交流する。	ふれあいプラザ あかし西
こどもの居場所づくり事業（こども食堂）	こども食堂の開設・運営支援	あかしこども財団

イ 食環境づくり

目標 食品ロスを減らし、環境にやさしい食生活を送ろう

事業名	事業概要	担当課・団体
食品ロス削減の取組	食品ロスを削減するための方策について普及啓発を行う。	資源循環課
出前講座 「ごみ減量しませんか」	家庭でできる生ごみの堆肥化や水切りによるごみの減量方法を紹介する。	資源循環課

目標 食品の安全性や栄養素に関する情報を活用しよう

事業名	事業概要	担当課・団体
明石給食施設協議会	喫食者の健康増進に寄与することを目的に、給食業務の研究・改善及び給食施設従事者の資質向上を図る。	保健総務課 (事務局)
食育に関する啓発	献立表や給食だより等を通じて、児童生徒やその保護者に健全な食生活の確立などの食育の啓発を行う。	学校給食課
研修会	多業種の栄養士が情報共有しながらスキルアップできる研修会を企画・実施する。	明石栄養士会
幼児の健康づくり	幼児と保護者を対象とした食育を含む健康づくり教室を開催する。	ふれあいプラザ あかし西

ウ 明石の食文化の継承

目標 地産地消に取り組み、食に関わる人に感謝しよう
 家庭の味や郷土料理、季節の行事食を次世代へ伝えよう

事業名	事業概要	担当課・団体
テニス地産カップ in 明石大会	明石海浜公園において、年2回明石市特産物の参加賞・賞品を用意し、テニス地産カップを開催する。また、明石市の観光パンフレットでPRを実施する。	緑化公園課
田植え	園の横にある田んぼで田植えをする体験	明石保育協会 (さわの保育園)
野菜の栽培	クラスごとに夏野菜を育て、収穫し、食べる行事	明石保育協会 (さわの保育園)
おさかな講習会	小中学生を対象に講師を派遣して講習会を実施。兵庫県の海の環境や魚の話、魚の下処理から調理実習までの体験を通して魚の魅力や命をいただく大切さを伝える。	兵庫漁業協同組合 連合
干しだこづくり教室	夏休みの期間を利用して親子参加型イベントとして実施。活きたタコを参加者自らが干して干しだこをつくる。	兵庫漁業協同組合 連合
坊勢島漁業体験 ツアー	地元産業の関心を持ってもらうことを目的に、瀬戸内海の主要漁業種類である小型底曳網漁の見学や獲れた魚介類の選別体験を行う。	兵庫漁業協同組合 連合
キャベツ栽培体験	植え付け体験・収穫体験	JA 兵庫南明石播磨 営農経済センター
さつまいも掘り体験	さつまいもの収穫体験	JA 兵庫南明石播磨 営農経済センター
地産地消推進事業	野菜の栽培体験、収穫体験	農水産課
エンジョイクッキング	小学生を対象とした料理教室。地元の食材を使用するなど身近な教材で食育を行う。	ふれあいプラザ あかし西

(2) ライフステージに特化した健康づくり

① 次世代の健康づくり

目標 「早寝・早起き・朝ごはん」で規則正しい生活習慣を身に付けよう

事業名	事業概要	担当課・団体
「あかし・こども応援メッセ」への協力	来場者向け食育啓発(豆運びゲームによる箸の使い方)	明石栄養士会

目標 生活習慣病を予防するための正しい知識を伝え、子どもが健やかに成長発達できる環境をつくろう

事業名	事業概要	担当課・団体
母子健康手帳の交付	妊娠届出により、母子健康手帳を交付及び全妊婦面談を実施する。	こども健康課
妊産婦タクシー券の交付	妊産婦の移動負担を軽減し、健やかな出産と育児を支援するため、妊婦面談終了後に、タクシー券(5,000円分)を交付する。	こども健康課
妊婦健康診査	妊娠期間中の健康診査に係る費用を助成する。妊娠1回につき、5,000円を12回、10,000円を2回の助成回数14回に、4,000円を5枚、1,000円を20枚の補助券の合計12万円を助成する。	こども健康課
妊産婦訪問	妊産婦の健康状態の把握と保健指導を行う。	こども健康課
新生児訪問・乳児家庭全戸訪問	家庭訪問による児の健康状態、発達・発育の確認、育児相談、情報提供を行う。	こども健康課
離乳食個別相談	管理栄養士による離乳食の個別相談を来所面談やオンラインにて実施する(生後4か月から1歳6か月頃まで対象)。	こども健康課
4か月児健康診査	身体計測、小児科・整形外科医の診察、発達・発育・栄養・育児等の相談を行うとともに、ブックスタート事業を実施する。	こども健康課
10か月児健康診査	身体計測、小児科医の診察、発達・発育・栄養・育児等の相談を行う。	こども健康課
1歳6か月児健康診査	身体計測、小児科・整形外科・歯科医の診察、発達・発育・栄養・育児等の相談を行う。	こども健康課
3歳6か月児健康診査	身体計測、小児科・歯科・眼科・耳鼻科医の診察、尿検査、発達・発育・栄養・育児等の相談を行うとともに、ブックセカンド事業を実施する。	こども健康課
乳幼児保健相談	身体計測、発達、発育、栄養、育児等の個別相談を行う。	こども健康課

事業名	事業概要	担当課・団体
母子発達支援事業 (にこにこ教室・のびのびクラス・ぴよんぴよんクラブ)	遊びを通じて親と子の関わりを学習する教室を開催する。	こども健康課
すくすく相談	臨床心理士による精神面の発達等についての個別相談を行う。	こども健康課
養育支援ネット	養育上支援を必要とする家庭を医療機関等と連携・家庭訪問を行う。医療機関とネットワーク強化のため、年1回、養育支援ネット及び研修会を実施する。	こども健康課
産前・産後サポート事業	産後のサポートとして、保健師や助産師、心理士等が訪問支援を実施する。	こども健康課
産後ケア事業	産後早期より母に必要な育児支援、心理的ケア及び身体的ケアを実施する(宿泊型、デイサービス型、訪問型)。	こども健康課
新生児聴覚検査費用助成事業	出産後、医療機関で実施する新生児聴覚検査費用について1回(初回検査のみ)上限5,000円を助成する。	こども健康課
食育ランチョンマットの配布	学童向けの食育啓発ランチョンマットを作成し、こども食堂利用者等を対象に配布する。	健康推進課
親子で運動遊び	5歳児・小学生とその保護者を対象に、親子で一緒に楽しめる運動や遊びの機会を提供する。	明石市スポーツ推進委員会
研修活動	研修の一環として、子どもの健康に関する課題や取組について意見交換を行う。	明石市連合PTA

目標 みんなで子どもたちの健やかな成長を見守り、安心して子育てができるよう、人とのつながりを大切にしよう

事業名	事業概要	担当課・団体
子育て支援センター事業	市内5か所の子育て支援センターにおける子育て相談支援を行う。乳幼児期の心身の発育や栄養、母子の心の健康などをテーマとする各専門家による講座の開催などを行う。	子育て支援課
こども医療費助成	子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、こどもの健やかな成長に寄与する。0歳～高校3年生まで外来・入院医療費とも保護者の負担なし(保険診療分)。	児童福祉課
母子家庭等医療費助成	母子家庭等の経済的負担の軽減を図り、保健の向上に寄与する。世帯の所得により、医療費の自己負担の全部または一部を助成する(保険診療分)。	児童福祉課

事業名	事業概要	担当課・団体
未熟児養育医療の給付	身体の発育が未熟なまま出生した乳児(いわゆる未熟児)で、医師が指定養育医療機関において入院養育を必要と認めたものに対して、その治療に必要な医療を給付する。	児童福祉課
マタニティマークの普及	ポスターの掲示及びストラップを配布する。車用ステッカーを希望する妊婦に配布する。	こども健康課
地域健康子育て支援事業	市内の子育て支援センター等に、乳幼児用の身長・体重計を設置し、親子の出かける場所としての啓発を行う。	こども健康課
保育所等園庭開放	地域の就学前児童と保護者が保育施設等で園児と一緒に過ごす(一時保育所・認定こども園で実施)。	こども育成室
育児支援家庭訪問事業	児童の養育について支援が必要でありながら積極的に自ら支援を求めていくことが困難な家庭に対して、安定した児童の養育が可能となるように、家事及び育児等の援助並びに専門的な訪問支援を実施する。	こども支援課
子育て家庭ショートステイ事業	児童の保護者が社会的事由により一時的に家庭において養育できない場合等に児童養護施設等で児童の養育・保護を行う。	こども支援課
24時間相談ダイヤル	子育てに関する幅広い相談や、子ども自身からの相談に24時間365日いつでも応じる。	こども支援課
ママサポート薬剤師(ママサポート会)事業	子育て中のお父さん・お母さんへの相談業務を“ママサポート薬剤師(ママサポート会)”と呼称し、乳幼児健診や子育て講座等で保健・衛生・医療等に関する相談会を行う。	明石市薬剤師会

② 高齢期の健康づくり

目標 フレイル予防と介護予防のための正しい知識を持ち、心身の状態に合った取組を実践しよう

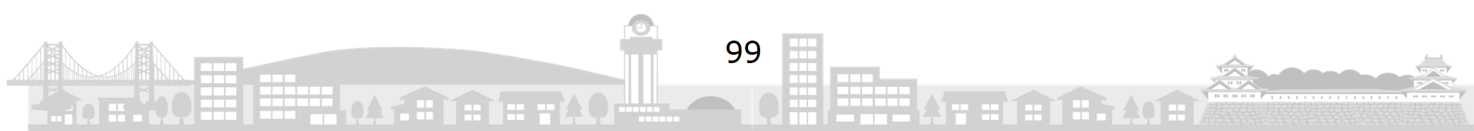
事業名	事業概要	担当課・団体
介護予防把握事業	高齢者の質問票を送付し、介護予防やフレイル予防の取組を必要とする高齢者を把握し、各種個別相談や介護予防活動につなげる。	地域共生社会室 (地域総合支援担当)
介護予防普及啓発事業	フレイル予防や介護予防の正しい知識の普及・啓発と介護予防活動やフレイル予防を自ら実践するきっかけとなることを目指し、地域の活動団体に対して介護予防に資する講話や体操などの介護予防教室を行う。また、介護予防に資する基本的な知識や体操を普及啓発するためのパンフレットや視覚教材等の作成・配布を行う。	地域共生社会室 (地域総合支援担当)

事業名	事業概要	担当課・団体
フレイル個別相談 (栄養・口腔・運動・禁煙)	フレイル(虚弱)に早期に気づき、適切な対処できることを目的とした専門職による個別相談を行う。	健康推進課
サロンの開催	住民の健康づくりや交流の機会として実施する。	地域ボランティアグループほか
ほっとかい護	介護予防に関する講話・対策の実践・介護保険についての情報提供など介護予防を行う。	ふれあいプラザあかし西
自主グループ活動支援型教室	運動を中心とした健康づくりに自主的に取り組むグループを支援する。	ふれあいプラザあかし西

目標 社会や地域とのかかわりを保ち、生きがいと役割をもって自分らしい生活を送ろう

事業名	事業概要	担当課・団体
自主グループ活動支援事業	地域の高齢者が主体となって自主的に運動を中心とした健康づくりに取り組むためのグループの育成や指導、活動継続の支援を行う。 活動団体が少ない地域において、介護予防教室を開催し教室終了後も自主グループとして活動できるように支援を行う。	地域共生社会室 (地域総合支援担当)
認証制度	体操を主とする活動を定期的に継続している自主グループの活動を認証することにより、参加者の活動意欲の維持・向上を図り、地域での介護予防を広めることを目的とする。	地域共生社会室 (地域総合支援担当)
ふれあい会食	おおむね65歳以上のひとり暮らしの人または虚弱高齢者世帯で必要と認められる人等を対象に、会食会場に集い、昼食をともにすることで、地域住民との交流を図り、孤食と閉じこもりを予防する。	地域共生社会室 (共生社会づくり担当)
シニア活動応援事業	高齢者が自主的に運営し、高齢者の居場所や活動の拠点として、健康づくりや生きがいづくり、地域貢献活動等の活動の場を提供する取組に対し、その経費の一部を補助する。	地域共生社会室 (共生社会づくり担当)
ダンスで楽しく健康に♪	盆踊り・フラダンス・フォークダンスなど、ダンスと親しみ楽しく仲間づくり・健康づくりを行う。	ふれあいプラザあかし西
元気アップ講座	高齢者対象。脳トレやヨガなどの運動だけではなく文化的なプログラムも行い、健康寿命の延伸を図る。	ふれあいプラザあかし西
ふれあいカルチャー教室	障害者手帳を持っている人を対象に、心身の健康の維持増進を目的とし、運動と文化的内容(料理・陶芸・音楽・創作)を実践する。	ふれあいプラザあかし西

事業名	事業概要	担当課・団体
ボランティア体験教室	地域のボランティア活動の活性化を図るため、様々なボランティアを気軽に体験し活動のきっかけづくりを行う。	ふれあいプラザ あかし西
アクティブシニア ボランティア養成講座	元気なシニア世代の方が認知症や自殺の危険信号についての正しい知識を身に付け、見守りボランティアができるよう養成する。	ふれあいプラザ あかし西
ふたみん卓球教室	初級・中級に分けて、卓球を学ぶ。健康づくり、地域での仲間づくり、介護予防を目的とする。	ふれあいプラザ あかし西



(3) 分野・ライフステージを横断した取組事業

事業名	事業概要	担当課・団体
あかし健康プラン21の推進	あかし健康プラン21に基づき、地域の特性に応じた健康づくりを推進する。各地域の集まりや健康教育の機会、ホームページ等で情報発信をし、周知を図る。	健康推進課
地域総合支援協議会への参画	地域総合支援協議会へ参画し、まちなかゾーン会議における活動において、市民の健康づくり推進や地域保健活動から抽出される健康課題の解決に向けての活動を推進する。	健康推進課
地区保健活動	地域の健康づくり基盤の構築を目的に、地区の特性を活かした健康づくり活動を展開する。校区まちづくり組織・自治会・PTA・あかし健康ソムリエ会・明石いずみ会・兵庫県腎友会等各種団体と連携する。	健康推進課
いずみ会リーダー・あかし健康ソムリエの養成	食育推進及び健康づくり全般を推進する地区組織であるいずみ会のリーダー(食生活改善推進員)及び、健康づくりについての普及啓発を推進するあかし健康ソムリエを育成し、生涯を通じた食育・健康づくりの推進体系を整備する。おおむね30～70歳の市民に対して、医師や保健師等による講義や活動体験を通して地域で健康づくりを展開できる人材を育成する。	健康推進課
東播磨圏域小児救急医療電話相談	東播磨圏域を対象とした小児救急医療電話相談窓口を開設し、夜間における子どもの急病やケガなどの場合に、看護師が受診の必要性や応急処置をアドバイスするとともに、症状に応じた医療機関の紹介などを行う。	保健総務課
夜間休日応急診療所	夜間休日応急診療所で小児科、内科の初期救急医療を実施する。	保健総務課
出前講座 いざという時の夜間・休日の医療体制	地域からの要請により、講座を実施する。	保健総務課
予防接種事業 (定期接種)	成人への定期予防接種(高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌、風しん)を行うことにより、疾病の予防と公衆衛生の向上及び増進に寄与する。	保健予防課
予防接種費用助成事業 (任意接種)	高齢者肺炎球菌ワクチン再接種に係る費用の一部、または全部を助成する。	保健予防課
風しん抗体検査事業	先天性風しん症候群発症の予防を目的とし、妊娠を希望する女性等に風しん抗体検査を実施する。	保健予防課

事業名	事業概要	担当課・団体
健康教育・出前講座	10人以上の市民や各種団体に対して健康教育を行い、生活習慣病や健康づくりや栄養、運動、歯の健康、アルコール、こころの健康、たばこ、受動喫煙防止についての正しい知識の普及・啓発をする。	健康推進課
薬に関する市民講演会・ミニ講演会	一般市民を対象に健康に係る講演会を開催し、薬に関する啓発や相談会を実施する。	明石市薬剤師会
薬の相談	薬の副作用やジェネリック医薬品、サプリメント等の薬に関する啓発や相談会を実施する。	明石市薬剤師会
各疾患の指導箋 ^{せん} の配布	市民講演会やまちかど健康教室等のイベントにあわせて、各疾患の指導箋 ^{せん} を配布し、健康増進に向けた啓発を実施する。	明石市薬剤師会
お薬手帳の普及啓発	イベント会場や薬局に「お薬手帳」のポスターを掲示することにより、お薬手帳の普及と薬の適正使用の啓発を行う。	明石市薬剤師会

(4) 健康づくりを推進する体制の整備

事業名	事業概要	担当課・団体
地域歯科保健対策連絡会	関係機関が歯科保健対策に関する情報を共有し、各関係機関等の知識の向上、事業の円滑な推進を図ることを目的としたネットワーク会議。	健康推進課
すこやか食育推進会議	関係機関が市民の食に関する知識向上と健全な食生活の実践に向けた協議、検討及び食育活動の円滑な運営を図ることを目的とした関係機関による連携会議。	健康推進課
こころのケアねっと会議等精神保健関連会議	こころの不調で苦しむ市民に寄り添う包括的な支援や地域住民の精神的健康の保持について協議を行う中でネットワークを構築し、相談支援体制の充実・強化を図る。	相談支援課
ひきこもり支援関係機関ネットワーク会議	様々な要因や年齢層に応じた支援を行うため関係機関のネットワークの構築や地域づくりを行い、ひきこもり支援体制の整備を図る。	相談支援課

5 明石焼体操（ご当地体操）

＜ 曲 ＞ 「明石焼のうた」 作詞：竹内みのる 作曲：今田晶博 うた：川西勝之

＜ 体操 ＞ 平成22年度に「明石焼のうた」入門編として体操を作りました（平成20年度作製の実践編を改変）。健康運動指導士が振付を考え、作業療法士や理学療法士が腰やひざへの負担がないように確認して、誰もが安全に行える内容となっています。



前奏1

8カウント置いてから開始

1. 2 3. 4

×2回

手は腰に、肩伸・足伸、手拍子バン・バン (1. 2・3. 4) ×2回

前奏2

リズムをとりながら

1. 2 3. 4

×4回

手は前にバン！ (1. 2・3. 4) ×4回

♪ここは明石の魚ん棚 明石のたこは十パーワン！
♪ダシで食べるの知ってるか？ タマゴたっぷり明石焼！

1. 5. 2. 6. 3. 7. 4. 8.

×反対 ※左右の動きを2回ずつ

両手平泳ぎで、横に大きく一歩
ひじを曲げて固しめる
ひざも軽くまげて

♪明石のソウルさ明石焼 またの呼び名は玉子焼
♪ひと口食べればファンタスティック！
ふた口食べればアンビリバボー！

1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8.

×2回

手は中から外にガッツポーズ！
ひじを肩の中の方に2回下ろして、
ひざを上げてポン 反対を上げてポン

♪ヤキヤキ タコタコ イェー イェー
♪アワトロ フルンフルン
ウオー みんな食べておめでとう

1. 3. 2. 4. 5. 6. 7. 8.

×反対 ※左右の動きを2回ずつ

踵を出して、移動せずその場で、手はブラブラ下げる

♪明石で(1~4) 食べよう(5~8)
明石へ(1~4) さあ行こう(5~8)

1. 2 5. 6 3. 4 7. 8

×2回

1. 2 足踏みしながら 手は胸の前
5. 6 =
3. 4 ノンザイ！
7. 8 手は斜め下

♪明石で(1~4) 最高のダシにくぐらせて(5~8)
食べよう(2234) 明石焼(5678)

1. 2. 3. 4 5. 6. 7. 8 2. 2 5. 6 3. 4 7. 8

ゆっくりと髪をなでるように腕をまわす(反対側も)

手は腰に、ひかたを上げて、下げて、を2回

お疲れ様でした♪

6 策定経過

(1) あかし健康プラン21（第3次）策定の経緯

日時	内容
令和3年2月5日～ 令和3年3月25日	健康と生きがいアンケート調査（健康づくり市民アンケート）
令和3年3月22日	計画策定に係る関係課によるキックオフミーティング
令和3年5月28日	第1回 幹事会 ※書面会議
令和3年6月3日	第1回 懇談会 ※書面会議
令和3年7月8日	明石市すこやか食育推進会議
令和3年7月13日	健康づくり市民ワークショップ（明石市連合PTA）
令和3年7月29日	明石市地域歯科保健対策連絡会議
令和3年7月13日～ 令和3年9月27日	健康づくり市民ワークショップ及び書面によるヒアリングの開催
令和3年10月14日	第2回 幹事会
令和3年11月5日	第2回 懇談会
令和3年12月15日～ 令和4年1月17日	市民意見公募手続（パブリックコメント）
令和4年1月27日	懇談会へ素案の最終確認

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、書面による会議とした。

(2) 懇談会名簿

区分	氏名	役職	所属
学識経験者	片山 貴文	教授	兵庫県立大学 看護学部
医療関係者	井上 知久	理事	明石市医師会
医療関係者	安原 豊人	理事	明石市歯科医師会
栄養・食育関係	横田 久代	会長	明石栄養士会
食育関係	山下 淳子	会長	明石いずみ会
教育関係	村崎 和幸	会員	明石市立中学校長会
スポーツ関係	岡本 常司	会長	明石市スポーツ推進委員会
地域住民代表	原田 晴美	代表	あかし健康ソムリエ会
地域住民代表	大西 功二	副会長	明石市連合まちづくり協議会

(3) 幹事会名簿

	部局名	室名	課名
1	市民生活局	市民生活室	国民健康保険課
2	市民生活局	市民生活室	長寿医療課
3	市民生活局	市民協働推進室	コミュニティ・生涯学習課
4	市民生活局	文化・スポーツ室	スポーツ振興担当
5	福祉局	生活支援室	障害福祉課
6	福祉局	地域共生社会室	地域総合支援担当
7	福祉局	高齢者総合支援室	高年福祉担当
8	感染対策局	あかし保健所	保健予防課
9	感染対策局	あかし保健所	健康推進課
10	感染対策局	あかし保健所	相談支援課
11	こども局	子育て支援室	こども健康課
12	こども局	こども育成室	運営担当
13	こども局	明石こどもセンター	こども支援課
14	都市局	都市整備室	緑化公園課
15	教育委員会		学校教育課

(4) 健康と生きがいアンケート調査

① 目的

あかし健康プラン21の策定・評価を行うとともに、本市の保健活動の基礎資料とするため。

② 調査の概要

調査期間	令和3年2月5日から令和3年3月25日
調査方法	郵送による配布・回収
調査対象	明石市在住の20歳以上 7,000人 地域別（中学校区）での無作為抽出
有効回答数	3,532人（有効回答率 50.4%）



(5) 健康づくり市民ワークショップ・ヒアリングについて

① 目的

あかし健康プラン21の策定にあたり、健康に関する現状や課題、今後の取組等の資料とするため。

② 開催内容

ア ワークショップの開催

	日時	団体名	内容
1	令和3年7月13日	明石市連合PTA	・日々感じている健康に関する課題 ・健康で過ごすための取組及びめざす姿 ・健康無関心層への具体的な取組
2	令和3年8月3日	明石いずみ会	
3	令和3年8月19日	あかし健康ソムリエ会	
4	令和3年8月24日	明石市連合まちづくり協議会 ※書面会議	

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、書面による会議とした。

イ 書面によるヒアリング

ヒアリング期間	令和3年9月9日から令和3年9月27日
ヒアリング方法	郵送及びメールによる配布・回収
対象団体	・こども食堂を運営する団体（17グループ） ・明石市障害当事者等団体協議会（あすく） ・明石鍼灸マッサージ師会



見つけよう！
健康づくりの
My ルーティン

あかし健康プラン 21（第3次）
令和4年3月

発行・編集：明石市 あかし保健所 健康推進課

〒674-0068 明石市大久保町ゆりのき通1-4-7

TEL 078-918-5657 FAX 078-918-5440

ホームページ https://www.city.akashi.lg.jp/shimin_kenkou/kenkou_ka/index.html



ひきこもり地域支援センターの設置など相談支援体制の充実について

当事者や家族の抱える生きづらさに寄り添いきめ細かい支援を行うため、令和4年度にひきこもりに特化した専門的な相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」の設置及び自殺対策の強化、精神保健担当医療職の配置など、庁内関係課との連携を強化しながら総合的な相談支援を行える体制の更なる充実を図ります。

1 ひきこもり地域支援センターの設置

(1) 現状・課題

地方分権改革提案制度に基づき、これまで本市から国に要望してきた「ひきこもり地域支援センター設置運営事業」(厚生労働省所管)の補助対象が拡大された(従前は都道府県・政令市が対象)ことを受けて、国の財源を基に専門職の加配を行うことが可能となった。



出典：「令和4年度概算要求 就職氷河期世代支援予算の概要」(厚生労働省)

【相談件数の実績】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ひきこもり専門相談	766件	1,650件	682件

※令和3年度は4～12月の合計

【相談支援課の専門職の配置状況(令和3年度)】

精神保健福祉士	保健師	弁護士	臨床心理士	計
5名	9名	1名	1名	16名

(2) 拡充する主な取組内容

あかし保健所相談支援課内に「(仮称)あかしひきこもり地域支援センター」を開設し、ひきこもり相談支援の専門窓口をより明確化するとともに、専門職の配置を充実し、より専門性の高い支援を行っていく。

① 当事者支援の強化(ひきこもり当事者会の開催)

自身の状態を他者との関係の中で把握しながら、社会参加をするための契機を得ることができるよう、SST(生活技能訓練)の手法を活用し、当事者を対象としたグループ学習会等を新たに開催〔6回程度/年〕。

② 居場所づくりの促進

当事者の居場所づくりを一層促進するため、居場所を運営するNPOなど民間団体への補助を行い、開設箇所を増やす〔2箇所→4箇所〕。

③ 家族支援の強化

ひきこもり当事者の家族がひきこもりに関する知識を深め、当事者への関わり方を学ぶ機会として家族教室の開催や情報提供、家族向けパンフレットの配布など、家族支援を強化。

2 自殺対策の強化

(1) 現状・課題

新型コロナウイルス感染症による社会や経済、雇用情勢への影響により、全国的に心身の不調をきたす方の増加や社会全体における自殺リスクが高まっていると考えられている。

本市においては、最近の自殺者総数の推移はほぼ横ばいであるものの、特に過去2年間に於いて20歳代の若年層の増加が著しかった。今後、生きづらさを抱える市民がさらに増加することも予想されることから、ウィズコロナ・ポストコロナ社会を見据え、相談支援体制の拡充とともに関係機関などと連携した自殺予防の取組を早急に進め実施していく必要がある。

【明石市における自殺者数の推移】

区分	令和元年	令和2年	令和3年
自殺者総数	54人	51人	59人
(うち20歳～29歳)	(7人)	(12人)	(6人)

※令和3年は暫定値

(2) 拡充する主な取組内容

誰も自殺に追い込まれることのない、やさしいまちの実現を図るため、特に情報や支援が届きにくい若年層を主な対象とした情報提供やハイリスク者への早期支援の実施など自殺予防の取組を強化する。

① インターネットを活用した情報提供など

インターネット上で自殺の手段等を検索する傾向がある若年層を主な対象とし、インターネットを活用した支援策に係る情報提供を行うとともに、自殺の危険性が低い段階での取組として、市内中・高校生にリーフレットを配布し、心身の健康や自殺企図を防ぐための普及啓発を行う。

② 自殺未遂者支援の充実

自殺疑いのある救急搬送事案に係る消防局や救急病院との連携を強化し、自殺未遂者と家族などに早期支援を行うことにより再企図を予防する。

③ 自殺予防ゲートキーパー研修会の拡充

自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、見守る「ゲートキーパー」の役割を担う人材を養成し、早期発見・対応などに向けた地域づくりを行う〔10回程度／年〕。

3 その他

ひきこもりや自殺に関しては、精神疾患の問題を内包するケースがあることから、病気や治療の見通し、治療効果の有無など医療的なケアに関する知識・経験を有する即戦力を確保し、精神障害者の地域生活を支えるため、新たに精神保健担当医療職を採用・配置する予定。

議案第2号関連資料

明石市認知症あんしんまちづくり条例の制定について

1 制定の目的

本市では、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進するため、基本理念、市の責務並びに市民、事業者、関係機関等の役割並びに認知症の人等に関する施策の基本となる事項を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするものです。

2 条例の概要

(1) 第1章 総則（第1条―第3条）

目的、定義及び基本理念について規定

(2) 第2章 市の責務並びに認知症の人等及び関係機関等の役割（第4条―第9条）

市の責務、認知症の人及びその家族の役割、市民の役割、事業者の役割、地域組織の役割、関係機関の役割について規定

(3) 第3章 基本的施策（第10条―第16条）

条例の目的を実施するための以下の施策について規定

- ①知識の普及及び人材育成等、②早期支援等、③認知症の人及び家族への支援、
- ④地域づくり及び社会参加の推進、⑤後見支援の推進、⑥連携及び情報共有、
- ⑦非常時等の対応

3 検討の経過

時期	内容
2021年6月	市議会に条例骨子案を報告
2021年8月 ～9月	関係団体等への個別ヒアリング・アンケートにより意見聴取
2021年9月	認知症あんしんネットワーク会議において意見聴取
2021年11月	第1回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会に条例素案を提示
2021年12月	市議会に条例素案を報告
2021年12月 ～2022年1月	意見公募手続（パブリックコメント）を実施
2022年2月	第2回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会に条例最終案を提示
2022年3月	市議会に条例案を提出
2022年4月	条例施行（予定）

4 意見公募手続（パブリックコメント）の実施結果

意見公募手続（パブリックコメント）を実施し、10件（2名）の意見をいただきました。また、いただいた意見を踏まえ、条例素案から一部修正を加えています。

（1）意見公募手続（パブリックコメント）の結果

実施期間	2021年(令和3年)12月15日～2022年(令和4年)1月14日	
意見をいただいた人数	2名	
意見総件数	10件（FAX2名）	
意見内容別の件数	条例全体について	1件
	目的・定義について	2件
	市等の責務・役割について	2件
	基本的施策について	5件

（2）令和3年12月文教厚生常任委員会で報告した条例素案からの主な修正点

条	規定内容	修正内容
第1条	目的	本条例の制定の必要性を確認し、市の責務等を明確にするため、我が国における認知症に関する社会状況を追記。
第3条 第1項	基本理念	認知症の人等への尊厳確保について、よりわかりやすくする観点から具体的に記載。
第8条 第1項	地域組織の役割	認知症の人の見守りについて、認知症の人だけでなくその家族の見守りも欠かせないため、「認知症の人等の生活状況の見守り」に変更。
第11条 第1項	早期支援等	条文文頭の「認知症を早期に発見」は、文意がわかりにくいという意見があったため、よりわかりやすくする観点から「認知症の疑いがある人に早期に気づき」に変更。

5 施行期日

公布の日

明石市認知症あんしんまちづくり条例（案）

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 市の責務並びに認知症の人等及び関係機関等の役割（第4条－第9条）

第3章 基本的施策（第10条－第16条）

第4章 雑則（第17条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、認知症の人等を社会全体で支え合うことが高齢社会における課題であり、共生社会の実現に資することを鑑み、認知症の人等に対する支援を総合的かつ効果的に推進するため、その基本理念を定め、明石市（以下「市」という。）の責務等を明らかにし、及び基本的施策その他の基本となる事項を定めることにより、認知症になっても誰もが安心して暮らせるまちづくりを実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 認知症 介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症をいう。
- （2） 認知症の人等 認知症の人及びその家族をいう。
- （3） 市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- （4） 事業者 市内において事業活動を行う者又は団体をいう。
- （5） 地域組織 明石市自治基本条例（平成22年条例第3号）第17条第1項に規定する協働のまちづくり推進組織、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他一定の区域に居住する者等により構成される団体をいう。
- （6） 関係機関 認知症に関する医療、介護、支援等に携わる機関（地域組織を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 市並びに市民、事業者、地域組織及び関係機関（以下「関係機関等」という。）は、次に掲げる基本理念に基づき、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進するものとする。

- (1) 認知症の人等の意思決定に係る支援が適切に行われるとともに、認知症の人等の自発的意思が尊重され、その尊厳が重んぜられること。
- (2) 認知症の人等の視点に立って取り組み、認知症の人等が必要な支援を受けられることができる支援体制の実現を目指すこと。
- (3) 認知症に関する正しい知識及び理解を深め、各々の役割及び責務を認識し、相互に連携し支え合う地域社会の実現を目指すこと。

第2章 市の責務並びに認知症の人等及び関係機関等の役割

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、関係機関等と連携しながら、次に掲げる施策を総合的に推進するものとする。

- (1) 認知症に関する正しい知識の普及並びに認知症の人等に対する支援に必要な情報の収集、整理、分析、提供及び研究
- (2) 認知症の人等に対する支援に係る人材の育成及び資質の向上を図るための施策
- (3) 認知症の人等を地域の連携及び協働によって支え合うまちづくりを推進するための取組及び環境整備に関する施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、認知症の人等が地域で安心して暮らすために必要な支援

(認知症の人等の役割)

第5条 認知症の人等は、安心して暮らせるまちを築くために、自らの希望、思い、気づいたこと等を、市及び関係機関等に発信するものとする。

2 認知症の人等は、地域の一員として、自らの意思に基づき社会参加を行うものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、誰もが認知症になる可能性があるものとして認識し、認知症に関する正しい知識を持ち、その理解を深めるよう努めるものとする。

2 市民は、認知症の人等が安心して暮らし続けることができるまちづくりを推進するため、交流、見守りその他の市民相互の支え合いに取り組むよう努めるものとする。

3 市民は、市及び他の関係機関等が実施する認知症の人等に関する施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、認知症に関する理解を深めるとともに、従業員等に対し必要な

教育を行い、認知症の人等の状況に応じて適切な配慮を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、認知症の人等が働きやすい環境の整備及び認知症の人等の就労の継続のために必要な配慮を行うよう努めるものとする。

3 事業者は、市及び他の関係機関等が実施する認知症の人等に関する施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

(地域組織の役割)

第8条 地域組織は、認知症に関する理解を深め、認知症の人等の生活の状況の見守りその他の支援を行うとともに、認知症の予防に関する活動、認知症の人等及び地域住民が相互に交流を図ることができる居場所づくり等に積極的に取り組み、認知症の人等が安心して暮らせる環境の整備に努めるものとする。

2 地域組織は、市及び他の関係機関等が実施する認知症の人等に関する施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第9条 関係機関は、認知症に関する専門的な知識及び技能を向上させ、並びに認知症の人等に適切なサービスが提供されるよう努めるものとする。

2 関係機関は、認知症に関する専門的な知識及び技能を活用し、認知症に関する正しい知識の普及及び啓発を行うとともに、認知症の人等を支援する人材の育成に努めるものとする。

3 関係機関は、市及び他の関係機関等が実施する認知症の人等に関する施策及び取組に積極的に協力するよう努めるものとする。

第3章 基本的施策

(知識の普及及び人材育成等)

第10条 市は、第5条第1項に規定する認知症の人等による発信を支援するとともに、市民、事業者及び地域組織が認知症に関する正しい知識を持ち、理解を深めることができるよう、広報その他の啓発活動を行うものとする。

2 市は、関係機関と連携し、医療及び介護に従事する者が認知症の人等を支援するために必要な知識及び技能の向上を図るものとする。

3 市は、認知症サポーター（国が定める認知症サポーター養成講座を受講し、認知症に関する正しい知識を持って地域又は職域で認知症の人等を支える者をいう。以下同じ。）の養成を推進するものとする。

4 市は、認知症予防に関する啓発及び知識の普及を行うとともに、関係機関等が主体的に実施する認知症予防に関する活動を支援するものとする。

(早期支援等)

第11条 市は、認知症の疑いのある人に早期に気づき、及び認知症の人等が早期に必要な支援を受けられるよう、相談体制の整備及び充実を図るものとする。

2 市は、認知症に関する相談を行った者等に対し、その状況に応じて切れ目なく支援を行うため、必要な施策を講じるものとする。

3 市は、前2項の施策を推進するため、明石市地域総合支援センター条例（平成29年条例第21号）に規定する地域総合支援センターを中心として関係機関相互の連携協力体制の整備を図るものとする。

(認知症の人等への支援)

第12条 市は、認知症の人等が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 認知症の人等に対して適時に、適切な支援を実施するための医療及び介護の連携体制並びに施設の整備

(2) 認知症の人が行方不明となることを未然に防止するための、関係機関等と連携した地域における見守り体制の整備

(3) 認知症の人が安心して自立した生活を営むための、認知症の人の就労の継続等のために必要な支援及び必要な社会保障制度が確実に提供されるための支援

(地域づくり及び社会参加の推進)

第13条 市は、地域における支え合いの意識の醸成、認知症の人等が社会での役割及び生きがいを持って活動することができる社会参加の場の確保等、認知症になっても地域の一員として社会生活を営むことができる社会の実現に向けて、支援を行うものとする。

2 市は、関係機関等と連携し、認知症の人等に対する支援活動に意欲のある認知症サポーターが地域で活動するために必要な施策を実施するものとする。

(成年後見制度の利用促進等)

第14条 市は、認知症の人の権利利益の保護を図るため、成年後見制度の利用の促進及び市民後見人（成年後見制度に基づく後見等の業務を適正に行うことができる者として家庭裁判所が選任するものをいう。）の養成を行うものとする。

(関係機関等との連携及び情報共有)

第15条 市は、認知症に関する施策を推進するため、必要に応じて関係機関等との情報共有及び連携強化を行うものとする。

(非常時等の対応)

第16条 市は、感染症、災害等の発生時における認知症の人等の安全確保に資するため、関係機関等と連携し、必要な施策を講ずるものとする。

第4章 雑則

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第6号関連資料

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

1 改正の趣旨

学校医等の報酬に関しては1校（園）あたりの基本額（年額）と幼児、児童又は生徒1人あたりの加算額（年額）があります。

本市の学校医等の報酬額は、県立高等学校等の学校医等の報酬の取扱いを踏まえ決定しており、兵庫県教育委員会は初診料にかかる診療報酬改定に準じ、幼児、児童又は生徒1人あたりの加算額を2.12%増額しました。

これに伴い、本市の学校医等の加算額（年額）を引き上げようとするものです。

2 改正概要

（現 行）

1校（園）あたりの年額252,000円に幼児、児童又は生徒1名につき年額474円（特別支援学校にあっては年額788円）を加算した額の範囲内において任命権者が定める額（改定後）

1校（園）あたりの年額252,000円に幼児、児童又は生徒1名につき年額484円（特別支援学校にあっては年額804円）を加算した額の範囲内において任命権者が定める額

3 施行期日

この条例は令和4年4月1日から施行します。

**議案第27号関連資料
明石市立明石商業高等学校福祉科創設について**

市立明石商業高等学校に福祉科を創設することにより、福祉の知識や技術を身に付けた生徒が介護福祉士の国家資格を取得し、今後、ますます必要とされる福祉分野への就職はもとより、福祉系・医療系の大学等に進学し更なるスキルアップを図るなど、生徒の自己実現を促進し、将来についての可能性を広げることを目指します。

1 設置場所・時期

- (1) 場 所：市立明石商業高等学校
- (2) 時 期：2024年（令和6年）4月

2 福祉科の概要

- (1) 学年定員：40名（予定）
- (2) 教育内容：高校卒業（卒業見込み含む）時点で介護福祉士国家試験の受験資格を取得可能なカリキュラムを実施します。
- (3) 施 設：介護実習室等福祉系高等学校に必要とされる施設を、実習棟として新たに市立明石商業高等学校敷地内に設置します。

3 予算額

実習棟整備に係る費用	設計・工事費 572,100千円（国庫補助金約8,000万円） うち令和4年度執行予定額：49,300千円 うち令和5年度執行予定額：522,800千円（債務負担行為）						
	建物の規模						
	<table border="1"> <tr> <td>延床面積</td> <td>約1,500㎡</td> </tr> <tr> <td>階数</td> <td>3階建て</td> </tr> <tr> <td>部屋の構成</td> <td>介護実習室、入浴実習室ほか</td> </tr> </table>	延床面積	約1,500㎡	階数	3階建て	部屋の構成	介護実習室、入浴実習室ほか
	延床面積	約1,500㎡					
階数	3階建て						
部屋の構成	介護実習室、入浴実習室ほか						
教員確保に係る費用	福祉教員免許状取得費用助成 300千円 福祉教員免許状取得に係る認定講習（社会福祉総合実習）講師謝礼 800千円 教員募集広告料等 1,500千円 会場使用料等 560千円						
その他準備事務に係る費用	旅費・需用費 1,700千円						

4 各種意見

(1)令和3年度のトライやる・ウィークで、福祉施設で体験活動を行った中学2年生に対してヒアリングを実施しました。

＜中学生からの主な意見＞

・トライやるウィークに行く前は、福祉施設に対して「暗い」印象を持っていたが、実際に行ってみると「明るい」「優しい」印象に変わり、福祉分野の勉強や仕事に興味を持つきっかけになった。下級生にも福祉施設での体験を薦めたい。

・働く人の姿を見て、福祉の仕事の重要性を強く感じた。

また、将来就きたい仕事を具体的に決めている生徒が半数以上おり、将来の仕事につながる学習ができる高等学校や大学に進学したいとの意見もありました。

(2)社会福祉審議会で、「市立明石商業高等学校福祉科創設検討会」の報告を行いました。

＜委員からの意見＞

・福祉業界では専門的スキルを持った人材の育成が課題となっているので、学校教育のほか、社会人向講習を行う等地域の福祉教育の拠点として、是非、設立できるよう積極的に取り組んでほしい。

・福祉事業の従事者の中に教員免許の所持者がいることも考えられるので教員の確保では福祉事業者からも情報収集すべきである。

・高等学校卒業後の進学ルートを作ることで志願者が増えると思う。

・中学生の保護者や中学校教員にも福祉科を理解してもらうことが重要である。

5 スケジュール

令和4年	4月	実習棟設計・工事入札
	6月	市議会 実習棟設計・工事契約議案提出
	7月	実習棟設計・工事契約締結⇒設計着手
令和5年	1月	実習棟工事着手
	3月	福祉系高等学校等設置計画書提出（文部科学省・厚生労働省）
	4月	学科設置に係る認可申請（兵庫県教育委員会）
	9月	福祉系高等学校等指定申請書提出（文部科学省・厚生労働省）
	11月	実習棟工事完了
令和6年	4月	福祉科開設

明石市第4次地域福祉計画について

1 計画策定の趣旨等

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、本市が推進する地域福祉の方向性や具体的な取組を示す計画として策定するものです。令和4年度からの福祉施策の方向性等を示す「明石市第4次地域福祉計画」を策定し、笑顔あふれる共生社会の実現に向け、福祉のまちづくりのさらなる推進を図ります。

明石市社会福祉審議会でのご意見やパブリックコメントによる意見公募等を踏まえ、別添のとおり、計画としてまとめましたので報告いたします。

2 計画の概要

(1) 計画期間

令和4年度から令和7年度までの4年間

(2) 基本理念

「いつまでも すべてのひとに やさしい共生社会を みんなで」

(3) 優先的に取り組む重点施策

- ① 担い手の発掘と育成
- ② みんなの居場所づくりの充実
- ③ 地域総合支援センターにおける相談・支援体制の充実
- ④ 認知症の人と家族への支援の充実

3 パブリックコメントについて

(1) 実施期間 令和3年12月15日(水)から令和4年1月14日(金)まで

(2) 提出件数 1人3件

(3) 主な内容

- ・情報弱者への支援について
- ・地域における見守り体制の充実について
- ・コミュニティ・センターを活用した相談・支援体制の整備について

4 計画素案からの主な修正点

(1) 情報の提供・発信の充実について

すべての方が取り残されることがないように、デジタル・ディバイド(情報格差)に配慮した取組を進めることを追記しました。(23ページ)

(2) 重層的支援体制の構築について

相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的な相談支援を進めるにあたり、庁内関係部署の横断的な連携の強化及び相談支援に携わる者の対応スキルの向上などに取り組むことを追記しました。(31ページ)

5 今後の予定

本年3月末に計画を策定し、公表する予定です。

共に生き、支え合いを育む
“明石ほっとプラン”

明石市第4次地域福祉計画

(計画期間：令和4年度(2022年度)～令和7年度(2025年度))

令和4年(2022年)3月

明石市

目次

第1章 地域福祉計画策定にあたって	2
1 策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画期間	4
4 策定体制	4
5 SDGs（エス ディー ジーズ：持続可能な開発目標）	5
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題	6
1 本市の状況	6
2 市民の意識	11
3 明石市第3次地域福祉計画の成果と課題	14
第3章 めざす方向	16
1 基本理念	16
2 基本目標	17
3 施策体系	19
4 圏域の考え方	20
第4章 施策展開	21
基本目標1 助け合う・支え合う意識の向上	
“「我が事」意識の醸成と支え合い活動の実践”	21
基本目標2 多様な交流の場・居場所づくり	
“参加・交流により「つながり」を育む”	25
基本目標3 地域における見守りと相談・支援体制の充実	
“「ワンストップ」「チーム」「アウトリーチ」で地域での安心した生活を実現する”	30
基本目標4 地域共生社会に向けた包括的な支援の推進	
“誰一人取り残さない共生社会の実現を目指す”	36
第5章 重点的な取組	42
第6章 取組を持続・発展させる仕組みづくり	44
1 推進体制の構築	44
2 計画の進捗状況に係る評価と見直し	44
参考資料	45
1 計画策定の体制と経過	45
2 用語説明	49

第1章 地域福祉計画策定にあたって

1 策定の趣旨

本市では、明石市第5次長期総合計画において、「ひと まち ゆたかに育つ 未来安心都市・明石」を掲げ、「こどもを核としたまちづくり」を推進してきたほか、「手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」（平成27年（2015年）4月施行）や「明石市障害者に対する配慮を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例」（平成28年（2016年）4月施行）、「明石市更生支援及び再犯防止等に関する条例」（平成31年（2019年）4月施行）の制定等により、「すべての人にやさしいまちづくり」を推進してきました。

また、平成28年（2016年）3月に明石市第3次地域福祉計画を策定し、「誰もが安心して住み続けることができる地域づくり」を基本理念として掲げ、(1)住民主体で地域の福祉力・地域力を高め、活動の活性化を図ること、(2)人のつながりに支えられた地域の安全・安心を充実させること、(3)相談支援体制の強化を進めることを基本方針として、生活支援コーディネーターの中学校区ごとの配置や、住民主体で身近な相談支援や居場所づくりを行う「地域支え合いの家」（市内3か所）や総合的・包括的な相談支援を行う地域総合支援センター（市内6か所）の設置、災害時要援護者（避難行動要支援者）支援の拡大、認知症支援の充実等、重点事業の取組を進めてきました。

一方、今後は、少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化等により、介護・子育て・貧困・孤立など、複雑化・多様化した福祉ニーズへの対応や、また、老老介護やダブルケア、ヤングケアラーなど、これまでの福祉サービスだけでは解決できない複合的な課題への対応が求められるところです。

こうしたなか、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えつながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を目指すことが求められています。

平成30年（2018年）4月には社会福祉法の改正により、地域福祉計画が地域における高齢者・障害者・児童の福祉やその他の福祉分野における共通的な事項を記載する、福祉分野の上位計画として位置付けられることとなりました。

本市では、2030年のあるべき姿として、「SDGs 未来安心都市・明石～いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで～」を掲げ、SDGs（持続可能な開発目標）の考え方を反映したまちづくりを進めており、将来にわたり誰もが安心して住みたい、住み続けたいと思うまちの実現に向けた取組を進めています。

令和3年度（2021年度）をもって明石市第3次地域福祉計画が終了することに伴い、これまでの取組の成果や残された課題、また社会情勢の変化や法制度の見直しなどの動向を踏まえながら、誰もが住み慣れた地域で、いつまでも心身ともに健康で、自分らしく社会の一員として生きがいを持って暮らし続けられる、笑顔あふれる共生社会の実現に向け、「福祉のまちづくり」のさらなる推進を図るにあたり、福祉施策の方向性等を示す明石市第4次地域福祉計画を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 法令の根拠

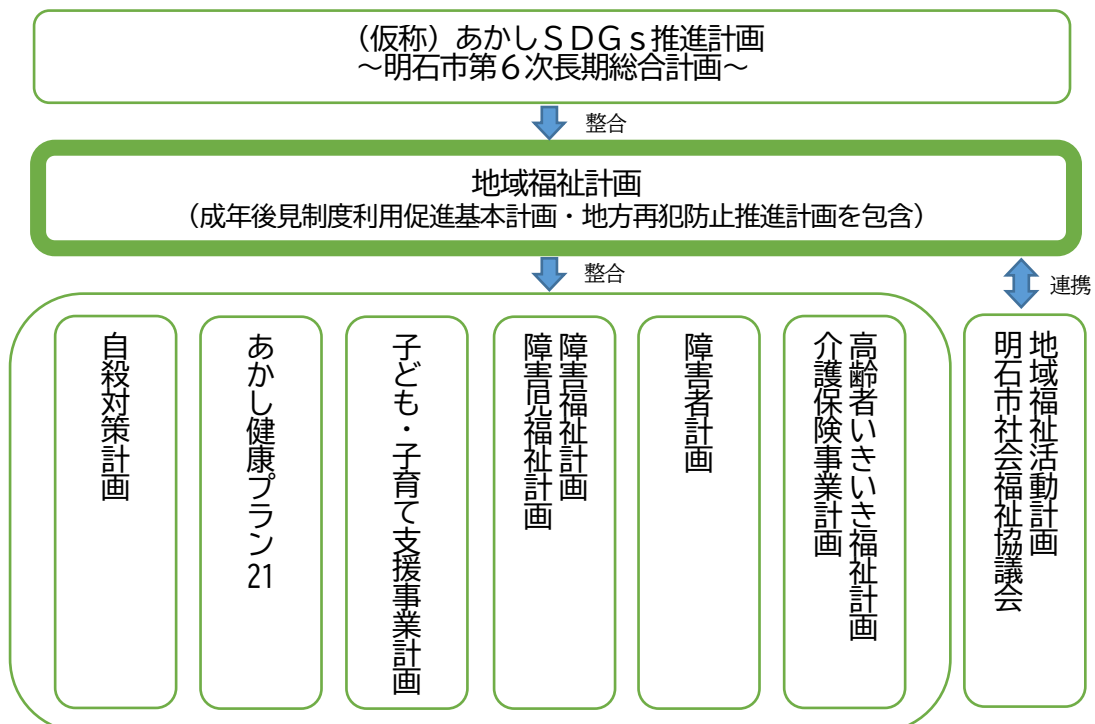
本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉推進における市町村計画として策定するもので、本市が推進する地域福祉の方向性や具体的な取組を示すものです。

(2) 関係計画等との関係

本計画は、（仮称）あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）が示す今後のまちづくりの方向性である、「SDGs未来安心都市・明石～いつまでもすべての人にやさしいまちをみんなで～」の考え方を踏まえ、高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通事項を盛り込み、福祉分野における各個別計画を横断的につなぐ役割を持った、本市の福祉分野における上位計画として位置付けます。

また、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき策定する「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」及び「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」を包含しています。

加えて、明石市社会福祉協議会が策定する民間の活動・行動計画である「明石市第3次地域福祉活動計画」と一体的な策定を行っています。



5 SDGs（エス ディー ジーズ：持続可能な開発目標）

SDGsとは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称です。国際社会全体がめざすべき17の開発目標を示したものであり、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものとして、平成27年（2015年）9月の国連サミットにて全会一致で採択されました。

本市では、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて、優れた取組を行う自治体として、令和2年(2020年)7月17日に国（内閣府）から県内初となる「SDGs未来都市」に選定されました。

（仮称）あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）に基づき、まちづくりの戦略を定めた中期計画である（仮称）あかしSDGs前期戦略計画では、施策展開の5つの柱ごとにSDGsの主なゴールを定め、施策の展開に取り組んでいます。

福祉分野の上位計画となる本計画においても、基本目標に関連するSDGsのゴールを定め、施策の展開を図ります。

【SDGs 17の目標】

 <p>1 貧困をなくそう</p>	貧困をなくそう	 <p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p>	エネルギーをみんなに そしてクリーンに	 <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>	気候変動に 具体的な対策を
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	飢餓をゼロに	 <p>8 働きがいも 経済成長も</p>	働きがいも 経済成長も	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	海の豊かさを守ろう
 <p>3 すべての人に 健康と福祉を</p>	すべての人に 健康と福祉を	 <p>9 産業と技術革新の 基盤をつくろう</p>	産業と技術革新の 基盤をつくろう	 <p>15 陸の豊かさも 守ろう</p>	陸の豊かさも 守ろう
 <p>4 質の高い教育を みんなに</p>	質の高い教育を みんなに	 <p>10 人や国の不平等 をなくそう</p>	人や国の不平等 をなくそう	 <p>16 平和と公正を すべての人に</p>	平和と公正を すべての人に
 <p>5 ジェンダー平等を 実現しよう</p>	ジェンダー平等を 実現しよう	 <p>11 住み続けられる まちづくりを</p>	住み続けられる まちづくりを	 <p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p>	パートナーシップで 目標を達成しよう
 <p>6 安全な水とトイレ を世界中に</p>	安全な水とトイレ を世界中に	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	つくる責任 つかう責任		

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 本市の状況

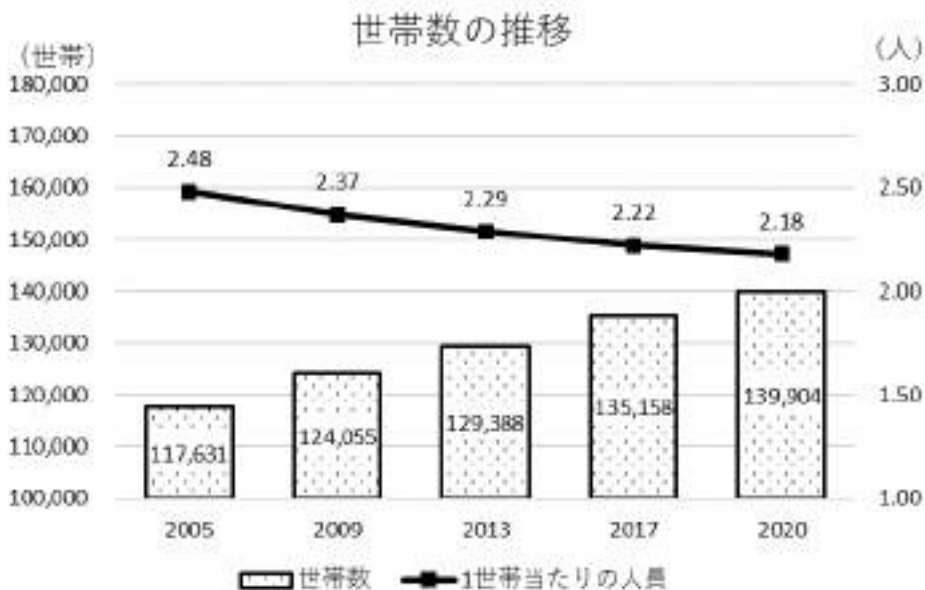
(1) 人口

総人口は、平成25年（2013年）から8年連続で増加しており、令和2年（2020年）10月1日現在で、304,331人です。年齢区分別に見ると、生産年齢人口（15～64歳）の人数・割合が徐々に減少するとともに、老年人口（65歳以上）が徐々に増加しており、全国的な傾向と比べると緩やかではありますが、高齢化が進んでいます。



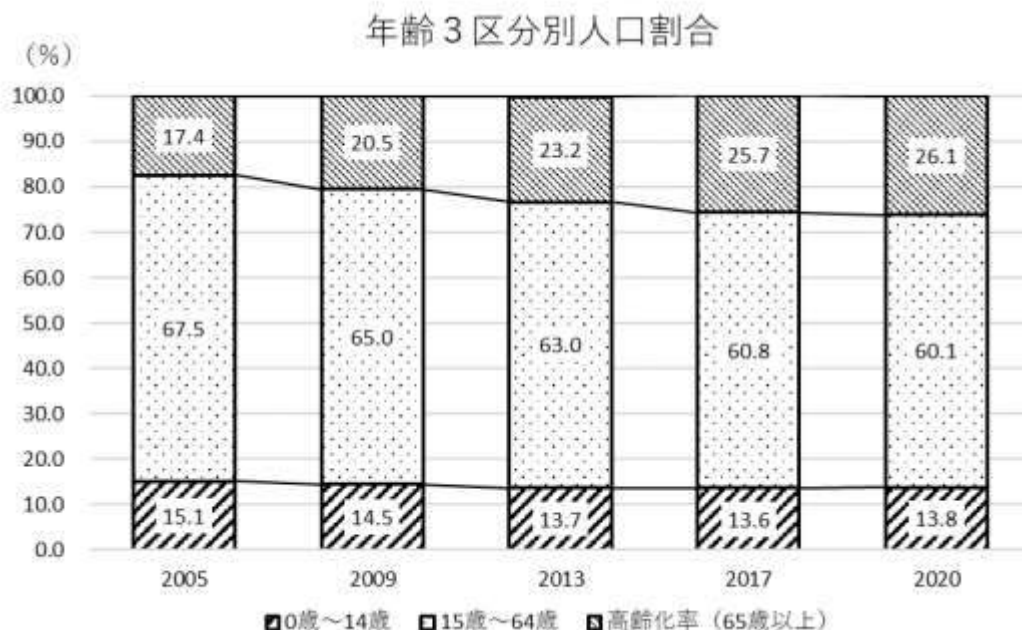
(2) 世帯数

世帯数は増加している一方で、1世帯当たりの平均人数は、減少傾向にあり、核家族化や高齢者のみの世帯の増加などが見られます。



(3) 高齢化率

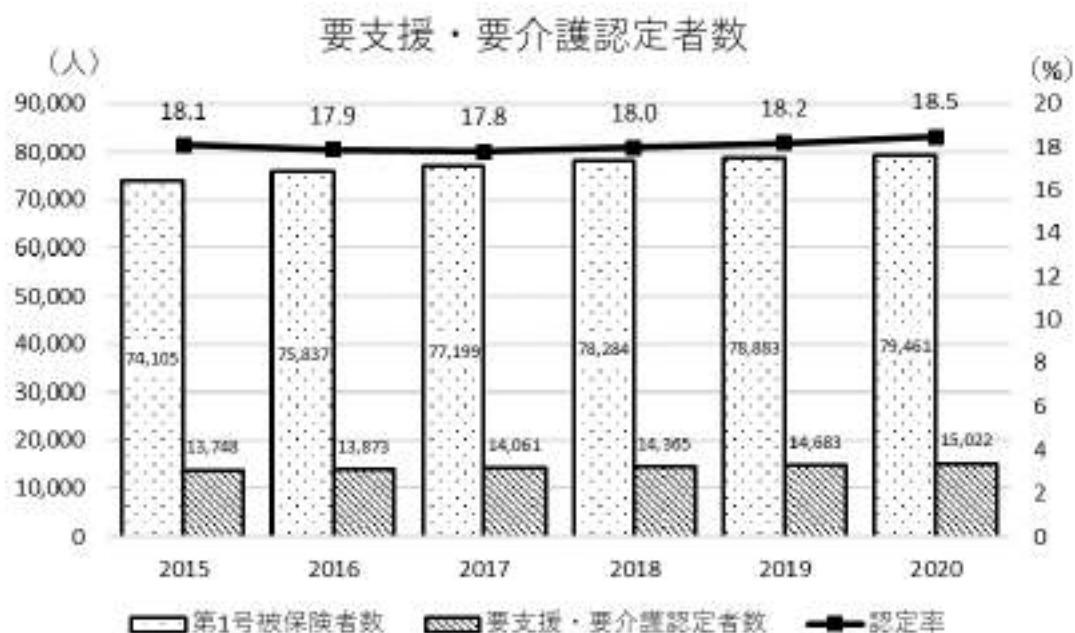
高齢者人口については増加傾向にあり、令和2年（2020年）では79,461人と、平成29年（2017年）の77,137人から2,324人増加しています。それに伴い高齢化率も年々上昇し、令和2年（2020年）では26.1%と、平成29年（2017年）の25.7%から0.4ポイント上昇しています。また、総人口に占める75歳以上の割合は、令和2年（2020年）で13.3%となっています。



(4) 要支援・要介護認定者数

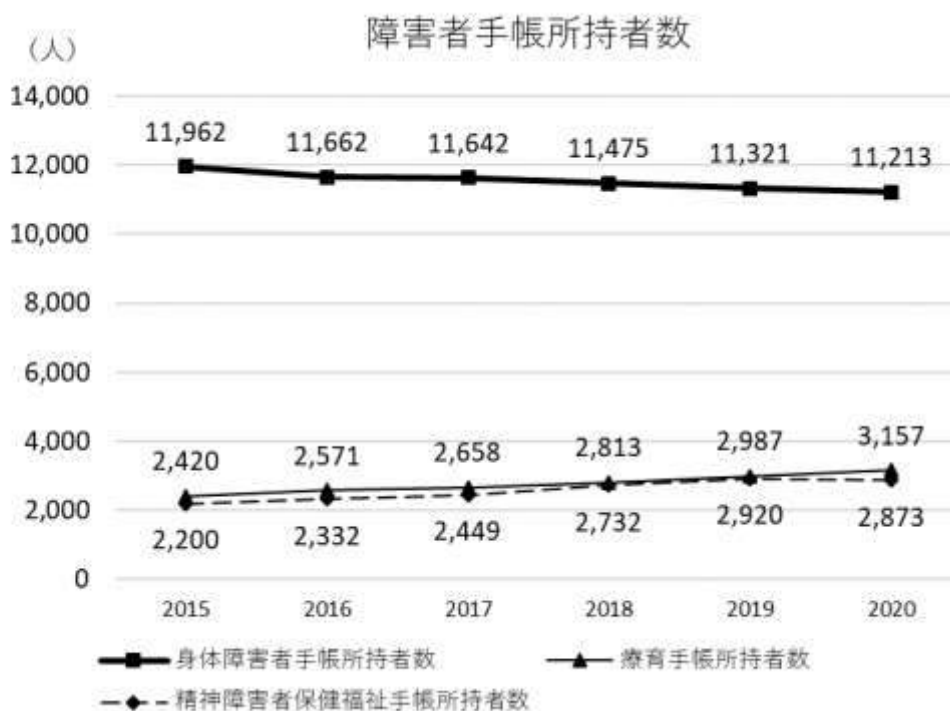
要支援・要介護認定者数の推移をみると、増加傾向にあり、令和2年（2020年）では15,022人と、平成27年（2015年）の13,748人から1,274人増加しています。

認定率も上昇傾向で推移し、令和2年（2020年）では18.5%となっています。



(5) 障害者手帳所持者

障害者手帳所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向となっており、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の所持者数は年々増加している傾向にあります。



(6) 台帳登録者数

・ひとり暮らし高齢者台帳

ひとり暮らし高齢者台帳への登録者の推移をみると、年々増加している傾向にあります。



・避難行動要支援者台帳

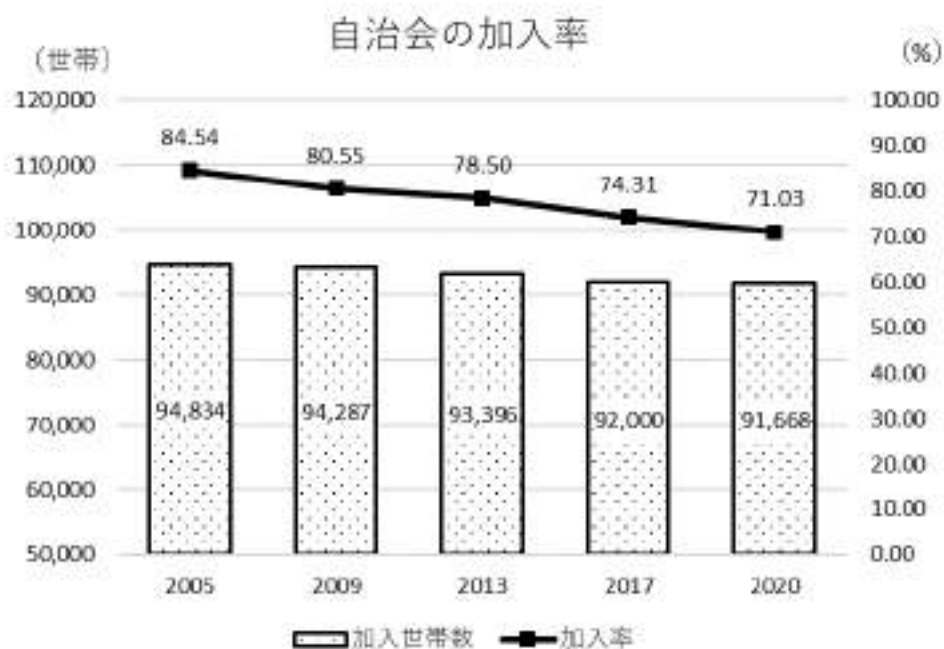
避難行動要支援者台帳への登録者の推移をみると、年々増加している傾向にあります。



(7) 自治会の加入率

自治会加入世帯数の推移をみると、微減傾向にあります。

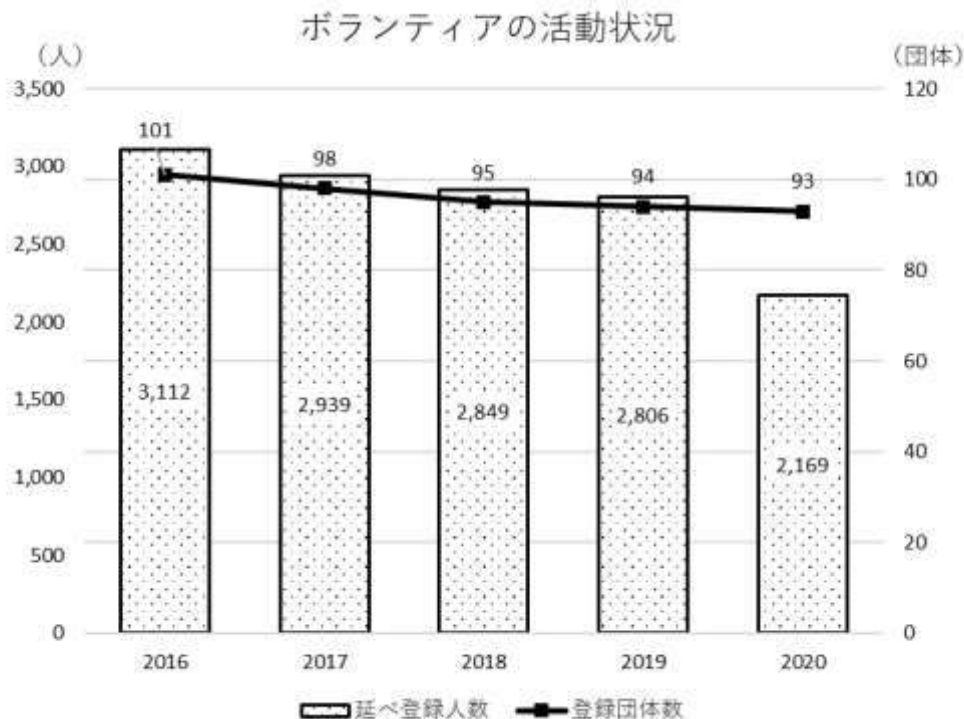
自治会加入率も下降傾向で推移しています。



(8) ボランティアの活動状況

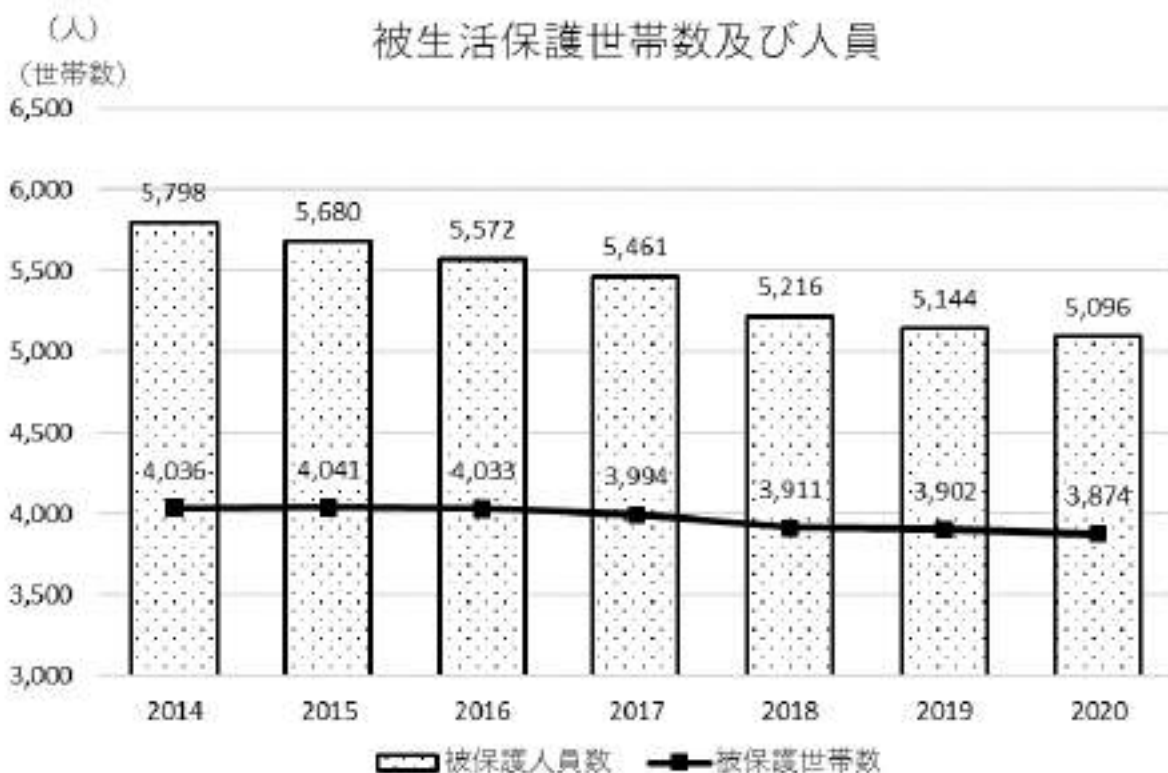
明石市社会福祉協議会のボランティアセンターにおけるボランティア登録団体数の推移をみると、減少傾向にあります。

ボランティアの延登録者数も年々減少している傾向にあります。



(9) 被生活保護世帯数

被生活保護世帯数をみると、年々減少している傾向にあります。



2 市民の意識

(1) まちづくり市民意識調査結果の状況

本市全体のまちづくりの進捗状況を把握し、さまざまな分野における今後の施策展開に生かしていくため、市民の明石のまちへの思いや市が進めている施策等に対する満足度、各分野における意識や行動について、まちづくり市民意識調査を実施しています。

この調査において、「地域で支え合う地域福祉活動が推進されている」と回答した人の割合が、平成 26 年度（2014 年度）の調査では 32.9%であったところ、令和元年度（2019 年度）の調査では 42.5%に増加しており、地域福祉活動に関する施策について満足度が高まっている状況であると考えられます。

一方、「普段の生活で何か困ったことがあったときに、相談できる人が地域にいない」と回答した人の割合が、平成 26 年度（2014 年度）の調査では 28.4%であったところ、令和元年度（2019 年度）の調査では 41.9%に増加しており、地域コミュニティの希薄化が進んでいる状況であると考えられます。

(2) 明石市第4次地域福祉計画策定に係るアンケート調査結果（概要）

調査期間	令和3年（2021年）6月～7月
調査対象	地区社会福祉協議会、明石市社会福祉協議会理事・監事・評議員、民生委員・児童委員、ボランティア連絡会の計540名
調査方法	各対象者の会議等へ出向き、調査協力の依頼のもと、調査票を配布し、郵送等により回収しました。
回収状況	回答者数389件（回収率72.0%）

○年齢構成について

70代が172名(44.2%)と最も多く、次いで60代の123名(31.6%)、50代の42名(10.8%)となっています。なお、年齢の平均値は67.7歳となっています。

○「地域」という言葉を聞いたとき、最初に思い浮かべる範囲について

最も多かったのは「自治会・町内会」の165名(42.4%)で、次いで「小学校区」の133名(34.2%)、「中学校区」の63名(16.2%)となっています。

○近所付き合いの程度について

最も多かったのは「顔を合わせたら世間話や立ち話をする」の200名(51.4%)で、次いで「顔を合わせたらあいさつはする」の109名(28.0%)、「簡単なことを気軽に頼み合える」の48名(12.3%)となっています。

○理想的な近所付き合いの程度について

最も多かったのは「簡単なことを気軽に頼み合える」の185名(47.6%)で、次いで「顔

を合わせたら世間話や立ち話ができる」の 154 名 (39.6%)、「あいさつ程度で良い」の 28 名 (7.2%) となっています。

○福祉を支えていく中心となる人や団体について

最も多かったのは「明石市」の 165 名 (42.4%) で、次いで「地縁組織（自治会、地区社会福祉協議会等）」の 80 名 (20.6%)、「明石市社会福祉協議会」の 73 名 (18.8%) となっています。

○地域活動に対する思いについて

最も多かったのは「一部の人だけの活動になっている」の 209 名 (53.7%) で、次いで「割と充実している」の 86 名 (22.1%)、「もっと充実する必要がある」の 80 名 (20.6%) となっています。

○地域活動をして良かったことについて

最も多かったのは「さまざまな人と接することができる」の 309 名 (80.3%) で、次いで「地域のお役に立てる」の 231 名 (60.0%)、「友達、仲間ができる」の 220 名 (57.1%) となっています。

○地域活動をする中での困りごと、不安を感じていることについて

最も多かったのは「次の担い手となる活動者が少ない」の 314 名 (81.8%) で、次いで「活動者が集まらない」の 140 名 (36.5%)、「他の組織・団体との連携が取れていない」の 86 名 (22.4%) となっています。

○地域活動で必要と思う取組について

最も多かったのは「だれもが気軽に参加し交流できる機会づくり」の 210 名 (55.9%) で、次いで「住民同士が助け合える関係づくり」の 198 名 (52.7%)、「身近な住民による、支援を必要とする世帯への声掛け・見守り」の 159 名 (42.3%) となっています。

○今後、地域活動を継続していくために必要なサポートについて

最も多かったのは「気軽に参加できる環境づくり」の 261 名 (68.9%) で、次いで「身近に参加できる活動の場づくり」の 218 名 (57.5%)、「ボランティアの活動者やリーダーの養成」の 100 名 (26.4%) となっています。

○ここ 5 年間における地域福祉の推進及び向上に向けての取組に対する評価について

「総合相談窓口及び支援体制の構築による相談機能の充実」「福祉情報やサービスの分かりやすい情報発信の充実」「気軽に集える場づくりの推進」「福祉（取組・課題）に関する学びの場や機会の充実」「地域や団体が実施する福祉活動支援の充実」の項目について、他の項目と比べ向上したとする評価が多くなっています。

一方、「ボランティア活動への若い世代の参加促進や次世代の担い手の養成」「ボランティア活動の担い手や支援者同士が連携しやすい環境づくり」「ボランティア活動や地域行事に参加しやすい環境の整備」「福祉（取組・課題）に関する学びの場や機会の充実」「地域の見守りなど身近な助け合い体制の強化」の項目について、他の項目と比べ低下したとする評価が多くなっています。

○明石市および明石市社会福祉協議会が今後、積極的に取り組むべき活動について

最も多かったのは「身近な場所で集えて、気軽に相談ができる場所や機会の整備」の 149 名（40.2%）で、次いで「住民の声を受け止め、さまざまな困りごとが相談できる体制の整備」の 143 名（38.5%）、「地域活動や福祉に関する情報を広く住民へ伝える」の 122 名（32.9%）となっています。

3 明石市第3次地域福祉計画の成果と課題

明石市第3次地域福祉計画では、4つの施策を掲げ様々な事業に取り組み、地域福祉の推進に努めてきました。

施策1 地域福祉活動組織の支援と連携促進

- 中学校区ごとに生活支援コーディネーターを1名配置し、地域づくりの取組を通じて、地域との関わりを深めることができました。今後は、生活支援コーディネーターが地域づくりの取組を通じたネットワークをさらに構築するとともに、市民の困りごとや地域課題等をキャッチし、適切な支援につなげることができるよう、役割の整理や体制の強化が求められているところです。
- 令和元年度（2019年度）には、地域福祉の充実や障害者理解の促進を図ることを目的とした、総合福祉センター新館を新設し、誰もが自由に利用できる交流スペースを配置したほか、地域福祉の担い手となるボランティアへの活動支援等を行っているところです。
- 明石市社会福祉協議会、明石コミュニティ創造協会、市（市民協働推進室）等で、地域支援者連携会議を定例的に開催し、地域福祉施策とまちづくり施策の情報を共有し連携を図っているところです。引き続き、住民主体のまちづくりという共通目的の達成を目指し、地域福祉施策とまちづくり施策のあり方を再考し、地区社会福祉協議会と校区まちづくり組織の連携強化に向けた検討が求められるところです。

施策2 市社協と連携した地域福祉の担い手の養成

- 明石市社会福祉協議会のボランティアセンターでは、相談者・活動者に寄り添った相談体制を構築するとともに、地域とのつながりを意識し、関係性が継続するコーディネートに努めてきました。
- 民生委員・児童委員の活動については、特別定年制（定年延長）の導入や、毎年定数の見直しや区域の変更を可能とする制度を導入するなど、活動しやすい環境づくりに取り組んできました。
- 地域福祉の担い手については、高齢化の進展や活動に対する負担感から、新たな担い手が減少しており、引き続き課題として対応が求められるところです。一方、元気な高齢者については、ボランティア活動だけではなく、就労活動へとつなげる取組により、高齢者が生きがいや役割をもって、元気で安心して生活できる地域づくりを進めていく必要があります。

施策3 人のつながりに支えられた地域の安全・安心の充実

- 平成28年(2016年)3月に「明石市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例」が制定され、自治会・町内会への名簿の提供及び拡大に取り組んできました。また、令和元年度(2019年度)からは、名簿を取得する自治会・町内会と民生委員・児童委員等が連携し、福祉専門職の協力を得て、要配慮者一人ひとりに応じた個別支援計画の作成の促進に取り組みました。引き続き、個別支援計画の作成を促進し、避難訓練等を通じて、地域の自助・共助による要配慮者支援体制の推進が望まれるところです。
- 障害者の地域生活の支援においては、市民や民間事業者に対する障害者理解の取組や、合理的配慮の提供を支援する助成制度、あかしユニバーサルモニター制度の運用に取り組みました。
- 地域で見守り支える子どもや子育てにおいては、子育て世代包括支援センターや明石子どもセンターの設置を機に、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援に取り組んできました。一方、子育て支援に取り組むボランティア団体やスクールガードについては、高齢化等の理由から担い手、登録者が減少傾向にあり課題となっています。
- 地域ぐるみの生活困窮者支援においては、支援メニューの充実を図るとともに、生活困窮者が支援につながるよう、関係機関の連携支援体制の構築を図ったほか、市民に対し広く相談窓口の周知に努めました。引き続き、地域ぐるみの支援の充実を図るため、民生委員・児童委員等関係者への生活困窮者に対する理解をさらに深めるとともに、見守り方法の検討が求められるところです。

施策4 総合相談体制の整備や支援体制の充実

- 本市では、平成30年(2018年)4月より、高齢者や障害者、子ども等の生活上の困難を抱える状態にある市民に対して、関係機関・関係部署等と連携して、総合的な相談対応や支援調整を行う、地域総合支援センターを市内6か所に設置しました。地域の支援拠点として、また市民の身近な相談窓口としての機能を担っています。
- 住民主体のより身近な相談窓口として「地域支え合いの家」を市内3か所に設置しました。
- 明石市後見支援センターでは、市民後見人養成講座の実施や法人後見の受任や申し立ての支援等に取り組んでいます。
- 認知症支援の充実に関しては、明石市社会福祉協議会が実施する要援護者見守りSOSネットワーク事業の周知や協力、連携強化に努めるほか、認知症サポーター等の養成を図るなど、地域ぐるみの認知症施策の取組を進めてきました。引き続き、事業のさらなる周知・啓発が必要であり、認知症サポーターについても、量的な拡大が求められています。
- 複雑化・多様化する課題を抱えた市民に対する適切な支援が行えるよう、体制並びに機能の強化が求められています。また、関係機関との連携による、市全体での重層的な支援体制の構築が求められています。

第3章 めざす方向

1 基本理念

本市では、(仮称)あかしSDGs推進計画(明石市第6次長期総合計画)において、2030年のあるべき姿(目指す10年後のまちの姿)を、

「SDGs未来安心都市・明石 ~いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで~」と定め、将来にわたり誰もが安心して住みたい、住み続けたいと思うまちの実現を目指しています。

明石市第4次地域福祉計画は、(仮称)あかしSDGs推進計画(明石市第6次長期総合計画)が定めるまちづくりの方向性を踏まえ、以下の理念を設定し、地域共生社会の実現を目指していきます。

また、本計画においても第1次から第3次までの地域福祉計画で掲げてきた計画名称を継承します。

基本理念 「いつまでも すべてのひとに やさしい共生社会を みんなで」

計画名称 「共に生き、支え合いを育む“明石ほっとプラン”」

「いつまでも」

すべての人がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすことができ、社会的な孤立や疎外を感じることなく希望の持てる明るい未来につながるサステイナブル(持続可能)なまちづくりに取り組みます。

「すべてのひとに」

年齢・性別・国籍・障害などに関わらず、すべての人が安心を感じられるインクルーシブ(誰一人取り残さない)なまちづくりに取り組みます。

「やさしい共生社会を」

住み慣れた地域で自分らしくともに暮らしていけるよう、あらゆる世代の市民が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていくことのできる、共生社会の実現を目指します。

「みんなで」

市や明石市社会福祉協議会をはじめ、地域住民や地域組織、ボランティア団体、福祉事業者など、地域に存在する様々な人々や団体が“我が事”として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて“丸ごと”つながり、協働の取組によって地域福祉を推進していきます。

2 基本目標

基本理念「いつまでも すべてのひとに やさしい共生社会を みんなで」を実現していくために、以下の4つの基本目標を設定します。

基本目標1 助け合う・支え合う意識の向上 “「我が事」意識の醸成と支え合い活動の実践”

市民一人ひとりが、「我が事」として地域や福祉の課題に対する意識・関心を高めるとともに、意識・関心がある人を具体的な活動へと結びつけるよう、多様な場・機会の充実にに向けた支援に取り組みます。

また、元気な高齢者への地域福祉活動の啓発及び支援や、若年層に対する地域や福祉に親んでもらえるような環境づくりなどを推進することで、引き続き、多方面から担い手の発掘や育成を推進していくとともに、様々な地域福祉活動が継続的に実践できるよう環境整備に取り組みます。

【関連するSDGsのゴール】



基本目標2 多様な交流の場・居場所づくり “参加・交流により「つながり」を育む”

地域では、子どもから高齢者まで、様々な世代の人たちがともに暮らしており、少子高齢化や核家族化、未婚化、高齢者のみの世帯の増加など家族構造の多様化と、家族の支え合いの機能の低下やライフスタイルの変化などにより、人と人とのつながりや地域の支え合いが希薄化しています。

再び、このような人と人とのつながりや地域の支え合いに注目し、地域をともにつくっていくため、地域住民同士が参加・交流によりつながりを育むことができるよう、多様な交流の場・居場所づくりに取り組みます。

【関連するSDGsのゴール】



基本目標3 地域における見守りと相談・支援体制の充実

“「ワンストップ」「チーム」「アウトリーチ」で地域での安心した生活を実現する”

少子高齢化や人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化により、市民の抱える福祉ニーズが複雑化・多様化しており、従来の縦割り型の支援ではなく、多様なニーズをすくい取る全世代・全対象型の包括的な支援が求められています。

相談者の属性・世代・相談内容に関わらず、「ワンストップ」で受け止める相談窓口として地域総合支援センターのさらなる充実を図るほか、関係機関・支援者が、包括的な視点をもって「チーム」として連携・協力し、課題解決できる仕組みの構築に取り組みます。また、必要な支援が届いていない人に対しては、「アウトリーチ」により継続的な支援を届けるよう取り組むなど、重層的な支援体制を構築します。

【関連するSDGsのゴール】



基本目標4 地域共生社会に向けた包括的な支援の推進

“誰一人取り残さない共生社会の実現を目指す”

80代の高齢の親と就労していない独身の50代の子や障害を持つ子が同居している世帯が抱える地域課題である「8050問題」や、子育てと親の介護に同時に直面する「ダブルケア」、家族の介護や世話を子どもが担う「ヤングケアラー」など、複雑・複合的な課題や制度・分野の狭間のニーズを抱える地域住民への対応が求められています。

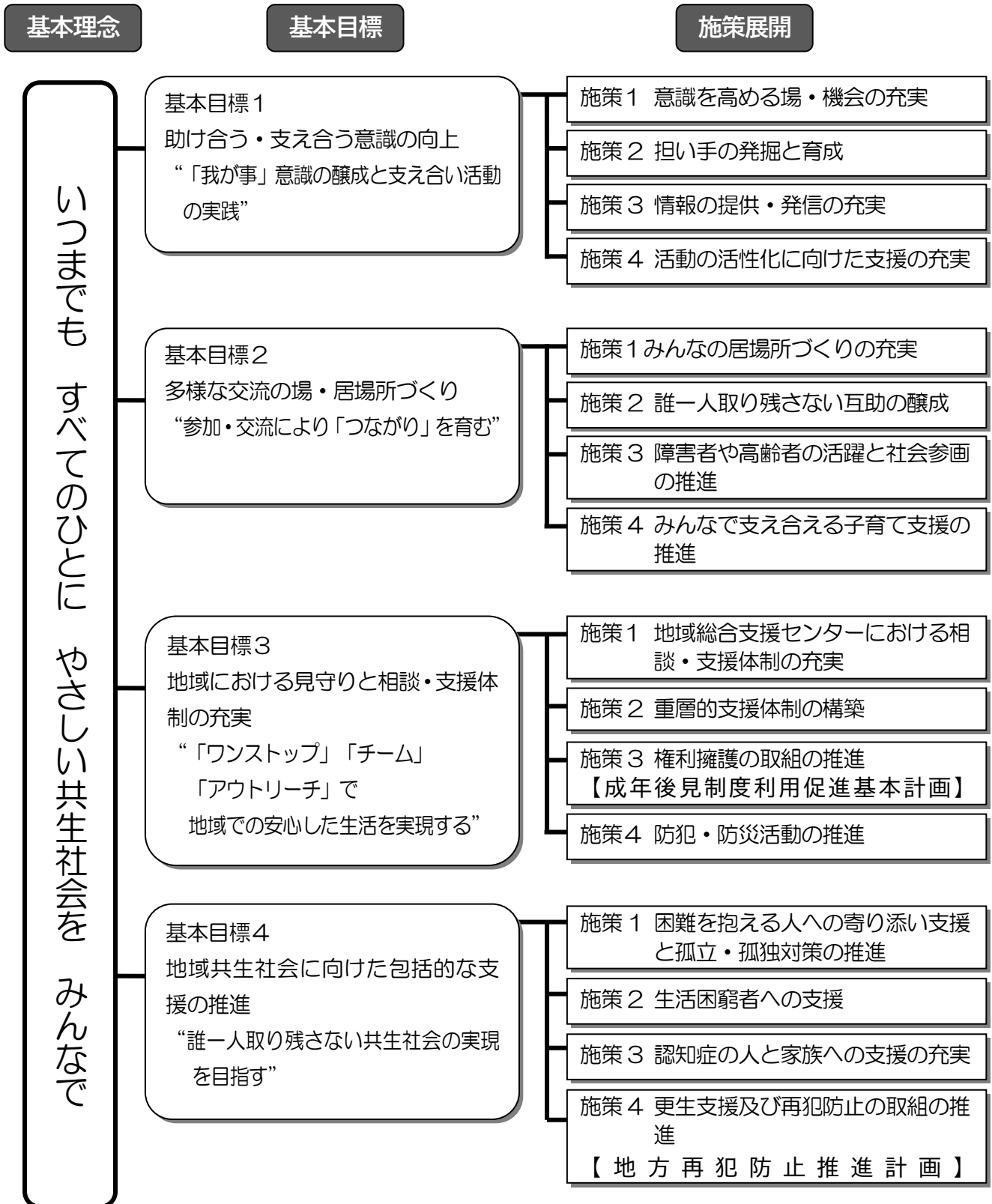
このように高齢者や障害者、子どもなどの支援を必要とする人が孤立することなく、いつまでも安心して住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、地域や関係機関とのネットワークを築きながら、分野横断的な支援体制や環境整備を推進していきます。

【関連するSDGsのゴール】



3 施策体系

基本理念の実現に向けて設定した4つの基本目標の達成に向けて、地域福祉を推進するための施策体系を以下に整理します。



4 圏域の考え方

地域福祉を推進する上での圏域は、住民に身近な圏域である自治会・町内会といった地域組織から、本市のまちづくり施策の圏域である小学校区、介護保険事業計画における日常生活圏域である中学校区、さらには、地域総合支援センター設置圏域や、明石市や明石市社会福祉協議会といった市全域まで様々にあり、地域の特性や活動状況、福祉課題の内容に応じて、それぞれの圏域内や圏域間での連携・ネットワークを活用し、重層的に課題解決に取り組みながら、地域福祉を推進していくことが必要となります。

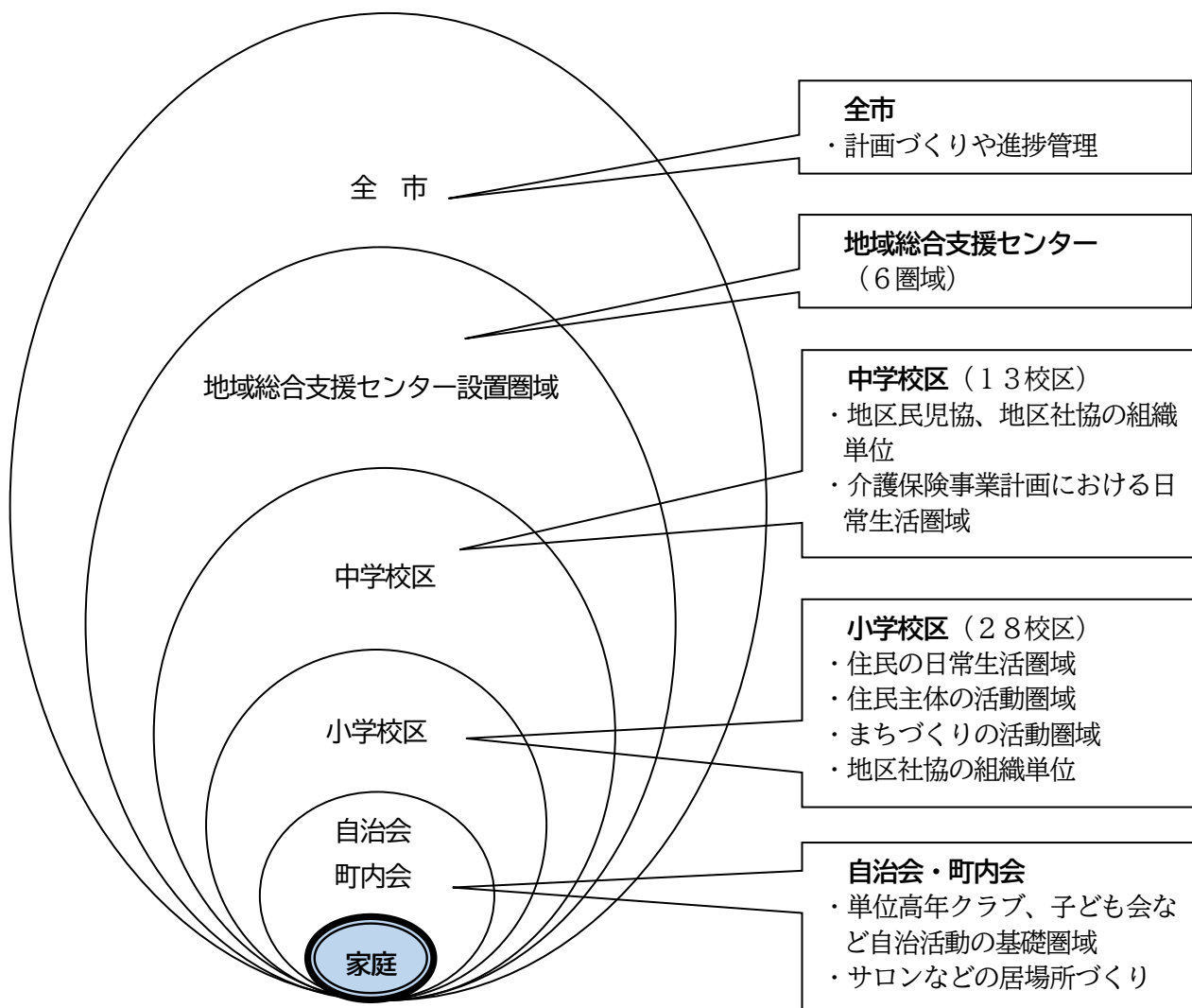


図 圏域の考え方 (計画策定時)

第4章 施策展開

基本目標1 助け合う・支え合う意識の向上

“我が事”意識の醸成と支え合い活動の実践”

施策1	意識を高める場・機会の充実
-----	---------------

市民一人ひとりが、自らが暮らす地域や福祉のことを知ることで、意識や関心を高め、「我が事」として地域や福祉の課題を捉えることができるような場・機会づくりに取り組みます。

主な取組の内容

施策の方向性	主な取組
①意識を高めるための場・機会に関する情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域で行うイベントや行事、多様な市民が参加・交流できる居場所、地域や福祉に関連する研修や講座の情報など、ホームページや広報紙、SNSなど多様なメディアを活用した情報提供を進めます。
②地域での多様なイベントの促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域や福祉のことに関心を持ってもらうためのイベント・行事の充実に努めるとともに、地域で行う防災・防犯や環境、スポーツ、文化・芸術などのイベント・行事を活用し、地域や福祉に対する意識や関心の向上につなげます。
③意識を高め合う場・機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者、障害者、子どもなど、対象者に捉われることなく多様な市民が参加・交流できる居場所づくりを進めます。 ● 生涯学習において、市民に学びの機会を提供し、学びを地域活動の場へと繋いでいきます。
④多世代での福祉学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 助け合う・支え合う意識の向上のため、市民団体やNPO等の活動、出前講座など、様々な場・機会を通じた福祉学習を展開します。 ● コミュニティ・スクールをとおして、大人も子どもも学校づくり・地域づくりを進めます。 ● 地域や学校と協力し、福祉学習への取組を進めます。また、明石市社会福祉協議会が運営するボランティアセンターを通じた福祉学習への取組も進めます。

施策2**担い手の発掘と育成**

地域福祉活動の担い手不足が課題となる中、新たな担い手の発掘や育成を推進し、様々な地域福祉活動を継続的に実践できるよう環境整備に取り組みます。

主な取組の内容

施策の方向性	主な取組
①若年層に対する人材育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 若年層に地域福祉に関心を持ってもらうことが重要な課題の一つであることから、教育段階から地域福祉に親しんでもらえるような環境づくりに取り組みます。 ● 高齢者、障害、子ども分野にも対応できる、総合的な福祉人材の育成や、市内の福祉施設や小・中学校と連携した地域ぐるみでの人材育成を目指すことを特色とした、市立明石商業高等学校福祉科の設置に向けた検討に取り組みます。
②地域福祉活動の担い手確保に向けての環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉活動団体が継続的な活動を実践できるよう、活動しやすい環境づくりに努めるとともに、各種研修等を積極的に行い、専門性の向上や人材の育成を図ります。 ● 地域福祉活動の重要な役割を担う民生委員・児童委員について、自治会・町内会やまちづくり組織をはじめ、地域総合支援センターや学校等の関係機関と連携しながら、担い手確保に努めます。
③元気な高齢者への地域福祉活動の啓発及び支援	<ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティ・センターや高齢者学習の場であるあかねカレッジにおいて、地域の特性を踏まえた社会貢献を支援する学習プログラムの充実を図るとともに、高齢者の多様な経験や知恵を活かし、ボランティア活動、地域交流や世代間交流、自治会・町内会活動など、地域づくりに活躍する人材の更なる育成に努めます。

施策3**情報の提供・発信の充実**

福祉に関する必要な情報を必要な時に正しく得ることができる環境づくりが求められています。

様々な状況の方に分かりやすく情報を提供・発信するように取り組むとともに、デジタル・ディバイド（情報格差）に配慮した取組を進めます。

主な取組の内容

施策の方向性	主な取組
①情報の提供・発信の充実	<ul style="list-style-type: none">● ホームページや広報紙、パンフレット等の作成にあたっては、受け手にとって、読みやすく、分かりやすい、中身の伝わる情報提供に努めます。● ツイッターやフェイスブック、スマートフォン向けアプリ等、様々な媒体を活用し、多様で効果的な情報提供に取り組みます。● 手話言語・障害者コミュニケーション条例の施行に伴い、広報あかし点字、音訳版や市政情報を手話動画で届ける「あかし手話チャンネル」を導入するなど、引き続き、障害者等に必要な情報を適切に提供・発信するよう環境整備に取り組みます。● 情報が届きにくい高齢者等には、民生委員・児童委員の見守り活動を通じて、福祉サービスに関する情報提供を行うなど、きめ細かい配慮に努めます。

施策4**活動の活性化に向けた支援の充実**

地域福祉の担い手として、様々な地域団体やボランティア団体が活躍していますが、既存の団体の活性化や新たな組織の育成のため、地域住民への情報発信や活動の発掘、地域づくりのコーディネートなど、多方面から地域福祉の活動支援に取り組みます。

主な取組の内容

施策の方向性	主な取組
①生活支援体制整備の推進	● 地域総合支援センターに生活支援コーディネーターを配置し、地域住民と協働しながら、地域の高齢者の支援ニーズと地域資源の状況を把握したうえで、それらの見える化や問題提起、地縁団体等多様な主体への協力依頼等の働きかけ、関係者のネットワーク化などを行うとともに、生活支援の担い手の養成や地域資源の開発など、日常生活上の支援体制の充実や高齢者の社会参加の推進に取り組みます。
②ボランティアの活動支援の充実	● 明石市社会福祉協議会が運営するボランティアセンターをボランティア活動支援の拠点とし、ボランティア活動に関する相談や情報発信、ボランティア養成講座の開催等、ボランティアの活動支援の充実を図ります。
③地域福祉活動の後方支援の充実	● 地域福祉を推進している様々な団体の活動に対して、補助金を交付し、財政的支援を実施します。 例) みんなの居場所づくり事業、みんな農園事業、シニア活動応援事業、市民活動サポート事業、認知症カフェ助成金、あかしこども応援助成金、こどもの居場所づくり事業助成金、ひきこもり居場所支援事業 など

基本目標2 多様な交流の場・居場所づくり
 “参加・交流により「つながり」を育む”

施策1	みんなの居場所づくりの充実
-----	---------------

すべての市民が、互いに交流し、支え合い、誰もが住みよい地域づくりを行う地域共生社会の実現に向け、居場所づくりや交流促進等の充実を図ります。

主な取組の内容

施策の方向性	主な取組
①みんなの居場所づくりの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民に身近な圏域において、住民同士の助け合い活動を支援し、住民主体の地域づくりを推進するとともに、地域総合支援センターの地域拠点である「地域支え合いの家」を設置し、支援を必要とする人の相談を受ける窓口となり、子どもから高齢者まで地域住民の誰もが気軽にいつでも寄り合える居場所づくりを行います。 ● 高齢者や障害者、子ども、認知症の人等を含めたすべての市民が、互いに交流し、支え合い、誰もが住みよい地域づくりを行う地域共生社会の実現に向け、居場所づくりや交流促進等を目的とした、みんなの居場所づくりプロジェクト（「みんな食堂事業」「地域のつどい場事業」「地域支え合い活動事業」「みんな農園事業」）を推進します。 ● あかし版こども食堂については、全28小学校区に開設されたこども食堂が、地域みんなで応援する子どもの居場所として、また、気づきの地域拠点としても適切に機能するよう、運営団体に対し支援を行うとともに、子どもだけでなく高齢者や障害者など、地域の誰もが交流できるような事業を展開していきます。 ● 高齢者ふれあいの里については、高齢者の介護予防の拠点としての役割に加え、自治会・町内会やボランティア団体の活動の場として、また親子の集いの場としてなど、多世代が利用できる地域の共生型施設へ転換を図ります。

施策2**誰一人取り残さない互助の醸成**

誰一人取り残さない地域を目指すには、普段から地域の中で顔の見える関係を築くような取組が重要となります。見守り活動や災害等の緊急時において、地域住民同士が助け合い、支え合える関係づくりの構築に向け、互助の強化に取り組めます。

主な取組の内容

施策の方向性	主な取組
①地域住民のつながりの強化	<ul style="list-style-type: none">● 自治会・町内会、高年クラブなどの地域団体への加入率が低下していることが近隣住民との関係が希薄化している原因の一つであることと捉え、地域団体への加入促進に向けた取組を推進します。● 明石市社会福祉協議会、明石コミュニティ創造協会、市等で構成する地域支援者連携会議において、地域福祉施策とまちづくり施策との連携強化を図り、住民主体のまちづくりという共通目的の達成を目指します。

施策3**障害者や高齢者の活躍と社会参画の推進**

障害者の地域における社会参加及び理解促進のため、文化芸術の創造や発表、スポーツ等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図る取組を推進します。

高齢者がいつまでも健やかで自立した生活を送れるよう、多様な生きがいつくりのための施策や事業を推進するとともに、地域社会の一員としてつながりを持ち、経験や知識を活かしながら、地域活動の担い手としていきいきと活躍できるよう、社会参画のための機会づくりに努めます。

主な取組の内容

施策の方向性	主な取組
①生きがいつくりや社会参画推進のための情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者や高齢者が関心を持っているニーズに関連する施策や事業につなげていくため、そのニーズの把握と、障害者や高齢者の関連機関が実施している事業などの情報収集及び情報提供に努めます。
②生きがいつくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者が作品を発表する機会を確保し、創作活動を支援するとともに、障害者スポーツの普及に取り組みます。 ● 障害者の社会参加の支援を図ることを目的とした障害者優待乗車券の交付を実施し、障害者の生きがいつくりを促進します。 ● 高齢者の交流や健康保持、外出促進、社会参加の支援を図ることを目的とした敬老優待乗車券の交付や高齢者パスポート事業などの事業を実施し、高齢者の生きがいつくりを促進します。
③就労支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者が希望や能力に応じた就労ができるよう、就労支援を充実させ一般就労への移行を目指します。 ● 就労を通じ高齢者の活躍できる機会を増やすことが高齢者の社会参加の促進となることから、シルバー人材センターに対する支援を継続していきます。

施策4 みんなで支え合える子育て支援の推進

「すべての子どもと子育て家庭」への支援を実現するため、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために、身近な地域で子どもや子育てを見守り、支え合うことができるような仕組みづくりに取り組みます。

さらに、障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族に対する、育児や生活に関する相談・情報の提供など総合的な支援に努めます。

主な取組の内容

施策の方向性	主な取組
①子ども家庭支援・社会的養育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 明石こどもセンター（児童相談所）を子どもの総合支援の核となる拠点施設として、総合的・専門的に子ども支援に取り組みます。また、虐待を受けているおそれがあるなど支援を必要とする子どもの早期発見、早期対応により、子どもの安全を確保するとともに、その後の地域における育ちの支援まで、関係機関と連携しながら総合的で一貫した支援を行っていきます。 ● あかし里親100%プロジェクトとして、さまざまな事情で自分の家庭で暮らすことができない子どもが家庭と同様の環境で育つことができるよう、「全小学校区での里親登録」と「里親を必要とする乳幼児の里親委託率100%」を目標に掲げ、里親を増やす取組を推進します。 ● 明石市児童健全育成システム「こどもすこやかネット」において、市の学校園及び保健・福祉部門、保育所、警察、医療機関、民生委員・児童委員など、あらゆる関係機関と連携を図りながら、支援が必要な子どもの早期発見、早期対応はもとより、地域における支援まで、総合的で一貫したサポートを行います。 ● （再掲）あかし版こども食堂については、全28小学校区に開設されたこども食堂が、地域みんなで応援する子どもの居場所として、また、気づきの地域拠点としても適切に機能するよう、運営団体に対し支援を行

	<p>うとともに、子どもだけでなく高齢者や障害者など、地域の誰もが交流できるような事業を展開していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の親子が集い、遊びや体験学習などを通じて地域でつながりながら子どもの育成を図る、「こども夢文庫」「子育て学習室」を継続実施していきます。
<p>②寄り添う支援の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育ての援助活動を行うファミリーサポートセンター事業を通じて、育児と仕事の両立支援を推進するとともに、地域における子育て力の一層の向上を図るため、幅広い層へ事業を周知し、会員増と活動件数の増加に取り組みます。 ● 子どもを一時的に養育保護するショートステイ事業の一層の周知を図るとともに、利用者のニーズに対し、より細かな対応ができるよう継続実施していきます。 ● 離婚時の養育費・面会交流の取り決めに係る支援や養育費取決めサポート事業など、離婚前後の養育支援により、子どもが受ける不利益の軽減に取り組みます。 ● 戸籍のない人に対して、本来受けることができる行政サービスを提供し、戸籍を作成する手続を支援するため、「無戸籍者のための相談窓口」及び「無戸籍24時間相談ダイヤル」を開設するとともに、戸籍を作るために必要な裁判所への申立費用を補助します。また、無戸籍状態になるリスクを早期に把握し、早期に解決するよう取り組みます。

基本目標3 地域における見守りと相談・支援体制の充実

“「ワンストップ」「チーム」「アウトリーチ」で地域での安心した生活を実現する”

施策1	地域総合支援センターにおける相談・支援体制の充実
------------	---------------------------------

高齢者や障害者、子どもなどの支援を必要とする人が、地域において生きがいや役割をもち、互いに助け合いながらいきいきと暮らすことのできる地域共生社会の実現に向け、市内6か所に設置された地域総合支援センターを核とした支援体制の充実を図ります。

また、「福祉まるごと相談窓口」として、属性・世代・相談内容を問わず断らない、分野横断的な相談支援を行うとともに、地域における様々な関係者や関係機関との連携に努め、地域総合支援センターを拠点としたアウトリーチ等を通じた継続的な支援を行います。

主な取組の内容

施策の方向性	主な取組
①支援体制の確保	● 保健師・看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員の増員を図るとともに、これら3職種以外の専門職や事務職を含めた配置を検討し、相談支援業務をはじめとした様々な業務を適切に行える体制の確保に努めます。
②属性を問わず断らない相談・支援体制の整備	● 「福祉まるごと相談窓口」として、属性・世代・相談内容を問わず断らない、分野横断的な相談支援を行うため、明石市基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センターや明石市後見支援センター等との連携を強化し、更生支援も含めた一体的な支援を行います。
③アウトリーチを通じた継続的な支援の強化	● 民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会、地域ボランティア団体等との連携に努め、市内6か所に設置された地域総合支援センターを拠点としたアウトリーチ等を通じた継続的な支援を行います。

施策2

重層的支援体制の構築

令和3年(2021年)4月、市町村に対して包括的な支援体制の整備を努力義務化し、重層的な支援体制整備事業を新たに創設すること等を定めた改正社会福祉法が施行されました。

重層的支援体制整備事業とは、市町村において、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、個人や世帯が抱える複雑化・複合化した地域生活課題に対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援、を実施する事業です。

高齢者や障害者、子ども、生活困窮者等の相談支援にかかる事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、包括的相談支援に取り組むとともに、複合的な課題を抱える相談者に対しては、多機関協働によるチームでの支援を実施します。また、必要な支援が届いていない相談者にはアウトリーチ等を通じた継続的支援を実施します。

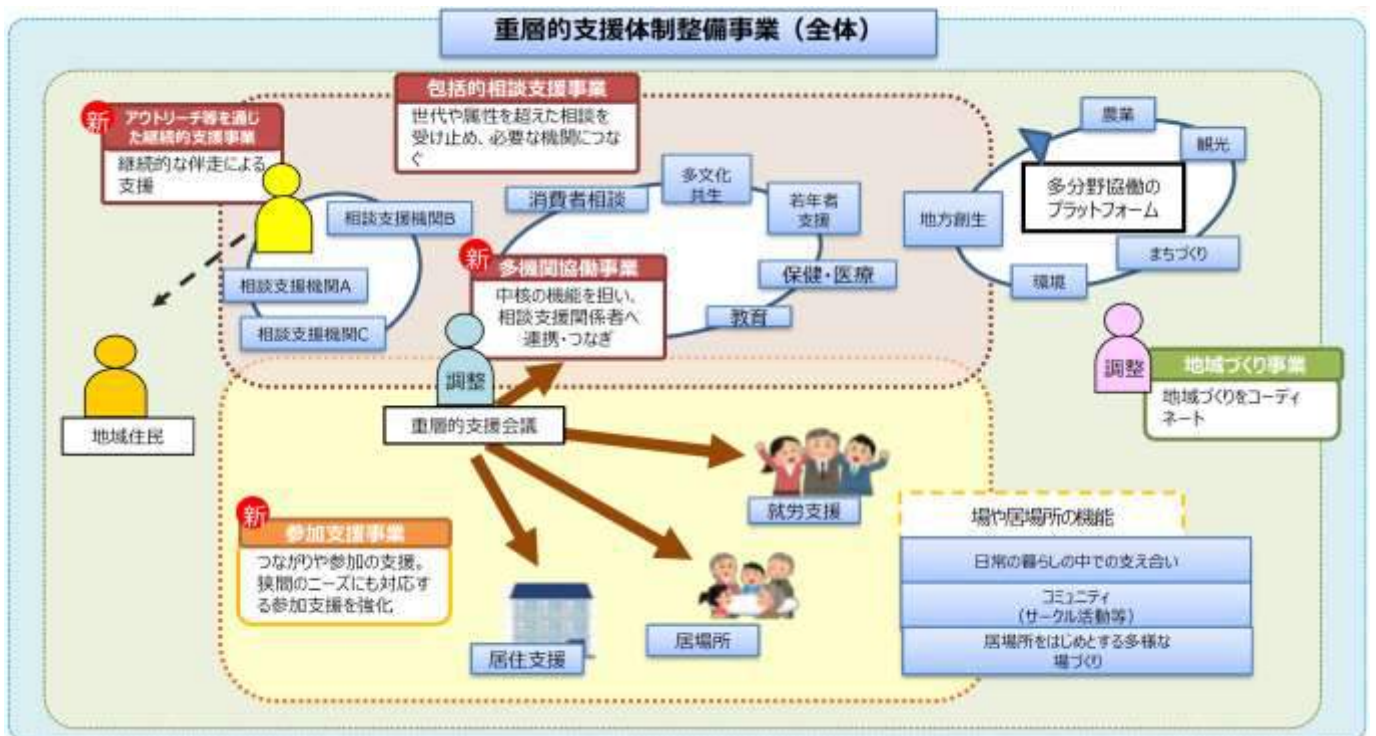
複雑・複合的な課題や制度・分野の狭間の課題を抱えた市民に対し、適切な支援を行えるよう、関係機関と連携し、重層的支援体制の構築を進めます。

主な取組の内容

施策の方向性	主な取組
①重層的支援体制の構築 (重層的支援体制整備事業)	<ul style="list-style-type: none">● 市内6か所に設置された地域総合支援センターをはじめとする各相談支援機関等と連携しながら、複雑・複合的な課題や狭間のニーズを抱える相談者等の支援を行うとともに、地域で支え合える体制の構築に向けた取組を進めます。● 高齢者や障害者、子どもに関する福祉、医療、教育など、全庁的な取組が必要なことから、庁内関係部署の横断的な連携の強化を図ります。● 相談支援に携わる者の対応スキルの向上などに努めます。

重層的支援体制整備事業について（イメージ）

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等**を通じた**継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



出典：厚生労働省ホームページ掲載資料より

施策3

権利擁護の取組の推進

【成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画】

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等で判断能力が十分でない人、支援や援護を必要とする人が、住み慣れた地域で安全に安心して生活をするために、本人主体の観点から成年後見制度の利用支援等の権利擁護支援を行い、総合的かつ積極的な権利擁護の推進を図ります。

主な取組の内容

施策の方向性	主な取組
①中核機関の機能の整備・運営	<ul style="list-style-type: none"> ● 明石市社会福祉協議会に後見支援センター業務を委託し、中核機関として位置付けるとともに、成年後見制度や権利擁護事業の普及啓発を行う「広報機能」、社会福祉士等の福祉専門職及び弁護士職員を配置し、積極的なアウトリーチにより包括的な支援を実施する「相談機能」、専門職バンクの設置や市民後見人の養成・活動支援を行う「成年後見制度の利用促進機能」、市民後見人や親族後見人に対する後見監督や相談対応などの支援を行う「後見人の支援機能」の充実を図ります。
②地域連携ネットワークの整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 権利擁護支援の地域連携ネットワークの3つの役割の効果的な実現に向け、以下の取組を進めます。 <ul style="list-style-type: none"> ①権利擁護支援の必要な人の発見・支援 明石市基幹相談支援センター、地域総合支援センター等の関係機関と連携を図りながら早期発見・早期対応の支援を行います。 ②早期の段階からの相談・対応体制の整備 電話や来所相談以外に、積極的なアウトリーチによる相談・対応を行い、早期の段階から相談・対応が図れる支援体制を整備します。 ③意思決定、身上保護を重視した後見活動支援体制の構築 本人面談による判断能力程度や成年後見制度利用の意向、本人の望む生活を確認し、それらに基づく意思決定を重視した支援を行います。

<p>③チーム支援の仕組みの整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 明石市後見支援センターが設置する運営委員会等を活用し、福祉・法律職等の連携によるチーム支援の仕組みを整備します。 ● 明石市後見支援センターが、相談から申立、受任調整など、本人を中心とするチームを形成し、後見人等の候補者や関係機関等と連携を図りながら後方支援を行い、見守り支援体制の整備に努めます。
<p>④成年後見制度の利用の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 成年後見制度を利用することにより、より安全な日常生活を営むことができるよう支援するため、市長による審判請求並びに後見人等の報酬に対する助成を行います。

施策4**防犯・防災活動の推進**

近年、大規模な地震や風水害が頻発する中、災害時の要配慮者などに対する支援体制が大きな課題となっています。災害時の見守り支援体制などにおいて普段から地域の中で顔の見える関係づくりに努めるとともに、市民と市が強固に連携した体制づくりに努め、安全・安心のまちづくりを進めていきます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を見据え、感染から市民を守るまちづくりを進めていきます。

主な取組の内容

施策の方向性	主な取組
①防犯活動の推進	● 市民、警察、防犯協会、地域の団体と連携しながら、出前講座の実施や、イベント・広報チラシ等による啓発活動を通じて、地域防犯力の強化に取り組めます。
②防災活動の推進	● 自治会・町内会等への避難行動要支援者名簿の提供及び活用の拡大を図るとともに、各要配慮者に応じた個別支援計画の作成促進や福祉避難所の充実を図り、災害時においても要配慮者の安全を確保できる体制づくりに取り組めます。
③感染症に対する体制整備の推進	● 新型コロナウイルス感染症をはじめとした様々な感染症の発生時において、高齢者や障害者をはじめとした市民の健康や生活を維持するため、市、市民、事業者などの連携した対応による、非常時における体制を構築するなど、柔軟かつ速やかに対応できるよう取り組めます。

基本目標4 地域共生社会に向けた包括的な支援の推進
 “誰一人取り残さない共生社会の実現を目指す”

施策1	困難を抱える人への寄り添い支援と孤立・孤独対策の推進
-----	----------------------------

単身の高齢者世帯の増加に加えて、80代の高齢の親と就労していない独身の50代の子や障害を持つ子が同居している世帯が抱える地域課題である「8050問題」や、就職氷河期世代のひきこもり、家族の介護や世話を子どもが担う「ヤングケアラー」、様々な社会的要因による自殺、高齢者や障害者、子どもに対する虐待など、新たな課題に対応するため、困難を抱える人への寄り添い支援と孤立・孤独対策の取組を推進します。

主な取組の内容

施策の方向性	主な取組
①自殺対策の推進	● 全庁的な推進体制のもと関係機関と連携し、(1)各相談機関との連携を強化し、総合的な支援を実施、(2)自殺のハイリスク要因を抱える人への支援の強化、(3)地域住民のゲートキーパー機能を高める等地域づくりの推進、(4)遺族等遺された人への支援、以上4つの柱により自殺対策の取組を推進します。
②ひきこもり相談支援の推進	● ひきこもりが長期化し、ひきこもり当事者もその親も高齢化して働けなくなり困窮するなど、「8050問題」をはじめとしたひきこもり状態にある方とその家族が、内包している障害の有無に関わらず、社会で孤立することなく、安心して生活できるよう、ひきこもり専門相談、家族支援の強化、関係機関のネットワーク支援体制の整備、出前講座・研修、安心できる居場所づくり（補助金事業）を実施します。
③ヤングケアラーの支援	● ヤングケアラーについての社会の理解を深め、ヤングケアラーの早期発見・支援に向けた啓発活動を行うとともに、庁内関係部署や関係機関等が連携した支援体制を整備し、ヤングケアラー及びその家族に対して適切な支援が実施されるよう取り組みます。
④虐待防止及び早期発見・早期対応	● 地域総合支援センターをはじめ、関係団体や地域の介護保険サービス事業者等からなる高齢者虐待防止ネットワークを形成し、連携することにより、高齢者虐

	<p>待の防止及び早期発見を図り、円滑な養護者の支援につなげます。高齢者虐待が疑われる際に、早期に相談・通報してもらえよう、市民の関心を高めるため、高齢者虐待防止の啓発や相談窓口等の周知を図るとともに、関係機関に対する意識啓発を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 明石市基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センターを拠点とし、障害者虐待防止に取り組むとともに、差別解消に向けた障害者理解の取組を推進します。 ● 明石こどもセンター（児童相談所）を子どもの総合支援の核となる拠点施設として、虐待を受けているおそれがあるなど支援を必要とする子どもの早期発見、早期対応により、子どもの安全を確保するとともに、その後の地域における育ちの支援まで、関係機関と連携しながら総合的で一貫した支援を実施します。
--	--

施策2**生活困窮者への支援**

生活困窮者の自立に向けて、必須事業である自立相談支援事業及び住居確保給付金の支給に加え、任意事業である家計改善支援事業、学習・生活支援事業、一時生活支援事業、就労準備支援事業を一体的に実施します。

また、生活困窮者の早期把握や見守り体制の充実を図るため、関係機関とのネットワークを構築し、地域ぐるみの生活困窮者支援に取り組みます。

主な取組の内容

施策の方向性	主な取組
①生活困窮者自立支援法に基づく支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活困窮者の自立に向けて、必須事業である自立相談支援事業及び住居確保給付金の支給に加え、任意事業である家計改善支援事業、学習・生活支援事業、一時生活支援事業、就労準備支援事業を一体的に実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ・自立相談支援事業 ・住居確保給付金事業 ・家計改善支援事業 ・学習・生活支援事業 ・一時生活支援事業 ・就労準備支援事業
②地域ぐるみの生活困窮者支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域ぐるみの生活困窮者支援の充実を図るため、引き続き、支援メニューの充実や関係機関との連携支援体制の構築、相談窓口の周知に取り組むとともに、新たな地域の社会資源の創出や市民の理解を深めるための機会づくり、見守り体制の充実などに取り組みます。 ● こども食堂など、地域で活動するさまざまな団体と連携し、生活困窮者などの課題を抱える世帯の早期把握に努め、適切な支援を行える地域づくりを推進します。

施策3

認知症の人と家族への支援の充実

団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）、さらに団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据え、認知症の人の意思が尊重され、認知症の人やその家族が、安心して自分らしく暮らし続けていける共生社会「認知症にやさしいまち明石」を目指して施策を総合的に推進します。

また、令和2年（2020年）10月より「認知症あんしんプロジェクト」を発足し、「本人の尊厳確保」「家族負担の軽減」「地域の理解促進」を基本方針として、認知症施策のさらなる取組を推進しているところです。さらに、認知症施策の指針となる「（仮称）明石市認知症あんしんまちづくり条例」を制定し、市や市民、関係機関等が一体となって、柔軟かつ迅速な施策の展開を推進します。

主な取組の内容

施策の方向性	主な取組
①認知症の理解啓発・地域支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none">● 認知症は誰もがなり得ることから、認知症の人が地域のより良い環境で自分らしく暮らし続けるために、認知症への社会の理解を深め、認知症の人をやさしく見守り、同じ社会の一員としてあたたかく受け入れられる地域共生社会づくりを推進し、認知症の人の生きづらさや障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組を進めます。● 行政だけでなくまちぐるみで認知症の人や家族を支援するため、地域住民による見守り支援や声かけをはじめ、民間企業等が協働、協力して、重層的に見守る体制づくりを促進します。<ul style="list-style-type: none">・オレンジサポーター制度の拡充・キャラバン・メイトの養成・要援護者見守りSOSネットワーク事業との連携・高齢者見守りネットワークの充実 など

<p>②早期の気づき・早期支援の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● いち早く認知症に気づき、状況に応じた適切な医療や介護保険サービスにつなげていけるよう、医療機関と介護保険サービス事業所、地域総合支援センターなどが連携し、必要な時に必要な支援を受けることができる支援体制づくりを推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・相談体制の充実 ・認知症チェックシートの活用 など
<p>③権利擁護・在宅生活の支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症による記憶力や判断力の低下等の症状から、権利侵害を受けることがないよう、認知症の人の尊厳が守られ、地域全体でやさしく見守られながら自分らしく暮らせるまちづくりを推進するため、認知症の人の安全対策や生活支援の充実を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度利用支援事業 ● 在宅で介護をしている家族介護者の精神的・身体的・経済的負担軽減を図り、重症化を防ぎ、住み慣れた地域でできる限り在宅生活を継続できるよう取組を進めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・認知症カフェや居場所の推進 ・あかしオレンジ手帳の発行・活用 など
<p>④若年性認知症支援の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 若年性認知症とは 65 歳未満で発症する認知症であり、仕事、家庭、子育てのキーパーソンとなる世代に起こることが多いことから、本人や家族の生活全体に及ぼす影響が大きく、事例に応じて多様な支援が必要となることから、正しい理解の普及啓発や、相談支援体制の推進を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・若年性認知症の周知・啓発 ・若年性認知症の支援体制の整備 など
<p>⑤介護保険サービスの充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢化の進展に伴い増加が見込まれる認知症の人が、それぞれの状況に応じた適切な介護保険サービスを受けられ、可能な限り住み慣れた地域で生活を続けていくことができるよう介護施設等の整備や介護人材確保、介護従事者の認知症対応力向上に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・グループホーム等の整備

施策4**更生支援及び再犯防止の取組の推進
【地方再犯防止推進計画】**

平成28年(2016年)12月に制定された再犯の防止等の推進に関する法律の趣旨等を踏まえ、関係機関等の協力や市民の理解のもと、より安定的・継続的に更生支援の取組を推進するため、平成30年(2018年)12月に明石市更生支援及び再犯防止等に関する条例(平成31年(2019年)4月施行)を制定しました。

生活のしづらさを抱え、支援を必要とする罪に問われた人等の円滑な社会復帰を支援して共生のまちづくり(やさしいまち・明石)を推進し、また、市民が犯罪による被害を受けることなく、すべての市民が安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とした更生支援の取組を推進します。

主な取組の内容

施策の方向性	主な取組
①円滑な社会復帰を促進して共生のまちづくりを推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 罪に問われた人等が社会復帰する際に、途切れることなく円滑に支援につなげていくため、刑事司法関係機関をはじめ、地域の医療・福祉・まちづくり等に関わる機関・団体が連携し、情報共有を行うことを目的とした更生支援ネットワーク会議を開催します。 ● 刑事司法関係機関等からの相談に対し、支援対象者と面談する等して情報を収集し、円滑に社会復帰していくために必要な福祉サービス等の支援を調整します。 ● 支援対象者の個々の事情等に応じ、個々の特性を十分に踏まえた支援を行います。
②再犯を防止して安全・安心なまちづくりを推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関と連携しながら、また、障害者や生活困窮者に対する就労支援の取組も勘案しながら、就労の相談・助言等の必要な支援を行います。 ● 生活拠点の確保が困難であることにより更生支援が妨げられるおそれがある場合、住居の確保等の支援を行います。 ● 保護司や更生保護女性会などに補助金を交付するなど、更生保護活動を支援します。 ● 「社会を明るくする運動強調月間」において広報や啓発活動を行うことによって、市民等の更生支援に関する理解を深めます。

第5章 重点的な取組

計画に位置付けた多岐にわたる各種施策の中で、基本目標ごとに特に優先的に取り組む重点施策を設定します。

また、重点施策の達成状況を把握するために目標指標を設定します。

基本目標1 助け合う・支え合う意識の向上

“「我が事」意識の醸成と支え合い活動の実践”

重点施策 担い手の発掘と育成

地域では、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、ボランティア団体、自治会・町内会、校区まちづくり組織など市民や様々な団体がそれぞれの立場で役割分担し、地域福祉を推進する活動に取り組んでいます。様々な地域福祉活動を継続的に実践できるよう、若い世代の参加促進や担い手の確保に向けた環境整備を推進します。

【目標指標】

指標	現状値	目標値
民生委員・児童委員の定員充足率	98.1% (2020年度末現在)	100% (2025年度末現在)
この1年間程度の間、地域のまちづくり活動(自治会活動やボランティア活動など)に参加した人の割合(まちづくり市民意識調査)	32.0% (2019年度)	40.0% (2025年度)

基本目標2 多様な交流の場・居場所づくり

“参加・交流により「つながり」を育む”

重点施策 みんなの居場所づくりの充実

住民に身近な圏域において、互いに交流し、支え合い、誰もが住みよい地域づくりを行う地域共生社会の実現に向け、居場所づくりや交流促進等の充実を図ります。

【目標指標】

指標	現状値	目標値
居場所づくり事業実施団体 ※地域支え合いの家、みんなの居場所づくり事業、シニア活動応援事業、サロン活動助成金	163団体 (2020年度)	180団体 (2025年度)
こども食堂実施回数	541回 (2019年度)	800回 (2025年度)

基本目標3 地域における見守りと相談・支援体制の充実

“ワンストップ」「チーム」「アウトリーチ」で地域での安心した生活を実現する”

重点施策 地域総合支援センターにおける相談・支援体制の充実

「福祉まるごと相談窓口」として、属性・世代・相談内容を問わず断らない、分野横断的な相談支援を行うとともに、地域における様々な関係者や関係機関との連携を図り、地域総合支援センターを拠点とした継続的な支援に取り組みます。

【目標指標】

指標	現状値	目標値
地域総合支援センター相談件数	31,694 件 (2019 年度)	37,000 件 (2025 年度)
明石市基幹相談支援センター・明石市障害者虐待防止センター相談件数	9,427 件 (2020 年度)	9,800 件 (2025 年度)
明石市後見支援センター相談件数	7,006 件 (2020 年度)	7,500 件 (2025 年度)

基本目標4 地域共生社会に向けた包括的な支援の推進

“誰一人取り残さない共生社会の実現を目指す”

重点施策 認知症の人と家族への支援の充実

団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）、さらに団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据え、認知症の人の意思が尊重され、認知症の人やその家族が、安心して自分らしく暮らし続けていける共生社会「認知症にやさしいまち明石」を目指して、市や市民、関係機関等が一体となって、総合的な施策の推進に取り組みます。

【目標指標】

指標	現状値	目標値
オレンジサポーター養成者数	13,428 人 (2020 年度末現在)	30,000 人 (2025 年度末現在)
認知症カフェ等設置数	7 か所 (2020 年度末現在)	28 か所 (2025 年度末現在)

第6章 取組を持続・発展させる仕組みづくり

1 推進体制の構築

地域福祉課題は、高齢者や障害者、子どもに関する福祉、医療、教育、防災など、広範囲に及びます。そのため、関連する施策や計画との連動が不可欠であり、庁内関係部署の横断的な連携の強化を図るとともに、地域福祉活動の推進団体である明石市社会福祉協議会と地域福祉に関する課題を共有し、連携を一層深め、本計画の推進に取り組んでいきます。

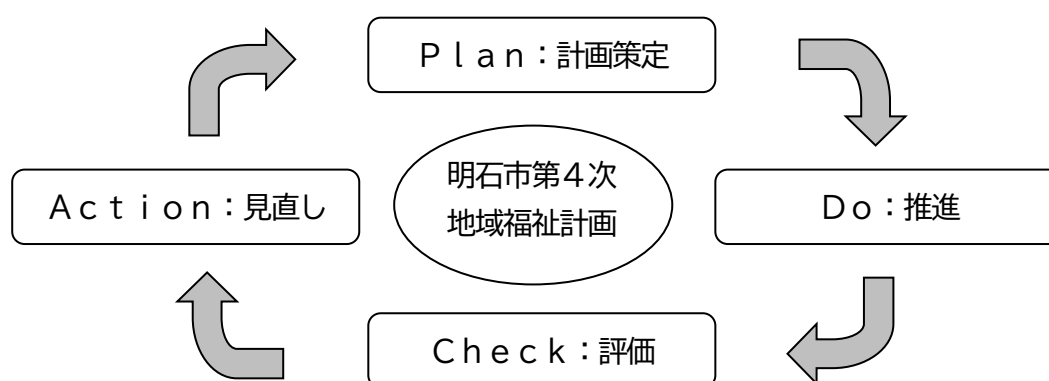
また、行政や明石市社会福祉協議会をはじめ、地域住民や地域組織、福祉事業者など、様々な地域福祉活動の担い手同士が役割を分担し、連携を図りながら、それぞれの協働によって、本計画における事業や取組を推進していきます。

2 計画の進捗状況に係る評価と見直し

本計画の進捗管理については、本市の社会福祉に関する事項を調査審議する場である明石市社会福祉審議会に進捗状況の報告を行い、評価や意見をいただきながら取組を進めることとします。

また、庁内関係部署や明石市社会福祉協議会等の関係機関との協議により、問題点や課題を把握し、検証・評価を行うとともに、社会情勢や制度の改正などに柔軟に対応するため、必要に応じて、見直しを加えるなど「PDCAサイクル」を活用しながら、推進していきます。

PDCAサイクルによる計画の推進



参考資料

1 計画策定の体制と経過

(1) 関連策定体制

① 明石市社会福祉審議会条例

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項及び第3項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、明石市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(調査審議事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 社会福祉に関する事項
- (2) 児童福祉に関する事項
- (3) 精神障害者福祉に関する事項
- (4) 子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務に関する事項
- (5) 幼保連携型認定こども園の設置等の認可、事業の停止又は施設の閉鎖の命令及び認可の取消しに関する事項
- (6) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定の取消しに関する事項

(組織)

第3条 審議会は、委員40人以内をもって組織する。

2 委員及び臨時委員（法第9条に規定する臨時委員をいう。以下同じ。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 社会福祉事業に従事する者
- (2) 学識経験のある者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、臨時委員の任期は、当該臨時委員に係る特別の事項の調査審議が終了するときまでとする。

(委員長の職務の代理)

第5条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が選出されていないときは、市長が招集する。

2 委員長は、委員及び臨時委員の4分の1以上の者が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門分科会)

第7条 審議会は、法第12条第2項の規定により読み替えて適用される法第11条第1項に定めるもののほか、同条第2項の規定に基づき、高齢者の福祉に関する事項を調査審議するため、高齢者福祉専門分科会を置く。

2 法第11条第1項に規定する身体障害者福祉専門分科会は、身体障害者の福祉に関する事項に加え、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議する。

3 法第12条第2項の規定により読み替えて適用される法第11条第1項に規定する児童福祉専門分科会は、児童福祉に関する事項に加え、第2条第4号から第6号までに掲げる事項を調査審議する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月26日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

② 明石市社会福祉審議会 委員名簿

2022年(令和4年)2月7日現在

No.	団体名等	役職名等	委員氏名	備考
1	神戸学院大学総合リハビリテーション学部	教授	阪田 憲二郎	委員長
2	甲南女子大学人間科学部総合子ども学科	教授	伊藤 篤	委員長職務 代理者
3	明石市連合まちづくり協議会	副会長	吉川 正博	
4	明石市民生児童委員協議会	会長	筒井 眞澄	
5		主任児童委員部会長	瓜生 八代子	
6	明石市高年クラブ連合会	会長	河村 春喜	
7	明石障がい者地域生活ケアネットワーク	理事長	四方 成之	
8	明石市社会福祉法人連絡協議会	会長	金尾 良信	
9	明石市保健福祉施設協会	副会長	横山 光昭	
10	明石市医師会	消化器内科医	吉田 俊一	
11	明石市歯科医師会	理事	三木 直樹	
12	兵庫県精神保健福祉士協会	理事	佃 正信	
13	明石市ボランティア連絡会	会長	坂口 逸子	
14	西明石サポーターリングファミリー	代表	松本 茂子	
15	明石市立小・養護学校長会	高丘東小学校長	石崎 寛志	
16	明石市立中学校長会	野々池中学校長	安保 泰博	
17	明石市立幼稚園長会	魚住幼稚園長	深津 久美子	
18	明石市立保育所長会	明南保育所長	今川 正子	
19	関西福祉大学	名誉教授	佐伯 文昭	
20	兵庫県社会福祉事業団	監事	竹内 良二	
21	西神戸トラウマカウンセリングルーム	理事長	大上 律子	
22	精神科医	精神科医	藤林 武史	
23	浜田法律事務所	弁護士	前田 麻衣	
24	明石市社会福祉協議会	副理事長	山下 孝光	
25		地域支援課長	藤原 卓也	
26	あかしこども財団	常務理事	小川 悦司	
27	あかし保健所	所長	濱田 昌範	

(2) 計画策定の経過

日・期間		策 定 経 過
令和3年	6月（書面開催）	第1回 明石市社会福祉審議会 ・明石市第4次地域福祉計画の策定について
	6月21日～ 7月31日	明石市地域福祉計画及び明石市社会福祉協議会地域福祉活動計画の策定にかかるアンケート調査の実施 調査対象：地区社会福祉協議会会長（22名）、 社会福祉協議会理事・幹事（12名） 社会福祉協議会評議員（16名） 民生委員・児童委員（403名） ボランティア連絡会代表者（87名） 計540名 回答状況：回答者数（389件） 回答率（72.0%）
	11月5日	第2回 明石市社会福祉審議会 ・明石市第4次地域福祉計画（素案）について
	12月15日～ 1月14日	明石市第4次地域福祉計画（素案）に関する市民意見募集
令和4年	2月7日	第3回 明石市社会福祉審議会 ・明石市第4次地域福祉計画（案）について ・明石市第4次地域福祉計画（素案）に関する市民意見募集結果について ・明石市第4次地域福祉計画（素案）からの修正箇所について

2 用語説明

区 分	用 語	解 説
あ行	アウトリーチ	積極的に対象者の居る場所に向いて働きかけること。
	あかしオレンジ手帳	医療や介護、さまざまな支援機関が連携し、本人の意思を尊重したより良い介護や治療の助けとなるように作成された手帳。手帳の前半では、本人の大切な情報をまとめること、そして認知症の症状の変化等を経年的に記録することができる。後半では、認知症についての情報や、受けることができる支援、利用できる制度、相談窓口等を掲載している。
	あかし健康プラン 21	健康増進法第 8 条第 2 項に基づく市町村健康増進計画、及び食育基本法第 18 条に基づく市町村食育推進計画であるとともに、国の健康づくり運動「健康日本 21（第 2 次）」にも即した計画。
	明石市基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センター	明石市基幹相談支援センターは地域における障害福祉に関する相談支援の中核的な機関。 明石市障害者虐待防止センターは障害のある方への虐待に関する通報や届け出を受け付ける窓口。
	明石市後見支援センター	認知症高齢者や知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない人など、支援や援護を必要とする人が、住み慣れた地域で安全に安心して生活をするために、本人主体の観点から成年後見制度の利用支援等の権利擁護支援を行う機関。
	明石市児童健全育成システム「こどもすこやかネット」	地域・関係機関・関係団体が一体となって、児童虐待や児童の非行・犯罪の未然防止、早期発見、早期対応及び再発防止を図るとともに、児童の健全育成に向けた施策を総合的に推進するためのネットワークシステム。要保護児童対策地域協議会。
	あかしユニバーサルモニター制度	ユニバーサルデザインのまちづくりを障害のある人とともに進めていくために、バリアフリーの環境の整備や情報アクセシビリティ等の充実に関して、障害当事者目線で具体的な意見を出していただく制度。
	あかねカレッジ	本市が行う高齢者学習全般を「あかねカレッジ」と総称している。
	SDGs 未来都市	SDGs の達成に向けて、優れた取組を行う自治体として、国（内閣府）から選定されるもの。
オレンジサポーター	オレンジサポーター養成講座を通じて、認知症を正しく理解し、偏見を持たず、自分のできる範囲で認知症の人やその家族を応援する人。	

区 分	用 語	解 説
か行	キャラバン・メイト	認知症に対する正しい知識や対応などについて学ぶ研修を修了し、オレンジサポーター養成講座の講師役を務める人。
	協働	立場が異なるものが、ひとつの目的や目標に向かって、それぞれの特性を生かして、役割分担しながら取り組むこと。
	ゲートキーパー	悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る命の門番。
	校区まちづくり組織	校区連合自治会が中心になり、子ども会、高年クラブ、PTAやボランティア団体など地域で活動する各種団体で構成される組織。
	更生保護女性会	地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体。
	高年クラブ	生きがいづくりや健康づくりのために、クラブ活動を通じて老後の生活を豊かにすることが目的の会員組織。入会できるのは、おおむね 60 歳以上の人で、市内には約 170 の高年クラブがある。
	合理的配慮	障害がある人が困っているときに、その人の障害にあった必要な工夫や方法を検討し対応すること。
	高齢化率	総人口に占める 65 歳以上の人口の割合。
	高齢者いきいき福祉計画及び介護保険事業計画	老人福祉法と介護保険法に基づき策定するもので、高齢者いきいき福祉計画と介護保険事業計画とを一体のものとして策定するとともに、本市の高齢者に関わる施策をはじめ、生きがいづくりや支え合いの地域づくりなど関連施策の方向性と、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の確保方策について明らかにしていくもの。
	高齢者ふれあいの里	高齢者の健康の増進、教養の向上、レクリエーションのための場を総合的に提供する施設。
	高齢者見守りネットワーク	事業活動を通じて高齢者と接する機会の多い民間事業者の方々の協力を得て、相互に連携を行い、高齢者の異変を早期に発見し、高齢者が住み慣れた地域で安全に安心して生活することができるよう、地域で見守り体制の充実を図ることを目的とした事業。
	互助	相互に支え合っている点で共助と共通点があるが、費用負担が制度的に裏付けられていない自発的なもの。インフォーマルな相互扶助。例えば、近隣の助け合いやボランティア等。

区 分	用 語	解 説
か行	子育て学習室	親と子が遊びや体験学習などを通じて共に育つ地域での集いの場。明石市の子育て支援事業のひとつとして、「地域で子育て」をねらいとし、市立幼稚園・認定こども園区 28 か所で実施している。
	子育て世代包括支援センター	健やかに安心して妊娠・出産・子育てをしていただけるよう、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目ない支援をする機関。
	子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づき、同法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義に関する事項を踏まえて策定する計画。
	こども夢文庫	こども基金を活用した、子どもたちや親子の居場所。図書館から遠い場所や、賑わいが必要な場所に設置して、図書の貸し出しや本の読み聞かせなどを行い、地域の子育てを支援している。
	個別支援計画	明石市避難行動要支援者名簿を活用し、ひとり一人の避難場所や避難方法等を決めておくもの。
	コミュニティ・スクール	学校と保護者や地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地教行法第 47 条の 5）に基づいた仕組み。
	コミュニティ・センター	小学校区コミュニティ・センターは協働のまちづくりを進めるための拠点施設。中学校区コミュニティ・センターは生涯学習の拠点施設。
さ行	ジェンダー平等	男性と女性の役割の違いによって生まれる社会的・文化的性差をジェンダーと呼び、この性差に起因する差別を撤廃すること。
	自殺対策計画	平成 28 年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、「自殺のない社会」の実現を目指すために、同法第 13 条第 2 項に定める市町村自殺対策計画として策定するもの。
	社会福祉協議会	地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として社会福祉法第 109 条に規定されており、全国、都道府県・指定都市、市区町村に設置されている。
	社会を明るくする運動	すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動。

区 分	用 語	解 説
さ行	障害者計画	障害者基本法第 11 条第 3 項の規定による市町村障害者計画として、本市における障害者施策全般にかかる理念や基本的な方針、目標を定めた計画。
	障害福祉計画障害児福祉計画	障害者総合支援法、児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の提供体制の確保、その他本市が進める支援施策の方向性及び目標について定めた計画。
	シルバー人材センター	高齢者に臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務を一般家庭、事業所、官公庁などから受注し、その仕事を会員の能力や希望に応じて組織的に提供する団体。
	スクールガード	地域の方々の理解と協力により、ボランティアとして、全小学校区でのスクールガードによる意欲的な子どもの見守り活動が展開されている。
	生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を担う者。
	成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人の法律行為（財産管理や契約の締結など）を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人の代理として契約を行い、本人に不利益な契約を取り消すなどができる制度。
	総合福祉センター	障害者（児）、高齢者、母子家庭及び寡婦等福祉関係並びに市民の福祉の向上と、地域保健福祉活動の増進に寄与するための施設であるとともに、各種の福祉サービスの拠点。
た行	第 1 号被保険者	65 歳以上の介護保険制度の被保険者のこと。介護保険料は市町村ごとに設定され、個別に市町村に納める。
	団塊の世代・団塊ジュニア世代	団塊の世代は 1947 年(昭和 22 年)から 1949 年(昭和 24 年)まで、団塊ジュニア世代は 1971 年(昭和 46 年)から 1974 年(昭和 49 年)までに生まれた世代を指す。
	地域共生社会	「支える側」と「支えられる側」という固定された関係ではなく、高齢者、障害者、児童、生活困窮者等を含む地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域社会。
	地域力	近隣の住民が助け合い、地域課題を自ら解決していく力。
	地区社会福祉協議会	地域住民による福祉活動を行う自主組織。法的な位置づけはないが、住民が抱える様々な福祉課題に対する支援を行うため、地区社協と自治会、高年クラブ、子ども会など地域の各種団体が連携して地域福祉活動の推進を図っている。

区 分	用 語	解 説
た行	長期総合計画	地方自治体が策定する行政計画の基本となる計画。まちづくりの長期的な展望や、総合的かつ計画的な行政運営の指針が示されている。
な行	認知症	脳の疾患を原因として、記憶・判断能力などが徐々に低下し、日常生活に支障をきたすようになった状態をいう。認知症は病気であり、単なるもの忘れとは区別される。
	認知症あんしんプロジェクト	認知症に早期に気づき、認知症の人とその家族を継続的に支援するプロジェクト。
	認知症カフェ	認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、認知症の人とその家族、地域住民、専門職などが気軽に集い、お互いの悩みを話したり、情報交換をしながら楽しく過ごす集いの場。
は行	ひきこもり	ひきこもりは、おおむね6か月以上、様々な原因の結果として、社会的参加（例えば、学校に行く、仕事をする、友人と遊ぶこと）を回避し、家庭内にとどまり続け、家庭以外の親しい人間関係がない状態。
	ひとり暮らし高齢者台帳	市内在住の65歳以上のひとり暮らしの高齢者を台帳登録し、福祉の向上や安否確認・緊急時の対応等、地域におけるひとり暮らし高齢者の見守り体制づくりを目的とする台帳。
	避難行動要支援者台帳	市内在住の65歳以上のひとり暮らしの高齢者・65歳以上の在宅の寝たきりや認知症高齢者・介護保険要介護4・5認定者・重度障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者）など、災害時にひとりで避難することができないおそれのある避難行動要支援者を台帳登録し、災害時に迅速かつ的確に地域で援助が受けられる体制づくりを目的とする台帳。
	避難行動要支援者名簿	災害時において特に配慮や支援を要する人（要配慮者）の把握、情報共有を図るため、避難行動要支援者名簿を作成して要配慮者の登録を行い、本人が拒否を申し出た場合を除き、希望する自治会・町内会へ名簿情報の提供を行っている。
	福祉力	地域が持っている、支え合いなどの福祉の力。

区 分	用 語	解 説
は行	保護司	保護司は、法務大臣から委嘱され、民間ボランティアの立場で、国家公務員である保護観察官と協力して、対象となる人と定期的に面接を行い、社会での約束ごとを守るよう指導するとともに、生活上の助言や就労の相談などの手助けを行ったり、犯罪の未然防止のために街頭啓発活動などにより世論の啓発を行ったりするなど、犯罪をした人や非行をした少年の立ち直りを地域で支える活動をしている。
	ボランティア連絡会	明石市内を拠点に活動している、ボランティアグループで構成されたボランティア組織。
ま行	民生委員・児童委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、児童委員を兼ねている。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。
や行	要支援・要介護	介護が必要な度合に応じて定めた要支援・要介護状態の区分のこと。要支援1・2、要介護1～5の計7段階がある。
ら行	老老介護	高齢者の介護を高齢者が行うこと。主に65歳以上の高齢の夫婦や親子、兄弟などのどちらかが介護者であり、もう一方が介護される側となるケース。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業実施スケジュール等について

新型コロナウイルス感染症の影響で様々な困難に直面した方々のうち、住民税非課税世帯等に対して、速やかに生活・暮らしの支援を行うため、1世帯当たり10万円の臨時特別給付金を支給する事業について、以下のとおり報告いたします。

1 実施スケジュール

対象者	実施スケジュール概要等
令和3年度住民税非課税世帯	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年1月31日に支給対象に該当する可能性のある世帯（約34,000世帯）に確認書を発送し、確認書の返送後、審査を経て順次振込。（2月28日時点 24,343世帯に振込処理済み） 令和4年5月2日が返送期限。
家計急変世帯	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年2月1日より相談受付（電話・FAX・メール等）を開始し、該当する可能性のある世帯には申請書を送付し、申請書の返送後、審査を経て順次振込。（2月28日時点 191世帯に申請書を送付） 令和4年9月30日が申請期限。 <p>※ 家計急変世帯については、生活福祉課生活再建支援担当と連携して進めます。</p>

2 周知方法

相談対応	1月13日よりコールセンターを設置し、各種相談対応を開始。
市ホームページ	1月13日より掲載。事業の進捗に応じて情報更新予定。
広報あかし	2月1日号で制度内容を周知。必要に応じて随時掲載予定。
市役所窓口	2月1日より市民課、市民センター、生活福祉課等にチラシ設置。
その他	2月1日より社会福祉協議会、地域総合支援センター、ハローワークにチラシ設置。 民生児童委員、高齢者入所施設等の高齢者サービス事業者、障害者団体等に対し制度を周知。

「第3期 あかし教育プラン」の策定について

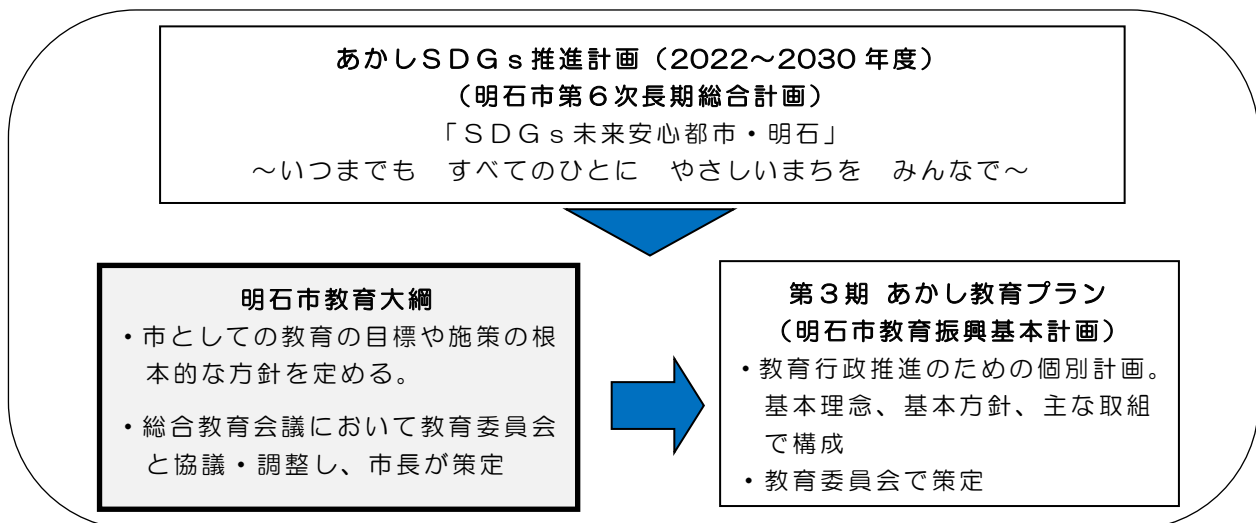
やさしさ・創造力・自分らしさを未来へ～「SDGs未来安心都市・明石」の担い手づくり

令和4年度から9年間の本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画である「第3期 あかし教育プラン（明石市教育振興基本計画）」を策定しましたので報告いたします。

1 計画の位置付け

本計画は、教育基本法に基づき、本市における教育施策の基本理念、基本方針及び基本的な方策を示すもので、「あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）」に基づく教育分野の個別計画としても位置づけられるものです。

また、市長と教育委員会で構成する総合教育会議において協議・調整の上で定められた「明石市教育大綱」の基本目標や基本方針を踏まえて策定しています。



2 計画の期間及び対象

計画期間は、2022年度から2030年度までの9年間です。

計画対象は、0～18歳の子どもの教育施策全般です。

なお、生涯学習、文化・スポーツ、文化財、乳幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大と質的改善及び子ども・子育て支援の充実に関する分野については、別に定める計画に基づいて推進を図ることとしています。

3 検討経過（令和3年12月文教厚生常任委員会報告以後）

(1) パブリックコメントの実施

実施期間 令和3年12月15日～令和4年1月14日

(2) 教育委員会における審議

- ・パブリックコメントの結果について（令和4年1月）
- ・計画の策定（令和4年2月）

4 計画の概要

(1) 計画の柱

国連で採択された持続可能な開発目標であるSDGsを反映し、次の3点を計画の柱としています。

- ・ 誰一人取り残さない一人ひとりに寄り添った質の高い教育を行う
- ・ 子どもの学びと育ちをまちのみんなで支える
- ・ 持続可能な社会の担い手を育成する

(2) 計画の構成

子どもに育みたい5つのちからを掲げ、そのちからの育成に向けて5つの教育の役割を整理し、3つのテーマに分類した9つの方策を総合的に実施します。

教育の役割	テーマ	方策	【育む5つのちから】
正しい知識・技能と学びの方法の習得を支援する	テーマ1 子どもの学びの支援	方策1 学校教育・就学前教育を着実に推進する	① 多様化する社会を生き抜けるちから
		方策2 新しい時代に対応した明石らしい教育を推進する	
		方策3 子どもの自主的で深い学びを支援する	
		方策4 生涯にわたり健康に活躍できる体づくりを支援する	
生涯にわたる学びの基礎を作る	テーマ2 子どもの成長・発達への支援	方策5 自発的かつ主体的な成長・発達を支援する	② 自分の行動や考え方を客観的に見つめるちから
子どもの視点で学びを構成する		方策6 教育体制の充実	③ 夢を描き、自律的に学びに向かうちから
子どもたちの自律的な学びのための環境を整える	テーマ3 教育環境の整備	方策7 子どもに向き合う時間を充実、深化させる	④ 共に学ぶことの楽しさを知り、それを継続するちから
働きがいのある学校づくりに向けた取組を進めるとともに、子どもに向き合う時間を充実させて、教育の質を高める		方策8 安全・安心な学習環境を整える	⑤ たくましく、健やかに生きるちから
		方策9 学びの機会を保障する	

以上

第3期

あかし教育プラン

(明石市教育振興基本計画)

2022年2月

明石市

～ 目次 ～

第1章 計画策定にあたって

1 策定の趣旨	5
2 計画の位置づけ	6
3 計画期間	6
4 策定体制	7

第2章 現状と課題

1 第2期 あかし教育プランのふりかえり	8
2 国・県プランの参酌結果	9
3 その他の社会的な要請	12

第3章 SDGsについて

1 SDGsとは	14
2 本市におけるSDGsの取組	14
3 第3期あかし教育プランにおけるSDGsの取組	15

第4章 基本的な考え方

1 基本目標	17
2 育む5つのちから	18

第5章 教育の役割と基本的な方策

1 教育の役割	19
2 今後9年間に取り組む基本的な方策	19

テーマ1 子どもの学びの支援

方策1 学校教育・就学前教育を着実に推進する	21
方策2 新しい時代に対応した明石らしい教育を推進する	25
方策3 子どもの自主的で深い学びを支援する	29
方策4 生涯にわたり健康に活躍できる体づくりを支援する	32

テーマ2 子どもの成長・発達の過程への支援

方策5 自発的かつ主体的な成長・発達の過程を支援する	34
----------------------------	----

テーマ3 教育環境の整備

方策6 教育体制の充実	37
方策7 子どもに向き合う時間を充実、深化させる	42
方策8 安全・安心な学習環境を整える	44
方策9 学びの機会を保障する	47

第6章 計画の推進のために

1	計画の進行管理	49
2	目標達成のためのアプローチ	49
3	成果目標	50
4	中間見直し	51

参考資料編

1	第2期あかし教育プランの振り返り	参考 55
2	策定アドバイザー	参考 91
3	計画策定の経過	参考 91
4	計画策定過程への市民参画状況	参考 92

第1章 計画策定にあたって

1 策定の趣旨

国において、2006年12月に施行された、新しい教育基本法（平成18年法律第120号。以下「教育基本法」という。）により、教育行政における国や地方公共団体の役割分担や責務が示され、同法第17条の規定に基づき、国には、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育振興基本計画の策定が義務付けられるとともに、地方公共団体は、国の計画を参考に、当該地域の実情に応じた基本計画の策定に努めることとされています。

これにより、国では2008年7月、2013年6月、2018年6月に「教育振興基本計画」が第3期にわたって策定され、兵庫県でも、2009年6月、2014年3月、2019年2月に「ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）」が第3期にわたって策定されています。

明石市においても、2011年3月に「あかし教育プラン（明石市教育振興基本計画）」を、2016年3月に「第2期あかし教育プラン（明石市教育振興基本計画）」を策定し、第2期プランでは「ふるさと明石から未来にはばたく子どもを育てる～たくましく心豊かな人づくり～」を基本理念に、教育施策の推進に取り組み、2021年度末で6年間の計画期間の終了を迎えました。

この間、少子高齢化やグローバル化、高度情報化などが一層進展するほか、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、密集を避けるなどの新しい生活様式が求められるなどの社会情勢のもと、GIGAスクール構想の推進をはじめ、小学校における英語の教科化、プログラミング教育の必修化、少人数教育の推進、大学入試制度改革など、教育を取り巻く環境も大きく変化してきています。

また、貧富の差の拡大、資源の枯渇、気候変動による大規模災害の発生などを受け、2015年9月には、国連サミットにおいて、持続可能な開発目標（SDGs）が採択されており、その中で質の高い教育をすべての人に提供すべきことがうたわれているところです。

こうした新たな教育課題にも的確に対応していくため、「第3期 あかし教育プラン（明石市教育振興基本計画）」（以下「教育プラン」という。）を策定しました。

〈教育基本法〉

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 計画の位置づけ

教育プランは、教育基本法第17条第2項に基づく教育振興基本計画として、本市における教育行政推進の基本となるものであり、特に0～18歳の子どもを対象として、教育施策の基本理念、基本方針及び基本的な方策を示すものであり、「あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）」に基づく教育分野の個別計画として位置づけられるものでもあります。

また、2015年4月1日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、首長が、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされています。本市でも、市長と教育委員会で構成する総合教育会議において協議・調整の上、「明石市教育大綱」を定めており、この大綱の基本目標や基本方針を踏まえ、教育プランを策定しています。

なお、生涯にわたっての学習、文化・スポーツの振興及び文化財に関する分野については、教育プランとは別に、「明石市生涯学習ビジョン」、「明石市スポーツ振興計画」、「明石文化芸術創生基本計画」「明石市文化財保存活用地域計画」等に基づき、施策の推進を図ることとしています。

また、乳幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大と質的改善、子ども・子育て支援の充実に関する分野についても、教育プランとは別に、「明石市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、施策の推進を図ることとしています。そのため、教育プランの乳幼児期の教育の提供に関連する分野については、「明石市子ども・子育て支援事業計画」との整合を図りながら推進していきます。

3 計画期間

2022年度から2030年度までの9年間とします。



	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030		
国	教育振興基本計画					第2期 教育振興基本計画					第3期 教育振興基本計画														
県	ひょうご教育創造プラン (兵庫県教育基本計画)					第2期 ひょうご教育創造プラン (兵庫県教育基本計画)					第3期 ひょうご教育創造プラン (兵庫県教育基本計画)														
明石市	あかし教育プラン (明石市教育振興基本計画)					第2期 あかし教育プラン※ (明石市教育振興基本計画)					第3期 あかし教育プラン (明石市教育振興基本計画)														
	明石市生涯学習ビジョン																								
	明石市スポーツ振興計画																								
	明石文化芸術創生基本計画																								
																明石市文化財 保存活用地域計画									
																明石市子ども・子育て支援事業計画									

※ 第2期あかし教育プランは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、全庁的に「計画策定」を1年延期（今年度が計画期間の最終年度である場合は、計画期間を1年延長）する旨の基本方針が示されたほか、これにより、当計画の上位計画となる「明石市第5次長期総合計画」及び市長が定める「明石市教育大綱」が計画期間を1年延長したため、2021年3月に、計画期間を2016年度から2021年度までの6年間に変更しました。

4 策定体制

教育委員会事務局が策定した素案に対し、適宜、教育委員による協議を行うほか、校長会など関係機関に適宜意見聴取を行うとともに、策定アドバイザーである学識経験者2名による助言も受けて、教育プランの計画案を作成しました。

その後、計画案について市議会への報告及び市民意見の公募等を行い、これらを踏まえ、2022年2月に教育委員会において教育プランとして計画を策定しました。

第2章 現状と課題

1 第2期 あかし教育プランのふりかえり

2016～2021年度の「第2期 あかし教育プラン（明石市教育振興基本計画）」においては、「ふるさと明石から未来にはばたく子どもを育てる～たくましく心豊かな人づくり～」を基本理念に、「一人ひとりに応じたきめ細やかな教育の充実」、「子どもが安心して学べる質の高い教育環境の実現」及び「地域ぐるみで子どもの健やかな育ちを支える活動の推進」を基本方針とし、これらに基づく9つの「基本的な方策」を定めました。

各年度における具体的な取組は、「基本的な方策」を細分化した32の施策に分類したうえで、成果を把握しやすいよう「アクションプラン」として取りまとめ、これに基づき推進してきました。

また、各年度の取組・実施の結果については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づき、「アクションプラン」に掲げた内容に対して「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」等を実施することにより、その進捗管理を行ってきました。

以上の結果から、「第2期 あかし教育プラン」の実施状況を総括し、その内容を振り返り、取組の成果と課題をふまえて「第3期 あかし教育プラン」を策定しました。なお、振り返りの概要については、巻末に参考資料として添付しています。

2 国・県プランの参酌結果

「第3期 あかし教育プラン」の策定にあたっては、教育基本法の規定に基づき、国の「第3期教育振興基本計画」及び兵庫県の「第3期ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）」の内容を参酌するとともに、それぞれのテーマにおける本市の状況も勘案し、教育をめぐる社会の現状と課題について以下のとおり整理しました。

(1) ICTによる技術革新

AI技術をはじめとする新しいイノベーションの登場により、超スマート社会(Society5.0)が到来し、産業構造の変革、人々の働き方やライフスタイルの変化等、今後社会のあり方そのものが大きく変化することが予想されます。

教育においては、タブレット端末等のICTを用いた学習支援や家庭との連携を推進しながら、子どもの情報を主体的に活用する能力を高めるとともに、変化の激しい社会を生き抜くため、他者と協働しながら、新たな価値を創造する力を育成することが重要となります。

また、情報化の進展の中で、スマートフォンやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用した犯罪やトラブルに巻き込まれたり、インターネットやゲームへの依存が高まるケースが増えていることから、子どもの情報モラルを高めていくことも大きな課題となっています。

(2) 多様性の尊重

大きく変容する社会において、年齢、性別、国籍、障害の有無などに一切関係なく、多様な価値観を持った人々が互いの人格を尊重して支え合い、社会の中で豊かに生きる社会の実現を目指す必要があります。

教育においては、多様な子ども一人ひとりのニーズに対応した教育機会の提供が求められており、様々な経験の中で、自分の考えを多様な相手に明確に説明する力、対話や議論を通して多様な相手の考えを理解できる力を育成し、子どもの能力を最大限伸ばすことが重要となります。

また、本市においては、一人ひとりの違いが受け入れられ、性の多様性(LGBTQ+/SOGIE)も尊重される、「ありのままがあたりまえのまち」を目指して、明石市パートナーシップ・ファミリーシップ制度などさまざまな取組を推進しています。

教育においては、性的マイノリティも含めたすべての子どもが安心して学校生活を送れるよう、一人ひとりに対しきめ細やかな対応を実施するとともに、性の多様性について、子どもはもちろん、教職員の適切な理解を促進する必要があります。

(3) 子ども・家庭への支援

子どもの学力と家庭の社会経済的背景には一定の相関関係があることが指摘されている中で、子どもの貧困は大きな課題となっています。

また、三世帯世帯の割合が低下し、核家族、ひとり親世帯が増加している中で、地域コミュニティの弱体化も指摘されており、人間関係の希薄化から、子育て世帯が孤立してしまい、どこにも相談できないケースも見受けられます。

子どもに均等な教育機会を保障し、貧困の連鎖、格差の拡大が生じないように、子どもの貧困対策や家庭への手厚い支援をよりいっそう実施する必要があります。

(4) グローバル化の進展

情報通信や交通分野での技術革新により、社会のあらゆる分野でのつながりが国境を越えて活性化しており、グローバル化が進展しています。

貧困、人権問題、環境問題といった人類共通の課題が増大する中、そういった課題の解決を目指す「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けた積極的な取組が求められています。

そのためには、他国の人々と協働しながら、グローバルな視点からさまざまな課題を認識して解決に導くとともに、新たな価値を創造できる人材を育成することが重要となります。

また、言語や文化が異なる人々とも主体的に協働できるよう、英語をはじめとする外国語教育の強化に努めるとともに、日本語指導が必要な外国籍等の児童生徒に対する支援をよりいっそう推進していく必要があります。

(5) 教職員の働き方改革

新たな時代を生き抜く子どもの資質・能力を育成できるよう、発達段階に応じた質の高い教育を提供し、子どもをめぐる教育課題に適切に対応していくためには、学校における働き方改革の実現等により、学校指導體制・指導環境の整備を図るとともに、地域住民との連携、協働を含めた学校運営の改善を図ることが重要となります。

そのため、適正な勤務時間管理の実施、業務の役割分担・適正化を進めながら、これまで教員が担ってきた業務の一部について、専門スタッフなどや地域人材との連携・分担を行い、教職員が教育内容の充実に努め、子どもと向き合う時間を確保するとともに、さまざまな人々が関わって学校が組織される中で、学校長の指揮のもと、一人ひとりが最大限力を発揮する「チーム学校」を実現する必要があります。

(6) 災害への備え

近年、東日本大震災や兵庫県南部地震などの巨大地震や集中豪雨による風水害等、大規模な災害が日本各地で多発しています。

政府の地震調査研究推進本部の発表によると、今後30年以内にマグニチュード8から9クラスの南海トラフ巨大地震が70～80%程度の確率で発生するとされていますが、兵庫県南部地震から20年以上が経過した中で、震災の記憶を風化させることなく、子どもに経験を伝えていくとともに、これまでの災害の教訓を踏まえ、地震や風水害などから自らの生命を守るのに必要な能力や態度を育成するとともに、共生の心を育み人間としてのあり方や生き方を考えさせる防災教育の充実を図る必要があります。

あわせて、災害に強い安全・安心のまちづくりを進める中で、地域の防災拠点となる学校の防災体制の充実を図ることも今後重要となります。

3 その他の社会的な要請

前述の国・県プランの参酌結果に加え、喫緊における新型コロナウイルス感染症の流行など、その他の社会的な要請について以下のとおり整理しました。

(1) 新型コロナウイルス感染症

2020年1月に新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染者が国内で初めて確認され、感染拡大した中、本市では、感染者への配慮や地域での支え合いの理念を共有することで、「誰もがとり残されないまち明石」の実現に向け、まち全体で市民の生活と健康を守るため、感染拡大防止や様々な支援に取り組んでいます。

教育においては、ウィズコロナとして、『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～』に基づき、「3つの密」を避けるなどの基本的な感染症対策を継続しつつ、感染状況を踏まえた学校運営に取り組み、子どもの健やかな学びを保障することが重要となります。

あわせて、新型コロナウイルス感染症を契機とした社会の変化に伴うポストコロナ時代に向けては、全ての子どもたちの学びを確実に保障し、個別最適化された学びを実現するための方策について検討することが今後の大きな課題となっています。

(2) 新学習指導要領の全面实施

新学習指導要領が小学校は2020年度から、中学校は2021年度から全面实施となり、高等学校についても2022年度から年次進行で実施となります。

新学習指導要領においては、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」が大きなポイントとなっています。

また、新学習指導要領では、すべての教科において、①知識及び技能、②思考力・判断力・表現力、③学びに向かう力・人間性の3つの柱で「何ができるようになるか」を明確化し、それを獲得するために、主体的・対話的で深い学びを用いて新しい時代に求められる資質・能力を育むことが求められています。

そのためには、教科横断的な教育の充実や、ある程度の授業のまとまりの中で習得・活用・探求のバランスを工夫することが重要となるため、学校全体としてカリキュラム・マネジメントを確立することも必要となります。

(3) 子育て世代を中心とした人口増加

本市では、人口30万人という目標を掲げ、持続可能で、誰もが住みたい、住み続けたいと思うまち「SDGs 未来安心都市・明石」の実現に向け、「子どもを核としたまちづくり」、「すべての人にやさしいまちづくり」を推進しています。

その結果、全国的に人口減少・少子高齢化が進む中、子育て世代を中心に、総人口が2013年から8年連続で増加しています。

年齢区分別に見ると、全国的な傾向と比べると緩やかではありますが、本市においても高齢化が進んでいる一方で、年少人口（14歳以下）の人数・割合が2015年から増加しており、合計特殊出生率も増加傾向にあります。

そのような中で、持続可能な社会の担い手となる子どもたちへの教育の在り方を検討することは大変重要な課題となっています。

第3章 SDGsについて

1 SDGsとは

SDGsは、2015年9月に国連サミットにおいて全会一致で採択された、2030年を年限とする持続可能な開発目標です。SDGsの理念は、「持続可能」「誰一人取り残さない」「パートナーシップ」であり、17の目標の達成に向けて、環境・社会・経済の広範な課題の解決に、統合的に取り組もうとするものです。

2 本市におけるSDGsの取組

こうしたSDGsの取組は、本市のこれまでの取組とも大きく関連しており、2020年7月には、これまでの先進的な取組が評価され「SDGs未来都市」に選定されました。

また、2022年度から2030年度を計画期間とする市の最上位の総合計画として、「あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）」が策定されましたが、その中では、SDGsを計画の柱に据えて、2030年のあるべき姿として、「いつまでも（持続可能）」、「すべての人に（誰一人として取り残さない）」、「やさしいまち（やさしいまちを明石から）」を「みんなで（パートナーシップ）」と定めています。

2030年のあるべき姿（目指す10年後のまちの姿）

SDGs未来安心都市・明石

～いつまでも すべてのひとに やさしいまちを みんなで～



3 第3期あかし教育プランにおけるSDGsの取組

あかしSDGs前期戦略計画（2022年度～2025年度）では、SDGsの17の目標を包含する環境・社会・経済の三側面のまちづくりの方向性を、「人にも自然にも地球にもやさしいまち」「すべての人が助け合い安心して暮らせるまち」「にぎわいと活力が持続するまち」としています。

また、これらの方向性に基づく施策展開の5つの柱として、「①豊かな自然と共存し、暮らしの質を高める」「②笑顔あふれる共生社会をつくる」「③こどもの育ちをまちのみんなで支える」「④安全・安心を支える生活基盤を強化する」「⑤まちの魅力を高め、活力と交流を生み出す」を掲げ、重点的に施策を展開することとしています。

教育分野においても、これらの方針に沿った取組を進めていくとともに、持続可能な社会の実現に向けて、子ども自身が、将来にわたって持続可能なまちづくりの担い手となれるよう力添えをしていく必要があります。

そこで、第3期あかし教育プランにおいては、次の3点を柱とします。

「誰一人取り残さない一人ひとりに寄り添った質の高い教育を行う」
「子どもの学びと育ちをまちのみんなで支える」
「持続可能な社会の担い手を育成する」

（1）「誰一人取り残さない一人ひとりに寄り添った質の高い教育を行う」

「第3期あかし教育プラン」では、「あかしSDGs推進計画」のめざすまちの姿の一つである「やさしいまち（やさしいまちを明石から）」の社会面での目標となる「すべてのひとが助け合い安心して暮らせるまち」を実現するために、SDGsの目標4にあるとおり「すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育」を提供します。第5章に記載するすべての取組がこれに該当しますが、特に「すべての人に（誰一人取り残さない）」という理念を実現するために

- ・ 特別な支援を必要とする子どもへの支援
 - ・ ジェンダー平等の実現に向けた取組
 - ・ いじめ、不登校などへのきめ細やかな対応
 - ・ 経済的に困難な世帯の子どもへの経済的支援と学習機会の保障
 - ・ 外国籍、LGBTQ+などマイノリティへの適切な支援
- などに取り組みます。

取組の詳細については、第5章の方策1-3、方策1-4、方策4-3、方策5-4、方策8-2、方策9-1、方策9-2、方策9-3の項目で記載しています。

（２）「子どもの学びと育ちをまちのみんなで支える」

子どもに対しては、これまでも学校だけでなく、家庭や地域などの様々な主体が連携して関わってきていますが、「あかしSDGs推進計画」のめざすまちの姿の一つである「みんなで（パートナーシップ）」を実現するために、これらの取組をさらに推進します。

第５章に記載するすべての取組において関連がありますが、特にボランティアとの協働や児童相談所等の関係機関との連携などの学校・教職員以外の関わりについて、第５章で詳しく記載しています。

また、第４章に記載する「基本目標」を達成するためには「地域・家庭・学校の連携と協働による社会に開かれた教育課程の実現」が欠かせません。そのためにはコミュニティ・スクールの仕組みを生かして学びと育ちを総合的にデザインしていくことが必要となります。そこで、コミュニティ・スクールの取組を推進していきます。

取組の詳細については、第５章の方策６－２の項目で記載しています。

（３）「持続可能な社会の担い手を育成する」

SDGsの目標４のターゲット４.７では、「2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育」を通して、「すべての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする」と掲げられています。

ここで記載されている教育は、持続可能な開発のための教育（ESD）といいますが、教育による持続可能な社会の担い手づくりを通じて、SDGsの１７の目標すべての達成に貢献するものです。そのため、持続可能な開発のための教育（ESD）を一層推進することが、SDGsのすべての目標の達成に直接・間接につながり、本市の目指すまちの姿にもつながるものといえます。

また、このことは、小・中・高等学校の「新学習指導要領」や国の「第３期教育振興計画」にも明記され、重点的に取り組むことがうたわれているところです。

そこで、本市においても持続可能な開発のための教育（ESD）に取り組んでいきます。

取組の詳細については、第５章の方策２－４の項目で記載しています。

第4章 基本的な考え方

1 基本目標

「第2章 現状と課題」、「第3章 SDGsについて」及び市長が定めた「明石市教育大綱」の内容をふまえ、教育プランにおける基本目標は次のとおりとします。

《基本目標》

やさしさ・創造力・自分らしさを未来へ

～「SDGs未来安心都市・明石」の担い手づくり～

本市では、市の最上位計画である「あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）」において、SDGsの考え方を基軸としたまちづくりを推進し、人にも自然にも地球にもやさしく、すべての人が助け合い安心して暮らすことができる、にぎわいと活力が持続するまち「SDGs未来安心都市・明石」の実現を目指しています。

そして、未来の社会が持続可能なものになるかどうかは、本市の子どもはもちろん、世界中の子どもの手にかかっています。また、子どもの明るい未来は子ども自身の手で切り拓いていかなければなりません。そこで、教育プランにおいては、ふるさと明石での豊かな学びを通じて、様々な社会課題を自らの問題として捉え、身につけた資質、能力、態度を活用して、持続可能な社会の実現に向けて自律的に学び、行動に移すことができる子どもを育成することを目指します。

2 育む5つのちから

「基本目標」を実現するため、子どもが身につけるべき資質・能力・態度を、以下のとおり整理しました。教育プランに掲げる各方策に総合的に取り組むことで、子どもにも5つのちからを育んでいきます。



(1) 多様化する社会を生き抜けるちから

自分の良さや可能性を認識するとともに、他人に対する思いやり、興味・関心や高い人権意識を持ち、自ら進んで人間関係を広げることができる。

また、困難な課題に対して果敢に挑戦し、情報を取捨選択して思慮深く考え、自分の意見をしっかりと表現しながらも、他人の意見や立場を尊重し、協力して解決に当たることができる。

(2) 自分の行動や考え方を客観的に見つめるちから

自分の行動や考え方をより高い視点から客観的に見つめなおし、自分の行動や態度の変容につなげることができる。

(3) 夢を描き、自律的に学びに向かうちから

社会に対して自分がどのように貢献したいのか、また、自分が将来どうなりたいたいのかについて思い描き、自分の多様な可能性を信じて、自律的に学び、努力する姿勢を身に付ける。

(4) 共に学ぶことの楽しさを知り、それを継続するちから

学ぶこと、仲間と共に成長することのよさや楽しさを知り、生涯にわたってそれを続けたいと思うようになる。

(5) たくましく、健やかに生きるちから

生涯にわたって心身ともに健康で心豊かに過ごすために必要な体力と健康に関する知識を持ち、規則正しい生活習慣と運動習慣を身に付ける。

第5章 教育の役割と基本的な方策

1 教育の役割

第4章の2に掲げる5つのちからを育むために、教育は、次に記載する役割を果たすべきだと整理しました。本プランにおいては、これらの内容を基本方針として、各種の方策を講じていきます。

(1) 正しい知識・技能と学びの方法の習得を支援する

子どもが、正確で、多面的・多角的な知識や、目的や問題解決の趣旨に応じた調べ方、考え方などの学びの方法を習得できるように支援すること。

(2) 生涯にわたる学びの基礎を作る

子どもの就学期間中の学力を伸ばすだけでなく、生涯にわたって能動的に学び続けるための基礎をつくること。

(3) 子どもの視点で学びを構成する

子どもの視点で学びを捉えて、一人ひとりに寄り添いながら個に応じた指導を重視するとともに、様々な場面で子どもの知的欲求を高めるような興味・関心を育てること。

(4) 子どもたちの自律的な学びのための環境を整える

子どもの居場所づくり、学びの機会づくり、集団づくりを通して、子どもたち自身が自律的に学び、知識を深めていくための手助けをすること。

(5) 働きがいのある学校づくりに向けた取組を進めるとともに、子どもに向き合う時間を充実させて、教育の質を高める

働き方改革によって働きがいのある学校づくりとゆとりある働き方を実現する一方、そこで生み出された時間を子どもと向き合う時間に充てることで、質の高い教育や支援を行えるようにすること。

2 今後9年間に取り組む基本的な方策

上述の5つの基本方針に対して、9つの基本的な方策を掲げ、今後9年間において主に以下の項目に取り組んでいきます。

なお、「第3章 SDGsについて」において、重点的に取り組むとした方策については、**SDGs 関連方策**と表記しています。

第4章 第5章 体系図

【基本目標】

やさしさ・創造力・自分らしさを未来へ～「SDGs 未来安心都市・明石」の担い手づくり～

【育む5つのちから】

5つのちからを活用して持続可能な社会の担い手となる

①多様化する社会を生き抜けるちから	②自分の行動や考え方を客観的に見つめるちから	③夢を描き、自律的に学びに向かうちから	④共に学ぶことの楽しさを知り、それを継続するちから	⑤たくましく、健やかに生きるちから
-------------------	------------------------	---------------------	---------------------------	-------------------

方策の総合的な取り組みにより必要な力を育む

※ SDGs 関連方策

基本方針 (教育の役割)		基本的な方策	
(1)正しい知識・技能と学びの方法の習得を支援する (2)生涯にわたる学びの基礎を作る (3)子どもの視点で学びを構成する (4)子どもたちの自律的な学びのための環境を整える (5)働きがいのある学校づくりに向けた取組を進めるとともに、子どもに向き合う時間を充実させて、教育の質を高める	テーマ1 子どもの学びの支援 テーマ2 子どもの成長・発達の過程への支援 テーマ3 教育環境の整備 すべての方策において教育の役割を常に意識する	方策1 学校教育・就学前教育を着実に推進する	1-1 授業の質的向上、個別最適な学びと協働的な学びの実現
			1-2 特別活動の充実
			1-3 特別支援教育の推進※
			1-4 道徳教育・人権教育・平和教育の推進※
			1-5 就学前教育の充実
方策2 新しい時代に対応した明石らしい教育を推進する		2-1 グローバル教育の推進	
		2-2 ふるさと教育及び文化・芸術教育の推進	
		2-3 情報教育の推進	
		2-4 持続可能な開発のための教育(E S D)の推進※	
		2-5 教科横断的な学びと「ことばの力」を高める活動の充実	
		2-6 主権者教育の推進	
方策3 子どもの自主的で深い学びを支援する		3-1 自主的な学びへの支援	
	3-2 子どもの読書活動の推進		
	3-3 学習機会の創出		
方策4 生涯にわたり健康に活躍できる体づくりを支援する	4-1 基礎的体力の育成		
	4-2 正しい生活習慣への支援		
	4-3 自分の心と体の理解の促進※		
方策5 自発的かつ主体的な成長・発達の過程を支援する	5-1 計画的な生徒指導の充実と校則の見直し		
	5-2 子どもの非行・虐待の未然防止、早期発見、早期対応		
	5-3 教育相談の推進		
	5-4 いじめ対策の推進※		
	5-5 キャリア教育の推進		
方策6 教育体制の充実	6-1 カリキュラムマネジメントの実施と学校の組織力の強化		
	6-2 地域・家庭・学校の連携と協働による社会に開かれた教育課程の実現※		
	6-3 校種間の連携と円滑な接続		
	6-4 教職員の資質向上		
	6-5 少人数教育の推進		
	6-6 子育て支援の推進		
	6-7 放課後の子どもの居場所づくり		
方策7 子どもに向き合う時間を充実、深化させる	7-1 事務の効率化と学校行事、事務の精選		
	7-2 改善事例の共有と全学的展開		
方策8 安全・安心な学習環境を整える	8-1 学校の安全性の向上		
	8-2 快適で、ありのままの自分でいられる学校環境の整備※		
	8-3 ICT環境の整備		
	8-4 安全教育・防災教育		
方策9 学びの機会を保障する	9-1 不登校対策の推進※		
	9-2 多様な学びの機会の保障※		
	9-3 家庭環境に応じた支援※		

【テーマ 1 子どもの学びの支援】

方策 1 学校教育・就学前教育を着実に推進する

方策 1-1 授業の質的向上、個別最適な学びと協働的な学びの実現

《方策 1-1 による取組の概要》

学習指導要領の趣旨をふまえ、十分な教材研究のもと「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業の内容の改善や、ICTの活用などによる授業の展開の仕方の改善に取り組みます。また、学力の3要素の育成をめざした評価の適正な実施と、評価を次の指導に活かして、評価と指導を一体化することに取り組みます。

各教科の適切な進捗管理や教科横断的で探究的な学び、就学期間を通した体系的な学びを実現するために、各校の特色を活かしたカリキュラムマネジメントを進めていきます。

これまでの教育の実践を活かしつつ、ICTも活用しながら、子どもの興味・関心や到達度に応じて、指導方法や指導体制等を柔軟に工夫改善し、子ども一人ひとりにとって最適な学びの実現に努めます。また、共に学び合い、成長できる学級づくり・集団づくりに努め、協働的な学びを実践していきます。

《方策 1-1 を通して目指す姿》

方策の実施を通して、

- ・子どもの理解が授業により深まり、学力の3要素がバランスよく育つこと
- ・子どもたちが、自律的で相互に高め合う集団となること
- ・学校での学びが、教科等を超えて、よりよく生きるための総合的な内容となること

を実現し、子どもに必要な資質・能力・態度を育みます。

方策 1-2 特別活動の充実

《方策 1-2 による取組の概要》

学級活動、学校行事、児童会・生徒会活動、クラブ活動といった特別活動について、教職員が、それにより育もうとする力、教育課程上の位置づけ、各教科等との関連性を整理し、目的意識をもって体験内容を的確にコーディネートしながら、子ども一人ひとりが集団の一員として、企画、運営、活動の振り返りまでを担える機会を創出し、内容の充実を図ります。

そのために、教職員は特別活動の意義と重要性を再確認し、子どもが活動できるように十分な時間を確保するとともに、学校全体で指導内容を検討します。

《方策1-2を通して目指す姿》

方策の実施を通して、

- ・子どもたちが、自律的で相互に高め合う集団となること
- ・子どもが、集団の一員として、より良い学校生活や人間関係を形成しながら、自己の可能性に気づき、その良さを発揮できること

を実現し、子どもに必要な資質・能力・態度を育みます。

方策1-3 特別支援教育の推進 SDGs 関連方策

《方策1-3による取組の概要》

特別な支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズや保護者の願いを把握して、子どもの実態に応じた個別の教育支援計画・指導計画を作成します。また、その計画に沿って最適な指導や支援を行います。さらに集団の中で他の子どもたちとよりよく生活や学習ができるよう合理的配慮の提供とその浸透に努め、学校園全体としてインクルーシブ教育システムを構築していきます。

特別支援教育に関する教職員の資質の向上に向けた研修等を実施します。また、学校園への介助員や特別支援教育指導員など専門職員の配置や、専門家の巡回指導の活用などにより、発達段階に合わせて適切な指導や支援をチームとして行う体制づくりに努めます。

計画的な就学相談を実施し、保護者の意向を尊重しながら就学先の決定を行います。相談に当たっては、子ども一人ひとりの教育的ニーズや必要な支援を把握したうえで保護者や幼稚園・保育所・認定こども園・児童発達支援事業所からの情報、進学予定の学校の見解、医療機関等からの情報など、様々な情報を総合的に勘案して、明石市教育支援委員会で子ども一人ひとりの最適な就学先を提案します。

《方策1-3を通して目指す姿》

方策の実施を通して、

- ・特別な支援を必要とする全ての子どもに対する指導や支援が、それぞれの個性や能力に応じてきめ細やかなものになるとともにその支援が次の学年や進学先に引き継がれること
- ・子どもたちが、通常学級、特別支援学級、特別支援学校の区別なく、共に学ぶ仲間としての意識を持つこと
- ・子どもの就学先が、一人ひとりにあわせた最適なものになるとともに、就学前施設からの支援が進学先に引き継がれること

を実現し、子どもに必要な資質・能力・態度を育みます。

方策1-4 道徳教育・人権教育・平和教育の推進 SDGs 関連方策

《方策1-4による取組の概要》

学習指導要領の趣旨をふまえ、道徳教育の目標や重点項目を明確にした全体計画や年間指導計画を作成します。それをもとに、子どもが自分の経験や感じ方、考え方を通して道徳的価値を理解し、物事を多面的・多角的に捉えられるよう「特別の教科 道徳」の授業の内容の改善や、対話により考えを深められるような指導方法の改善に取り組みます。

様々な教科の授業を通して、性的マイノリティへの誹謗中傷や不寛容、インターネット上での人権侵害などの新たなものを含め、人権課題に関する子どもの知的理解を深めます。また、人権を尊重する意欲・態度や技能を育てて、人権感覚の涵養を目指します。さらに、平和資料室の活用等を通して、平和の尊さを伝えていきます。

自分らしく生きる力を育み、対等な人間関係の大切さを学ぶジェンダー教育を推進します。

授業を要として日々の学校生活や体験学習の中で実践を重ねることにより、学校の教育活動全体を通じて道徳教育・人権教育・平和教育を推進します。

教職員の人権意識や指導力を養うため、人権教育に関わる課題についての研修や実践交流を行います。

子どもと関わる保護者をはじめ、地域の方々の人権感覚の涵養のため、地域における人権学習の場を設定することで、地域での人権文化の醸成を図ります。

《方策1-4を通して目指す姿》

方策の実施を通して、

- ・教職員が、高い人権意識や指導力を持つこと
- ・子どもが、自己の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を身に付けること
- ・子どもが、多様性を尊重し、ありのままの姿を認め合える共生の心を持つこと
- ・子どもが、自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を持つとともに、それを行動に移すことができること

を実現し、子どもに必要な資質・能力・態度を育みます。

方策 1－5 就学前教育の充実

《方策 1－5 による取組の概要》

幼稚園教育要領、保育所保育指針、認定こども園要領に沿い、各就学前施設において、一人ひとりの興味、関心や、発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供します。その中で、保育者は、子どもが夢中になれる遊びを通して、様々な体験を積み重ねていけるよう、一人ひとりの発達や内面理解をもとに、具体的な計画を作成し、見通しをもって教育・保育を展開します。

保育者が適切に見守りながら、発達段階や特性の違う子ども同士と一緒に遊び、関わりあう活動を行います。

保育期間を通して体系的な教育・保育が提供できるよう、各施設でカリキュラムの検証、見直しをすすめていきます。

質の高い人材の確保、研修の実施、就学前施設の形態を越えた交流などを積極的に行い、就学前教育の体制強化に取り組みます。

《方策 1－5 を通して目指す姿》

方策の実施を通して、

- ・子どもが、発達段階に応じて、心身ともに健やかに育つこと
 - ・子どもが、就学前の早い時期から多様な存在を当たり前のものであるとして認識し、共生の意識を持つこと
 - ・教育・保育が、保育期間を見通し、計画的に行われること
- を実現し、子どもに必要な資質・能力・態度を育みます。

方策2 新しい時代に対応した明石らしい教育を推進する

方策2-1 グローバル教育の推進

《方策2-1による取組の概要》

発達段階に応じて、ALT（外国語指導助手）等との外国語を用いたふれあいや対話などの機会を積極的に活用しながら、小学校、中学校、高等学校を通した外国語教育の充実を図ります。

子どもが外国語を実践し、異文化交流を体験できる機会を設けながら、国際理解教育を推進します。

日本の文化や風習にふれる機会を設けることにより、異文化の理解にも役立つようにします。

《方策2-1を通して目指す姿》

方策の実施を通して、

- ・子どもが、臆することなく英語を用いて海外の人とコミュニケーションをとれること
 - ・子どもが、国際社会における人権擁護、平和の実現、異文化理解などについてグローバルな視野を持ち、課題を解決するための素養を身に付けること
- を実現し、子どもに必要な資質・能力・態度を育みます。

方策2-2 ふるさと教育及び文化・芸術教育の推進

《方策2-2による取組の概要》

小学校社会科副読本「わたしたちの明石」の授業における活用など、地域の文化遺産や遺跡などに子どもが直接触れ、地域の歴史や伝統文化を知り、体験できる教育活動を推進します。

地域行事やボランティア活動に積極的に参加するなど、子どもが地域住民と交流し、協働のまちづくりに参画する機会を充実させます。また、文化・芸術にふれ、体験する機会を充実させていきます。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会）において、地域の方々と一緒に地域の課題に取り組み、ふるさとを見つめなおす機会を設けます。

《方策2-2を通して目指す姿》

方策の実施を通して、

- ・子どもが、国やふるさと明石に愛着や誇りを持つこと
 - ・子どもが、地域の一員であることを自覚し、主体的に地域活動に参加すること
 - ・子どもが、自分の地域や伝統文化のことを深く理解すること
- を実現し、子どもに必要な資質・能力・態度を育みます。

方策2-3 情報教育の推進

《方策2-3による取組の概要》

子どもの発達段階に応じ、小学校の各教科学習から、子どもがICT機器を実際に操作しながら身近な道具として慣れ親しむ機会をより多く設けていきます。

インターネットを通して子どもが自ら情報収集を行い、必要な情報か否かを主体的に判断し活用する学習を実施します。

学校は、地域や家庭との連携を図りつつ、インターネット上における人権、知的財産などの問題や、情報端末の使用による健康上の問題についての子どもの理解を深めます。また、子どもがインターネット上で危険を回避し、情報を正しく安全に利用できるよう支援するなど情報モラルを身につけさせる指導、啓発活動を適切に行います。

《方策2-3を通して目指す姿》

方策の実施を通して、

- ・子どもが、課題や目的に応じ、適切に情報手段を活用できること
- ・子どもが、情報モラルを身に付け、インターネットの便利さ、危うさを正しく理解したうえで、必要な情報を主体的に収集し活用できること

を実現し、子どもに必要な資質・能力・態度を育みます。

方策2-4 持続可能な開発のための教育（ESD）の推進 SDGs 関連方策

《方策2-4による取組の概要》

環境学習、体験学習、平和学習などの取組や理科、社会などの教科の学習活動を進める中で、持続可能な社会づくりに関わる課題（様々な事柄が相互に関連し合っていることや、資源に限りがあること、また、多様性を確保すること、一人ひとり大切にすること、力を合わせることを、責任ある行動をとることが重要であることなど）を教員が提示し、それについて子どもが批判的・多面的に考え、他者と協力して、自分たちなりの答えを導き出せるよう取り組みます。

また、学校や地域における身近な課題に取り組むことを通じて、その先にある地球規模の課題に関心を持たせるとともに、社会に参画し、主体的に行動する態度を養います。

さらに、SDGs 自体について知識を深める学習をすることや、SDGs のどの分野に貢献するかを意識して学校の教育活動を行うこと、カリキュラムにSDGs の各目標を関連づけることなどを通して、SDGs が掲げる17の目標（課題）を学校の教育活動に取り入れていきます。

《方策2-4を通して目指す姿》

方策の実施を通して、

- ・子どもが、持続可能な社会づくりについての十分な知識を持つこと
- ・子どもが、気候変動や貧困など様々な地球規模の課題をわがごととして捉えること
- ・子どもが、持続可能な社会の実現に向けて行動できることを実現し、子どもに必要な資質・能力・態度を育みます。

方策2-5 教科横断的な学びと「ことばの力」を高める活動の充実

《方策2-5による取組の概要》

各教科の学習において、他教科での類似した学習内容とのつながりや違い、また実生活との関連性を提示することなどにより、教科の枠を超えた学びを支援します。

また、総合的な学習や総合的な探究の時間の中で、各教科や領域に固有の知識や考え方を組み合わせて、学校や地域における身の回りの課題を発見し、解決することに取り組めます。

さらに、すべての学習活動の基本となる「ことばの力」に重点を置いた指導を行います。

《方策2-5を通して目指す姿》

方策の実施を通して、

- ・教科等の枠組みを超えて、子どもの資質・能力を組織的・計画的に育成すること
 - ・子どもが、文章や情報を正確に読み解き、筋道立てた考え方をすること
- を実現し、子どもに必要な資質・能力・態度を育みます。

方策 2-6 主権者教育の推進

《方策 2-6 による取組の概要》

「公職選挙法」改正により選挙権年齢が 18 歳以上に引き下げられたことに対応し、社会科・公民科における指導に加え、総合的な学習の時間や特別活動等における指導の充実を図ります。

《方策 2-6 を通して目指す姿》

方策の実施を通して、

- ・子どもが、主権者として国や社会の問題を自己の問題として捉え、自ら考え、判断し、行動できること

を実現し、子どもに必要な資質・能力・態度を育みます。

方策3 子どもの自主的で深い学びを支援する

方策3-1 自主的な学びへの支援

《方策3-1による取組の概要》

子どもに予習、復習の大切さを伝え、その効果的な方法を提示します。また、個別の学習状況に応じて宿題の内容や分量を創意工夫するなど、子どもの自主的な学習を支援します。

保護者に対して、自主的な学習の進め方や学習環境づくり、子どもへの支援の仕方などについて情報提供します。このほか、育てたい力や望ましい学習態度などの理念を家庭、地域、学校で共有するよう努めます。

保護者、放課後児童クラブ、地域で子どもの学習に携わる人材などとの連携や意見交換などを通じ、地域、家庭、学校における様々な主体が協働して子どもの学びを支援する体制を強化します。

自主的な学習をより効果的に進めるため、学習のポイントなどを示した手引きを各学校で作成し、活用を深めます。さらに、授業動画やデジタルドリルなど様々な学習コンテンツについて、子ども一人ひとりに応じた最適な使用方法を紹介するなど、自主的な学習におけるICTを活用した学習環境の充実の支援に取り組みます。

《方策3-1を通して目指す姿》

方策の実施を通して、

- ・子どもが、自発的に授業の予習・復習に取り組むようになり、予習・授業・復習のサイクルを通して学びを深めることが習慣化すること
- ・子どもが、自分が学びたいことを認識したうえで授業に臨むこと
- ・子どもが、興味、関心に沿って自ら学習テーマを選び、調べ、考え、話し合い、自分なりに学びを深められること
- ・地域、家庭、学校が、子どもの学習状況、生活態度などの情報や、育みたい子どもの姿を共有し、相互に理解しあうこと

を実現し、子どもに必要な資質・能力・態度を育みます。

方策3-2 子どもの読書活動の推進

《方策3-2による取組の概要》

家庭や地域、学校園など幅広く、0歳から子どもが本に親しめる環境づくりに取り組みます。また、障害の有無に関わらず、子どもが読書を楽しめる読書バリアフリー環境の充実にも取り組みます。

さらに、保護者への啓発、ボランティア活動の支援などの取組を推進するとともに、子どもの読書意欲の向上を図るため、広く市民を対象とした啓発イベントの開催や広報活動等を実施します。

学校や就学前施設においては、就学前教育における読み聞かせなどの支援や、小・中学校等の学校図書館の機能拡充や図書等の充実、図書を活用した教育活動の促進などの取組を推進します。また、学校司書を配置し、連携を深めながら、読書量だけでなく、質の向上を図ります。

あかし市民図書館や西部図書館においては、一層の図書等の充実に努め、就学前施設、学校等への支援などに取り組みます。また、子どもと保護者を対象に、啓発事業にも取り組みます。

《方策3-2を通して目指す姿》

方策の実施を通して、

- ・子どもが、手を伸ばせば、読みたい本を読める環境が整うこと
- ・子どもが、読書を好きになり、自主的に本を読むことが習慣化すること
- ・子どもが、自分の興味、関心ごとについて、図書を活用し、調べることができること

を実現し、子どもに必要な資質・能力・態度を育みます。

方策3-3 学習機会の創出

《方策3-3による取組の概要》

地域の人材を活用し、デジタルドリルなども使用しながら、「数学・英語応援団」(中学生を対象とした指導ボランティアによる数学・英語の放課後学習教室)や、「わくわく地域未来塾」(小学校3年生を対象とした指導ボランティアによる算数・国語の学習教室)など学校の授業や家庭学習以外で子どもが学習する機会をつくります。学校は、これらの学習教室との連携を図り、子どもの情報の共有に努めます。

《方策3-3を通して目指す姿》

方策の実施を通して、

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・子どもが、学びへの強い意欲を持ち、学習習慣を身に付けること・学校と地域が、育もうとする子どもの力や教育の理念を共有すること を実現し、子どもに必要な資質・能力・態度を育みます。 |
|--|

方策4 生涯にわたり健康に活躍できる体づくりを支援する

方策4-1 基礎的体力の育成

《方策4-1による取組の概要》

就学前教育においては、子どもが遊びを中心に身体活動を十分に行うことができるような機会を提供します。

学校の体育や保健の授業を相互に関連させ、授業改善を行います。また、特別活動や部活動を通して、子どもが運動やスポーツに触れる機会を増やしなが、共に体を動かし、成長できる学級づくり・集団づくりに努めます。あわせて、教員向け研修を充実させるとともに、部活動指導員など外部人材の積極的な活用も図ります。

《方策4-1を通して目指す姿》

方策の実施を通して、

- ・子どもが、運動やスポーツ、共に身体を動かすことの楽しさや喜びを知り、興味・関心が深まること
- ・子どもが、スポーツの勝敗や結果だけでなく、努力や過程に価値を見出すこと
- ・子どもたちが、共に体を動かし、仲間と共に上達し成長できる集団となること
- ・教員が、運動の理論や正しい体の使い方を指導するためのポイント、新体力テストの各項目と学習指導要領に定めた領域の繋がり等を十分に理解していること

を実現し、子どもに必要な資質・能力・態度を育みます。

方策4-2 正しい生活習慣への支援

《方策4-2による取組の概要》

学校園と家庭が連携しながら、子どもの健康状態や生活習慣の把握に努めます。そして、子どもに十分な睡眠や早寝・早起きの生活習慣の重要性を伝え、生活の実情に応じた生活習慣改善の提案を行います。

食育については、様々な食材や料理を学校給食で提供するとともに、栄養教諭とも連携しながら、好き嫌いなくバランスの良い食事を摂ることや朝食を毎日摂ることの大切さを伝えていきます。また、食に関する正しい知識やその重要性についても伝えていきます。

あわせて、学校以外の場においても、子どもが積極的に運動やスポーツを行う習慣づくりに向けた取組を推進します。

《方策4-2を通して目指す姿》

方策の実施を通して、

- ・子どもと保護者が、食についての正しい知識を身に付けること
 - ・子どもと保護者が、十分な睡眠や早寝・早起きの重要性を認識し、生涯を健康に生き抜く生活習慣を身に付けること
 - ・子どもが、学校以外においても運動する習慣を身に付けること
- を実現し、子どもに必要な資質・能力・態度を育みます。

方策4-3 自分の心と体の理解の促進 SDGs 関連方策

《方策4-3による取組の概要》

体育・保健の授業等において、病気の予防や健康な生活に係る正しい知識を子どもに伝えていくとともに、新体力テストや成長記録などを活用し、子どもが自身の体力、運動能力や身体の成長について理解を深めます。

特に、薬物乱用防止教育や性教育については、SNSなどインターネット上に多くの情報が溢れており、子どもが簡単に情報を入手できる時代だからこそ、学校において正しい知識を出来る限り早期から伝えることに努めます。

生理の仕組みや身体への影響に関する正しい知識を学ぶ機会をつくるとともに、子どもが安心して学校での生活を送れるための環境の整備に努めます。

心と体は密接な関連があることから、ストレスのコントロールや対処法に係る子どものストレスマネジメント教育を積極的に実施します。

さらに、これらの取組に際しては、学校医や学校歯科医、学校薬剤師などの専門職の知見も活用していきます。

《方策4-3を通して目指す姿》

方策の実施を通して、

- ・子どもが、自身の心と体の状態について客観的に正しく理解すること
 - ・子どもが、生涯を健やかに生き抜くための正しい知識や対応を身に付けること
 - ・子どもが、心身ともにリラックスし、日々の生活を安心しておくこと
- を実現し、子どもに必要な資質・能力・態度を育みます。

【テーマ2 子どもの成長・発達の過程への支援】

方策5 自発的かつ主体的な成長・発達の過程を支援する

方策5-1 計画的な生徒指導の充実と校則の見直し

《方策5-1による取組の概要》

学校は、その実情を踏まえ、目指す子どもの姿やそれを実現するための手立てなど教育課程に生徒指導の視点を明確に位置付けます。教職員は、それに沿って、すべての児童生徒を対象として、計画的に生徒指導を行います。その中で、充実した集団活動の機会を提供するとともに、学校生活の様々な場面で、適切に指導や援助を行いながら、子どもに自己選択、自己決定の機会を提供することや、責任ある役割を任せることに努め、子どもが自発的かつ主体的に自己を成長させる過程を支援します。

きまり・校則については、子どもたちが主体となって、服装・制服や髪型などの決まりごとの見直しに積極的に取り組み、一人ひとりが自分らしく成長していくために学校がどのようにあるべきか検討を進めます。

《方策5-1を通して目指す姿》

方策の実施を通して、

- ・子どもが、時、場所にに応じて、どのように行動するのが適切か自分で考え、判断して、行動に移すことができること
- ・子どもが、決まり、ルールを自ら進んで守れること

を実現し、子どもに必要な資質・能力・態度を育みます。

方策5-2 子どもの非行・虐待の未然防止、早期発見、早期対応

《方策5-2による取組の概要》

学校園、地域、関係機関で構成する児童健全育成支援システム（こどもすこやかネット）を設置し、各機関が連携・協力し、子どもの非行や虐待の未然防止や早期発見、早期対応に向けて、総合的に見守る体制を構築します。

また、子どもの非行の背景に家庭や地域の事情、貧困問題、学習の遅れなどの様々な要因があることから、非行を未然に防止するために、地域における相談活動や補導活動、啓発活動、環境浄化活動等の多様な活動をさらに充実させます。

《方策5-2を通して目指す姿》

方策の実施を通して、

- ・子どもの非行や問題行動等を早期に把握し、対応すること
- ・学校と家庭、地域、各関係機関が、連携しながら、子どもの健全な育成を図ること

を実現し、子どもに必要な資質・能力・態度を育みます。

方策5-3 教育相談の推進

《方策5-3による取組の概要》

教育相談員及び精神科医や臨床心理士、社会福祉士などの専門家による子どもや保護者等に対する相談支援のさらなる充実を図り、相談体制を整えます。

《方策5-3を通して目指す姿》

方策の実施を通して、

- ・子どもや保護者からの相談に速やかに対応できること

を実現し、子どもに必要な資質・能力・態度を育みます。

方策5-4 いじめ対策の推進 SDGs 関連方策

《方策5-4による取組の概要》

道徳や特別活動の時間などにおいて、子どもがいじめ問題の重大性について知識を深め、主体的に考える機会を設け、子ども同士がお互いの良さを認め合いながら成長し合える学級づくりを推進します。

教育委員会は、いじめの未然防止に向けた啓発を推進するとともに、いじめの早期発見、早期対応に向けた学校の取組を支援し、相談体制の充実を図ります。

《方策5-4を通して目指す姿》

方策の実施を通して、

- ・子どもが、いじめは絶対に許されないことであると認識すること
- ・教職員が、いじめを見逃すことなく、積極的に認知し、組織として早期に対応できる風土があること

を実現し、子どもに必要な資質・能力・態度を育みます。

方策5-5 キャリア教育の推進

《方策5-5による取組の概要》

研修の実施や担当教職員の配置、教職員の自主的な学びの促進などにより校内のキャリア教育についての組織体制をチームとして強化します。

キャリアパスポートなどを活用し、小学校から高等学校を通じて系統的にキャリア教育を推進する体制を整備します。

子どもが、特別活動や地域活動に主体的に参加し、様々な人と関わる中で自分の可能性と視野を広げる機会を設けます。また、各教科の内容を実社会とつなげて提示することなどに取り組みます。

トライやる・ウィークやトライやる・アクションの実施やその振り返りを通して、様々な職業や活動を実体験する機会を作っていきます。

進路に関する様々な情報の提供に努めます。また、一人ひとりの児童生徒と、適性や興味・関心に沿った丁寧なカウンセリングを行います。

《方策5-5を通して目指す姿》

方策の実施を通して、

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・子どもが、社会に参画し、自己実現を図るための実体験を通して、自分の可能性と視野を広げること・子どもに対する支援が、一人ひとりの適性や興味関心に応じ、最適であることを実現し、子どもに必要な資質・能力・態度を育みます。 |
|---|

【テーマ3 教育環境の整備】

方策6 教育体制の充実

方策6-1 カリキュラムマネジメントの実施と学校の組織力の強化

《方策6-1による取組の概要》

学校がそれぞれの特色にあわせて、教育目標を踏まえた教科横断的な視点で教育課程を編成し、その実践、評価、改善を繰り返すとともに、必要な人的・物的資源を地域などの外部の資源も含めて効果的に組み合わせ、カリキュラムマネジメントに取り組みます。

就学前施設においては、施設の特性に応じ、教育保育目標を明確にした教育課程を編成し、実施状況の評価・改善を図るとともに、組織的・計画的に教育活動の質の向上を図るカリキュラムマネジメントの実施に取り組みます。

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーなどの専門職を配置し、教育に関する専門的な相談を実施します。また、その職務内容等を明確化し、専門職の質の確保と配置の充実を進めるほか、明石こどもセンター、警察などの専門機関とも連携し、子どもの虐待防止や安全確保に努めます。

これらの取組を的確に進めるために、校長をはじめ、教頭、主幹教諭などが組織的に学校の経営を担えるよう、マネジメント人材の育成や支援に取り組みます。

《方策6-1を通して目指す姿》

方策の実施を通して、

- ・校長のリーダーシップのもと、教育課程、日々の教育活動、学校の教育資源（人、物、お金、情報、時間など）が一体的にマネジメントされ、個人としてではなく、チームとして教育活動に取り組めること
- ・教職員が心理や福祉などの専門家、専門機関と連携・分担する体制が整備され、教職員の多忙化が解消されるとともに学校の機能が強化されること

を実現し、子どもに必要な資質・能力・態度を育みます。

方策6-2 地域・家庭・学校の連携と協働による社会に開かれた教育課程の実現

SDGs 関連方策

《方策6-2による取組の概要》

市内の各小中学校区に設置したコミュニティ・スクール（学校運営協議会）を軸として、学校や地域行事の運営、教育活動や教育課程の編成などについて、地域・家庭・学校で熟議を重ねながら、協働して子どもの学びと育ちの充実を図り、社会に開かれた教育課程の実現を目指します。

また、地域の拠点となる学校の授業や部活動等の教育活動を一定期間公開するオープンスクールや学校園の施設開放を実施します。

《方策6-2を通して目指す姿》

方策の実施を通して、

- ・学校の教育活動に対して保護者や地域の理解を得るとともに、目指す子どもの姿を共有すること
- ・地域住民や保護者の一人ひとりが、教育の当事者であるという意識を持つこと
- ・地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを推進すること

を実現し、子どもに必要な資質・能力・態度を育みます。

方策6-3 校種間の連携と円滑な接続

《方策6-3による取組の概要》

中学校区内の就学前施設、小中特別支援学校及び高等学校がそれぞれの学校段階を越えて連携し、情報交換や共同研修等を行うために設置されている校区UNIT会議を発展・充実させるなどにより、中学校区内の複数の学校段階間の連携強化に取り組みます。

さらに、その発展である小中一貫教育については、本市で先駆的に小中一貫教育校となった高丘小中一貫教育校における連携事例の研究実践を進めるなどにより、9年間を通じた特色ある教育課程を推進するとともに、中学校と高等学校との連携についても研究を進めていきます。

就学前の教育・保育についても、幼稚園・保育所（園）・認定こども園の枠組みを越えて連携を図っていくため、子どもや教職員が交流し、互いの保育内容や生活の仕方について学び合う機会をつくります。

《方策6-3を通して目指す姿》

方策の実施を通して、

- ・中学校区内の就学前施設や学校が、校区の子どもたちを共通の視点で見守るとともに、子どもの実態に応じた教育活動を連携して行うこと
- ・就学前施設、小学校、中学校という異なる学校段階の学びが、継続し、円滑に移行すること

を実現し、子どもに必要な資質・能力・態度を育みます。

方策6-4 教職員の資質向上

《方策6-4による取組の概要》

あかし教育研修センターの機能の充実を図り、教職員の経験年数に応じた研修や教育課題に応じた研修、ICTの活用による、効果的な授業展開及び成長・発達の過程への支援についての研修等を実施します。また、各校の校内研究や研修活動に対する支援を行います。

さらに、今日的教育課題に対応した研究指定を行い、その成果を市内の学校で共有します。

《方策6-4を通して目指す姿》

方策の実施を通して、

- ・教職員が、高い実践的指導力を持つこと
- ・教職員が、研修で学んだ内容をもとに、行動できること
- ・校内研究や研究活動が活性化すること

を実現し、子どもに必要な資質・能力・態度を育みます。

方策6-5 少人数教育の推進

《方策6-5による取組の概要》

小学校1年生、中学校1年生などの特定の学年や小中一貫教育校などの特定の学校において、国又は県の定める学級編成の基準より少ない人数による学級編成を行います。

また、県の新学習システムにより、小中学校において次の取組を進めていきます。小学校においては、高学年で教科担任制と少人数学習集団編成の組み合わせによる兵庫型教科担任制を活用するほか教科担任制の対象教科の拡充など、よりきめ細やかな指導について検討していきます。中学校においては、学級を分割した少人数教育を実施します。

《方策6-5を通して目指す姿》

方策の実施を通して、

- ・教育が、個性や能力に応じたきめ細やかな内容になること
- ・就学前施設、小学校、中学校という異なる学校段階の学びが、継続し、円滑に移行すること

を実現し、子どもに必要な資質・能力・態度を育みます。

方策6-6 子育て支援の推進

《方策6-6による取組の概要》

「子育て支援センター」を地域における子育て支援の拠点として、子育て中の親子が自由に集い、交流できる場を提供します。また、子育て世代に対する各種講座の開催、情報提供や子育てに関する相談を行います。

幼稚園における預かり保育の実施や給食の提供などの子育て支援や就労支援を行います。また、利用者の利便性の向上を図るため、市立幼稚園の幼稚園型認定こども園化について検討を進めます。

未就園の子どもやその保護者に対しては、オープンスクールやふれあいキッズなどの園庭開放を行い、就学前施設の生活を知る機会を設けるとともに、就園や発達等の子育て相談も適宜受け付けていきます。さらに、地域による子育て支援の場として、子育て学習室をすべての市立幼稚園、認定こども園で実施します。

《方策6-6を通して目指す姿》

方策の実施を通して、

- ・子育て家庭の不安感や孤立感を解消し、妊娠期から安心して、喜びを感じながら子育てができること

を実現し、子どもに必要な資質・能力・態度を育みます。

方策6-7 放課後の子どもの居場所づくり

《方策6-7による取組の概要》

全小学校において「放課後児童クラブ事業」を実施し、安定的な事業運営と児童への育成内容の質の向上に取り組みます。

余裕教室の活用などにより、入所希望児童の増加に対応するほか、夏休み期間中のみの受け入れなど多様なニーズに対応していきます。

また、地域住民等の参画を得て、子どもが放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験や活動を行うことができるよう「放課後子ども教室」などの取組を推進します。

《方策6-7を通して目指す姿》

方策の実施を通して、

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・子どもが放課後等を安全・安心に過ごせる場所を提供すること |
|---|
- を実現し、子どもに必要な資質・能力・態度を育みます。

方策7 子どもに向き合う時間を充実、深化させる

方策7-1 事務の効率化と学校行事、事務の精選

《方策7-1による取組の概要》

教育委員会と学校園が協議を繰り返しながら、教職員の働き方改革について検討する場を設け、限られたリソースの中で、子どもに、より効果的な教育・保育を行うために、学校園の業務に優先順位を付け、精選を進めます。また、業務の役割分担の適正化、業務の集約化と効率化、専門スタッフや外部人材の積極的な活用を図ります。特に中学校においては、部活動の地域移行に向けた検討、部活動指導員の活用など、部活動のあり方の見直しにさらに取り組みます。

令和4年度から本格導入する「学びと育ち支援システム（統合型校務支援システム）」による子どもの学籍や成績などの一元的な管理・様々な情報の共有や教職員の校務のデジタル化など、ICTを積極的に活用することによる事務の効率化に取り組みます。

《方策7-1を通して目指す姿》

方策の実施を通して、

- ・教職員の時間的余裕が生まれ、教職員が、教材研究や子どもとのコミュニケーション時間の確保など、子どもたちのために真に必要なことに時間を使うことができること
- ・学校行事、事務が精選され、子どもや学校にとっての優先順位が明確になっていること
- ・特定の教職員に事務の負担が偏らず、すべての教職員の活躍の場が多くあること

を実現し、子どもに必要な資質・能力・態度を育みます。

方策7-2 改善事例の共有と全市的展開

《方策7-2による取組の概要》

各学校の課題に応じ、職員の働き方改革について熟議を重ね、成果につながった改善事例については、校内のみならず、学校と学校間、教育委員会と学校間においてもICTを活用しながら、積極的に情報共有を行います。

また、教育委員会においては、改善事例を教職員研修の場で紹介したり、ホームページで広報するなど、全市的展開に向けて取組を推進します。

《方策7-2を通して目指す姿》

方策の実施を通して、

- 教職員の時間的余裕が生まれ、教職員が、教材研究や子どもとのコミュニケーション時間の確保など、子どもたちのために真に必要なことに時間を使うことができること
- 学校がより開かれた組織体制となり、教職員同士の情報交換や熟議が活発になること
- 改善事例が学校文化として根付くこと

を実現し、子どもに必要な資質・能力・態度を育みます。

方策8 安全・安心な学習環境を整える

方策8-1 学校の安全性の向上

《方策8-1による取組の概要》

子どもが学校で予測のつかない事故に巻き込まれないよう、学校施設を適切に維持管理します。また、学校にある器具や道具は事前に安全上の注意点を十分に理解したうえで授業等において使用します。

通学路においては、可能な限り安全な通学路ルートを指定するとともに、スクールガードによる見守り活動など、地域や家庭、専門機関などとも連携しながら通学途中の子どもを見守る体制の充実を図ります。

新型コロナウイルス感染症対策として、換気や消毒、ソーシャルディスタンスの確保などの環境衛生の維持と改善に努めます。さらに、り患した子どもの登校再開にあたっては、あかし保健所や各医療機関、医師会などとも連携していきます。

《方策8-1を通して目指す姿》

方策の実施を通して、

- すべての子どもにとって、学校がいきいきと安全・安心に活動し、学ぶことができる場となること
- 学校や通学路におけるリスクが可能な限り最小化されること

を実現し、子どもに必要な資質・能力・態度を育みます。

方策 8-2 快適で、ありのままの自分でいられる学校環境の整備

SDGs 関連方策

《方策 8-2 による取組の概要》

特別な支援を要する子どもへの配慮や、災害時の避難所など地域の方を受け入れる際の身体の不自由な方への配慮から、エレベータの整備や多目的トイレ・車いす用トイレの設置、段差の解消など学校施設のバリアフリー化を推進します。

また、制服、トイレ、更衣室などについて、性的マイノリティなどに配慮した学校の施設整備、運用の見直し、合理的配慮に取り組みます。

あわせて、子どもの特性に寄り添いながら、ICT機器も活用しつつ、個別の配慮が行き届いたユニバーサルデザインの学級づくり・授業づくりを推進します。

《方策 8-2 を通して目指す姿》

方策の実施を通して、

- ・すべての子どもにとって、学校がいきいきと安全・安心に活動し、学ぶことができる場となること
- ・子どもが、ありのままの自分でいられること

を実現し、子どもに必要な資質・能力・態度を育みます。

方策 8-3 ICT環境の整備

《方策 8-3 による取組の概要》

GIGAスクール構想により整備した一人一台の情報端末を最大限活用することができるよう、Wi-Fiなどの通信環境の維持改善、情報端末の保守点検、充電設備や大型提示装置などの周辺機器の充実に取り組みます。

また、子どもの学びの姿がICTを活用した新しいものになることをふまえ、家庭に情報端末を持ち帰り活用すること、デジタル教科書を導入することなどについて課題を整理し、導入に向けた準備を進めます。

《方策 8-3 を通して目指す姿》

方策の実施を通して、

- ・学校施設において、ICTを活用した授業の効果が最大化すること

を実現し、子どもに必要な資質・能力・態度を育みます。

方策 8-4 安全教育・防災教育

《方策 8-4 による取組の概要》

各教科や特別活動において、子どもの発達段階に応じて講演会や安全教室を実施します。また、関係機関と連携した安全体制を構築します。

防災教育や減災教育について、学校園における危機管理体制を強化するとともに、家庭や地域、各関係機関とも連携しながら、より実践的な避難訓練等の取組を行います。その中で、兵庫県の防災教育副読本「明日に生きる」を活用するとともに、「津波てんでんこ」などこれまでの災害の教訓を踏まえ、発災時の行動変容にまでつながるよう意識改革に取り組みます。

《方策 8-4 を通して目指す姿》

方策の実施を通して、

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・子どもが、発災時に正常化バイアスにとらわれず、自分の判断で、自分ひとりからでも、取り得る最善の避難行動が出来ること・子どもが、命の大切さを理解し、災害等の備えを行うとともに、家庭や地域等の安全活動に進んで参加・協力すること |
|---|

を実現し、子どもに必要な資質・能力・態度を育みます。

方策9 学びの機会を保障する

方策9-1 不登校対策の推進 SDGs 関連方策

《方策9-1による取組の概要》

不登校に対する教職員の資質能力を向上させるための研修等を行うほか、校長のリーダーシップのもと学校全体の支援体制の強化や各機関との連携強化に取り組みます。また、専門的な知識を持つスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや、生徒指導上の様々な課題に対して支援を行う中学校生徒指導相談員を配置するなど、きめ細やかな不登校対策の充実を図ります。

不登校児童生徒の社会的自立のため、「もくせい教室」（明石市適応教室）の運営のさらなる充実を図ります。

さらに、学校以外の様々な施設や地域の団体と連携することで、学校以外の多様な学びの場や居場所を確保し、不登校児童生徒の希望に沿って紹介することや、ICTなどを活用して学習機会を確保することなど、学校以外の場所での学びについても支援します。

《方策9-1を通して目指す姿》

方策の実施を通して、

- ・不登校ができる限り未然に防止され、不登校の傾向が出現した場合においては早期に発見し、対応できること
- ・不登校対策について、校長のリーダーシップのもとで、教職員や各関係職員、関係機関が連携し、チームとして計画的に取り組むこと
- ・不登校児童生徒が、自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立すること
を実現し、子どもに必要な資質・能力・態度を育みます。

方策9-2 多様な学びの機会の保障 SDGs 関連方策

《方策9-2による取組の概要》

病気やケガで長期に入院することなどにより学校に通えない児童生徒のため院内学級を設置するとともに、ICTを活用した学習環境を整備します。また、事情により日中に学校に通えない児童生徒や、中学校での教育内容を学び直す必要がある方が夜間中学に通えるよう支援します。

外国にルーツを持つ児童生徒に対し、日本語学習支援、学校生活への適応支援などに取り組みます。

《方策9-2を通して目指す姿》

方策の実施を通して、

- ・すべての児童生徒に対し、実質的に平等な学びの機会を提供すること
を実現し、子どもに必要な資質・能力・態度を育みます。

方策 9-3 家庭環境に応じた支援 SDGs 関連方策

《方策 9-3 による取組の概要》

経済的な理由のために就学が困難となる小中学生に対し、学用品費、学校給食費や校外活動費など、教育費の一部を援助する「就学援助制度」を実施するなど家庭への経済支援を行います。また、相談窓口の設置や生理用品の無償配付を通して、経済面をはじめ、様々な困りごとを抱える児童生徒に対する継続的な支援を行います。

高等学校等への進学に向けた給付型奨学金の給付を行うとともに、学習・生活のサポートも行います。

家庭での介護や保育などにより学習時間を確保できない児童生徒の実態を把握し、各機関につなぐなど、様々な家庭環境に応じた支援に取り組みます。

《方策 9-3 を通して目指す姿》

方策の実施を通して、

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・経済事情、家庭事情による教育格差が縮小すること・経済的事情により高等学校への進学を諦める児童生徒がいなくなることを実現し、子どもに必要な資質・能力・態度を育みます。 |
|--|

第6章 計画の推進のために

1 計画の進行管理

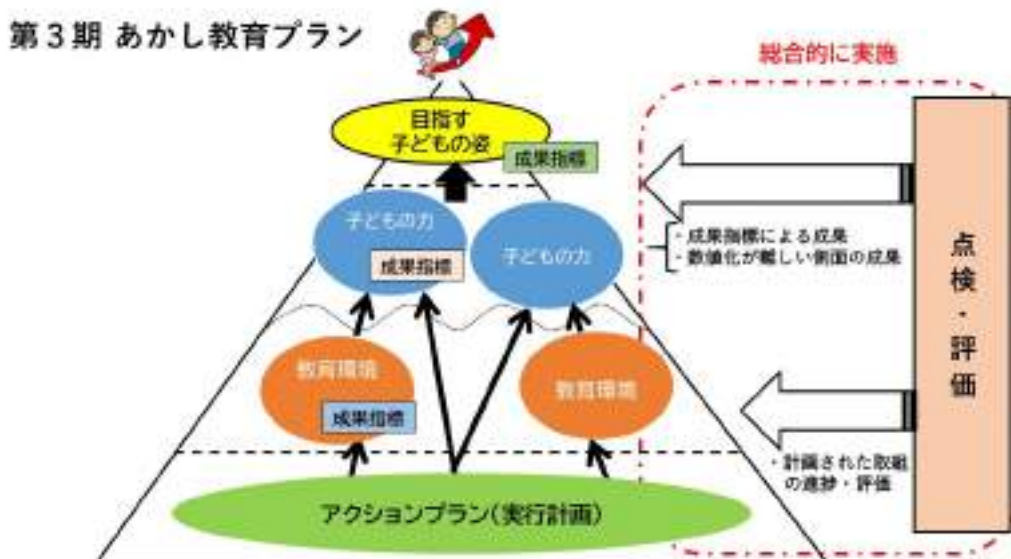
教育プランに基づく具体的な取組（事業）については、社会情勢や財政状況など、教育行政を取り巻く環境や課題の変化に柔軟かつ適切な対応ができるよう、毎年度に「アクションプラン（実行計画）」を策定し、その推進を図ります。

「アクションプラン」に定める具体的な取組の進捗状況については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づき、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」等を実施し、計画の進行管理を行うとともに、その結果を踏まえて必要な改善を翌年度以降の「アクションプラン」に反映させることで、実行性のあるPDCAサイクルを確立します。

2 目標達成のためのアプローチ

教育プランにおいて「基本目標」を実現するため、「目指す子どもの姿」や、そのために必要な各要素に対し、成果指標を設定し、その結果によって客観的な状況を把握し、より効果的、効率的な施策の展開につなげるとともに、客観的な根拠に基づく市民への説明責任を果たします。この際、必要な要素としては、「身につけるべき子どもの力」だけではなく、間接的にその力の育成に大きく影響する「整えるべき教育環境」についても確認し、子どもの力と教育環境の両側面から、より客観的な状況を把握するよう努めます。

もともと、取組の成果が判明するまでに長い時間を要すること、成果に対して家庭環境など他の要因が強く影響している場合が多く施策と成果との因果関係の証明が難しいものが多いことなどにも留意し、数値化が難しい側面（児童生徒の課題、保護者・地域の意向、過去の実績等）についても可能な限り情報を収集・分析し、総合的に判断して取り組みます。



3 成果目標

教育プランを着実に推進し、「基本目標」を実現できるよう、以下のとおり「育む5つのちから」に沿って計画全体を通した成果指標を設定し、「第3期 あかし教育プラン」の期間内における平均値が「第2期 あかし教育プラン」の期間内における平均値を上回ることを目標とします。

なお、「基本目標」を実現するために必要な各要素における成果指標については、毎年度策定する「アクションプラン」で設定します。

※いずれも第3期プランの平均が第2期プランの平均を上回ることを目標とします

指 標		現状 (%) (第2期プラン平均)	
多様化する社会を 生き抜けるちから	「自分にはよいところがある」と答える 児童生徒の割合	小6	81.6
		中3	75.5
	「先生は、あなたのよいところを認めて くれている」と答える児童生徒の割合	小6	84.3
		中3	71.5
	「難しいことでも、失敗を恐れなくて挑 戦している」と答える児童生徒の割合	小6	75.7
		中3	67.2
	「ものごとを最後までやり遂げて、うれ しかったことがある」と答える児童生徒 の割合	小6	92.7
		中3	91.6
「5年生まで[1、2年生のとき]に受け た授業では、課題の解決に向けて、自分 で考え、自分から取り組んでいた」と答 える児童生徒の割合	小6	77.0	
	中3	83.5	
「5年生まで[1、2年生のとき]に受け た授業で、自分の考えを発表する機会 では、自分の考えがうまく伝わるよう、資 料や文章、話の組み立てなどを工夫して 発表していた」と答える児童生徒の割合	小6	62.8	
	中3	65.0	
自分の行動や考え 方を客観的に見つ めるちから	「授業で学んだことを他の学習に生かし ている」と答える児童生徒の割合	小6	83.4
		中3	72.6
夢を描き、自律的 に学びに向かうち から	「将来の夢や目標を持っている」と答 える児童生徒の割合	小6	86.0
		中3	70.4

指 標		現 状 (%) (第2期プラン平均)	
夢を描き、自律的に学びに向かうから	「家で自分で計画を立てて勉強をしている」と答える児童生徒の割合	小6	65.4
		中3	55.4
	「人の役に立つ人間になりたい」と答える児童生徒の割合	小6	95.3
		中3	93.0
	地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」と答える児童生徒の割合	小6	51.9
		中3	39.8
共に学ぶことの楽しさを知り、それを継続することができるから	「学級みんなで話し合っって決めたことなどに協力して取り組み、うれしかったことがある」と答える児童生徒の割合	小6	87.6
		中3	84.3
	「学級の友達と[生徒]の間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている」と答える児童生徒の割合	小6	73.6
		中3	69.5
	「学校に行くのは楽しい」と答える児童生徒の割合	小6	89.7
		中3	86.3
たくましく、健やかに生きるから	「朝食を毎日食べている」と答える児童生徒の割合	小6	96.2
		中3	94.3
	「毎日、同じくらいの時刻に寝ている」と答える児童生徒の割合	小6	81.4
		中3	80.5
	「毎日、同じくらいに時刻に起きてい」と答える児童生徒の割合	小6	91.4
		中3	93.9

4 中間見直し

「第3期 あかし教育プラン」の計画期間は、「明石市教育大綱」にあわせて2022年度から2030年度までの9年間となりますが、現代の子どもを取り巻く環境の変化は目まぐるしく、それに適切に対応していかなければなりません。また、教育基本法において市が参酌すべきものとされている、国及び県の計画期間は5年間となっており、これらの計画が更新された際には、その内容についても検証を行わなければなりません。そこで、市の上位計画である「あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）」の前期戦略計画の計画期間にあわせて、2022年度から2025年度までの4年間を終えた時点で、計画の中間見直しを行うこととします。

参 考 资 料

参考資料

1 第2期 あかし教育プランの振り返り

「第2章 現状と課題」の1で記載した「第2期 あかし教育プラン」の振り返りの概要は、以下のとおりとなっています。

なお、2021年度中の計画策定作業に反映させるため、振り返りの時点は、2020年度末となっており、各種の数値についても、その時点で最新のものを使用しています。

(1) - 1 確かな学力の育成 — 施策の振り返り —

① (「ことばの力」の育成 -読む・聞く・書く・話す-)

【「第2期 あかし教育プラン」の施策で目指した姿】

国語をはじめとする全ての教科等で、言語活動を重視した指導の充実を図り、子どもたちが学びの基礎となる「ことばの力」について十分な能力を持つ。

【主な取り組み】

- ・ 具体的な授業場面において、「話し合い活動」等の協働的な学びや、「書く」活動を意識的に取り入れるよう指導
- ・ 「全国学力・学習状況調査」の結果から本市の子どもの学力状況を分析し、より効果的な指導方法を検討

【取り組みの成果と課題】

言語活動を重視した指導を行うことで「主体的・対話的で深い学び」の向上に直接つながっています。しかし、全国学力・学習状況調査の結果（参考57ページ参照）からは、小学校6年生の国語について低下傾向が見られることから、小学校6年間を通した「ことばの力」の育成にさらに取り組む必要があります。同調査の小6国語では、「目的や意図に応じて自分の考えの理由を明確にし、まとめて書く問題」や、「文と文との意味のつながりを考えながら、接続語を使って内容を分けて書く問題」の正答率が低いという特徴が見られます。そこで、今後は、事実から自分の考えを支えるものとしてふさわしいものを取り上げ、自分の考えとの関係を十分に捉えて書くようにし指導することや、書いた文章を読み返し、接続語を正しく使えているかを考え、適切に選んで使えるように、日々の作文指導などで接続語の指導を丁寧に行うことに取り組めます。

また、高度に情報化した社会の到来に向けて、体験の中でさまざまな課題を見つけ、クリエイティブな発想で問題解決を創造、実現していくちからを身に付けるために、理数教育と創造的教育の分野横断的な学び（STEAM教育）が重要となっていることから、その基礎的能力となる論理的な思考力・表現力を義務教育期間で身につけることがますます求められることとなります。そこで、教科としての「国語」だけでなく、あらゆる科目、学校活動の中で論理的に思考し、表現できるちからを身につけられるよう工夫していくことが今後の課題となります。

②校種を越えて連携した教育の推進

【「第2期 あかし教育プラン」の施策で目指した姿】

中学校校区内の就学前施設や各学校が校種を超えて連携し、校区の子どもを共通の視点で見守るとともに、子どもの実態に応じた教育活動を推進することにより、子どもの「育ち」と「学び」がスムーズに接続する。

【主な取り組み】

- ・ 同じ中学校区の様々な校種の担当者が構成する会議において、目指す子ども像、共有する手立て（学び・育ち）、運営組織を協議・決定し、実践
- ・ 異なる種類の就学前施設の職員が、互いの教育・保育現場で実習を実施
- ・ 就学前教育から小学校への滑らかな接続を意識したアプローチカリキュラムの検討のモデル案を作成し、小学校へ周知

【取り組みの成果と課題】

就学前施設と小・中・特別支援学校が連携することにより、他校種の教育活動に対する理解が深まり、教育活動をより有効に推進することができるようになりました。また、校区が抱える課題や現状を共有することができるとともに幼児期から思春期を見据えた校種間の連携を図ることができるようになりました。

2021年4月からは、高丘東小学校、高丘西小学校、高丘中学校の3校が高丘小中一貫教育校として併設型小中一貫教育校に移行しました。ここでは、小学校における一部教科担任制、全学年の30人学級、明石北高等学校との連携による理数教育・プログラミング教育の充実、ALTの重点配置と小1からの英語授業開始などによる英語教育の充実、大型提示装置の全学級整備などのICT教育の充実などの特色ある教育活動を展開しています。今後は、ここでの取組をモデルケースとして、その効果や課題を精査し、情報を共有することで、これらの取組を市内の他の学校にも横展開できるかどうか検証を進めていくほか、他の校区においても小中の連携をさらに深めることで育ちと学びの接続を図る必要があります。また、明石北高等学校との連携を契機に、中・高の連携についてもさらなる研究を進めていきます。

就学前施設と小学校の連携については、「アプローチカリキュラム」の作成と実践研究を通して、指定研究園・校で先行した取組が始まっていますが、今後はその研究成果をふまえ、市内の各就学前施設、小学校での取り組みを進めていきます。

③就学前教育の充実

【「第2期 あかし教育プラン」の施策で目指した姿】

就学前施設において、就学前教育・保育の質を向上させ、子どもの学びの基礎を育成する。

【主な取り組み】

- ・ 2016年3月に明石市就学前教育・保育共通カリキュラムを策定し、0歳から就学前までの子どもの育ちや学びを一貫して捉え、発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供
- ・ 2014年度から3歳児保育を一部の幼稚園で開始、2019年度から市内全幼稚園で実施
- ・ 3歳児保育全園実施に際し、3年計画で全園の研究保育を実施し、講師より具体的な指導を受けながら、3歳児の発達を踏まえた保育の在り方を研究

【取り組みの成果と課題】

明石市就学前教育・保育共通カリキュラムを活用することで、各就学前施設において、発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供できるようになりました。

また、市内の全幼稚園で3歳児保育が開始され、より早い時期から教育・保育を提供することができるようになりました。3歳児保育の開始に向けて、研究保育を実施しましたが、今後は、そこで得られた子どもと向き合う視点などの成果に加え、3年間を見通したカリキュラムによる保育の質のさらなる充実を図っていくことが課題となってきます。

④学習意欲の向上

【「第2期 あかし教育プラン」の施策で目指した姿】

地域の人材を活用した「数学・英語応援団」（中学生対象）や「わくわく地域未来塾」（小学生対象）などの実施を通じて、子どもたちの学習意欲が高まるとともに、基礎基本が定着する。

【主な取り組み】

- ・ 夏季休業期間に授業を実施
- ・ 「わくわく地域未来塾」（小学校3年生を対象とした指導ボランティアによる算数・国語の学習教室）を、全28小学校で実施
- ・ 「数学・英語応援団」（中学生を対象とした指導ボランティアによる数学・英語の放課後学習教室）を全中学校で実施

【取り組みの成果と課題】

「わくわく地域未来塾」、「数学・英語応援団」の実施により、金銭面の都合で塾に通うことができない等の家庭の状態に関わらず、すべての児童・生徒に平等に学習する機会を提供できました。また、児童生徒のアンケートからも学力、学習意欲の向上や、学習習慣の定着などの成果が確認できました。

一方で、指導ボランティア等の人材確保などの課題はありますが、今後も引き続き、教員OBや地域の協力を得ながら、地域ぐるみで子どもたちの発達段階に応じた成長を支えていけるよう取組を進めていきます。

⑤ ICTの活用

【「第2期 あかし教育プラン」の施策で目指した姿】

子どもの発達段階に応じた情報活用能力を育成し、各学校にあるICT機器を子どもたちが効果的に活用する。また、ICT機器の活用により子どもの協働的な学びを充実させ、思考力・判断力・表現力が向上する。

【主な取り組み】

- ・ GIGAスクール構想の実施により、小学校、中学校、特別支援学校の児童生徒、教職員への1人1台タブレット端末の配備と周辺ICT環境の整備
- ・ ICTの活用について先導的な役割を果たす教員を選任、育成
- ・ 小学校においてプログラミング教育を開始
- ・ 情報モラルを含む情報活用能力について道徳や各教科の中で総合的に学習
- ・ 新型コロナウイルス感染症による臨時休業時の学習保障としてオンライン配信型学習ドリルを活用

【取り組みの成果と課題】

GIGAスクール構想により一人一台タブレット端末が導入されるとともに、無線LANなどの環境も整備され、ハード面での条件整備が進んでいます。しかし、デジタル教科書やデジタル指導書を活用していくためには、大型提示装置の全クラス設置など、さらなる環境の整備に努める必要があります。また、今後は、家庭におけるネット環境が十分でない児童生徒へのフォローなども課題となります。

また、ICTの活用についての教員の関心も非常に高まっているほか、さまざまな形での活用事例が蓄積してきています。特に、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休業時においては、オンライン配信型学習ドリルの活用、職員研修や連絡用にビデオ会議の活用が進んだうえに、様々な理由で登校できない児童生徒や保護者への連絡・相談等のツールになることが確認できました。

ICT環境の活用に関しては、単に活用率の向上などの表面的な成果を求めるのではなく、今まで蓄積してきた教育実践と最先端のICTのベストミックスにより、主体的・対話的で深い学びの視点から授業改善を行い、学習活動を充実させるという実質的な成果を求める必要があります。また、新学習指導要領において言語能力と同様に学習の基盤となる資質・能力として位置づけられた情報活用能力の効果的な育成も必要となります。

ICT環境の運用・管理に関しては、想定外の様々な課題を解消するためのフォローアップ研修や、日々進化するICT環境に対応した指導者の研修、体制の確立、機器の管理方法や機器の更新検討が課題となってきます。

(1) - 2 確かな学力の育成 —成果指標の確認—

【成果指標の設定】

「第2期あかし教育プラン」では、教育プランを着実に推進し、基本理念を実現するために、子どもにどのように成長してもらいたいのかを示す成果指標を設定しました。そのうち、「確かな学力の育成」においては、「全国学力・学習状況調査」の小6国語・算数及び中3国語・数学・英語の正答率を指標として設け、目標値を県・全国平均以上に設定しました。

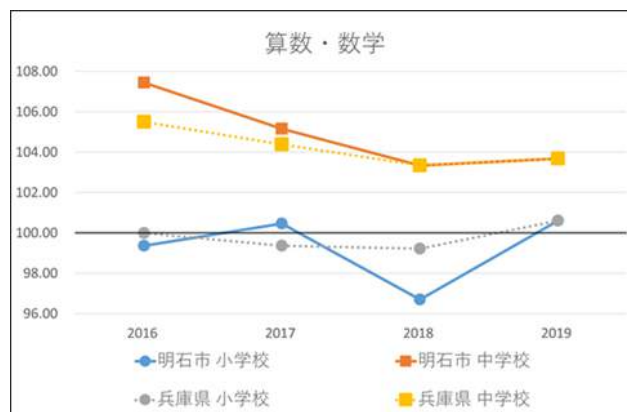
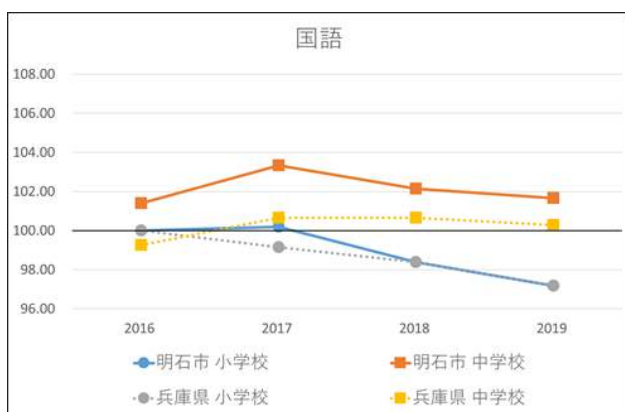
「第2期あかし教育プラン」の最終年度を除く5年間の結果は次のとおりです。なお、全国、県とのレベルの差を科目間で比較できるようにするため、全国の平均値を「100」とした場合の県平均値、明石市平均値の数値を記載し、各科目の実際の正答率については、巻末に掲載しています。

【成果指標の結果】

全国学力・学習状況調査正答率（全国平均を100としたときの値）							
			2016	2017	2018	2019	2020
国語	明石市	小学校	100.00	100.20	98.39	97.18	未実施
		中学校	101.40	103.34	102.14	101.65	未実施
	兵庫県	小学校	100.00	99.14	98.39	97.18	未実施
		中学校	99.25	100.65	100.66	100.27	未実施
算数・ 数学	明石市	小学校	99.36	100.45	96.69	100.60	未実施
		中学校	107.44	105.16	103.34	103.68	未実施
	兵庫県	小学校	100.00	99.37	99.22	100.60	未実施
		中学校	105.50	104.39	103.34	103.68	未実施
英語	明石市	中学校	—	—	—	101.79	未実施
	兵庫県	中学校	—	—	—	103.57	未実施

※目標達成（県平均以上かつ全国平均以上）の箇所に色付け

※小学校6年生、中学校3年生の正答率を、それぞれの全国平均を100としたときの値に変換して算出



上記のとおり、2019年度の時点では、ほとんどの科目で県平均、全国平均を上回っていますが、小6国語で全国平均を、中3英語で県平均を下回っている状況にあります。

国語については、全体として、横ばい、又は緩やかな減少傾向にあります。特に小6国語については2年連続全国平均を下回っており、その差も広がっている状況にあります。一方で小6国語の県平均との差はないことから、これは県全体の傾向であるともいえます。

算数、数学については、2018年度まで減少傾向にありましたが、2019年度には増加に転じています。

英語については、全国平均よりも上回っていますが、県の正答率が高いため、県平均よりも下回っている状況にあります。

また、学年別でみると、どの科目も小6よりも中3の結果の方がよくなっています。中3の国語については、国平均だけでなく、県平均よりも高く、県内における明石市としての強みも見られます。中3の数学については、県全体で全国よりも高い水準にあります。

【成果指標から見る成果と課題】

「第2期あかし教育プラン」の「確かな学力の育成」では、子どもたちが、基礎的な知識・技能だけでなくそれを活用する思考力・判断力・表現力、主体的に学ぶ意欲を持つことをねらいとして、上記の①から⑤までの取組のほか、基礎基本の定着を図るための繰り返し学習の時間の確保などに取り組んできました。

その結果、上記の全国学力・学習状況調査の結果からは、小学校6年間の基本的な学習を基礎として、中学校の3年間で子どもたちの学力が伸びていることが確認できます。しかし、小学校6年生の国語について低下傾向が見られることから、参考55ページに記載のとおり特に小学校6年間を通した「ことばの力」の育成にさらに取り組む必要があります。

また、中学生の英語についても県平均に近づけるように取り組む必要があります。全国学力・学習状況調査の中3英語では、「英語で情報を正確に聞き取る問

題」や、「英語で聞いて把握した内容について、適切に応じる問題」の正答率が低いなどの特徴が見られます。そこで、今後は、小学校外国語活動から慣れ親しんできた英語を引き続き使用するとともに、中学校段階にふさわしい英語表現を用いたり、発話の速度や指示の出し方等の工夫をしたりして、より自然な口調で話される英語での聞き取りに近づけていけるよう指導することや、日常から生徒と英語でのやりとりをする中で、実際に聞いて応じる活動を積み重ね、体験的に身につけていけるようにすることに取り組みます。また、そのためにも、ALTの配置人数、配置時間の拡充、また授業以外でのALTの活用が課題となってきます。

算数・数学については、学力向上に転じた2019年度以降の重点的な取り組みをさらに深化させて、引き続き子どもたちの学力向上策に取り組みます。

【その他の成果と課題】

指標以外から読み取れる成果としては、学習規律の維持、徹底により児童生徒の基礎基本が定着し、学習活動の充実により深い学びにつながっていることが挙げられます。全国学力・学習状況調査において、「学習規律の維持を徹底しましたか」という設問に対して、中学校、小学校でいずれも全国、兵庫県の平均を上回っています。

さらに、新たな時代を切り拓く子どもたちの「生きる力」を育むため、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、基礎的な知識・技能が活用へとつながるような授業改善の取り組みの推進、「カリキュラム・マネジメント」の確立、「社会に開かれた教育課程」の実現などが今後求められます。

(2) - 1 豊かな心の育成 —施策の振り返り—

①人権教育の推進

【「第2期 あかし教育プラン」の施策で目指した姿】

各学校での工夫された授業内容を通じて児童生徒が豊かな人権感覚を身につける。

【主な取り組み】

- ・ 教職員や地域住民向けに人権課題に係る研修を実施

【取り組みの成果と課題】

学校全体において自分や他者を大切にする指導を継続的に実践したことにより、子どもがよりいっそう安心して学習に取り組むことができる教育環境づくりにも繋がっています。

一方で、子どもは、身近な社会にある実際の人権課題についての学習が不十分であるため、無意識に差別につながる言動をしてしまう場合があります。教職員も含め、当事者意識を学校全体として共有したうえで人権課題について考える必要があり、特にLGBTQ+ / SOGIEといった性の多様性を認め合う、外国人児童生徒がもつ文化や多様性を理解するなど、喫緊の人権課題を解決に導くような授業づくりが求められます。

②道徳教育の推進

③体験学習の充実

【「第2期 あかし教育プラン」の施策で目指した姿】

「特別の教科 道徳」を円滑に導入し、工夫、充実した授業を通じて児童生徒の豊かな道徳性を養う。

また、自然環境に親しんだり、地域において主体性を尊重したりする体験活動を通して、子どもたちが精神的な豊かさを養う。

【主な取り組み】

- ・ 「特別の教科 道徳」の授業実践や教材研究を実施
- ・ 体験活動を道徳的实践の場と位置付けて実施
- ・ 共生社会の実現に向け、パラリンピックの魅力を伝える教材を使った授業づくりや体験活動を実施
- ・ 次代の親となる小中学校生や大学生に、生命の尊さや家族の大切さについて理解を深める授業や講座等を実施

【取り組みの成果と課題】

「特別の教科 道徳」が全面的に実施され、それらに対応した研修会や研究発表会を行うとともに、公開授業も積極的に実施する中で、主体的・対話的で深い学びを実現する授業づくりについて、具体的な検討を進めることができました。

しかし、子どもの道徳性を育むためには、道徳科の授業改善のみでは不十分であり、年間カリキュラムを通じて道徳的価値に対する意識を高める取組が必要となります。

道徳的実践の場ともなる体験活動によって、ふるさとの自然の良さに触れ、主体的に行動する力を育むことができました。

「トライやる・ウィーク」については、協力を得られる事業所が減少しているという課題がありますが、子どものふるさと意識を醸成し、主体的に行動し問題を解決する力を養うため、引き続き体験活動の充実を図る必要があります。

④子どもの読書活動の推進

【「第2期 あかし教育プラン」の施策で目指した姿】

学校において読書時間を設けることに加え、家庭や地域に対し、0歳から子どもが本に親しめる環境づくりを推進し、子どもの読書意欲の向上を図り、読書習慣を醸成する。

【主な取り組み】

- ・ 学校図書館や公立図書館を積極的に活用した授業づくりの研究実践
- ・ 全小中学校に学校司書を配置し、開館時間を拡大するなど、学校図書館の利活用の促進
- ・ 全中学校でビブリオバトルを実施するなど、図書を活用した教育活動を推進
- ・ 学校図書館や公立図書館における読書バリアフリー環境の充実
- ・ 乳幼児期から本に親しむ機会を提供するとともに、就学前施設において絵本の読み聞かせを実施

【取り組みの成果と課題】

乳幼児期においては、4か月児健康診査時の「ブックスタート事業」や3歳6か月児健康診査時の「ブックセカンド事業」などで保護者と乳幼児が絵本に親しむ環境づくりを行うとともに、幼稚園教諭、保育士や保育教諭向けには、子どもと絵本の関わりについて学ぶことができる「あかし保育絵本土養成講座（基礎・応用）」を実施することにより、教育・保育環境の充実を図ることができました。

小中学校においては、学校図書館や公立図書館を積極的に活用した授業づくりやビブリオバトルなどの図書を利用した教育活動に努めた結果、児童生徒が読書に親しむことで、言語活動に自然に触れることができ、「話すこと・聞くこと」「書くこと」「読むこと」の基礎を養うとともに、読書意欲の向上を図ることができました。

その結果、学校の授業以外で、普段（月～金）、全く読書をしない割合が、目標値にはわずかに達しなかったものの、中学校で段階的に改善しているほか、2019年度の結果では、小学校17.6%、中学校30.1%と県平均の小学校20.

1%、中学校38.4%及び全国平均の小学校18.7%、中学校34.8%よりも良い結果となっています。

また、全小中学校の学校図書館に学校司書を配置し、学校図書館の利活用を促進したことで、2016年度には378千冊であった学校図書室における貸出冊数が、2019年度には506千冊まで増加し、目標の500千冊を達成したことに加え、学校図書館などで読書する児童生徒が増加しています。2020年度には、新型コロナウイルス感染拡大に伴い学校図書館の利用が制限されたにもかかわらず、貸出し冊数は524千冊に増加し、読書活動が、児童生徒に習慣として定着してきたこと、またコロナ禍において精神的な支えとなったことが窺えます。

今後は、いっそう教職員と学校司書との連携を深めながら、読書の量だけでなく、質の向上を目指していく必要があります。

また、学校図書館や公立図書館において、利用が制限された際にも、子どもが本に興味を持ち、読書ができる環境を確保し、新たなサービスの提供を検討することや、すべての人にやさしい「本のまち」づくりを進めるため、読書バリアフリー環境のさらなる充実を図る必要があります。

(2) - 2 豊かな心の育成 —成果指標の確認—

【成果指標の設定】

「第2期あかし教育プラン」では、教育プランを着実に推進し、基本理念を実現するために、子どもたちにどのように成長してもらいたいのかを示す成果指標を設定しました。そのうち、「豊かな心の育成」においては、「全国学力・学習状況調査」の質問紙調査を成果指標として設け、目標値を「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」の合計が県・全国平均以上に設定しました。

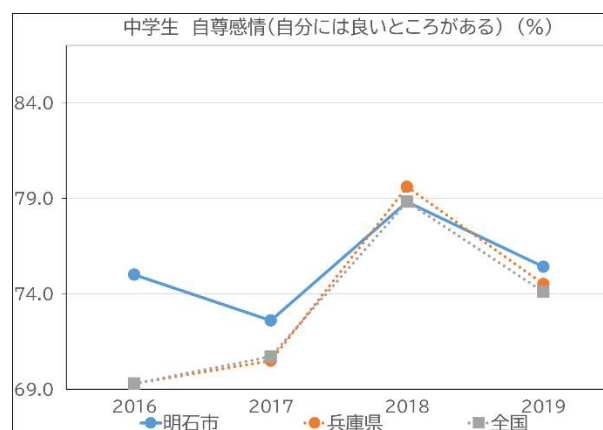
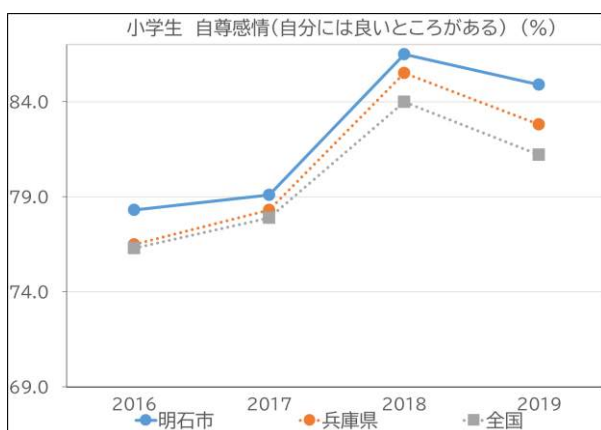
「第2期あかし教育プラン」の最終年度を除く5年間の結果は次のとおりです。

【成果指標の結果】

「自分にはよいところがあると思う」「人の気持ちが分かる人間になりたいと思う」に「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」割合 (%)		2016	2017	2018	2019	2020
明石市	小学校	78.3	79.1	86.5	84.9	未実施
	中学校	75.0	72.6	78.8	75.4	未実施
兵庫県	小学校	76.5	78.3	85.5	82.8	未実施
	中学校	69.3	70.5	79.6	74.5	未実施
全国	小学校	76.3	77.9	84.0	81.2	未実施
	中学校	69.3	70.7	78.8	74.1	未実施

※目標達成（県平均以上かつ全国平均以上）の箇所の色付け

※小学校は6年生、中学校は3年生の回答結果



上記のとおり、小6、中3ともに、計画期間内のほとんどにおいて、県平均・全国平均を上回っており他者を思いやる心が育まれていることが読み取れます。

しかし、本市の小6において「自分には良いところがある」と回答する児童が計画期間において増加傾向にある一方で、中3の生徒はほぼ横ばいで推移しているとともに、2019年度においては、小6と比較して中3の方が約10%低くなっています。

【成果指標から見る成果と課題】

「第2期あかし教育プラン」の「豊かな心の育成」では、子どもが、命や人権を尊重し、共に生きる力と豊かな人間性を持つことをねらいとして、上記の①から④までの取り組みのほか、児童生徒一人ひとりを大切にされた教育活動を実施することや子どもの発言を認めたり、褒めたりすることの重要性を教職員間で共有することに取り組んできました。

その結果、上記の全国学力・学習状況調査の結果からは、小学校の6年間、中学校の3年間において、子どもの自尊感情が向上し、他者を思いやる心が育まれていることが読み取れます。

一方、本市に限ったことではないものの、進路など様々な悩みを抱える多感な中3の時期に、生徒の自尊感情が若干低くなると思われれます。子どもたちの悩みごとに対し丁寧に相談に乗るなど、思春期の生徒に寄り添い、自尊感情を高めていくための取り組みが課題となります。

【その他の成果と課題】

指標に現れない課題としては、社会構造の急速な変革が見込まれる中、持続可能な社会づくりの担い手として、主体的に社会の形成に参画し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造していく力を養成することがあげられます。

(3) - 1 健やかな体の育成 —施策の振り返り—

①子どもの体力づくり

【「第2期 あかし教育プラン」の施策で目指した姿】

体育科教育の充実や教職員の指導力向上に取り組み、幼児期から発達段階に応じて適切な指導を実施し、子どもたちの体力及び運動能力を向上させる。

【主な取り組み】

- ・ 学童水泳記録会（小学校）、総合体育大会・新人体育大会の開催
- ・ 体育科教育の充実を図るとともに、幼稚園及び小・中学校の教員の指導力の向上を図るための研修会を実施

【取り組みの成果と課題】

（参考67ページ以降の「(3) - 2 健やかな体の育成 —成果指標の確認—」
であわせて記載しています。）

②基本的な生活習慣の確立（「(7) 子ども・家庭への支援」から移設）

③「食」に関する教育の推進

【「第2期 あかし教育プラン」の施策で目指した姿】

子どもたちが、規則正しい睡眠と食事など、健康な生活リズムや基本的な生活習慣を身につける。

特に、食育の充実及び推進を通して、発達段階に応じて、子どもたちが食に関する正しい知識、望ましい食習慣及び食に関する実践力を培う。

【主な取り組み】

- ・ 朝食の毎日喫食、規則正しい睡眠など正しい生活リズムの確立に向けた保育実践や児童生徒への指導
- ・ 朝食の大切さを啓発するチラシ、お便りなどによる家庭への啓発と実態調査、食育指導、健康指導などによる家庭への指導、支援
- ・ 給食指導（正しいマナー・社交性及び協同の精神・環境や資源への配慮など）
- ・ 明石特産品や兵庫県産品を使用した献立、市制100周年記念給食献立の提供
- ・ 公立幼稚園での給食の開始

【取り組みの成果と課題】

子どもの生活習慣の確立には、ご家庭の協力が欠かせないため、園児や児童生徒への指導・啓発のみならず、ご家庭に対しても根気強く指導・啓発を続けていくことが重要となります。また、近年は、スマートフォンやゲーム機の普及が児童生徒の生活習慣に大きく影響していると考えられますので、そのような面のデータ分析からも、アプローチしていくことも課題となります。

朝食の喫食率については、2019年度の全国平均が小学校で95.3%、中学校で93.0%であるところ、本市ではそれぞれ96.4%、94.2%とこれを

上回っており、目標値（小学校で98%以上、中学校で95%以上）には達していないものの高い水準を維持しているといえ、啓発、指導の成果は十分にあったものといえます。今後は、さらに数値が改善するよう、児童・生徒のみならず、ご家庭への啓発活動に継続的に取り組みます。

給食については、学校給食実施基準に基づき栄養バランスを考慮するとともに、季節や行事などに合わせた給食献立、地域の食材を使用した給食献立などを提供することにより、食育の生きた教材として活用できました。

食材の調達については、給食費の範囲内で、均質の食材を同時・大量に確保することが必要ですが、物資価格の高騰や生産者の減少などにより、年間を通じて、明石産・兵庫県産の食材を安定的に確保することが段々と難しくなっています。このような状況のもとで、地産地消を推進し、給食の内容をさらに充実させていくことが課題となっています。

また、安全、安心な給食のために、老朽化した施設の更新に計画的に取り組むことが今後必要となってきます。

（3）－2 健やかな体の育成 —成果指標の確認—

【成果指標の設定】

「第2期あかし教育プラン」では、教育プランを着実に推進し、基本理念を実現するために、子どもたちにどのように成長してもらいたいのかを示す成果指標を設定しました。そのうち、「健やかな体の育成」においては、「新体力テスト」の小学校及び中学校のすべての実技結果を成果指標として設け、目標値を県・全国平均以上に設定しました。

「第2期あかし教育プラン」の最終年度を除く5年間の結果は次のとおりです。測定単位が異なる種目間の比較や全国、県とのレベル差の比較ができるようにするため、全国の平均値を「100」とした場合の県平均値、明石市平均値の数値※を記載し、各種目の測定結果については、巻末に掲載しています。（※50m走、持久走については速度に変換した上で算出）

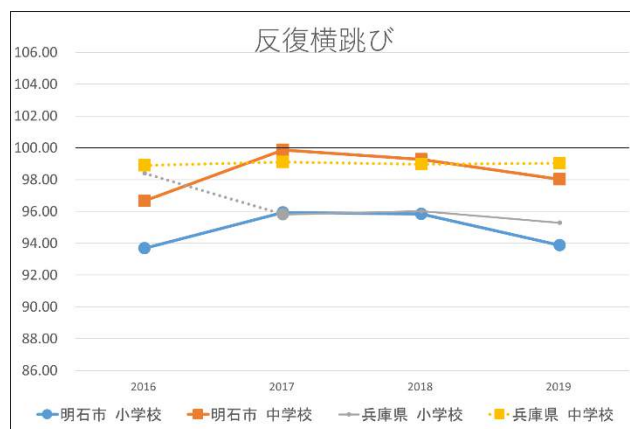
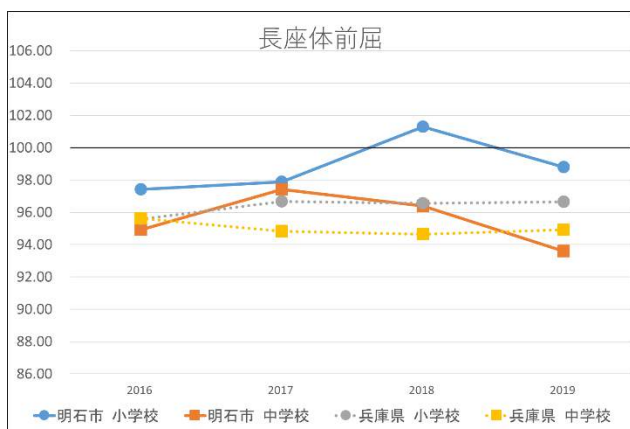
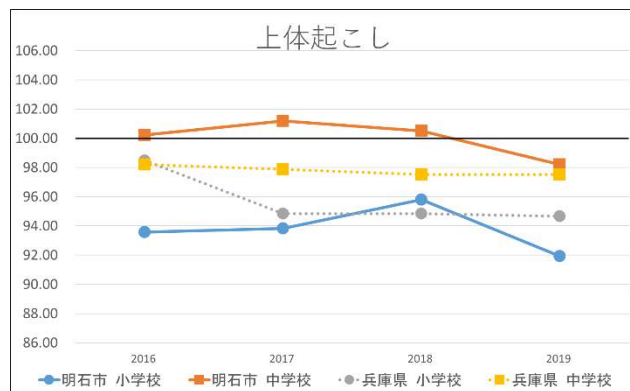
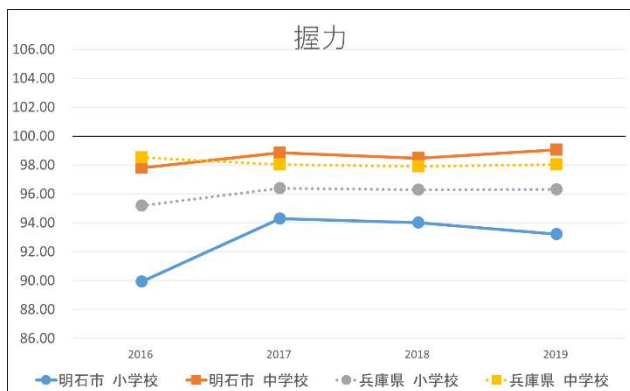
【成果指標の結果】

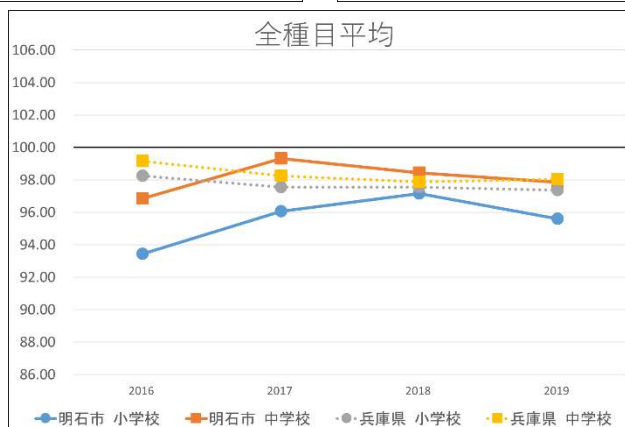
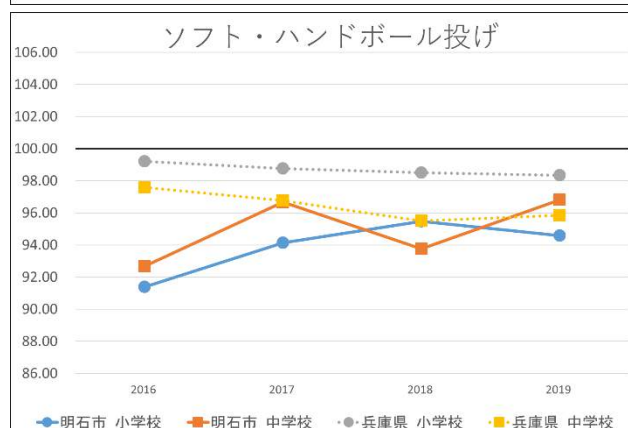
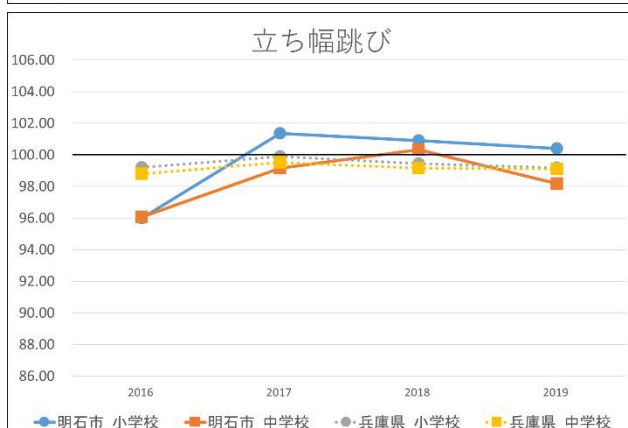
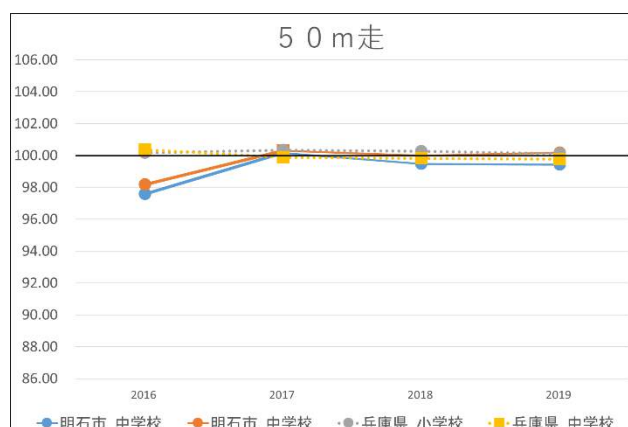
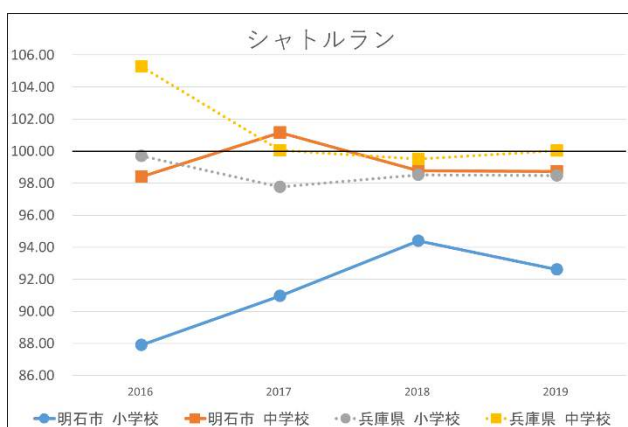
新体力テスト結果（全国平均を100としたときの値）							
			2016	2017	2018	2019	2020
握力	明石市	小学校	89.92	94.30	94.01	93.20	未実施
		中学校	97.80	98.84	98.45	99.05	未実施
	兵庫県	小学校	95.18	96.38	96.29	96.30	未実施
		中学校	98.52	98.02	97.91	98.03	未実施
上体起こし	明石市	小学校	93.58	93.83	95.79	91.92	未実施
		中学校	100.22	101.18	100.50	98.20	未実施
	兵庫県	小学校	98.48	94.85	94.84	94.67	未実施
		中学校	98.20	97.87	97.53	97.52	未実施
長座体前屈	明石市	小学校	97.43	97.89	101.28	98.81	未実施
		中学校	94.92	97.42	96.39	93.60	未実施
	兵庫県	小学校	95.57	96.68	96.55	96.64	未実施
		中学校	95.61	94.84	94.63	94.93	未実施
反復横跳び	明石市	小学校	93.70	95.92	95.85	93.88	未実施
		中学校	96.67	99.86	99.28	98.03	未実施
	兵庫県	小学校	98.39	95.81	96.01	95.29	未実施
		中学校	98.89	99.10	98.97	99.04	未実施
持久走	明石市	小学校	—	—	—	—	未実施
		中学校	94.69	—	—	—	未実施
	兵庫県	小学校	—	—	—	—	未実施
		中学校	101.33	—	—	—	未実施
20m シヤトルラン	明石市	小学校	87.91	90.96	94.41	92.60	未実施
		中学校	98.40	101.16	98.79	98.73	未実施
	兵庫県	小学校	99.70	97.76	98.53	98.47	未実施
		中学校	105.27	100.05	99.51	100.03	未実施
50m 走	明石市	小学校	97.59	100.16	99.48	99.43	未実施
		中学校	98.19	100.31	99.98	100.17	未実施
	兵庫県	小学校	100.17	100.32	100.27	100.11	未実施
		中学校	100.36	99.88	99.81	99.76	未実施

新体力テスト結果（全国平均を100としたときの値）			2016	2017	2018	2019	2020
立ち幅 跳び	明石市	小学校	96.00	101.35	100.90	100.41	未実施
		中学校	96.07	99.16	100.33	98.19	未実施
	兵庫県	小学校	99.21	99.91	99.44	99.18	未実施
		中学校	98.80	99.51	99.16	99.11	未実施
ソフト・ ハンド ボール 投げ	明石市	小学校	91.37	94.14	95.48	94.57	未実施
		中学校	92.68	96.66	93.77	96.81	未実施
	兵庫県	小学校	99.21	98.76	98.50	98.34	未実施
		中学校	97.59	96.77	95.51	95.84	未実施
全種目 平均	明石市	小学校	93.44	96.07	97.15	95.60	未実施
		中学校	96.87	99.32	98.44	97.85	未実施
	兵庫県	小学校	98.24	97.56	97.55	97.38	未実施
		中学校	99.15	98.26	97.88	98.03	未実施

※目標達成（県平均以上かつ全国平均以上）の箇所の色付け

※小学校5年生、中学校2年生（2016年までは小学校6年生と中学校3年生）の結果を、それぞれの全国平均を100としたときの値に変換して算出





上記のとおり、本市においては、多くの種目で全国平均を下回っている状況にあります。また、兵庫県の結果も全国平均を下回っていますが、中学校では概ね兵庫県と同程度の水準にあるのに対し、小学校では、兵庫県よりも下回っている種目が多くあります。

経年による傾向としては、計画初年度の2016年度には低かったものが、重点的な取り組みの結果、2017年度、2018年度にかけて改善していますが、その後は、横ばい、又は緩やかな下降傾向が見られます。

種目別でみると、小学校においては、長座体前屈で4年間兵庫県の平均を、また2018年度には兵庫県平均及び全国平均を上回っているほか、立ち幅跳びで、

3年間兵庫県平均及び全国平均を上回っており、本市の小学生には、柔軟性と瞬発力に強みがあることがわかります。また、中学校においては、上体起こしやシヤトルランで全国平均を上回る年もあることから、筋力、筋持久力、全身持久力に強みがあることがわかります。さらに小学校及び中学校の両方において、50m走の結果が全国、県平均と同レベルまで向上してきています。

【成果指標から見る成果と課題】

「第2期あかし教育プラン」の「健やかな体の育成」では、子どもたちが生涯にわたってたくましく生きるために、健康な体を持ち、十分な体力を身につけることをねらいとして、上記の①及び②の取り組みのほか、新体力テストへの記録カード及びチャレンジシールの配布や走・跳・投（50m走・立ち幅跳び・ソフト（ハンド）ボール投げ）の全学年実施などの新体力テストを契機とした子どもたちの運動意欲向上策に取り組んできました。

その結果、上記の新体力テストの結果からは、小学校と比べて中学校で全国、県との差が縮まっていることから、小学校6年間の運動習慣の獲得を基礎として、中学校の3年間で基礎体力が伸びていることが確認できます。また、2017年度、2018年度にはそれぞれの種目で結果が大きく改善しており、特に、「走・跳」について、取り組みの成果が表れています。

しかし、全国的な課題である「投」については、上昇する傾向が見られるものの依然として全国平均を下回っている状況です。そこで、今後は「投げる力」を伸ばす取組を授業等で実践することに重点的に取り組みます。

また、比較的小学生の方が全国、県平均よりも低くなっていることから、今後は適切な運動習慣を身につけるため、全国平均値を大きく下回る種目を中心に、小学校6年間を通した体力向上策に取り組んでいくとともに、小学校入学前の幼児期から発達段階に応じた適切な指導を実施することが必要となってきます。

【その他の成果と課題】

指標から読み取れる基本的体力以外の課題としては、体力や記録など子どもたちの個別の状況に応じた継続的な支援や、一貫して共通の視点での体力の育成につなげるために、就学前施設や小学校、中学校など他校種でも情報共有できる機会を増やしていくことがあげられます。

(4) 安全・安心の学習環境 —施策の振り返り—

①いじめ対策の推進

【「第2期 あかし教育プラン」の施策で目指した姿】

児童生徒や保護者に対する相談支援や学校支援の取組を充実させることにより、いじめの未然防止、早期発見、早期対応につなげる。また、いじめは絶対にいけないことだという意識を子どもたちが強く持つ。

【主な取り組み】

- ・ いじめ防止に向けたさまざまな啓発活動を実施
- ・ 教職員のいじめに対する意識向上を図る研修等など、いじめの早期発見、早期対応のための学校支援の取組を実施
- ・ 専門家を活用したネット見守り活動の実施

【取り組みの成果と課題】

「いじめストップあかし」こども会議」や「いじめ防止月間」など、いじめ防止に向けたさまざまな啓発活動を実施したことで、子どもに「いじめは絶対に許されない」という意識の定着を図ることができました。

その結果、いじめ解決率（いじめ認知件数のうち、解消または一定の解消が図られた件数の率）については、2020年度末が96.4%で、計画期間内で前年度と同程度に推移しており、目標を概ね達成しています。

本来的には、いじめが発生した場合における解決率を100%で毎年度維持することが望ましいものの、いじめについては、安易に解決したと考えず、事案が発生して対応した後も、概ね3ヶ月は見守りを続けるとしていることから、年度集計を行うと解決率が100%にならない現状がありますが、いじめについて積極的に認知し、対応を行った後、時間をかけて見守りを続けている成果が見られます。

また、教職員研修や学校への指導助言により、いじめられた児童生徒の立場に立って判断される「いじめの定義」を理解した上での被害児童生徒、加害児童生徒、周囲の児童生徒への指導を行う必要があるという教職員の意識の浸透が進みました。

多様化する社会の中で、インターネットやSNSなどを使うなどいじめの種類も複雑化しているため、今後、いじめ防止に向けた啓発活動をさらに推進するとともに、いじめ事案が発生した場合はより丁寧な対応を継続して実施する必要があります。

また、学校においては、より丁寧な対応が求められる状況の中で、教職員個人が問題を抱え込むことなく、管理職や専門職を加えたチームとして円滑にいじめ事案に対応できる環境づくりを推進することも今後の課題となります。

②不登校対策の推進

【「第2期 あかし教育プラン」の施策で目指した姿】

不登校の未然防止、早期発見、早期対応に向けた学校の取組がさらに充実する。
また、不登校に対する児童生徒や保護者等からの相談にきめ細やかに対応する。

【主な取り組み】

- ・ 市費スクールカウンセラーや中学校生徒指導相談員の配置
- ・ スクールソーシャルワーカーを全中学校区へ配置
- ・ もくせい教室の運営及びもくせいサテライト教室の内容の充実
- ・ 教職員向けの不登校対策研修会の実施

【取り組みの成果と課題】

不登校未然防止「早期対応マニュアル」について、取組内容の改善を図ったことで、児童生徒に対し、より迅速に、かつ効率的な対応を実施できました。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの需要は年々高まっており、積極的に配置し活用を図ったことで、十分な支援を受けることができている児童生徒を極力減らすことに寄与しています。

中学校不登校出現率については、2019年度末、全国平均の4.12%に対して、本市は4.14%と、全国とほぼ同程度まで下がりました。2020年度末の全国平均は未確定ですが、本市の2020年度末の割合は4.57%と再び高くなりました。

不登校は、複合的な要因が絡み合っていることが多く、2020年度については、新型コロナウイルス感染症による臨時休校等の影響もあり、分析を進めているものの、原因を特定することは非常に難しい状況です。

また、市費スクールカウンセラーが研修会等を通じ、児童生徒や保護者からの教育相談に係る助言を行ったことで、教職員の資質向上を図ることができました。

そして、もくせい教室（明石市適応教室）やもくせいサテライト教室の内容の充実を図った結果、アンケート調査では高い満足度が確認できているとともに、フリースクール等の民間施設の活用や、自宅でICT等を活用した学習活動を行った結果、一定数を指導要録上出席扱いとするなど、様々な形で不登校児童生徒への手厚い支援を実施することができました。

今後、不登校未然防止に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーのさらなる資質向上や配置拡充を図るとともに、教職員研修についてもスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの有効活用、フリースクール等の民間施設の活用など、内容の充実を図っていく必要があります。

③教育相談の充実

【「第2期 あかし教育プラン」の施策で目指した姿】

専門家による子どもや保護者等に対する相談支援を充実させ、学校や関係機関等との連携を一層深めることで、子どもの学校生活の悩みや課題を解決するとともに、障害のある子どもも含めて安心して学校生活を送る。

【主な取り組み】

- ・ スクールソーシャルワーカーによる相談活動を実施
- ・ 子どもの教育や心のケアについて、電話相談や面接による相談活動を実施
- ・ 臨床心理士の資格を有する専門相談員や精神科医による相談活動を実施

【取り組みの成果と課題】

スクールソーシャルワーカーの増員と相談体制の充実に取り組んだ結果、2017年度には年間157件であった相談件数が2020年度には2,500件にまで増加しています。このことから、子どもたちや保護者からの相談のニーズに対して必要な相談を行うことができるようになってきていると言えます。

今後も相談件数の増加を受け、スクールソーシャルワーカーの人材確保が課題となります。

また、相談及び支援活動の実施により、状況改善に一定程度つなげることができましたが、対象となる児童生徒の背景にはにわかに解決し難い課題が存在することから、課題の本質的な解決に向けては、継続的な支援が必要となります。

現状では、学校における専門職としてのスクールソーシャルワーカーの活動の浸透と活用方法等についての認知が進み、教育相談の充実について一定の成果が見受けられますが、スクールソーシャルワーカーのさらなる資質の向上、及び活動に対する客観的な評価の手法などを検討していく必要があります。

④学習機会の保障

【「第2期 あかし教育プラン」の施策で目指した姿】

小中学生に教育費の一部を援助する「就学援助制度」や高校生等に学資を貸与する「高校生等奨学資金貸与制度」等を通じて、経済的に困難な状況にある子どもの学習機会が保障されている。

【主な取り組み】

- ・ 援助基準を満たした保護者に対する就学援助の実施
- ・ 貸与基準を満たした高校生等に対する奨学金の貸与
- ・ 市立中学校の生徒に無償で給食を提供
- ・ 高等学校進学に向けた給付型奨学金を支給

【取り組みの成果と課題】

就学援助については、新入学学用品費として入学後に支給していたものを入学準備費として入学前に前倒し支給できるよう変更したこと、卒業アルバム代の費目を新設したことなどにより、経済的に困窮している児童生徒の保護者に対して必要な援助を行うことができました。

また、給付型奨学金については、経済的理由や家庭環境により、高等学校等への進学が困難な中学生に対して奨学金を支給するとともに、進学に向けた学習支援や生活面での相談等の支援を行うことで、子どもの高校進学を総合的にサポートすることができました。

今後については、家庭環境等に関わらず、子どもが安心して夢の実現に向かうことができ、心身ともに健やかに成長していけるよう、さらに支援を充実させる必要があります。

⑤学校施設の整備

【「第2期 あかし教育プラン」の施策で目指した姿】

空調設備やエレベーターなどを各学校園に整備し、子どもの学習環境が良好で快適なものとなっている。また、ICT機器の整備を通じて、時代にあった授業を実現し、個別最適化された学びが継続的に行われている。

【主な取り組み】

- ・ 市立学校の普通教室、特別教室及び幼稚園の保育室に空調設備設置
- ・ 市立学校へのエレベーター設置
- ・ 市立学校園の便所改修
- ・ 学校規模適正化の検討
- ・ 市立学校におけるタブレット端末など ICT 環境の整備

【取り組みの成果と課題】

近年、熱中症などの危険が高まる中、学校の普通教室・特別教室等への空調設置は全校完了し、子どもの体力・健康維持や学習環境の向上に努めることができました。

また、これにより夏季休業期間を短縮して授業を行う際にも教室を活用しやすくなるなど、学びの充実にもつながっています。

エレベーター設置については、中学校においては全校完了し、小学校においても、特別な支援を必要とする児童生徒が安全で快適な学校生活を送れるよう、引き続き計画的に整備を進めてまいります。

そして、国が進めるGIGAスクール構想に基づく一人一台のタブレット端末や超高速・大容量無線LAN、パソコン充電保管庫の設置により、誰一人取り残すことのない個別最適化された学びの実現に向けたICT環境の整備を進めま

した。今後についても、各学校の施設整備状況を把握し、未整備の箇所については、安全・安心の学習環境を実現するため、計画的に予算化し、効率的な整備を行っていく必要があります。

(5) 一人ひとりに応じた教育

①少人数教育の推進

【「第2期 あかし教育プラン」の施策で目指した姿】

学級編制の標準を本市独自に引き下げる等さらなる少人数教育を進め、子どもが、それぞれの個性や能力に応じた指導や支援を受けている。

【主な取り組み】

- ・ 小学校1年生の30人学級編制
- ・ 中学校1年生の35人学級編制
- ・ 高丘小中一貫教育校における小1から中3までの30人学級編制
- ・ 中学校で学級を分けて実施する数学・英語の少人数指導

【取り組みの成果と課題】

少人数学級編制により、学習場面において、児童の発言や発表の機会、活動量が増えるため、児童の積極性に向上効果がうかがえました。また、教室にゆとりが生じ、担任と児童の関係が緊密化するため、生徒指導上の課題に即した個別指導もきめ細やかに行うことができるようになりました。

また、管理職、教職員、保護者に対する満足度調査の結果も高く、現場でも歓迎されている取り組みであるといえます。

一方、小学校1年生の30人学級は、導入した2016年度から6年が経過し、導入時の小学校1年生が卒業する時期を迎えるため、6年間を通した効果を測定し、今後はその導入効果を検証していくことが課題となります。

さらに、国において、2021年度より小学校2年生から6年生まで順次段階的に35人学級とすることを決定していることから、今後も国や県の動向を注視し、少人数教育による効果と必要となる予算措置との費用対効果を見定めながら、本市における最適な学級編制のあり方について引き続き検討を進めていきます。

中学校における数学・英語の少人数指導では、生徒のつまづきを教師が見取りやすくなり、個の課題に応じたきめ細やかな指導が可能となりました。その一方、2つのグループに分けることで進度の差が生じたり、それぞれの進捗にあわせた公平な評価テストを作成することが難しくなったりという課題もあります。

②特別支援教育の推進

【「第2期 あかし教育プラン」の施策で目指した姿】

障害のある子ども一人ひとりの教育ニーズを把握して、合理的配慮に努めた結果、個に応じたより適切な指導やきめ細やかな支援が受けられている。

【主な取り組み】

- ・ 介助員、特別支援教育指導員、特別支援教育サポーター、看護師の配置
- ・ 特別支援教育の専門家や児童発達支援員による巡回指導

- ・ 障害のある子どもに対する就園・就学相談の実施
- ・ 特別支援教育に携わる教員、介助員及び特別支援教育指導員向けの研修会を実施
- ・ 通常学級、特別支援学級にかかわらず、特別な支援を必要とする児童生徒に対する支援計画等の作成と活用

【取り組みの成果と課題】

必要な専門職員の適切な配置により、特別な支援が必要な児童生徒に対する支援を適切に行うことができていますが、特別な支援が必要な児童生徒の数も増え、多様化してきていることなどから、専門職員の質及び量のさらなる確保が課題となってきます。また、指導生徒に対する最適な支援を行うためには、教職員とこれらの専門職員が情報共有を密に行い、チームとなって支援に当たることが重要であり、情報共有促進のための仕組みづくりや教職員の多忙化解消などのさらなる取り組みが必要です。

特別支援教育巡回指導については、個別の指導計画などを活用しながら、専門家の助言を教職員の日々の指導に具体的に活かすことができています。今後、学校全体の特別支援教育支援体制整備に際しては、基礎的環境整備や合理的配慮の提供の有無という広い視点のもと構築していくことが課題となります。

就園・就学相談については、相談を受ける幼児・児童・生徒の数が増加しており、相談の受け皿としての機能は果たすことができていますが、今後も、専門家や学校園からの情報を総合的に判断し、幼児・児童・生徒にとって、現時点での適切な学びの場はどこであるかについて、適切に判定を実施できるよう相談体制を充実していくことが課題となります。

保育施設への巡回指導については、特別な支援を要する園児の増加とともに巡回指導のニーズも増加傾向にあります。各保育施設からの要望を受けて園に向いて行う巡回指導の際に職員や保護者に指導・助言を行うことで、園児の特性や発達段階の理解のもと、スムーズな園児の受入れにつながっています。

また、特別な支援を要する子どもが増加する中で、通常学級に在籍する特別な教育的ニーズがある児童生徒に対する個別の指導計画、特別支援学級に在籍している児童生徒に対する個別の教育支援計画を作成し活用するとともに、特別支援教育に関わる教職員向けの研修を実施することにより、関係機関とも連携しながら子どもたちに効果的な指導を実施することができました。

(6) 教職員の資質・指導力の向上

①研修・研究の充実と実践力の向上

【「第2期 あかし教育プラン」の施策で目指した姿】

教職員の経験に応じた研修会や各種研究講座の実施により、子どもに適切な指導が行えるための教職員の専門性や実践的指導力を養う。

【主な取り組み】

- ・ 中核市移行に伴う市独自の教職員研修の実施
- ・ 学校園等に明石市スーパーバイザーを派遣
- ・ 国の動向や教育課題を踏まえ、教育研究事業を実施
- ・ 学校に免許外教科サポート補助員を派遣

【取り組みの成果と課題】

教職員の経験に応じたさまざまな研修会や各種研究講座を企画し、直近においては、カリキュラムマネジメントや業務改善など、教職員の興味・関心の高い課題について研修を実施することで教職員の能力や資質が高まりました。

各研修で実施する研修評価「研修総括シート」において、「よく理解できた」、「理解できた」と評価した人の割合（「教員資質向上指標」の内容項目による）は、2019年度末において、①能力に関するものが97%、②資質に関するものが95%となっており、①能力に関するもの、②資質に関するものともに、目標値（100%）には到達していないものの、概ね高い水準で推移しており、教職員研修において一定の理解度があがっていることが確認できます。

研修評価の結果からは、交流型の研修については、意欲的で理解度が高い一方、講義を受けるような聴講型の研修については、自己評価による理解度が伸びないものも見受けられるため、聴講型の研修において理解度を高めていく工夫が必要となることが確認できました。

資質に関するものに比べ、能力に関するものの理解度が高く、様々な教育課題に対応できるよう、教職員の資質と実践的な指導力両方の向上に向けた原因分析を進める必要があります。

また、研修内容の一層の充実を図るため、講師との双方向やグループ協議など、手法を工夫するとともに、市独自の重点的な取組を内容に加えたり、研修後の行動変容を調査することが必要となります。

あわせて、子どもをめぐる様々な教育課題に教職員が対応できるよう、適正な勤務時間管理の実施、業務の役割分担・適正化を進め、専門スタッフや外部人材の活用なども含めたチーム学校の実現も今後課題となるほか、教職員が研修に参加できるよう、学校の働き方改革を進めていくことも課題となります。

②若手教職員の育成

【「第2期 あかし教育プラン」の施策で目指した姿】

若手教職員が増えている中で研修等を適時適切に実施するとともに、フォローアップで必要に応じた個別指導を実施し、若手教職員の育成が着実に行われている。

【主な取り組み】

- ・ 様々な教育課題をテーマに初任者研修、2年次研修、3年次研修の実施
- ・ あかし若手教師塾の実施
- ・ 授業力向上講座の実施
- ・ 初任者在籍校への訪問や個別指導などによるフォローアップの実施

【取り組みの成果と課題】

若手教職員に対し、採用後に計画的な年次研修を実施するとともに、中堅教諭や主幹教諭がこれまでの実践に基づく授業力向上講座を実施したり、大学教員等を招聘した研修の実施により、若手教職員の資質能力及び指導力の向上を図ることができました。

教職員の年齢層が若手とベテランの二極化が進む中で、今後若手教職員向けの研修を充実させるとともに、学校訪問や個別指導を通して、実践的指導力の向上をいっそう図る必要があります。

また、学校現場で中堅職員から若手職員への指導が充実することが重要であり、そのためにも、中堅職員の指導育成能力の向上を図るとともに、学校の働き方改革を進めて、中堅職員をはじめ、すべての教職員の負担を軽減することが課題となります。

(7) 子ども・家庭への支援

①基本的生活習慣の確立

(「(3) 健やかな体の育成」参考66ページへ移設)

②子育て支援の推進

【「第2期 あかし教育プラン」の施策で目指した姿】

子育て世代に対する各種講座の開催や情報提供、子育てに関する相談受付などを行い、安心して子育てできる環境が整えられている。

【主な取り組み】

- ・ 「子育て支援センター」(5箇所)の運営と子育て相談の実施
- ・ さまざまな世代を対象とした子育て関連講座(もうすぐパパママ講座等)の開催
- ・ 子育てに関する情報提供(あかし子育て応援ナビ・スマートフォン向けあかし子育て応援アプリ等)
- ・ 0歳児の見守り訪問「おむつ定期便」
- ・ すべての幼稚園で預かり保育の開始及び、14園では、預かり保育の朝・夕の時間延長を実施
- ・ 就労枠を設け、時間延長した時間帯を優先利用できるなど就労世帯の利用を促進

【取り組みの成果と課題】

本市においては、上記のほかにも様々な子育て支援策を充実させてきており、特に子育て世帯の転入増が続いていることから、その成果は十分にあったものといえます。

その中で、子育て支援センターについては、アドバイザーの相談を日常的に受けることができる受け皿として、また、地域に開かれた親子ふれあいの場として、子育て家庭の安心につながっていると考えられます。今後は、コロナ禍により、子育て世帯間の交流も減少していることから、産後間もない時期から就園前までの親子のための孤立化防止への取組が課題となります。

また、幼稚園での預かり保育については、幼稚園に通う園児の保護者の保育ニーズに応えるとともに、保育施設に入所できなかった保護者が市立幼稚園を選択肢の一つとして選択できるようになりました。今後は、預かり保育利用希望者の増加に伴う体制の整備及び幼児理解の共有など安心安全な預かり保育の提供に不可欠な職員間の連携が課題となります。

③放課後の子どもの居場所づくり

【「第2期 あかし教育プラン」の施策で目指した姿】

全小学校で実施する「放課後児童クラブ」や地域が参画する「放課後子ども教室」により、小学生が放課後を安全に、安心して過ごせる場所が提供されている。

【主な取り組み】

- ・ 全小学校区において放課後児童クラブを実施
- ・ ニーズの拡大に合わせた放課後児童クラブの受け入れ定員の拡充
- ・ 一部小学校区において放課後子ども教室の実施

【成果指標の設定】

放課後児童クラブについては、保護者の保育ニーズに応えるため、施設の整備や支援員の確保に努めました。その結果、2016年度と2017年度において、年度当初に待機児童が一部発生したものの、年度末時点では計画期間を通して0人となっています。

しかし、入所希望児童の増加に加え、文部科学省から2025年度までに公立小学校全学年で1学級児童数の上限を35人以下に引き下げる方針が発表されたほか、高丘小中一貫教育校の30人学級編制など本市独自の少人数教育も進められていることから、学校の余裕教室の活用による児童クラブ室の確保が難しくなっていくところです。

今後は、教育委員会とそれぞれの将来推計、施設の整備計画などの情報共有・連携をより一層行うことに加え、児童クラブ室確保の新たな方策を検討していく必要があります。

また、支援員の安定的な確保や育成内容を充実するため、2021年4月から運営の委託先を一般財団法人あかしこども財団へ変更し、運営体制と市や子ども支援に関わる関係機関との連携を強化しました。

さらに、数年間のモデル実施を経て、2020年度からすべての児童クラブで夏休み期間に限り入所する児童の受け入れを開始することで多様な保護者ニーズに対応することができています。

放課後子ども教室については、放課後児童クラブとも連携し、地域住民の参画や協力により、学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等を行うことで、安全・安心な放課後の居場所づくりと、多様な主体により子どもたちの「学び」と「育ち」を見守ることができました。

また、順次、実施校数の拡大を図ってきているところですが、全小学校区実施に向け、今後も計画的な整備、拡充を図ることが課題となります。

④子どもの虐待・非行の防止

【「第2期 あかし教育プラン」の施策で目指した姿】

地域における補導活動や啓発活動などの充実により、子どもの非行や問題行動

等が未然に防止されている。また、学校、地域、関係機関で構成する児童健全育成システム（こどもすこやかネット）に基づき、子どもの健全育成に向けた施策が総合的に推進できている。

【主な取り組み】

- ・ 兵庫県から児童相談所に関する事務の移管を受けて、2019年度に児童相談所機能と市町村機能を併せ持つ「明石こどもセンター」を設置
- ・ 明石こどもセンターと学校との連携強化
- ・ 24時間365日子ども自身が相談できる「あかしこども相談ダイヤル」の実施

【取り組みの成果と課題】

2019年度から本市で「明石こどもセンター」を設置し、児童健全育成支援システム（こどもすこやかネット）において、月1回の定例の会議で情報共有を行うほか、個別の事案については、必要に応じて臨時で協議を行うことで、保育施設、学校園、地域その他の関係機関の連携を図り、子ども・家庭への適切な支援につなげています。

児童健全育成支援システム（こどもすこやかネット）定例の会議は、関連する機関相互の貴重な連携の場として実施している一方、ケース数の増加に伴い、事務局からの報告が中心となっており、有効な協議の場をどのように実現していけるのかが課題となっています。

さらに、個別の事案における臨時の協議は、関連する機関の密な連携を図り、より有効な支援につなげるためにも積極的な実施が望まれます。

また、学校園及び保育施設と「明石こどもセンター」との連携強化については、虐待チェックリストの活用により、学校園及び保育施設からの虐待についての通告が全国平均を上回っており、一定の成果を上げていることが確認できます。その一方で、ケース数が増加しているため、迅速かつ質の高い対応を維持できるよう「明石こどもセンター」の体制を強化していくことも課題となっています。

(8) 地域・家庭・学校の連携

①子どもの安全対策の推進

【「第2期 あかし教育プラン」の施策で目指した姿】

学校における安全教育や安全管理を推進し、子ども自身が、自分の命や体を守るための知識や力を身につける。また、「スクールガード」や「おれんじキャップ」など、地域ぐるみで子どもの安全を見守る活動が推進されている。

【主な取り組み】

- ・ 学校における安全教育の実施
- ・ 防犯カメラ及びモニターの設置及び学校警備員の配置を全小学校で実施
- ・ スクールガード、おれんじキャップ等の活動を推進
- ・ 学校園情報配信システム「すぐメール」の活用
- ・ 全小学生に防犯ブザーを配布
- ・ 毎月15日に「子ども安全の日」運動を実施

【取り組みの成果と課題】

校門に防犯カメラを設置し、学校警備員1名を配置する安全対策をすべての学校で取り組んだことで、学校園への不審者侵入による子どもへの被害を防止し、校内の安全を確保することができ、保護者の安心感につながりました。

学校園情報配信システム「すぐメール」については、保護者へ不審者情報等をメール配信して注意喚起を促したり、学校園からの緊急連絡を行う際に活用しています。

幼児児童生徒1人に対する見守り登録件数（すぐメールの登録者数）については、計画期間内において増加傾向にあり、2020年度末で0.98と目標値（0.94）を上回っていることから、保護者はもちろん、学校関係者や地域住民が連携して子どもの見守り活動などの安全対策を推進しており、安全にかつ安心して学ぶことができる教育環境づくりに対する意識が高まっていることが分かります。

また、スクールガード活動やおれんじキャップなどの地域ぐるみで子どもの安全を見守る活動については、お互いに挨拶を交わすなど、子ども・スクールガード・保護者・学校・警備員などが一体となって地域コミュニケーションの活性化にもつながっています。

スクールガードは高齢化が進んでいるため、地域全体でできるだけ多くの人が関わり、子どもの安全を守っていけるよう、スクールガードの広報や活動紹介を行って意欲を高めたり、保護者の見守り活動への積極的参加を呼びかけていくことが今後の課題となります。

今後も、「地域の子どもは地域で守る」という趣旨のもと、各地域で実施されている子どもの見守り活動等の事業について、「子ども安全の日」運動などを通

じて広く市民に啓発し、安全対策の充実に向けた取組を進めていく必要があります。

②ふるさと教育の推進

【「第2期 あかし教育プラン」の施策で目指した姿】

幼少期から地域の自然や文化に触れる機会を多く持つ取組、市内の貴重な文化遺産や史跡等に触れる機会を設ける取組などを通じて、子どもが「ふるさと明石」への理解と愛着を持つ。

【主な取り組み】

- ・ 社会科、生活科、総合的な学習の時間及び特別活動等で地域教材を教育課程に位置付け
- ・ 小学校社会科副読本「わたしたちの明石」の改訂、活用
- ・ 中学校2年生の全生徒による「トライやる・ウィーク」の実施
- ・ 明石商業高等学校において「明石学講座」を実施
- ・ 明石商業高等学校のホームルーム活動における地域活動への参加

【取り組みの成果と課題】

小学校においては、地域教材を教育課程に位置付け、ふるさと意識を高める学習活動を積極的に実施しました。

小学校社会科副読本「わたしたちの明石」は地域の資料・情報資源として活用しており、直近においては市制100周年記念事業の特集ページを設けたり、SDGsについての内容を充実させるなど改訂を重ね、児童がふるさと明石に関心を持ち、社会に参画していく態度を育成することができました。

「わたしたちの明石」は市外から転入してくる世帯にも配布しており、本市の魅力や施策を知らせることにもつながっています。

「トライやる・ウィーク」では、全ての中学校2年生の生徒がさまざまな社会体験活動への参加を通じて、地域の良さやふるさと意識を再認識する良い契機となりました。

明石商業高等学校における「明石学講座」の実施により、通学している学校周辺への愛着がわくとともに、地域の清掃活動に積極的に参加するなど地域貢献に多くの生徒が取り組むようになりました。

今後は、市内の貴重な文化遺産や史跡等に子どもが触れる機会を増やし、学習にさらに活用できるよう工夫するとともに、校外学習や修学旅行等で伝統文化を体験できるような機会を取り入れていく必要があります。

また、明石商業高等学校については、市内と市外の出身者で知識に差があることを踏まえ、より適切な学習内容となるよう検討を進めることが課題となっています。

③防災教育の推進

【「第2期 あかし教育プラン」の施策で目指した姿】

防災教育や地域と連携した防災訓練を通して、子どもが災害から自らの生命を守るため主体的に行動する力及び発達段階に応じて地域の一員としての自覚を持って行動する態度を育成する。

【主な取り組み】

- ・ 防災教育副読本等の各教科や体験活動での活用
- ・ 地域と連携した防災訓練・避難訓練等の実施

【取り組みの成果と課題】

防災教育の年間指導計画に防災教育副読本等の活用を位置づけ、実践したことで、災害から自らの生命を守るため主体的に行動する力及び発達段階に応じて地域の一員としての自覚を持って行動する態度を育成することができました。

直近においても地震や風水害が発生している中で、計画的・継続的にあらゆる教育活動において、主体的に行動する力、人間として在り方、生き方を考えさせる防災教育を推進していくことが課題となります。

地域の災害特性等から、今後の想定外の災害発生を見据え、地域と連携した実践的な防災訓練や避難訓練を実施し、児童生徒の防災意識を高めることができました。

今後、子どもはもちろん、教職員についても災害発生時における役割分担を明確にし、子どもの安全確保を第一に、安全確認や避難誘導等の適切な対応がとれるよう、理解を深めていくことも今後課題となります。

④開かれた学校づくり

【「第2期 あかし教育プラン」の施策で目指した姿】

各学校のオープンスクールや各就学前施設の園庭開放などを実施することで、学校の日常活動に対して保護者や地域の理解が得られている。また、コミュニティ・スクールをはじめとする地域住民と学校との協働を進め、地域全体で特色ある学校づくりが進められている。

地域住民と学校教育の目標を共有化し、協働した取組を進めるとともに、学校を応援し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを推進する。

【主な取り組み】

- ・ 市内全ての学校区におけるコミュニティ・スクールの推進
- ・ 全学校園及び就学前施設におけるオープンスクールや園庭開放の実施
- ・ 小学校施設の地域開放を実施
- ・ 明石商業高等学校における市民参加講座の実施

【取り組みの成果と課題】

コミュニティ・スクール（学校運営協議会）については、市内の全小中学校区に設置し、取組を推進しており、学校・家庭・地域社会が連携して、育みたい子どもの姿、目指す学校のビジョンを共有し、地域行事等の活動の意義や課題を見つめ直すなどの取組を推進しています。

今後については、学校運営協議会の設置をゴールとするのではなく、学校運営協議会を軸に地域と学校が対話しながら、未来の社会の担い手となる子どもの学びと育ちの充実を図り、社会に開かれた教育課程の実現を目指していく必要があります。

また、全ての学校園において、オープンスクールや園庭開放を実施し、学校園の様子を知ってもらうことで、保護者や地域の理解を得るとともに、保護者の安心感にもつながりました。

小中学校におけるオープンスクール参加割合（保護者）については、2019年度末において小学校が72.3%、中学校が42.9%となっており、目標値（小学校74%、中学校47%以上）を達成することはできませんでしたが、参加割合は増加傾向にあることから、保護者や地域住民が学校活動に高い関心を持っており、開かれた学校づくりが進んでいることが分かります。

一方で、参加する保護者や地域関係者に重なりや偏りも見受けられることから、学校園の日常的な活動について、より幅広く保護者や地域住民に参加いただけるよう、継続的に実施していく必要があります。

また、明石商業高等学校主催の市民参加講座については、商業科のノウハウを活かした市民電卓講座を実施し、講座を通じて学校への理解が深まるとともに、地域との交流の場にもなりました。

(9) 社会情勢の変化への対応

①グローバル化に対応した教育の推進

【「第2期 あかし教育プラン」の施策で目指した姿】

英語等の語学力や異文化理解、自己同一性（アイデンティティ）等を培い、子どもたちがグローバル社会に対応できる力を身につける。また、外国人や外国にルーツのある児童生徒、保護者への支援を充実させることにより、これらの方の日本語習得や子どもの進学、就職を実現する。

【主な取り組み】

- ・ すべての小・中・特別支援学校及び明石商業高等学校に外国人講師を配置
- ・ 多文化共生サポーター・ボランティアの派遣による外国籍児童生徒支援
- ・ 明石商業高等学校の海外修学旅行と海外留学生の受け入れ

【取り組みの成果と課題】

授業以外でのALT（外国語指導助手）の活用が増えたことにより、児童生徒と触れあう時間も増え、授業以外で英語を使用する場面ができました。このことは、児童生徒が、英語を学ぶ意義や意欲を持つ良い効果となっています。

また、日常生活にALTが自然に存在することで、多文化共生の意識も自然と身につけていく効果も生んでいます。

今後は、ALT活用の効果や課題を客観的調査により把握することにより、授業改善や施策の改善に活かすことが重要となります。また、ALTの配置人数、配置時間の拡充、また授業以外でのALTのさらなる活用も課題となってきます。

2020年度からは、小学校での英語教育が開始され、より早い時期から外国語に馴染む機会を持つことができます。一方、学習初期のつまづきが、英語への苦手意識につながらないよう、英語に親しむ工夫もあわせて必要となります。

多文化共生サポーター・ボランティアについては、外国にルーツをもつ児童生徒、保護者にとって心のよりどころとなっています。日本の学校文化に慣れるだけでなく、学習言語についてもサポートを受けているため、進路実現のためのとても有効な力になっています。もっとも、これらの制度は来日から2年目までに限られることから、それ以降も継続して進路実現のためのサポートを継続することが課題となります。今後、外国にルーツを持つ児童生徒はますます増加していく傾向にあり、サポート体制を充実させていくことも課題となります。

明石商業高等学校では、海外への修学旅行や、海外からの留学生の受け入れを通して、生徒が文化の違いを理解し、考え方や行動の変容が見られました。近年では、新型コロナウイルス感染症により海外との交流が難しくなっていることから、対面交流に代わる新たな国際交流の形を模索する必要があります。

②キャリア教育の充実

【「第2期 あかし教育プラン」の施策で目指した姿】

就学前施設、小・中学校の連携を図りながらキャリア教育を実施することにより、子どもたちがキャリア形成に向けて必要となる能力、基礎が養われる。また、高等学校において、特別活動や授業等を通じて自立した社会人としての能力を養う。

【主な取り組み】

- ・ 小・中学校版「キャリアモデルノート」の活用
- ・ プロから学ぶ創造力育成事業の実施
- ・ 明石商業高等学校在校生による企業見学、インターンシップ

【取り組みの成果と課題】

小中学校の連携を図ることで、小学校1年生から中学校卒業までの長期的な視点でなりたい自分をイメージしたキャリア教育に取り組むことができています。また、市内の中学2年生が参加する「トライやるウィーク」活動を通じて将来について考える機会となっています。今後は、小中一貫教育校や校区UNITなどを通して、校種を超えて、また、様々な人の関わりの中でキャリア教育を推進することが重要となります。

明石商業高等学校では、企業見学やインターンシップなどにより、実際に職場を体験して、納得した進路の選択ができています。今後も、多くの活きた情報提供により適切な選択ができるよう指導していきます。

③環境教育の推進

【「第2期 あかし教育プラン」の施策で目指した姿】

自然の不思議さ、畏敬の念、生命を大切にしようとする気持ち、ごみ問題など身近な事柄から、地球温暖化などの地球規模の事柄まで幅広く取り組み、子どもたちが発達段階に応じて環境と社会との環境について理解を深める。

【主な取り組み】

- ・ 環境教育副読本の活用
- ・ 総合学習の時間を活用した環境学習
- ・ 小学校の生活科で、地域の自然にふれ合う学習を実施
- ・ かいぼり体験や地引網体験、稲作体験や野鳥観察など、技術指導員や地域ボランティアを活用した学習を実施

【取り組みの成果と課題】

環境教育と体験型学習との関連を図ることで、人や自然、地域社会とふれあう中で実体験を通じた環境学習を実施することができました。

今後も体験型学習との関連を図りながら、命の営みや大切さを知ること、ふるさと意識を育むこと、自分で考え、主体的に判断し行動することで、よりよく問題を解決する力を育むこと、生命に対する畏敬の念、感動する心、また、共に生きる心を育むことなどをさらに充実していくことが課題となります。

④主権者教育の推進

【「第2期 あかし教育プラン」の施策で目指した姿】

授業や特別活動での取組を通じて、子どもが、国や社会の問題を自己の問題として捉え、自ら考え、判断し、行動する主権者となる意欲や態度を養う。

【主な取り組み】

- ・ 副読本を活用した主権者意識の醸成や政治的教養の育成
- ・ 選挙管理委員会事務局と連携した選挙啓発セミナー、模擬選挙の実施
- ・ 選挙権を有する者の年齢が満18歳に引き下げられたことを踏まえ、明石商業高等学校の3年生全員に主権者教育講座を実施

【取り組みの成果と課題】

上記のように、主権者教育に積極的に取り組んでいますが、依然として、若年層の投票率は他の世代と比べて低い状況にあります。

そこで、小学校段階から社会科の学習を中心に、政治のしくみや課題を自分ごととして捉え、政治への興味・期待を高められる指導の工夫が必要です。

また、学校の授業だけでなく、地域のまちづくり活動を通して、行政や政治が自分たちの生活にどのように関わっているかを学ぶ機会を増やすことも重要です。

2 策定アドバイザー

氏 名	役 職
五百住 満	梅花女子大学 教授
川上 泰彦	兵庫教育大学大学院 教授

3 計画策定の経過

年 月 日	項 目	内 容 等
2020年2月19日	定例教育委員会 (令和2年第3回)	・あかし教育プランの改定に向けた取り組み概要について報告
2020年11月27日	アドバイザー協議	・あかし教育プランの改定作業の進め方について協議
2021年3月17日	定例教育委員会 (令和3年第6回)	・あかし教育プランの改定作業の1年延期及び第2期あかし教育プランの計画期間1年延長を議決
2021年3月18日	アドバイザー協議	・第2期あかし教育プランの振り返りについて協議
2021年5月10日	定例教育委員会 (令和3年第9回)	・あかし教育プランの改定に当たっての基本的な方針について報告
2021年5月19日	定例教育委員会 (令和3年第10回)	・第3期あかし教育プラン(素案)の中間報告(第2期あかし教育プランの振り返り)
2021年6月29日 2021年7月16日	アドバイザー協議	・第3期あかし教育プランの骨子案について協議
2021年4月～8月	担当者会議(指導主事職員等との協議)	・第3期あかし教育プランの基本理念及び各方策について協議(合計10回)
2021年10月1日～ 2021年10月7日	小学校・中学校・特別支援学校 校長会 幼稚園園長会	・第3期あかし教育プラン(素案)の報告
2021年10月5日～ 2021年10月21日	学校園への意見照会	・第3期教育プラン(素案)に対する学校園現場への意見照会

年 月 日	項 目	内 容 等
2021年10月26日	定例教育委員会 (令和3年第20回)	・第3期あかし教育プラン(素案)の報告
2021年11月2日	定例教育委員会 (令和3年第21回)	・第3期あかし教育プラン(素案)の修正報告
2021年11月16日	保育施設長会	・第3期あかし教育プラン(素案)の報告
2021年11月16日～ 2021年12月7日	保育施設への意見照会	・第3期教育プラン(素案)に対する保育施設現場への意見照会
2021年12月13日	定例市議会 文教厚生常任委員会	・第3期あかし教育プラン(案)の報告
2021年12月15日～ 2022年1月14日	意見公募手続 (パブリックコメント)	・第3期あかし教育プラン(案)に対する意見募集
2022年1月25日	定例教育委員会 (令和4年第2回)	・第3期あかし教育プラン 意見公募結果について
2022年2月22日	定例教育委員会 (令和4年第4回)	・第3期あかし教育プランの策定
2022年3月10日	定例市議会 文教厚生常任委員会	・第3期あかし教育プラン策定の報告

4 計画策定過程への市民参画状況

(1) 学校園の意見照会

実施期間 2021年10月5日(火)～2021年10月21日(木)

意見の提出状況 件数 2

意見数 44

(2) 保育施設への意見照会

実施期間 2021年11月16日(火)～2021年12月7日(火)

意見の提出状況 件数 0

意見数 0

(3) 意見公募手続（パブリックコメント）

実施期間 2021年12月15日（水）～2022年1月14日（金）

意見の提出状況 件数 1

意見数 1

第3期 あかし教育プラン

(明石市教育振興基本計画)

2022年2月 発行

発行 / 明石市

〒673-8686

明石市中崎1丁目5番1号

TEL : 078(918)5054

編集 / 明石市教育委員会事務局 総務課

明石市ホームページ

<http://www.city.akashi.hyogo.jp/>

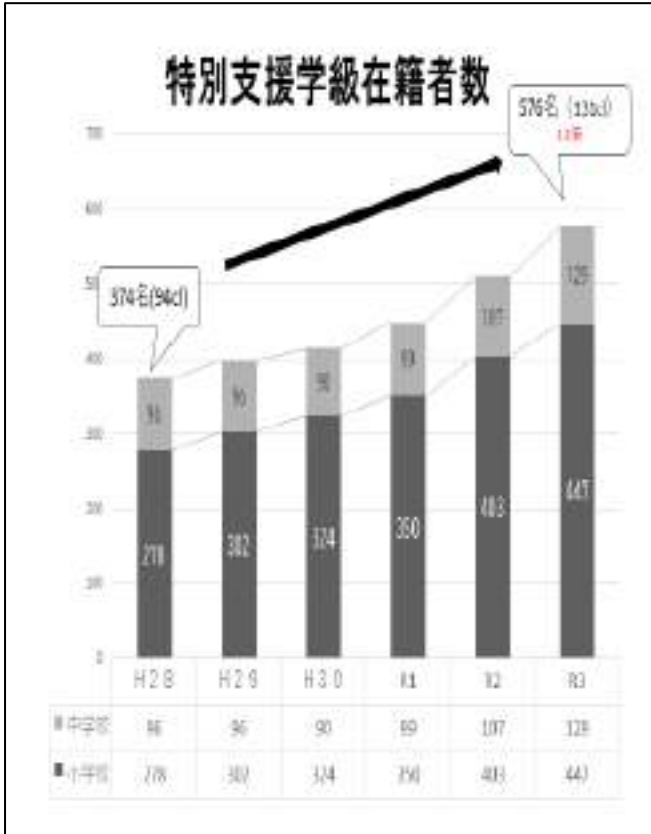
明石市教育委員会ホームページ

<http://www.edi.akashi.hyogo.jp/kyoiku/>

個々の特性に応じた特別支援教育の充実について

1 現状

近年、特別支援学級在籍者は年々増加し、通常学級においても発達障害等の特性を有し、支援が必要だと思われる児童生徒の割合が増加しています。医療的ケアが必要な児童も特別支援学級および通常学級に在籍している状況です。



このような状況の中、本市においては障害の有無及び程度、年齢、性別等にかかわらず誰もが充実した学びと達成感が得られる特別支援教育を推進するために、下記のような取り組みを行っています。

(1) 人的支援

- ・通常学級に在籍する発達障害等の児童生徒への支援のために特別支援教育指導員を68名配置しています。
- ・特別支援学級に在籍する児童生徒の介助にあたる介助員を87名配置しています。
- ・明石養護学校だけではなく、吸引や経管栄養等が必要な医療的ケア児に対応するための看護師を小学校に4名配置しています。
- ・児童生徒の状況により、年度途中に人的支援が追加で必要になった場合、学校の要望等を踏まえて検討した上で、特別支援教育サポーターの配置も随時行っています。
- ・特別支援教育巡回指導員(大学教授や精神科医、臨床心理士等)を学校園、保護者の要望に応じて派遣し、教職員への指導を実施しています。

(2) 環境整備

- ・障害のある児童生徒が安心して生活し学べるように、エレベーターやスロープ等の設置、児童生徒の特性や在籍人数に応じた教室環境の整備を進めています。
※令和3年度エレベーター設置校 中学校全校、小学校16校に設置済み(28校中)
- ・視覚障害児に関しては拡大教科書や単眼鏡、拡大鏡、実物投影機などのICT機器を整備しています。
- ・その他、児童生徒個々の特性に応じて、様々な合理的配慮を行っています。
- ・明石こころのホスピタル児童思春期病棟に入院している児童生徒に対し、病弱特別支援学級を開設し教職員を配置しています。教職員は医師や看護師・心理士等と連携しながら、対象の児童生徒への学習支援や自立活動等を指導し、児童生徒が原籍校での学習や生活にスムーズに戻るよう教育を行っています。

2 課題

今後の課題としては、主に以下の2点が挙げられます。

(1) 教職員の専門性の向上

特別支援学級に在籍する子どもが年々増加傾向にあり、特別支援学級担任の育成が急務となっています。また、通常学級に在籍する児童生徒への支援も多様化しており、教職員全体の特別支援教育の専門性を高めていくことも喫緊の課題であると考えます。

(2) 学習環境のより一層の整備

介助員や特別支援教育指導員等を配置して、特別な支援が必要な児童生徒の支援を実施していますが、年々、児童生徒の多様化が進む中で、ともに学ぶための通常学級との交流が十分にできていない現状があります。また、肢体不自由児等が小中学校で安全・安心に生活し、交流授業にも積極的に参加できるようにするためにはエレベーターやスロープなどの更なる整備が必要です。

3 今後の取組

上記の課題の克服に向けて、主に以下の4点について取り組みます。

(1) 「個別の学び支援システム」の導入

本システムは、特別支援学級に在籍する児童生徒だけではなく、通常学級に在籍する発達障害等の特別な支援を要する児童生徒にも活用できるシステムであり、「指導計画作成支援ツール」「教材」「研修動画」を一体で運用できるシステムです。本システムを活用することで、以下の効果を得ることができます。

- ① 各教職員の経験に頼ることなく、特別支援学級等の経験がない教職員であっても児童生徒の客観的なアセスメント結果をもとにした最適な指導計画等が作成できるようになります。
- ② 指導にあたっては指導計画に準拠した教材が活用できることに加え、教職員が児童生徒に対する具体的な指導方法を必要に応じて動画として視聴することができるようになります。

以上①～②により、教職員の資質向上が図られ、児童生徒においても個々の特性に応じた客観的な指導を教職員から受けることができるようになるとともに、保護者や関係機関と連携をして児童生徒の支援を継続的に実施できるようになります。

(2) 特別支援学級担任研修の充実

新学年の始業式前にも研修を実施するなど、特別支援学級担任に対して、これまで以上に研修内容を充実させ、資質能力の向上を図ります。

(3) 介助員、特別支援教育指導員、看護師等の特別支援教育支援員の増員予定

本市は県下の他市町と比べても、特別な教育的ニーズのある児童生徒に対する支援員の配置は充実しています。来年度は特別支援学級在籍者数の更なる増加に対応するとともに、通常学級における特別な教育的ニーズのある児童生徒に対する支援も充実させるために、介助員や指導員等の支援員を増員します。

・介助員 9名

特別支援学級在籍児童生徒の個別支援や交流学习等が効果的に実施できるようにするために配置します。

・特別支援教育指導員 10名

通常学級在籍の特別な支援が必要な児童生徒に対して個別の学習支援等が効果的に実施できるようにするために配置します。

・看護師 2名

通常学校に在籍中の現在4名の医療的ケア児の他に、新たに2名が在学する予定であり、吸引や経管栄養等の医療的ケアに対応するために配置します。

(4) 学習環境の整備

障害のある児童生徒だけではなく、すべての児童生徒が安心して生活し学べるように、エレベーターやスロープ、多目的トイレ等の整備を進めるなど、教室環境の整備を進めていきます。

市立中学校における「明石市標準服」の導入について

本市では、すべての人が性別に関わりなく互いの個性を尊重し、いきいきと生活を送ることができるジェンダー平等社会の実現に向けた取組を進めているところです。

現在、各市立中学校においては、性別に関わらず着用することができる「ジェンダーレス制服」について、導入または検討しているところであり、本市においても、生徒の多様な選択肢の一つとして選ぶことができる「明石市標準服(制服)」の導入を進めていきます。

1 「明石市標準服」の位置づけ

現行の各中学校の制服に加え、保護者や生徒が希望する場合には、「明石市標準服」を着用して学校生活を送ることができるもの。各中学校においては、現行の制服と「明石市標準服」が混在することとなりますが、状況に応じた柔軟な対応を図っていきます。

2 「明石市標準服」のデザイン・仕様等

デザイン・仕様等については下記のポイントを踏まえ、決定に向けた作業を進めていきます。

- (1) 性別に関わりなく着用することができるもの、いわゆるジェンダーレスであること。
- (2) 令和5年4月に、希望するすべての生徒が着用可能となるように、供給・流通体制が整備できるもの。
- (3) 多くの生徒、保護者、教職員、市民等に支持される、機能性・デザイン性・耐久性等を備えたもの。
- (4) 現行の各中学校制服の平均的な価格帯で購入可能なもの。

3 導入に向けたスケジュール

○令和4年2月～3月

明石市標準服検討準備会(作業部会)

児童生徒と保護者の意見(アンケート)、及び上記のポイントを踏まえ、デザイン・仕様等の案を作成。

(検討準備会の構成) 教育委員会事務局職員、LGBTQ+/SOGIE施策担当職員、教職員、制服メーカー等

○令和4年4月～7月

明石市標準服検討委員会

作業部会の案を参考に、明石市標準服としてふさわしいと考えられるデザイン・仕様等に対する提言を策定。

※提言策定の過程で、デザイン・仕様案に関する児童生徒・保護者を対象としたアンケートの実施を予定。

(検討委員会の構成) PTA代表、学校長、学識経験者等

○令和4年8月

明石市標準服検討委員会の提言を受け、教育委員会において「明石市標準服」のデザイン・仕様等を決定。

○令和5年4月(予定)

明石市標準服の導入

2022年度(令和4年度) 組織改正案について

1 基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症の収束がまだ見通せず、様々な分野で影響が続く中、本市では、感染症対策に全庁をあげて最優先で取り組んでいます。

新年度においては、引き続き市民の命と健康を守る取り組みを最優先に行うとともに、新たにスタートする「あかしSDGs推進計画(第6次長期総合計画)」の効率的・効果的な推進を図るため、各局における新たな行政課題に対応した室・課等の設置や、職員配置の弾力的な運用に向けた組織の統廃合・見直しを行い、柔軟で円滑な事務執行体制の整備を図ります。

2 改正の概要

P.3～「2022年度(令和4年度)組織改正総括表(案)」のとおり

※改正後の組織の規模

〔現行〕 11局40室74課177係

〔改正〕 11局40室73課169係 (1課減、8係減)

3 各局の組織改正の概要

(1)政策局

新年度から取り組む「あかしSDGs推進計画(第6次長期総合計画)」の推進を図るため、インクルーシブの取組やLGBTQ+をはじめ、重要な課題であるジェンダー平等に係る取組を統合的かつ効率的に推進するため、新たに「ジェンダー平等推進室」を設置します。

また、新庁舎整備などハード面も含め、本市の重点施策の推進に係る企画調整を効率的・効果的に推進するため、SDGs推進室とプロジェクト推進室を「企画・調整室」に統合・再編します。

また、本のまち推進室をシティセールス推進室に統合し、同室内に「本のまち推進課」を設置することにより、市の魅力発信・創造とあわせて、一層の「本のまち明石」の推進を図ります。

(2)総務局

今年度、情報管理課にICT担当を配置し進めてきた行政デジタル化について、新たに策定する明石市行政DX推進方針に基づき、市民サービスの向上と業務の効率化を進めるため、「デジタル推進課」を新設します。

(3)市民生活局

気候非常事態宣言を表明している本市として、再生エネルギーの活用など、脱炭素社会や自然共生社会の実現に向けた取組を推進するため、「環境創造課」を新たに設置します。

(4)こども局

明石こどもセンターの「こども通学・面会等支援課」を「総務課」に統合し、一時保護した子どもに対する通学や面会などを含め、総合的な支援を行います。

(5)都市局

下水道総務課の総務係と経営係の事務分担を見直すとともに、経営係の名称を計画係に変更し、下水道事業の各種計画に係る調整・推進等を図ります。

(6)水道局

水道局の総務担当と経営担当の事務分担を見直すとともに、経営担当を「経営企画担当」に改め、阪神水道企業団からの受水に係る協議や経営戦略の進捗管理など課題への対応を図ります。

(7)教育委員会

総務課、学校管理課、青少年教育課を所管する「教育企画室」を新設し、室・担当制を導入することにより、柔軟な人員配置や事務分担を行える体制とします。

(8)その他

職員に対する不利益処分に関する審査請求の審査など公平委員会事務局の事務について、独立性を担保するため、総務局の総務課職員の併任から、監査事務局職員の併任に変更します。

4 改正の手続

事務分掌規則の改正を行い、2022年4月1日の実施を予定しています。

2022年度（令和4年度） 組織改正総括表（案）

改正案（2022年4月1日）			現 行（2021年4月1日）		
1 市長事務部局			1 市長事務部局		
局	室・課	係 等	局	室・課	係 等
政策局	シティセールス推進室		政策局	シティセールス推進室	
	広報課			広報課	
	シティセールス推進課			シティセールス推進課	
	天文学館			天文学館	
	本のまち推進課			<u>（新設）</u>	
<u>企画・調整室</u>	<u>SDGs推進室</u>				
<u>ジェンダー平等推進室</u>	<u>（新設）</u>				
<u>（削る）</u>	<u>本のまち推進室</u>				
<u>（削る）</u>	<u>プロジェクト推進室</u>				
総務局	総務管理室	略	総務局	総務管理室	略
	総務課			総務課	
	情報管理課			情報管理課	
	<u>デジタル推進課</u>			<u>（新設）</u>	
	工事検査課			工事検査課	
市民生活局	環境室	総務係	市民生活局	環境室	総務係
	環境総務課			環境総務課	
		<u>（削る）</u>			自然環境係
		<u>（削る）</u>			
	<u>環境創造課</u>	略	<u>（新設）</u>		略
	環境保全課	略	環境保全課		略
	資源循環課	略	資源循環課		略
	収集事業課	略	収集事業課		略
産業廃棄物対策課	略	産業廃棄物対策課		略	
あかし動物センター	略	あかし動物センター		略	
こども局	明石こどもセンター	略	こども局	明石こどもセンター	略
	総務課			総務課	
	緊急支援課			緊急支援課	
	こども支援課			こども支援課	
	<u>（削る）</u>			<u>こども通学・面会等支援課</u>	
	さとおや課			さとおや課	
こども保護課	こども保護課				
都市局	下水道室	総務係 計画係 業務係 排水設備係	都市局	下水道室	総務係 経営係 業務係 排水設備係
	下水道総務課			下水道総務課	

改正案（2022年4月1日）			現行（2021年4月1日）		
2 水道局			2 水道局		
局	室・課	係 等	局	室・課	係 等
水道局	総務担当	総務係 財務係	水道局	総務担当	総務・管理係 (新設)
	経営企画担当	経営企画係		経営担当	経営係
	業務担当	略		業務担当	略
	工務担当	略		工務担当	略
	浄水担当	略		浄水担当	略
3 教育委員会			3 教育委員会		
局	室・課	係 等	局	室・課	係 等
教育委員会事務局	教育企画室		教育委員会事務局	(新設)	
	総務担当	(削る)		総務課	企画総務係
		(削る)			人事給与係
		(削る)			学事係
	学校管理担当	(削る)		学校管理課	財務係
		(削る)		(新設)	教育施設係
	青少年教育担当				
	学校給食課	略		学校給食課	略
学校教育課	略	学校教育課	略		
児童生徒支援課	略	児童生徒支援課	略		
(削る)	(削る)	青少年教育課	育成係		
	(削る)		学校図書支援係		
○組織の規模			○組織の規模		
11局 40室 73課 169係 (1課減 8係減)			11局 40室 74課 177係		
〔 市長事務部局 7局 36室 59課 125係 〕			〔 市長事務部局 7局 37室 57課 127係 〕		